

平成 23 年度

包括外部監査の結果報告書

基盤整備事業に関する事務の執行及び管理について

岐阜県包括外部監査人
公認会計士 高橋 浩彦

目次

第1部 監査の概要	1
第1. 監査の種類	1
第2. 選定した特定の事件	1
第3. 監査対象年度	1
第4. 監査対象部局	1
第5. 監査実施期間	1
第6. 事件を選定した理由	1
第7. 監査の要点	2
第8. 主な監査手続	2
第9. 監査従事者	4
第10. 利害関係	4
第2部 行財政改革アクションプランの概要	5
第1. アクションプラン策定の経緯	5
第2. アクションプラン策定の前提となった岐阜県の財政状況	6
第3. 財源不足解消に向けた基本的な考え方	7
第4. 財源不足解消に向けた取組み	8
第5. フォローアップ状況	14
第6. 歳出予算の状況	20
第7. 基盤整備事業費の決算額の推移	22
第8. 県債発行額等の推移	24
第3部 基盤整備事業の概要	26
第1. 県土整備ビジョンの概要	26
第2. 道路整備の方針	30
第3. 治水対策の方針（岐阜県新五流域総合治水対策プラン）	33
第4. 土砂災害対策の方針（八山系砂防総合整備計画）	39
第5. 農業・農村の基盤整備の方針（ぎふ農業・農村基本計画）	43
第6. 森林整備の方針	50
第7. 岐阜県における公共事業総合コスト改善対策に関する新行動計画	54
第8. 行政機構図	57
第4部 監査の結果及び意見	59
第1. 道路事業	59
第2. 河川及び砂防事業	105

第 3. 農林事業.....	140
第 4. 契約事務及び事業評価.....	176

第 1 部 監査の概要

第1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 の規定に基づく包括外部監査

第2. 選定した特定の事件

基盤整備事業に関する事務の執行及び管理について

第3. 監査対象年度

平成 22 年度を監査の対象とした。ただし、必要に応じて過年度まで遡及するとともに、平成 23 年度の一部についても監査の対象とした。

第4. 監査対象部局

農政部、林政部、県土整備部及び都市建築部

第5. 監査実施期間

平成23年4月1日から平成24年3月20日まで

第6. 事件を選定した理由

岐阜県は県土の 8 割を森林が占め、山岳地帯を有し、木曾川、長良川、揖斐川の木曾三川をはじめとした河川も多く有する自然豊かな地理的環境にある。この地理的環境は、落石、地すべり、土石流、雪崩、台風や豪雨による河川の氾濫・家屋の浸水などの自然災害が発生しやすい環境であるともいえる。平成 22 年 7 月 15 日から 16 日にかけての中濃・東濃地域を中心とした記録的な豪雨災害「7.15 豪雨災害」は、県内各地に甚大な被害をもたらし、土石流、がけ崩れ、河川の氾濫等により、死者 4 名、行方不明者 2 名、全壊・半壊・一部破損家屋 15 棟などの被害が発生したところである。

さらに、近年の発生が予測されている東海・東南海地震や活断層による直下型地震の発生による被害も懸念されており、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の甚大な被害を目の当たりにし、災害時に備えた基盤整備は急務の課題である。

また、岐阜県は、県が直面すると考えられる課題を長期的な視点から検討したうえで、

地域の活力と暮らしの安心・安全を実現するため、平成 21 年 3 月、「岐阜県長期構想」、「岐阜県行財政改革指針」を策定した。この指針では、平成 21 年度から平成 24 年度までの 4 年間で「緊急財政再建期間」と位置づけており、その具体的な取組みとして「岐阜県行財政改革アクションプラン」を平成 22 年 3 月に公表している。

アクションプランでは、平成 22 年度から平成 24 年度までの間に、構造的な財源不足の段階的な解消を目指しており、社会基盤整備に係る予算に関しても、抑制が必要とされている。しかし、生命や財産に被害が及ぶ危機や不安から県民を守ることは県政の責務であり、上記財政再建下にあっても、「暮らしの安全・安心確保プロジェクト」や「自然災害死者ゼロプロジェクト」は、重点プロジェクトと位置付けられている。

よって、財政再建下の限られた財源が、必要とされる事業に時期を逸することなく活用されるよう、県民の安心・安全を目的とした県の基盤整備事業が、関係法令、条文規則等に従い適法に行われていることはもとより、適切かつ効率的に、また経済性をも考慮して実施されているかを検証するために、監査テーマとして選定した。

第7. 監査の要点

- (1) 工事や維持管理に際しては、岐阜県の諸計画と整合性が取られているか
- (2) 請負工事及び委託業務の入札が関連法令や条文等に準拠して行われ、透明性・公平性・競争性が確保されているか
- (3) 請負工事及び委託業務の入札が適切に実施され、コスト削減が図られているか
- (4) 施設の維持管理のため、岐阜県が管理する施設の状態の網羅的な把握や評価が行われ、その情報の整備が適切に行われているか
- (5) 計画と実績の把握が適切に行われ、進捗状況が把握されているか
- (6) 施設が機能を発揮するため、適切な維持管理が行われているか
- (7) 災害への対策が県民の安心・安全を確保するように行われているか

第8. 主な監査手続

- (1) 事業概要を把握し、関係法令、条文、規則等の根拠規定を確認及び事務の手続きの流れ等を確認した。
- (2) 現地機関（土木事務所及び農林事務所）に往査し、岐阜県の諸計画に沿った事業の執行が適正かつ効率的に行われているか、関係諸帳簿及び証拠書類等の確認をした。
- (3) 施設の現地視察を実施した。
- (4) その他監査の実施過程で必要と認められた監査手続を行った。

可茂土木事務所については、台風15号（平成23年9月20日～21日）により、東濃から中濃地域にかけ大雨による浸水被害や土砂崩れが発生し、災害復旧対応を優先する必要があったため、予定していた往査を見送った。

第9. 監査従事者

包括外部監査人	公認会計士	高	橋	浩	彦
同 補助者	公認会計士	杉	原	弘	恭
同 補助者	公認会計士	大	橋	正	明
同 補助者	公認会計士	浅	野	寿	美
同 補助者	公認会計士	道	家	秀	幸
同 補助者	公認会計士	島	田	信	一
同 補助者	公認会計士	下	村	信	明
同 補助者	公認会計士	佐	藤	幸	秋
同 補助者	公認会計士	浅	野	浩	隆
同 補助者	公認会計士	森			健
同 補助者	公認会計士	清	水	秀	和
同 補助者	公認会計士試験合格者	山	崎	諒	子
同 補助者	公認会計士試験合格者	保	坂	憲	彦

第10. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2部 行財政改革アクションプランの概要

第1. アクションプラン策定の経緯

岐阜県では、本格的な人口減少など大きな時代の変化を正面から見据え、長期的な視点で県が直面すると考えられる課題を検討したうえで、地域の活力と暮らしの安心・安全を実現するために、平成30年までの10年間に県が取り組むべき政策を県民に提示するため、平成21年3月に「岐阜県長期構想」を策定した。

この構想で示した政策を実現するためには、持続可能な財務基盤の確立が急務であることから、「岐阜県長期構想」の策定と併せ、今後10年間の行財政改革の方向性を明らかにした「岐阜県行財政改革指針」を策定し、行財政改革の取組みを進めている。当該指針においては、平成21年度から平成24年度までの4年間を「緊急財政再建期間」と位置づけ、段階的に財政構造の転換を図ることとし、その間、あらゆる角度から現在の財政構造を見直し、平成25年度当初予算において、構造的な財源不足の解消を目指すこととしている。

岐阜県はこの指針の取組を実現させるため、平成21年4月に「行財政改革推進本部」を立ち上げ、財源不足の解消に向けた具体的な取組を検討し、平成22年度から平成24年度までの3年間における構造的な財源不足を解消させるため「行財政改革アクションプラン」を策定した。

第2. アクションプラン策定の前提となった岐阜県の財政状況

平成16年度から実施された国の「三位一体改革」などによる一般財源の大幅な減少や、社会保障関係経費などの義務的経費の大幅な増加、公債費の増加により財政状況が極めて厳しくなったことから、岐阜県は平成18年3月に「行財政改革大綱」を策定し、公共投資を抑制するとともに、職員定員の削減、事務事業の見直しなどの取組を進めることとした。

しかしながら平成20年のアメリカのリーマン・ショックに端を発した世界同時不況の影響により、県税収入が大幅に減少したことから、一段と県の財政状況は厳しくなり、平成22年度以降の3年間は毎年300億円程度、総額で920億円の財源不足が発生することが見込まれた。

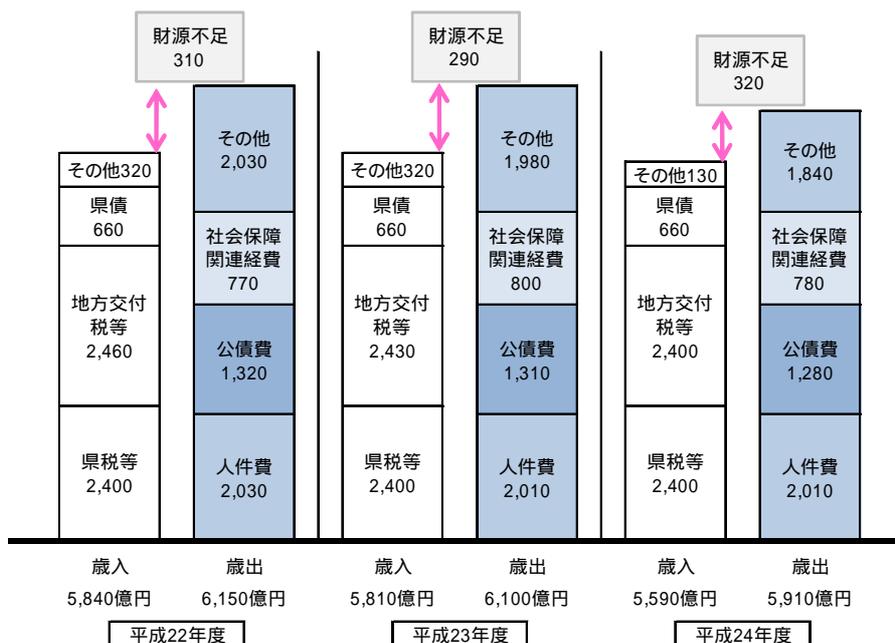
そして、何も対策を講じない場合は、財政再生団体（1）への転落も危惧されることとなった。

1 「財政再生団体」

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、岐阜県の場合、実質赤字比率が3.75%を超えると「早期健全化団体」、5%を超えると「財政再生団体」に転落することになるため、約170億円を超える赤字額となれば「早期健全化団体」、約225億円を超える赤字額となれば「財政再生団体」に転落する可能性がある。

財政再生団体になった場合、国の管理下に置かれ財政再建を目指すこととなり、起債（借金）に制限が加えられたり、大幅な給与カットや職員の削減、さらには教育や福祉を含むあらゆる分野の住民サービス水準の見直しなど厳しい県政運営が求められる。

平成22年度以降3年間の財源不足額見込み(プラン策定時) 県費ベース(一般財源に県債を加えたもの)(単位:億円)



第3. 財源不足解消に向けた基本的な考え方

岐阜県は、財源不足解消に向けた見直しにあたっては、次の考え方を基本とすることとした。

1. 基本的な考え方

- (1) 赤字予算、「財政再生団体」への転落回避
- (2) 県民生活への配慮や未来の岐阜県を見据えた政策の展開

厳しい財政状況の中でも、県民の生命・安全安心の確保や、岐阜県の活力づくり、人づくり等の分野は優先的に存続を図るなど、県民生活への影響や、未来の岐阜県づくりにできる限り配慮する観点から、メリハリをつけた見直しを実施。

【配慮する分野】

医療・福祉 子育て支援 暮らしの安全・安心 雇用創出・人材育成
中小企業支援 新規市場開拓 ぎふ清流国体 など

- (3) 構造的な財源不足の段階的な解消

平成 24 年度までの「緊急財政再建期間」中の財源対策総額について、「歳出削減対策」、「人件費の削減」、「歳入確保対策」の 3 つの対策を実施し、平成 25 年度当初予算までの間に、段階的に構造的な財源不足を解消。

2. 推進体制

- (1) 行財政改革推進本部

平成 21 年 4 月 7 日に、知事を本部長、副知事を副本部長、部長等を本部員とする「行財政改革推進本部」を立ち上げ、行財政改革の大きな方向性について検討。

- (2) 分科会

行財政改革推進本部の中に課長をリーダーとする「外郭団体」「公の施設」「組織」「情報システム」「事業見直し」「予算編成等」「歳入確保」の 7 つの分科会を設置。

個別に設定された調査・研究事項について、業務に直接関係のない職員も加わることにより、全庁体制で議論を推進。

3. 検討のプロセス

- (1) 「分科会案」の作成
- (2) 市町村、関係団体等との意見交換
- (3) 意見交換を踏まえた所管部局による検討

第4. 財源不足解消に向けた取組み

岐阜県は、財源不足解消に向け、以下の取組を実施することとした。以下の取組内容は、アクションプラン記載のとおり。

1. 歳出削減対策 削減効果額計 (1): 約 373 億円 (プラン策定時 3 ヶ年計)

1 削減効果額：平成 21 年度に見込んだ中期財政試算額と各年度当初予算との差額

(1) 県事業の見直し 削減効果額：約 202 億円 (プラン策定時 3 ヶ年計)

政策経費 (削減効果額：約126億円)

事業の優先度に応じた見直しを行う。

縮小・廃止...165事業 (全事業数...268事業) 2

2 事業数は県費 1 千万円以上の事業

施設・情報システム等の管理経費 (削減効果額：約58億円)

施設等の管理経費については、管理内容の更なる見直しを行い、10%程度削減する。

情報システムの管理経費については、新規開発、機器更新を原則凍結するなど、

一時コストを抑制するとともに、運用コストを20%程度削減する。

縮小・廃止...96事業 (全事業数...139事業)

投資的事業 (削減効果額：約18億円)

交通安全や自然災害への備え、既存のインフラを将来にわたって活用するための補修・修繕等を最優先させることを基本とする。

(2) 公の施設等の見直し 削減効果額：約 23 億円 (プラン策定時 3 ヶ年計)

見直しの考え方

- ・施設で実施している個々の事業の必要性について、見直しを行う。
- ・管理手法について、指定管理者制度の導入による維持管理経費の見直しを行う。
- ・費用対効果、サービス内容の観点から、経費削減の見直しを行う。

対象とした施設

- ・92施設 (県の公の施設のうち88施設と公の施設以外で対象に加えた4施設)

見直しする施設

- ・46施設 (特別養護老人ホーム、障害者支援施設、児童養護施設などの福祉施設や県民生活に関わりが深い県営住宅などの施設を除き、見直しを行う。)

見直し内容と施設数

・休廃止する施設	[9 施設]
・機能を見直す施設	[8 施設]
・事業主体を変更する施設(譲渡又は管理移管を含む)	[6 施設]
・指定管理者制度を導入する施設	[7 施設]
・事業縮小などにより経費削減を図った施設	[16 施設]

(3) 外郭団体の見直し 削減効果額：約 9 億円 (プラン策定時 3ヶ年計)

見直しの考え方

- ・各団体で実施している個々の事業の必要性について見直しを行う。
- ・費用対効果の観点から、経費削減の見直しを行う。

対象とした団体

- ・35団体(県の出資・出捐率が25%以上の団体)

見直しする団体

- ・24団体((社福)岐阜県福祉事業団など、人的あるいは財政的な県の関与が小さい団体(11団体)を除き、見直しを行う。)

見直し内容と団体数

・解散する団体	[4 団体]
・統合する団体	[4 団体]
・運営の見直しや事業の縮小により経費削減を図る団体	[6 団体]
・補助金・委託料を削減した団体	[10 団体]

(4) 補助金の見直し 削減効果額：約 139 億円 (プラン策定時 3ヶ年計)

見直しの考え方

次の観点から対象事業を点検し、事業費や補助率等に関して見直しを行う。

- ・進捗調整(1)が可能な事業かどうか
- ・終期を迎える事業の継続性の必要性
- ・継ぎ足し補助金(2)の必要性
- ・他の都道府県の実施状況や補助水準等
 - 1...事業実施の期間を延長することで、1年当たりの事業費を削減するもの
 - 2...国庫補助事業に県が独自に上乗せしている補助金

市町村補助金（削減効果額：約97億円）
縮小・廃止...50事業（全事業数...66事業）

各種団体等補助金（削減効果額：約42億円）
縮小・廃止...57事業（全事業数...87事業）

2. 人件費の削減 削減効果額計：約 297 億円（プラン策定時 3ヶ年計）

定員削減を着実に実施するとともに、人口同規模県で最少となる職員数で職務を遂行できる組織への見直しを行う。また、緊急財政再建期間中の臨時的な措置として、職員給与の抑制を実施する。

(1) 職員定員の削減 削減効果額：約 25 億円（プラン策定時 3ヶ年計）

	平成20年 4月1日	平成21年 4月1日	平成22年 4月1日 (見込み)	平成24年 4月1日 (目標)	平成20年と平成24年の比較	
					削減数	削減率
知事の事務部局等	4,691人	4,515人	4,316人	4,116人	-575人	-12.3%
教育委員会	16,710人	16,477人	16,254人	16,199人	-511人	-3.1%
警察本部	3,882人	3,860人	3,876人	3,869人	-13人	-0.3%
公営企業 (病院等)	1,708人	1,733人	168人	152人	-1,556人	-91.1%
合計	26,991人	26,555人	24,614人	24,336人	-2,655人	-9.8%

削減数には、地方独立行政法人化によって見込まれる減少数を含む。

(2) 職員給与の抑制 削減効果額：約 272 億円（プラン策定時 3ヶ年計）

抑制率【特別職】知事...30% 副知事、教育長、代表監査委員...20%

【一般職】6～14%

(3) 組織の見直し

平成22年4月1日から実施

分類	対象となる組織等
廃止	名古屋事務所、生物学研究所
休止	ニューヨーク駐在
統合	「農業改良普及センター」の農林事務所への統合
地方独立行政法人化	県立看護大学、県立3病院
新設	ぎふ清流大会推進課（～平成24年度） APEC推進室（平成22年度限り）

平成23年4月1日からの実施

現地機関（109機関）のうち、7種56機関を対象に組織を再編

- ・対象機関…振興局、県税事務所、保健所、農林事務所、土木事務所、建築事務所、教育事務所
- ・総合出先機関としての振興局廃止
- ・福祉、環境、保健行政等を担う県民生活系の事務所と、農林土木行政を担う基盤整備系の事務所の2種類に再編することを念頭に検討

旅券センターや子ども相談センター等その他の単独現地機関については、機関ごとに見直しを検討

県立高校事務の集約化を検討

3. 歳入確保対策 活用可能額計：約 250 億円 （プラン策定時 3ヶ年計）

地域主権を進めるにあたって、自主財源の確保が非常に重要になっていることから、外部資金の導入や県税の徴収対策に全力で取り組むとともに、臨時的な歳入対策も織り交ぜながら、引き続き歳入確保に努める。

(1) 各種基金等の活用 活用可能額：約 235 億円 （プラン策定時 3ヶ年計）

県営住宅償却充当準備基金、土地開発基金等活用可能な特定目的基金を、廃止または一部取り崩すとともに、決算剰余金の全部または一部を財政調整基金に積み立てて、財源対策に活用する。

また、外郭団体の見直し内容を踏まえ、団体が保有する基金等を県に寄付するように要請する。

活用する基金等の名称及び平成 22~24 年度の 3 年間の活用可能額

基金等の名称	活用可能額
県営住宅償却充当準備基金	110 億円
土地開発基金	20 億円
財政調整基金	86 億円
外郭団体等が保有する基金等	19 億円

(2) 県有財産の売却促進 活用可能額：約 15 億円 （プラン策定時 3ヶ年計）

現在利用中の施設・土地を含め、その必要性、利用状況等を踏まえたうえで、収入効果の高いものから順次売却する。

- ・ラピロス六本木、旧オリベ会館、旧県政資料館は売却済み
- ・今後、旧岐阜盲学校跡地、岐阜総合庁舎などの売却を検討
- ・職員宿舎については、入居者の集約化を進め、売却を検討

売却済の主な施設及び売却額

施設名	売却額
ラピロス六本木	11.8 億円
旧オリベ会館	1.0 億円
旧県政資料館	0.9 億円

(3) 県税収入の確保

個人県民税徴収対策

市町村との連携強化のため、県と県内全市町村を構成員として、平成 21 年 4 月に設立した「ぎふ税収確保対策協議会」を活用し、個人住民税の給と天引き（特別徴収）の徹底や、市町村から滞納案件とともに徴収職員を県に受け入れて実施する、個人住民税の直接徴収を強化する。

自動車税徴収対策

インターネットを利用したクレジットカード納税等の普及促進、納税通知書の早期発送により納期内納付を徹底する。また、滞納整理の早期着手、勤務先への給与照会及び差押え、車輪止め装置による移動の制限を行うタイヤロックの実施などの滞納処分を強化する。

適正課税の推進

課税資料の早期・適切な収集、課税調査の計画的・効率的な実施により、課税客体の捕捉や適正・迅速な課税を徹底する。特に軽油引取税については、不正軽油の流通及び脱税事案の発生を防止するため、課税調査や犯則調査を一層強化する。

(4) 外部資金等の導入

県有施設へのネーミングライツの導入

県有施設の駐車場の有料化

県が作成する封筒、ホームページ画面、県有施設に企業等の広告を掲載し広告料収入を確保

県有財産への自動販売機設置（約700台）について、福祉団体が設置するものやスポーツ団体連携に伴うものなどの一部を除き、競争入札制度を導入

県有施設における自動販売機の公募（平成 22 年 4 月設置分の概ね 3 年間分）

落札台数	落札金額
72 台	1 億円

(5) 債権管理の強化

債権回収の強化

債権回収を強化するとともに、債務者本人以外の関係者に対しても、催告、徴収を実施する。

滞納の未然防止

債務者等に対する制度の周知や債務者（連帯保証人）の状況調査などを適切に実施する。

4. 財源対策の内訳

市町村や関係団体等との意見交換を進めた結果、以下のような内訳で「歳出削減対策」「人件費の削減」「歳入確保対策」の3つの対策を実施し、平成24年度までの3年間の財源不足額を解消する。

区 分	削減効果額・活用可能額
歳出削減対策	373億円
県事業	202億円
政策経費	126億円
施設・情報システム等の管理経費	58億円
投資的事業	18億円
公の施設等	23億円
外郭団体	9億円
補助金	139億円
市町村補助金	97億円
各種団体補助金	42億円
人件費の削減	297億円
職員定数の削減	25億円
職員給与の抑制	272億円
歳入確保対策	250億円
特定目的基金の廃止等による活用	235億円
県有財産の売却促進	15億円
平成22～24年度までの財源対策総額	920億円

削減効果額・活用可能額は、平成22～24年度の3年間の計で、一般財源ベース

（プラン策定時 3ヶ年計）

5. アクションプランにおける基盤整備事業のあり方

岐阜県では、構造的な財源不足の解消に向け「歳出削減対策」「人件費の削減」「歳入確保対策」の3つの対策を実施しており、「歳出削減対策」の県事業の見直しでは、事業の優先度に応じて、削減するという考え方にに基づき見直しを行っているが、県民の安心・安全を目的とした基盤整備事業は実施していく必要がある。

そのためには、岐阜県の基盤整備事業が、関係法令、条文規則等に従い適法に行われることはもとより、適切かつ効率的に、また経済性も考慮し、県民の安心・安全の確保に最大限の効果を発揮するものでなくてはならない。

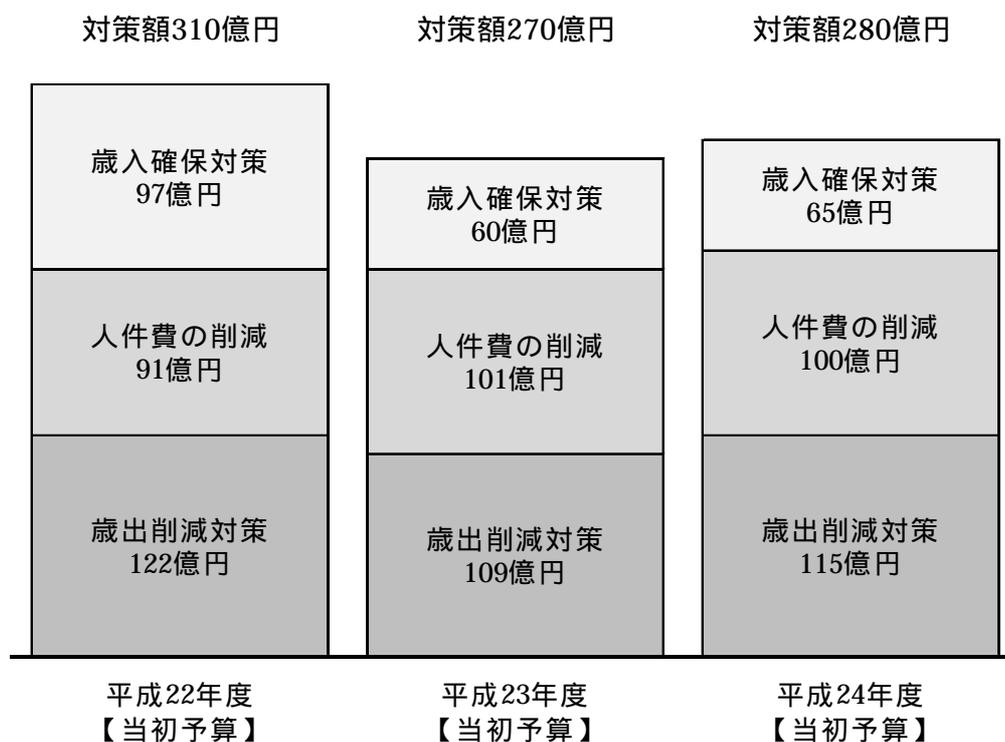
第5. フォローアップ状況

平成24年2月には「行財政改革アクションプラン フォローアップ報告」が公表され、その中で「これまでの取組状況」、「歳出削減対策の取組」、「歳入確保対策の取組」について現状報告がされており、内容はそれぞれ以下のとおりである。

1. これまでの取組状況

岐阜県は、現在、3ヶ年にわたるアクションプランの2年間を経過したところであるが、県民や関係者、関係機関の理解と協力のもと、これまで順調に取り組むことができおり、一定の成果を上げている。

プラン最終年度である平成24年度も同様に、早期の起債許可団体からの脱却を目指し、持続可能な財政基盤の確立に向け、アクションプランの方針に沿って当初予算を編成している。



財源不足額は、県税収入の増、社会保障関係経費の増などにより、平成21年度のアクションプラン策定時に見込んだ額から変動している。

2. 歳出削減対策の取組

岐阜県は、県の事業や補助金については、アクションプランの方針に沿った予算編成を行っており、公の施設等や外郭団体についても同じく方針に沿った形で、休廃止や指定管理者制度の導入、解散や統合など、歳出削減に努めている。

(1) 歳出削減対策の年度別実績

区 分	削減効果額【実績】				3ヶ年 見込み
	H22年度	H23年度	H24年度	3ヶ年計	
県事業	62億円	59億円	68億円	189億円	202億円
公の施設等	7億円	9億円	9億円	25億円	23億円
外郭団体	3億円	3億円	5億円	11億円	9億円
補助金	50億円	38億円	33億円	121億円	139億円
市町村補助金	35億円	22億円	19億円	76億円	97億円
各種団体補助金	15億円	16億円	14億円	45億円	42億円
合 計	122億円	109億円	115億円	346億円	373億円

(2) 県事業及び補助金の見直し

県事業の見直し

県事業の見直しについては、アクションプランで見込んだ削減効果額を達成できるように当初予算編成において事業の縮小・廃止に取り組んでいる。

なお、予算編成後についても、予算執行段階においてアクションプランの方針に沿った形での一層の効率化や事務合理化により、さらなる事業費の削減に取り組んでいる。

補助金（市町村、各種団体）の見直し

補助金の見直しについては、市町村や関係団体等の理解と協力のもと、当初予算編成においてアクションプランの方針に沿った見直しに取り組んでいる。

(3) 公の施設等の見直し

公の施設等の見直しについては、アクションプランで定めた取組方針に沿った形で調整や手続きを進めている。

取組方針に沿った見直しの取組を継続する施設については、アクションプラン最終年度である平成24年度末までの達成に向け努力している。

区分別の対象施設数と取組内容

区 分	対象施設数	平成23年度までの 取組実績（施設数）		平成24年度の 取組予定（施設数）	
休廃止する施設	7施設	廃止済 5施設	休止済 1施設	廃止	1施設
機能を見直す施設	8施設	見直し済 2施設		見直し 1施設	関係機関と協議継続 5施設
事業主体を変更する施設	7施設	変更済 5施設		変更 1施設	関係機関と協議継続 1施設
指定管理者制度を導入する施設	4施設	導入済 2施設		導入に向け調整継続 2施設	
事業縮小などにより経費削減に取り組む施設	20施設	経費削減済 20施設		—	
合 計	46施設	35施設		11施設	

(4) 外郭団体の見直し

外郭団体の見直しについては、アクションプランで定めた取組方針に沿った形で調整や手続きを進めている。

区分別の対象団体数と取組内容

区 分	対象団体数	平成23年度までの 取組実績(団体数)		平成24年度の 取組予定(団体数)	
解散する団体	4団体	解散済	1団体	解散	3団体
統合する団体	4団体	統合済	4団体	—	
運営の見直しや事業の縮小により 経費削減を図る団体	6団体	達成済	4団体	達成	1団体
補助金・委託料の削減に取り組む 団体	10団体	補助金・委託料を 削減済	10団体	関係機関と協議継続	1団体
合 計	24団体	19団体		5団体	

3. 人件費の削減

(1) 職員定数の削減

平成24年4月1日には、24,274人となる見込みであり、平成17年4月1日の27,550人と比較すると、3,276人の削減であり、平成23年4月1日の24,367人と比較すると、93人の削減となると見込んでいる。

	平成17年 4月1日 (実績)	平成20年 4月1日 (実績)	平成22年 4月1日 (実績)	平成23年 4月1日 (実績)	平成24年 4月1日 (見込)	平成24年 4月1日 (目標)	増減率 H17 H24
知事の事務部局等	5,120人	4,691人	4,289人	4,185人	4,109人	4,116人	19.7%
教育委員会	16,990人	16,710人	16,227人	16,189人	16,170人	16,199人	4.8%
警察本部	3,770人	3,882人	3,858人	3,856人	3,867人	3,869人	2.6%
公営企業(病院等)	1,670人	1,708人	163人	137人	128人	152人	92.3%
合 計	27,550人	26,991人	24,537人	24,367人	24,274人	24,336人	11.9%

(2) 職員給与の抑制

平成24年度についても、アクションプランで予定している歳出削減見込額を確保するため、役職に応じた抑制率により臨時的給与抑制を行っている。

4. 歳入確保対策の取組

岐阜県は、アクションプランに基づいて、県有財産の有効活用や県税収入の確保等歳入確保に努めている。

(1) 県有財産の有効活用

県有財産の売却

平成22年4月以降、県有未利用地等16物件を売却している。

年度	売却物件	売却額
平成22年度	旧岐阜盲学校跡地、 (財)岐阜県公衆衛生検査センター貸付財産など13物件	9.3億円
平成23年度	旧勤労福祉センター(土地)、旧日光町職員宿舎(建物付土地)、 揖斐総合庁舎グランド(土地)の3物件	2.3億円
合計(16物件 H22～H23年度売却額計)		11.6億円

県有財産の貸付けの実施

平成22年4月以降、県有財産(駐車場)の民間貸付けを実施している。

年 度	貸付物件名	貸付開始	歳入見込額 (H22～H24年度)
平成22年度	県庁前公園北駐車場24台分	平成22年4月～	14百円
	岐阜総合庁舎・立体駐車場2Fの30台分	平成22年6月～	

(2) 県税収入の確保

個人県民税徴収対策

岐阜県による直接徴収(市町村から滞納案件とともに徴収職員を岐阜県が受け入れて実施)について、体制の拡充を図り岐阜県内全域を網羅した取組を実施している。

年度	直接徴収実績	備考
平成22年度	約4.9億円	
平成23年度	約5.0億円	平成24年1月末時点

また、市町村との協働により、特別徴収(給与天引き)の徹底にも努めている。

自動車税徴収対策

コンビニエンスストアでの納税や、クレジットカードによるネット納税の普及促進、企業訪問等による従業員への啓発強化等により、納期内納付の促進に努めている。

年 度	実績(件数ベース)	備考
平成22年度	76.6%	対前年度比2.3ポイント増
平成23年度	78.0%	対前年度比1.4ポイント増

また、平成22年度より9月から12月を自動車税集中差押期間として設定し、勤務

先への給与調査や差押え、自動車のタイヤロックを集中的に実施するなど引き続き滞納処分の強化を図っている。

(3) 外部資金等の導入

自動販売機への競争入札制度の導入

平成23年4月以降、34施設の計89台を競争入札により設置し、平成21年度からの設置分と併せ、延べ155施設の381台に自動販売機への競争入札制度を導入している。

入札実施年度	入札による設置台数	歳入見込額
平成21年度	39施設（県庁舎、総合庁舎等） 計 73台	1.0億円
平成22年度	82施設（各高等学校、各警察署等） 計219台	2.1億円
平成23年度	34施設（各高等学校、各警察署等） 計 89台	0.9億円
計（155施設・381台）		4.0億円

歳入見込額は、自動販売機の設置期間中の契約額

広告掲載対象の増加による広告収入の確保

平成22年4月以降、新たに6対象を追加している。これ以外の対象についても随時、検討している。

実施年度	新規に追加した広告掲載対象	掲載開始年月	歳入見込額 (H22～H24年度)
平成22年度	県図書館の雑誌カバー（雑誌223種）	平成22年 5月	9百万円
	県作成封筒（角2封筒：24×33.2cm）		
	各総合庁舎のエレベーターホール（計24棟分）	平成22年 6月	
	給与支払明細書	平成22年10月	
	職員用パソコン画面（起動及び終了時）	平成22年12月	
平成23年度	「ぎふっこカード」及び利用世帯向けチラシ	平成24年 3月	

ネーミングライツの導入

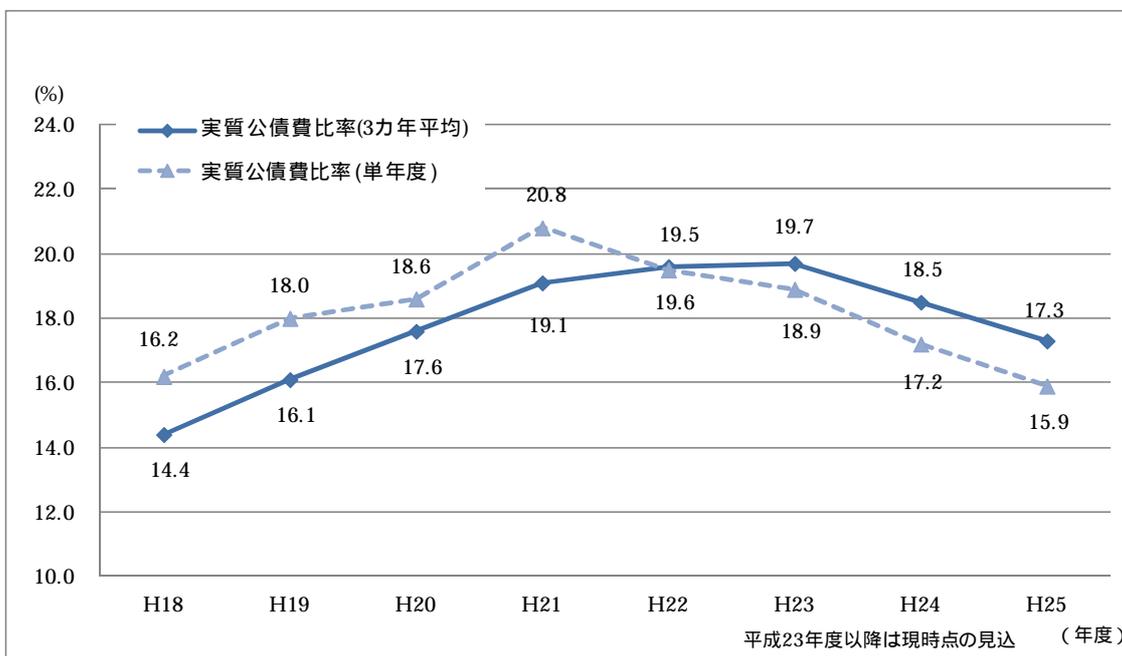
可能な施設から順次、ネーミングライツ(命名権)を導入することとし、2施設のネーミングライツ・パートナー(命名権者)が決定している。

期 間	施 設 名	パ ー ト ナ ー	愛 称	命名権料
H23年4月1日 ～ H26年3月31日	岐阜県県民ふれあい会館	(財)田口福寿会	ふれあい福寿会館	年額1,000万円
H23年5月16日 ～ H26年3月31日	岐阜アリーナ	㈱ヒマラヤ	ヒマラヤアリーナ	年額 350万円

*命名権料は、消費税及び地方消費税抜きの金額

以上のように、岐阜県においては、行財政改革アクションプランに基づいて「歳出削減対策」、「人件費の削減」、「歳入確保対策」に取り組んできており、平成24年度当初予算編成において、アクションプランで見込まれた財源不足額を補填するように対策が講じられた結果、目標は概ね達成できると見込んでいる。

また、実質公債比率（3ヵ年平均）については、平成21年度決算において18%を超え、「起債許可団体」となったが、アクションプランに基づき行財政改革を進めてきた結果、財政構造の見直しが進み、県債の発行を抑制することができており、平成23年度の19.7%をピークに、平成24年度は18.5%、平成25年度は17.3%と下がり、平成25年度決算で4年ぶりに起債許可団体から脱却できる見通しとなった。



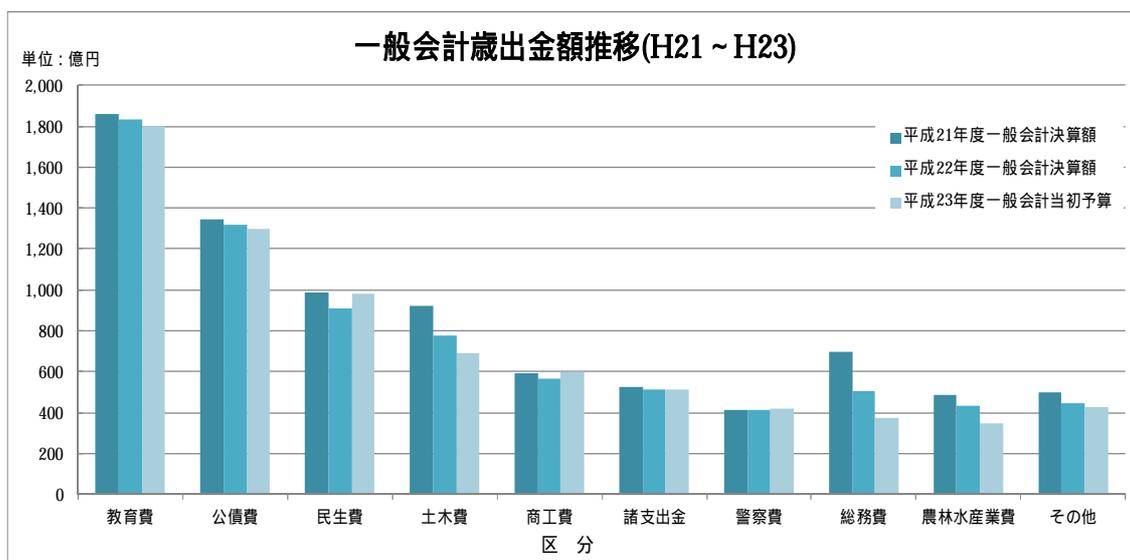
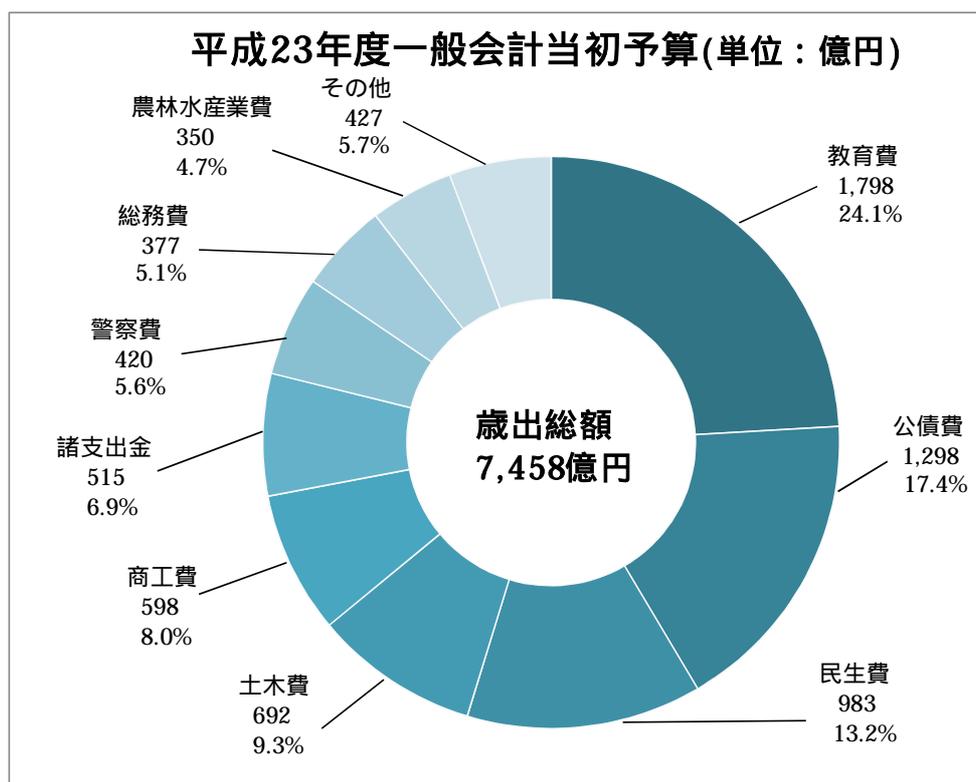
しかしながら、社会・経済情勢や国の地域主権改革など地方を取り巻く環境は、依然、不透明であり、今後、社会保障関係経費の増加、国の財政状況の変化なども見込まれることから、引き続き、財政状況の健全化に向けた取組を継続して実施すべきである。

第6. 歳出予算の状況

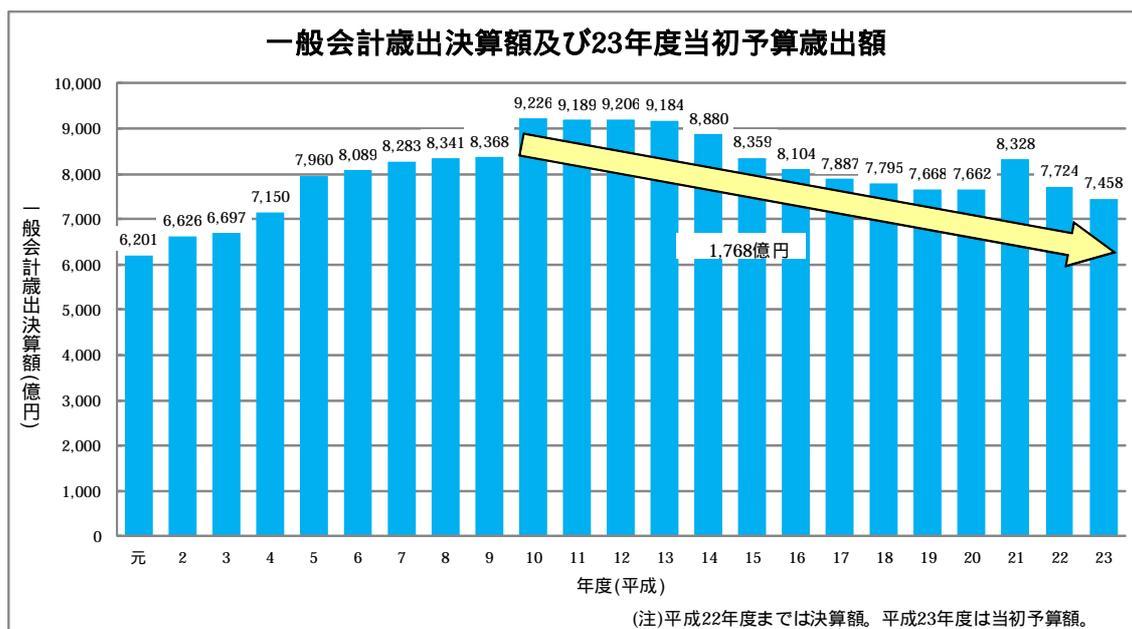
岐阜県の一般会計歳出予算及び各事業費の予算の推移状況は以下のようである。

平成23年度の予算規模は7,458億円であり、対前年度当初予算比で10年連続のマイナス予算となっており、また対前年度歳出決算額比でも 266億円、 3.4%と一般会計の予算金額は減少傾向である。

このうち、教育費、民生費、土木費が歳出の大きな割合を占めているが、過去の県債の返済である公債費も2割弱となっている。



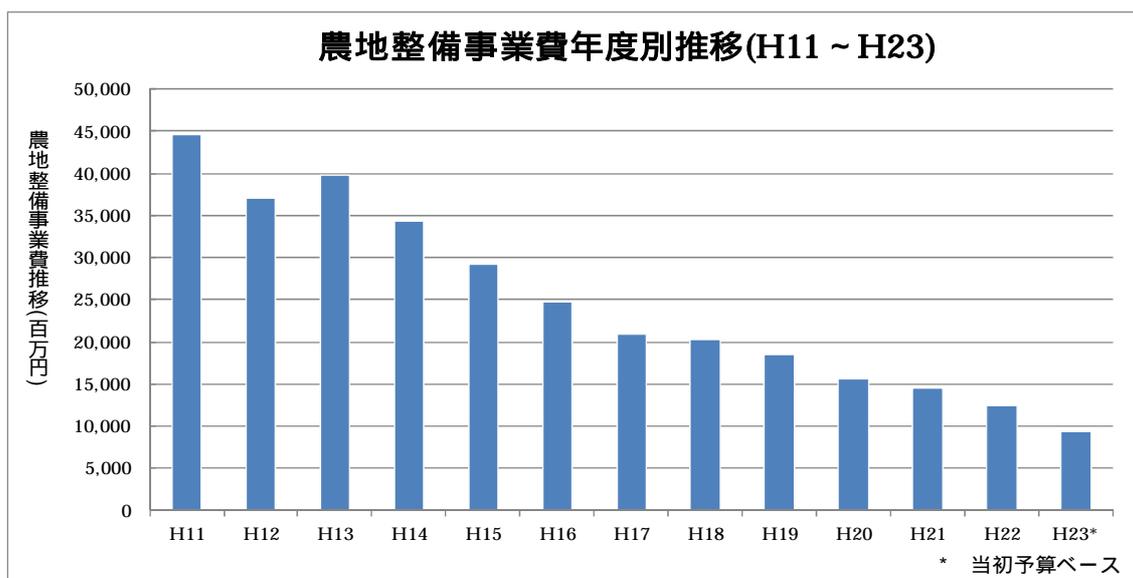
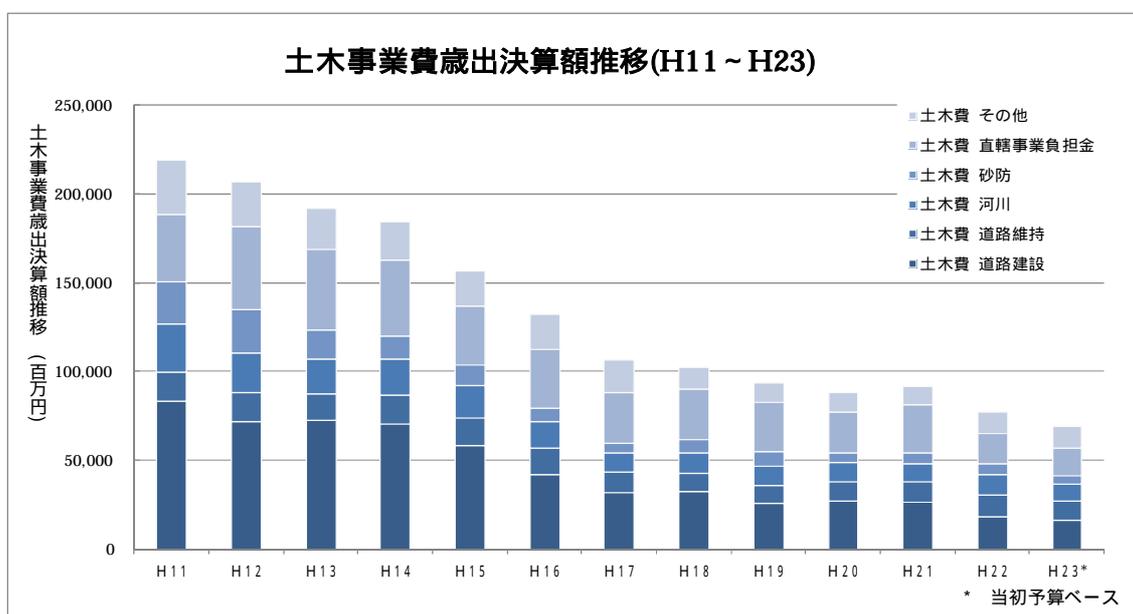
また、バブル経済崩壊後の平成4年以降、国は経済対策として公共投資を中心に財政出動を拡大した。これに呼応して、岐阜県でも投資的経費(公共投資)を増やした結果、平成10年度に財政規模はピークとなった。その後、国の三位一体改革などによって財政状況が厳しくなったことを受けて、投資的経費(公共投資)の抑制、職員の削減や事務事業の見直しなど行財政改革の取組みを進めてきた結果、財政規模は縮減傾向にある。



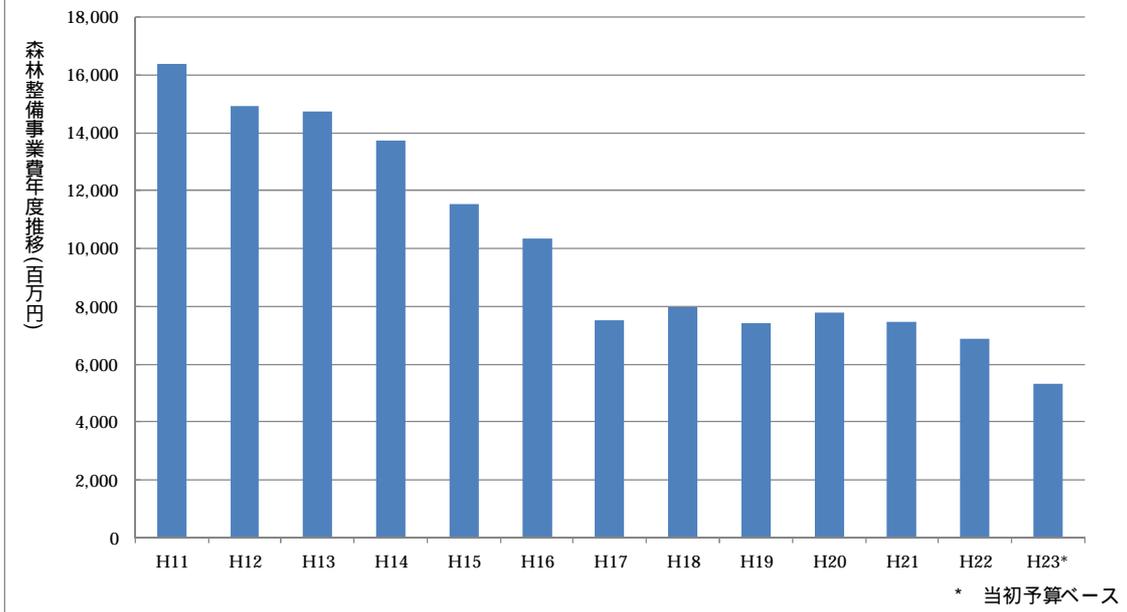
第7. 基盤整備事業費の決算額の推移

一般会計歳出額は、上記のように平成 11 年度以降縮減傾向にあるが、個別の事業費(土木事業費、農地整備事業費、森林整備事業費及び治山事業費)についても、投資的経費(公共投資)の抑制等の影響を受けて、平成 11 年以降、財政規模は縮減傾向にある。個別の事業費の平成 23 年度当初予算額と平成 11 年度決算額を比較すると以下のとおりとなる。

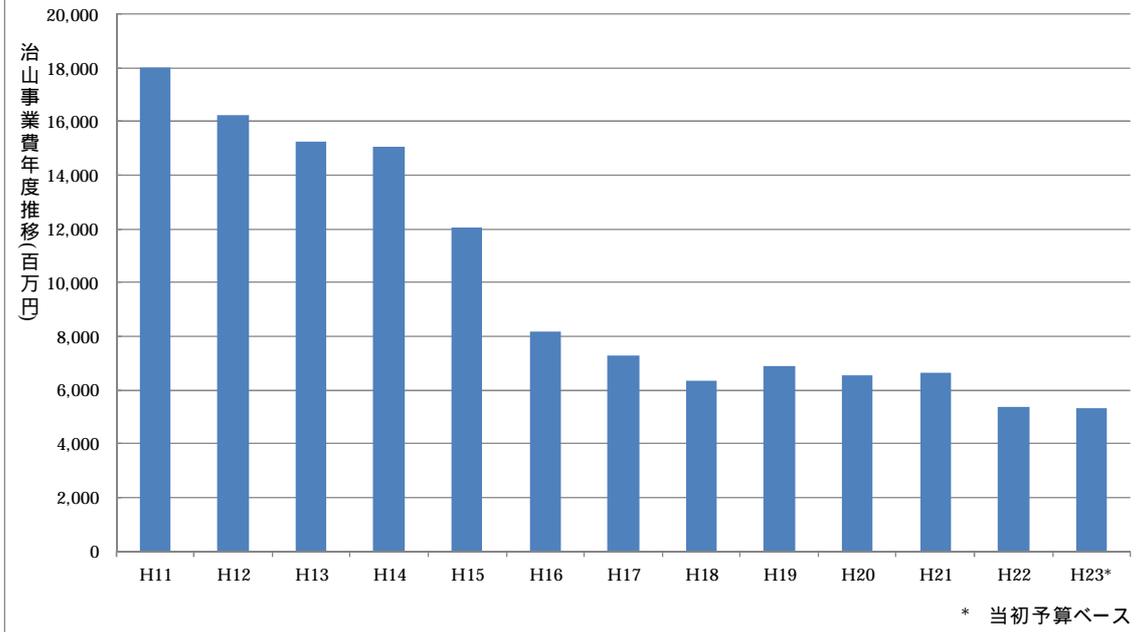
土木事業費	：対平成 11 年度決算額比	149,957 百万円	69%
農地整備費	：対平成 11 年度決算額比	35,195 百万円	79%
森林整備事業費	：対平成 11 年度決算額比	11,050 百万円	68%
治山事業費	：対平成 11 年度決算額比	12,672 百万円	70%



森林整備事業費年度推移(H11～H23)



治山事業費年度推移(H11～H23)

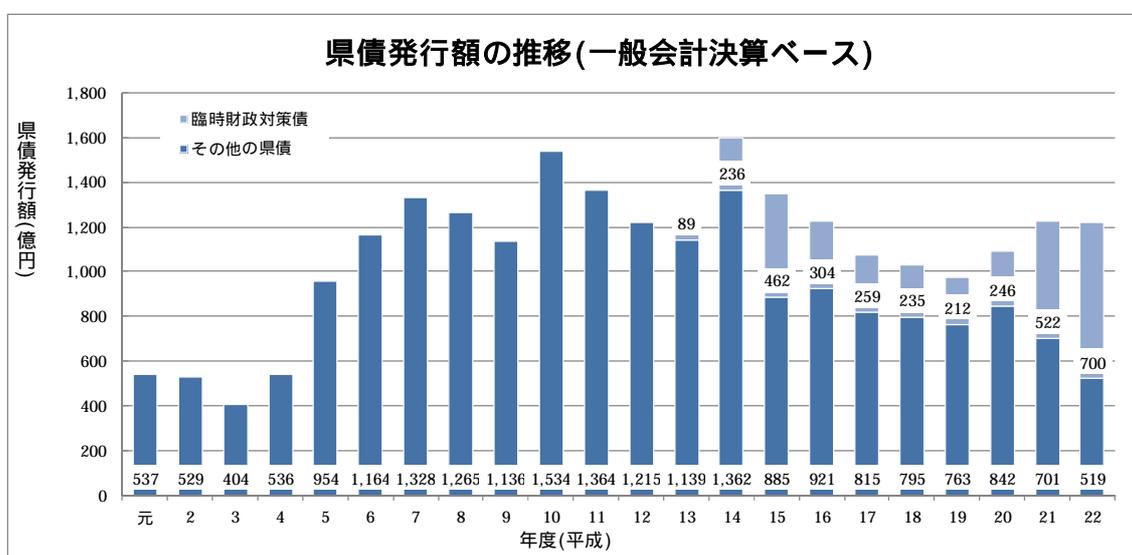


第8. 県債発行額等の推移

バブル経済崩壊後の平成4年度以降、道路や公共施設などの社会基盤の充実のために積極的に公共投資を進める過程において、多額の県債を発行したことにより県債の残高が急増した。

平成11年度以降、公共投資の縮減などによって、県債の発行額を抑制し、将来的な財政負担の縮減に向けた取組みを進めているが、依然として県債残高は高い水準にある。

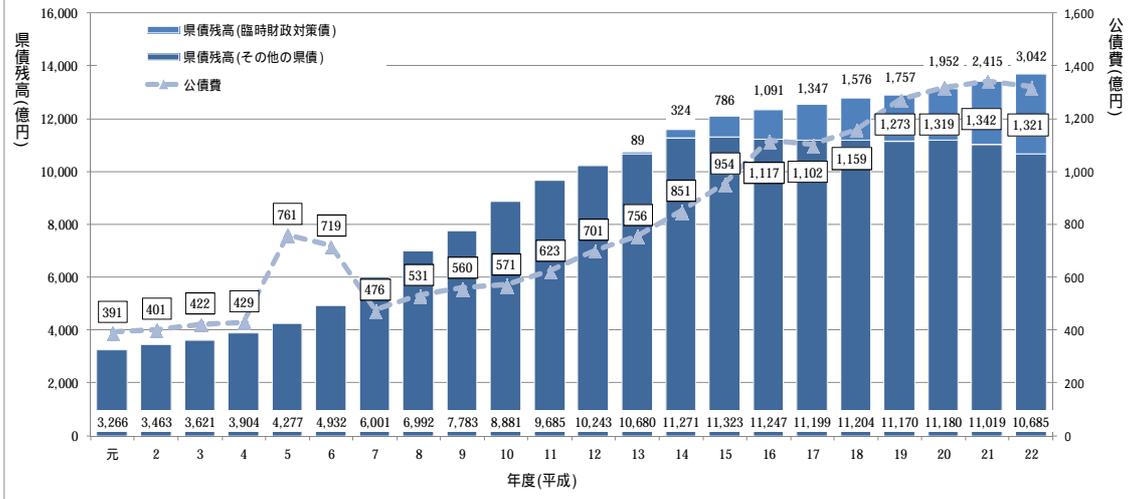
平成22年度の県債発行額は1,219億円であり、過去の県債発行額が最高であった平成14年度1,598億円と比較すると379億円減少している。このうち臨時財政対策債等のやむを得ないものの発行額が700億円と増加傾向にあるが、その他の県債発行額は、519億円であり、一般公共事業債等の発行が抑制されている。



また、県債の残高が高水準となっていることから、公債費の負担額も高水準となっているが、平成22年度は若干の減少に転じている(平成22年度決算額1,321億円 前年度比1.5%)。

平成23年度一般会計当初予算においても、公債費は1,298億円と歳出総額の17.4%を占めており、岐阜県の財政を圧迫する要因の一つとなっている。

公債費及び県債残高の推移(一般会計決算ベース)



第3部 基盤整備事業の概要

岐阜県では、厳しい財政状況の中において、地域の活力と暮らしの安心・安全を実現するために、中長期的な基盤整備に関する事業計画を策定し、今後岐阜県が取組むべき政策を提示している。

以下、基盤整備事業に関する事業計画について、説明する。

第1. 県土整備ビジョンの概要

1. 概要

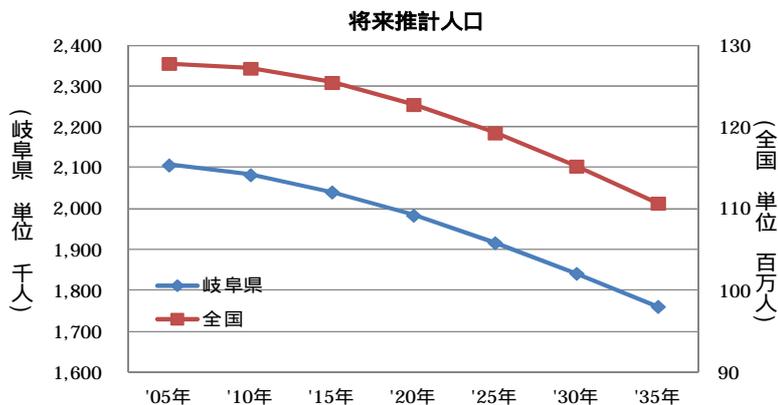
県土整備ビジョンは、平成17年度に実施した政策総点検において、県土整備に対する長期的な計画策定を求める意見があり、それを受けて『安全・安心な県土』、『活力ある県土』を目指した道路、河川、砂防事業ごとの中長期ビジョンを県民に対して示すとともに、どのように県土整備を進めていくのかを明らかにし、公共事業への理解を得ることを目的としている。

中長期的には、「県土1,700km骨格幹線ネットワーク構想」、「岐阜県新五流域総合治水対策プラン」、「八山系砂防総合整備計画」によって、『あるべき県土の姿』に向けた事業ごとの整備目標を示している。

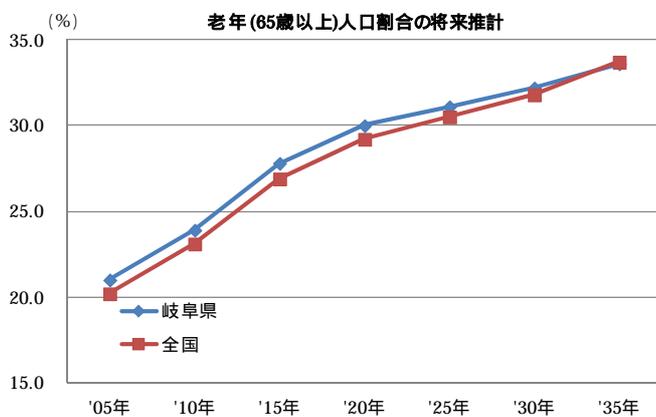
2. 県土整備ビジョン策定の背景

(1) 人口減少・少子高齢化の進行

岐阜県においては2010年の国勢調査では2005年の調査結果に続き減少傾向にある。人口は長期的な減少過程に入り、2020年には1,984千人と2,000千人を割り込み、2035年には1,761千人になると推計される。さらに老年(65歳以上)人口割合は、2010年の国勢調査では20%を超え、今後も急激に増加する見込みであり、2025年頃には596千人(31.1%)とピークに達し、老年人口割合は20年以後、30%を超える水準が予想される。このように、岐阜県においては人口減少・高齢化社会が訪れることが不可避な状況であり、今後の県土整備のあり方にも大きな影響を及ぼす。



出典：国立社会保障・人口問題研究所(平成23年3月推計)



出典：国立社会保障・人口問題研究所(平成23年3月推計)

(2) 厳しい財政状況

岐阜県財政は、県税及び地方交付税などの一般財源総額の増加が見込めない一方で、県債残高の累増に伴う公債費の増大、少子高齢化の進展などによる社会保障関係経費の増加が今後も続く見込まれている。つまり、県土を整備するにあたっては絶対的な財源不足という厳しい状況にあると言える。

(3) 公共事業に対する県民の評価

平成17年に実施した政策総点検では、岐阜県は広大な面積を有し、その8割が山地である地形的な制約のために依然として道路整備が遅れている状況にあること、公共交通機関が十分に整備されていないことから、輸送手段として道路の重要性が高いこと、また、東海環状自動車道など幹線道路ネットワークの整備が重要であることなどから、「道路整備に対しては積極的に推進すべき」との県民の意見が多く寄せられている。一方で「道路整備は抑制すべき」、「費用対効果を重視し整備の必要性に応じて優先順位を付けるべき」との意見もある。

また、河川改修や砂防事業など、災害を防止するための事業については、施策を推進することで県民の意見は一致している。つまり、厳しい財政状況の中にあっても、地域の特性を踏まえて、整備の優先順位や効果的な整備手法を検討し、さらに河川情報、土砂災害情報、ハザードマップなどのソフト対策を一体的に実施し、総合的な対策として確実に実施すべきとの意見である。

3. 県土整備の目指す方向

(1) 安全・安心な県土づくり

岐阜県は全国でも数少ない内陸県の一つで、北部は山地、南部は濃尾平野の一部である美濃平野が広がり、3,000m級の山岳地帯から海拔0mの水郷地帯まで起伏に富んだ地形を有している。豊富な山河により形成される豊かな自然環境は、一方では、大雨が降ると急峻な山地をつたって河川に水が一気に流れ出し、人口が集中する平野部を中心に洪水が発生するという特性を有している。市街地の多くが、河川に囲まれた低い平地に立地していることや、流域における保水機能や遊水機能の低下が、市街地の洪水発生危険性を高める要因となっている。

岐阜県では長良川の破堤という甚大な被害をもたらした76年の「9.12豪雨災害」、近年では04年の「台風23号」による災害、06年の「平成18年7月豪雨」による災害など、これまで多くの自然災害に見舞われてきた。

このように、岐阜県の県土の全域において災害に対して未だ脆弱であり、自然災害を未然に防止し、安心して生活できる社会基盤の整備が求められている。つまり、治水対策や土砂災害対策を着実に推進し、県民が安心して生活していくことができる県土の保全を進める必要がある。

(2) 活力ある県土づくり

現在、都市部では商業機能や行政機能の郊外展開などとも相俟って、中心市街地の拠点性が低下している。一方、中山間地域は担い手の減少、高齢化が進行し、集落機能や地域の維持・管理機能の低下が懸念されている。

今後、人口減少社会が進行する中においても、生活の質的向上を図っていくためには、各地域が相互に補完し、サービスの選択肢を拡大していくことが必要である。

このため、鉄道網などの公共交通機関が十分に整備されていない岐阜県においては、各生活圏を効果的に結ぶ道路整備の重要性がますます増大される。また活動の領域が限定される子どもや高齢者に配慮した歩道整備、バリアフリー化、交差点改良などのきめ細やかな基盤整備により、コミュニティレベルの活力向上も図らなければならない。

(3) 県土整備の進め方

現在の厳しい財政事情のもとでは社会資本整備に係る予算も例外なく抑制しなければならないが、このような状況にあっても、県民が安心して暮らすことができ、地震・風水害などの災害から人命・財産を守る『安全・安心な県土作り』、中部圏全域の広域的な連携を促進する幹線ネットワークや都市部と中山間地域を効果的に結ぶ道路などの『活力ある県土づくり』を目指す必要がある。

このため、道路、河川、砂防の事業ごとに中長期的な計画を、『県土のあるべき姿』として県土整備目標を設け、着実に歩みを進めている。

第2. 道路整備の方針

1. はじめに

道路は、災害に強い県土づくりなど安心・安全の面でも、産業振興や観光交流など「活力」を支える基盤としても、また、通学路や福祉施設へのアクセス整備など教育や福祉の面においても、多面的に県民の生活を守り支えているものであり、その整備は国や県の重要な任務として、着実に推進することが基本となる。

その一方で、県財政の状況が非常に厳しいことから、これからの道路整備にあたっては、県財政の持続性に配慮しつつ、優先順位を明らかにして、戦略的に進めていくことがより一層重要である。

2. 重点目標

岐阜県の未来を支え、県民の命を守る県土整備を推進するため、3つの重点目標を掲げて道路整備に取り組む。

(1) 安心...災害に強い県土づくりの根幹となる道路整備を進める

【孤立対策や医療、震災、災害対策のための道路整備】

- ・ 異常気象の影響による通行止めなどにより地域が分断される箇所が多数ある。県民に安心した暮らしを提供するために信頼できる道路整備を進める。
- ・ 災害発生時に救援物資の輸送や人命救助の根幹をなすのが道路である。大規模地震発生に備えるためにも緊急輸送路など災害に強い道路整備を進める。

(2) 活力...物流・観光、そして地域経済の持続的発展の基礎となる道路整備を進める

【物流・観光、地域経済の発展を支える道路整備】

- ・ 生活や経済活動を根幹に成す物流、そして産業・観光など地域間交流を促進するには新高速三道を基本に幹線道路網の整備を進める。
- ・ 中部各県との連携を深め、中部圏の一体的な発展を図るための県際道路の整備を進める。

(3) 自立...地域の生活を支え、人に優しい安全で快適なまちづくりを支える道路整備

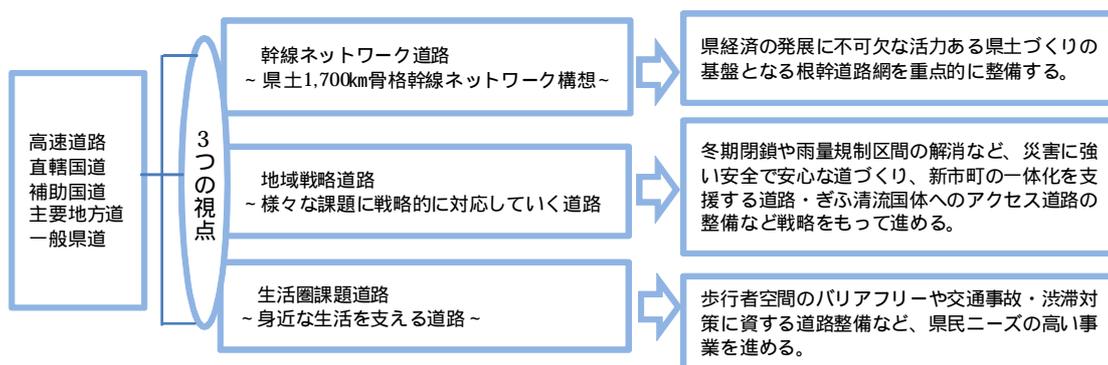
【人に優しい安全で快適なまちづくりを支える道路整備】

- ・ バスなどの公共交通機関の円滑な運行を確保するための道路整備を進める。
- ・ 人に優しい安全で快適なまちづくりを支えるため、歩道の整備やバリアフリーの道づくりを進める。
- ・ 快適な日常生活の基盤として適切な維持管理を効率的に行う。

3. 進め方

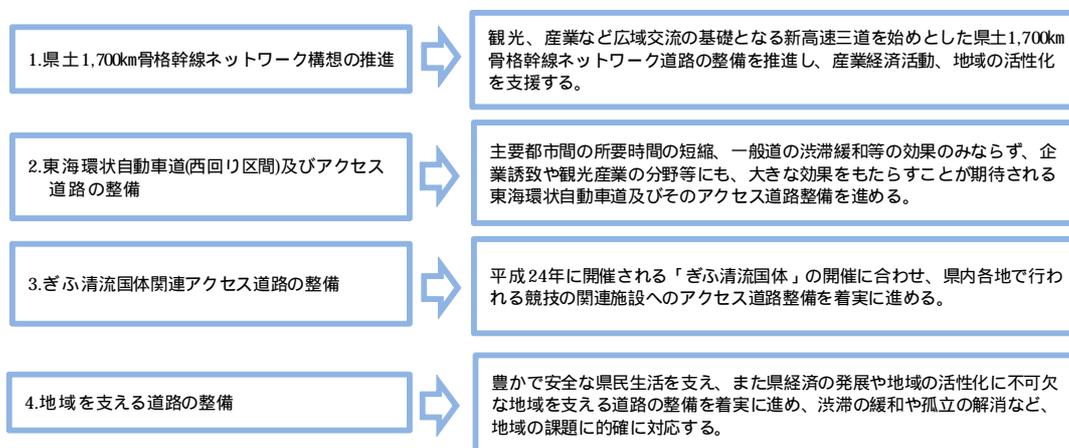
厳しい財政状況、限られた予算の中で、効果的・効率的な道路整備を計画的に行っていくために、3つの視点(幹線ネットワーク、地域戦略道路、生活圏課題道路)ごとに優先順位を踏まえて総合的に判断し、重点的に事業を推進する。

- ・ 人口減少社会の到来など今後の社会経済情勢の変化を見据え、持続的かつ着実に事業を推進する。
- ・ 整備にあたっては、環境にも配慮しつつ、ライフサイクルコストの考え方を取り入れ、将来の維持管理も含めた経済的な施工方法で進める。



4. 重点施策

平成23年度は次の項目について重点的に進める。



5. 県土 1,700km 骨格幹線ネットワーク構想

古くから東西交通の要衝の地として栄えてきた岐阜県が、中部圏全体の交流拠点としてさらに発展していくためには、高速道路をはじめとした広域交通網を構築していくことが必要である。岐阜県では「県土 1,700km 骨格幹線ネットワーク構想」を策定し、未来の岐阜県を支える道路ネットワークづくりを進めている。



主要骨格幹線ネットワーク (1,261km)

- 南北軸を形成する主要骨格幹線道路(483Km)
東海北陸自動車道、国道22号、国道41号、国道156号
- 東西軸を形成する主要骨格幹線道路(368Km)
名神高速道路、中部縦貫自動車道、中央自動車道、国道19号、国道21号、国道158号、小松白川連絡道路
- 広域交通体系を形成する放射環状道路(410Km)
東海環状自動車道、濃飛横断自動車道、国道157号、国道248号、国道257号、国道258号、国道303号、国道417号

骨格幹線補完ネットワーク (459km)

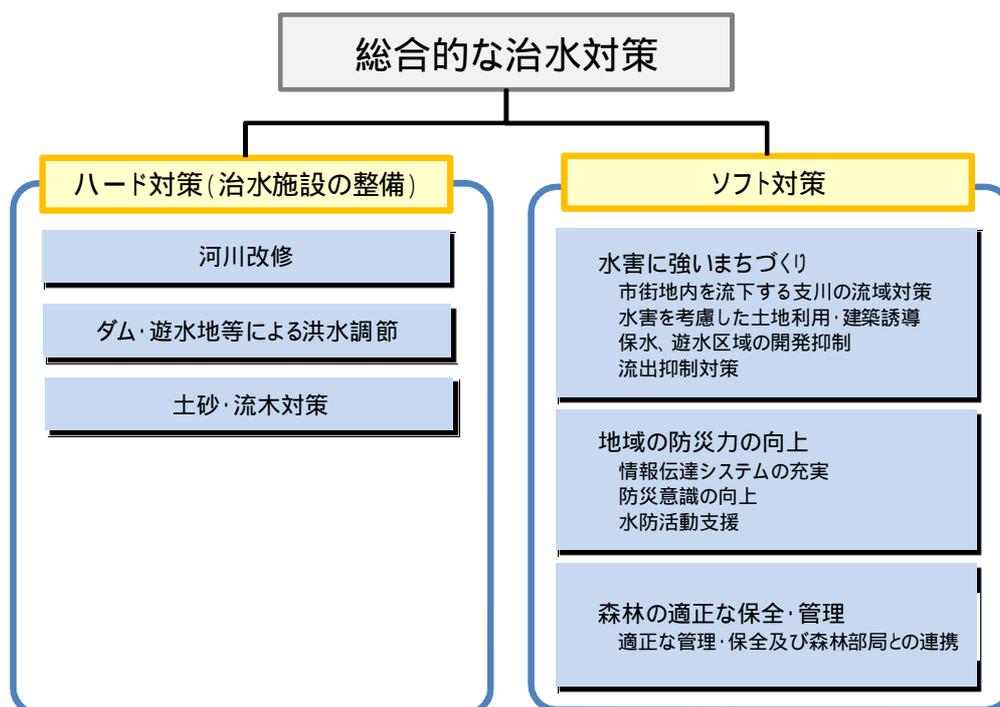
- 骨格幹線ネットワーク道路を補完する道路
国道256号、国道360号、国道365号、国道417号、国道471号、国道472号、(主)高山清見線、国道257号、国道361号、国道363号、国道418号、(主)岐阜関ヶ原線、(一)大垣江南線、(一)羽鳥稻沢線、(一)扶桑各務原線、(主)関金山線、(主)下呂白川線

第3. 治水対策の方針（岐阜県新五流域総合治水対策プラン）

1. 岐阜県新五流域総合治水対策プランとは

岐阜県新五流域総合治水対策プランとは、近年の度重なる水害と異常ともいえる気象状況に鑑みて、岐阜県において安全な県土を築くべく推進されてきた従来の治水対策を再度見直し、河川改修とダムなどの貯留施設整備をより効果的・効率的な組み合わせとなるように見直すとともに、河川に関する情報や土地利用のあり方などのソフト対策も含め、総合的に地域の安全度を向上させていく治水対策として再構築したものである。そして、岐阜県内の主要な5つの流域（長良川、宮川（神通川）、揖斐川、土岐川、木曽・飛騨川）について、対象流域の将来的な安全性の目標と段階的な効果の発現の方向を中長期的なビジョンとして示している。これら5つの流域の総合的な治水対策プランを総じて岐阜県新五流域総合治水対策プランと呼んでいる。

また、各流域の総合的な治水対策プランは、今後対策を進めていくなかで、新たな知見や技術、災害の発生状況などを踏まえて、柔軟に見直していく。



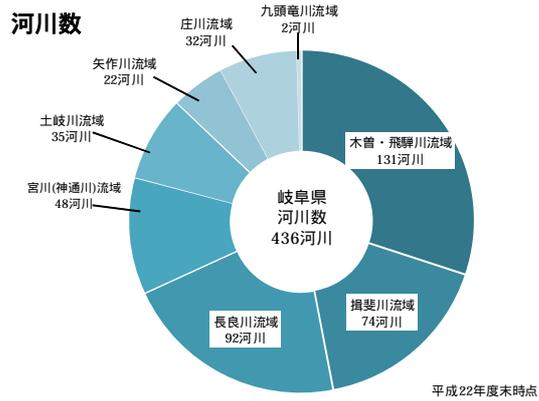
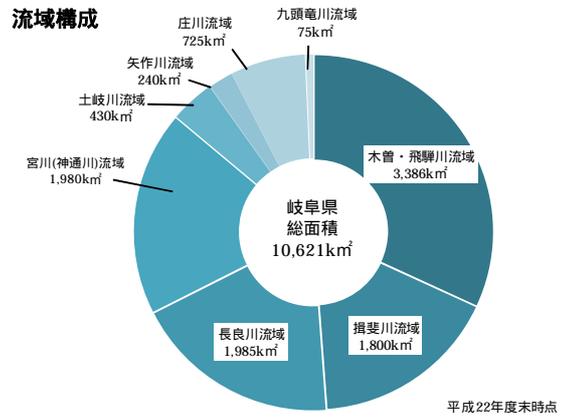
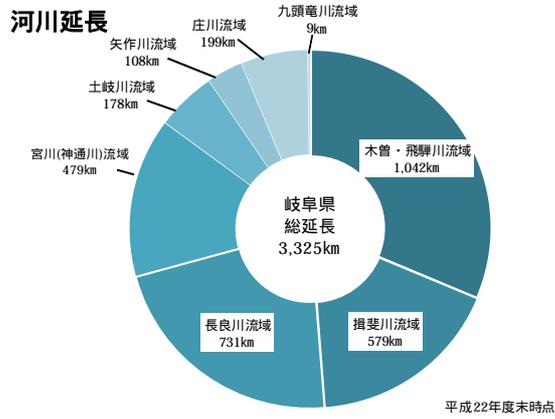
なお、現在の岐阜県新五流域治水総合対策プランに含まれていない流域（庄川、九頭竜川、矢作川）については、河川の多くが谷地形を流下していることから、必要に応じて河川、砂防等の対策を検討・実施していく。

凡例	
—	国管理
—	県管理
●	土木事務所



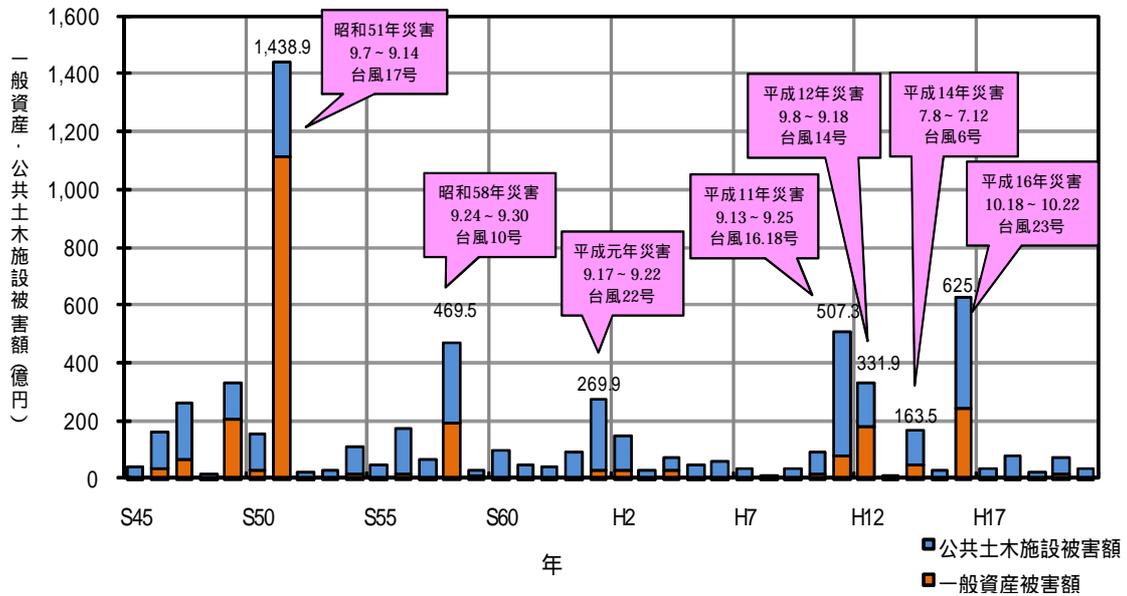
2. 河川の現況

岐阜県内を流れる一級河川は 436 河川あり、その総延長は約 3,325 km(全国 5 位)となっている。



3. 岐阜県内の水害の発生状況

水害に強い安全な県土づくりのために、治水対策を従来より進めているが、浸水被害は未だ減少する傾向にない。近年においても、平成11年、12年、14年、16年と立て続けに大きな被害が生じている。



水害統計より。ただし、被害額は平成17年価格による。昭和44年以前は、水害統計データなし。

また、近年、全国的に1時間に50mmを越す降雨を記録するような局所的な集中豪雨が頻発する傾向にある。

岐阜県においても、1時間雨量で、

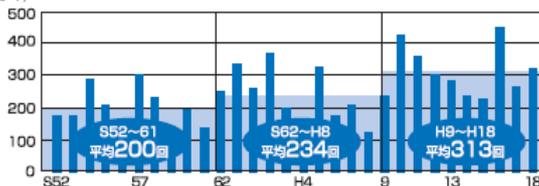
- 平成11年 郡上市高鷲村(蛭ヶ野)・・・91mm
- 平成12年 恵那市上矢作町(槍ヶ入)・・・80mm
- 平成14年 本巣市根尾村(根尾)・・・111mm
- 平成16年 郡上市(那比)・・・71mm
- 平成17年 恵那市(岩村ダム)・・・78mm
- 平成18年 下呂市(落合)・・・60mm

というような降雨量を記録しており、集中豪雨が頻発している。

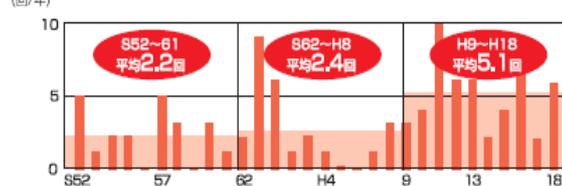
1時間降雨量の年間延べ発生回数の推移

全国のアメダス地点 約1,300箇所より

時間雨量50mm以上の降雨の発生回数 (回/年)



時間雨量100mm以上の降雨の発生回数 (回/年)

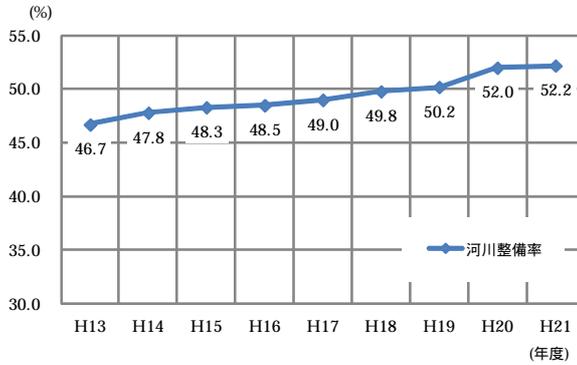


参考：国土交通省河川局資料

4. 河川整備の状況

河川整備の進捗に伴い、河川整備率は向上しているが、それでもなお、要整備区間のうちの概ね半分程度において、河川整備が必要な状況である。

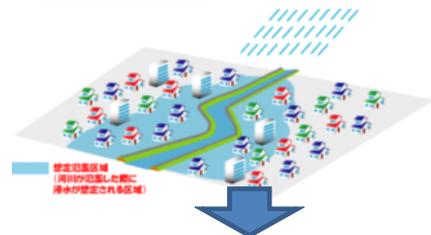
【河川整備率の推移】



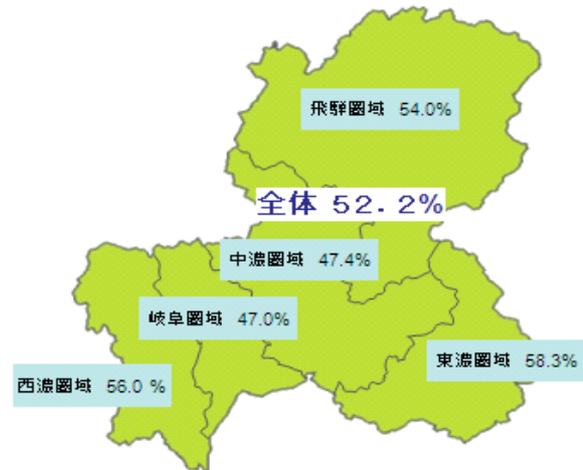
河川整備率とは
 大河川（流域面積が200km²以上の河川（長良川など）については概ね30年に一度の洪水（日雨量240mm程度）、中小河川については概ね5年に1度の洪水（時間雨量50mm程度）が、安全に流下できる河川延長の割合

整備済河川延長 / 要整備河川延長（県管理河川）で算出

河川改修前



河川改修後



平成21年度末現在

圏域名	河川数	要整備延長(km)	整備済延長(km)	未整備延長(km)	河川整備率
岐阜圏域	59	234.9	110.4	124.5	47.0
西濃圏域	80	247.4	138.7	108.8	56.0
中濃圏域	106	536.3	254.1	282.2	47.4
東濃圏域	109	353.6	206.0	147.6	58.3
飛騨圏域	118	359.3	194.2	165.1	54.0
計		1731.5	903.4	828.2	52.2

5. 対象とする 5 つの流域の特徴

(1) 長良川流域

- ・ 近年では、昭和 51 年に安八町地先で長良川本川の堤防が決壊し、広域にわたる大水害となった。また、平成 11 年、平成 16 年と甚大な浸水被害が生じている。特に平成 16 年の長良川における浸水被害の多くは、県管理区間において生じた。
- ・ 本川中流域の関市、美濃市には霞堤や堤防の無い区間がある。このようなことから、上下流、左右岸で均衡のとれた整備が課題である。
- ・ 本川下流部は、河口堰の建設及び大規模浚渫により治水安全度が格段に向上した。

(2) 宮川(神通川)流域

- ・ 近年では、平成 11 年、平成 16 年と甚大な土砂災害、浸水被害が生じている。
- ・ 平成 11 年の水害では、流木により被害がさらに拡大した。
- ・ 宮川沿川は市街化が進み、一部の支川は都市河川となっている。
- ・ 下流の飛騨市には霞堤や堤防の無い区間がある。

(3) 揖斐川流域

- ・ 近年では、昭和 51 年、平成 2 年、平成 14 年、平成 16 年と相川、大谷川流域を中心に甚大な浸水被害が生じている。
- ・ 揖斐川本川は、徳山ダムの完成により、本川の治水安全度は大きく向上した。
- ・ 支川は本川の水位の影響を受ける区間が多く、本川からの影響でたびたびはん濫している。

(4) 土岐川流域

- ・ 近年では、平成元年、平成 11 年、平成 12 年、平成 23 年の台風第 15 号による豪雨災害と浸水被害が生じている。
- ・ 土岐川本川は、長年の懸案でもあった狭窄部の改修や、小里川ダムの完成により治水安全度が向上している。
- ・ 本川は、多治見市、土岐市、瑞浪市の中心市街地を貫流している。

(5) 木曽・飛騨川流域

- ・ 昭和 58 年の美濃加茂水害、平成 12 年の恵南豪雨災害、平成 22 年の 7.15 豪雨災害及び平成 23 年の台風 15 号による豪雨災害が、木曽川流域における近年の代表的な水害である。また、平成 11 年、平成 16 年は飛騨川流域で浸水被害が生じている。
- ・ 木曽川本川では、新丸山ダムの計画が進められており、完成後は本川の治水安全度の向上が期待される。
- ・ 支川の多くは、市街地を流下している。
- ・ 飛騨川は、下呂温泉など観光の中心となる区間における治水安全度が低い。

第4. 土砂災害対策の方針（八山系砂防総合整備計画）

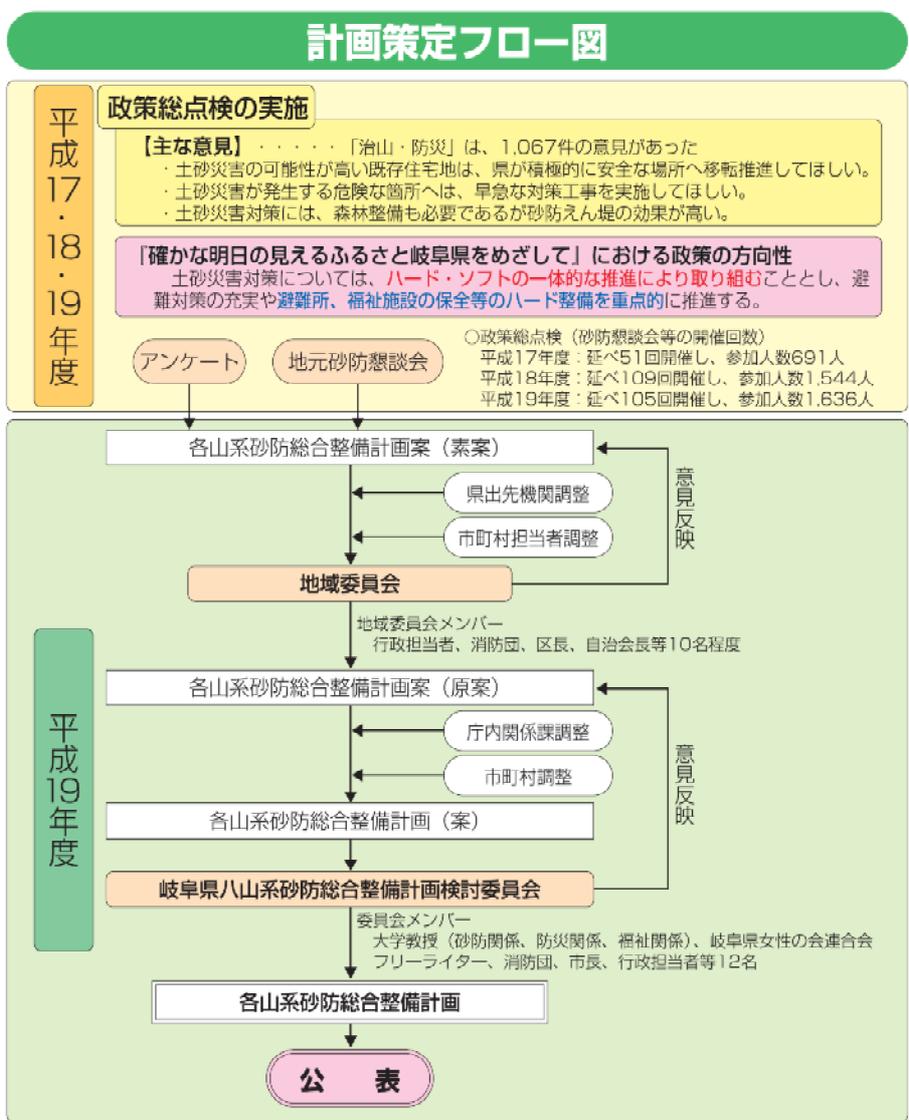
1. 八山系砂防総合整備計画とは

八山系砂防総合整備計画とは、土砂災害から県民の生命・身体を守るためソフト対策とハード対策の両面から今後の中期的な土砂災害対策の整備プログラムを県民に分かりやすく示そうとするもので、土砂災害のおそれのない平地部の市町を除いた県内を地形・地質などによる自然的要因と広域行政単位・市町村行政単位などの社会的要因を考慮し、8つの地形、八山系(美濃山系・養老山系・揖斐山系・奥美濃山系・可茂山系・東濃山系・南飛騨山系・飛騨山系)について策定した8つの各山系砂防総合整備計画から成る。



整備計画策定に当たっては、広く県民の意見を聞くために砂防懇談会を各地域で開催し、出された意見を反映した。特にソフト対策については、地区ごとに防災、福祉、建設の各担当者による行政担当者会議において各市町村の防災意識や防災体制を確認するとともに、地域ニーズを把握し、行政担当者に住民代表と消防団等の自主防災組織の代表者等を加えた地域委員会を山系毎に開催して、計画原案を策定した。最終的にそれらの計画原案について県全体の立場から審議する「岐阜県八山系砂防総合整備計画検討委員会」に諮り、「八山系砂防総合整備計画」としてとりまとめた。

今回とりまとめられた8つの山系の砂防総合整備計画は、土砂災害防止法に基づく基礎調査の結果などこれから対策を進めていくなかで、新たな知見や技術、災害の発生状況などを踏まえ、柔軟に見直していく。



2. 岐阜県における砂防事業の現状と課題

(4) 岐阜県内の土砂災害危険箇所

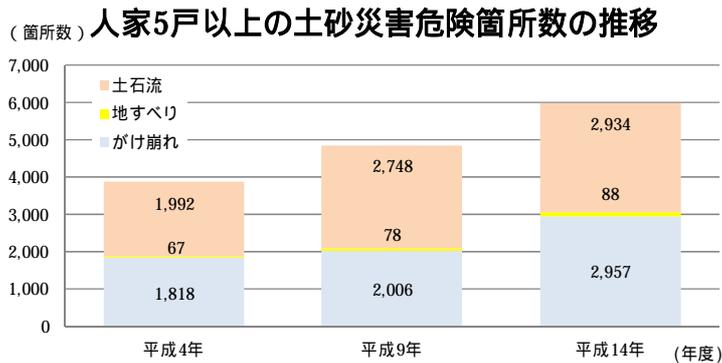
岐阜県の砂防指定面積は全国 1 位であり、土砂災害危険箇所数は県全体で約 13,000 箇所あり、全国的に見ても上位に位置する。

土砂災害危険箇所数 種別	(平成19年3月31日現在)		全国順位
	箇所数	計	
砂防指定地面積		87,684ha	1
土石流危険渓流	2,950	5,537渓流	12
土石流危険渓流	1,906		
土石流危険渓流	681		
地すべり危険箇所		88箇所	36
急傾斜地崩壊危険箇所	2,965	7,458箇所	20
急傾斜地崩壊危険箇所	2,200		
急傾斜地崩壊危険箇所	2,293		

危険箇所のランク ・ ・ ・ 区分
 : 被害想定区域に人家5戸以上or公共的建物あり。
 : 被害想定区域に人家が1～4戸あり。
 : 被害想定区域に人家の立地しうる土地あり。

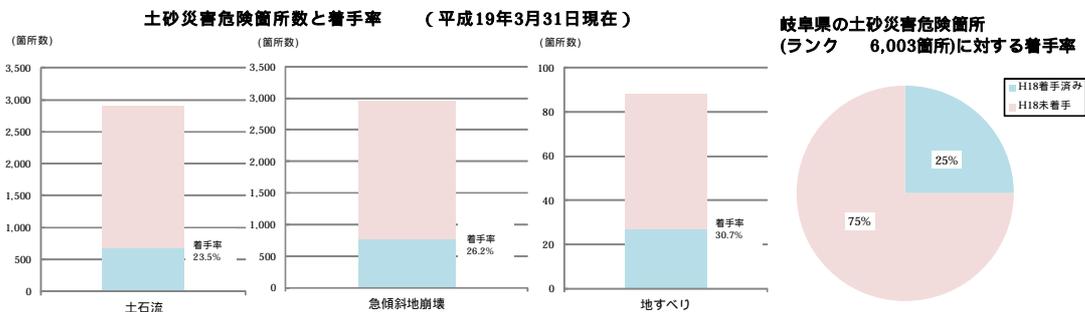
(5) 箇所での宅地開発状況

都市部郊外では宅地開発の進行により土砂災害危険箇所が増加している。



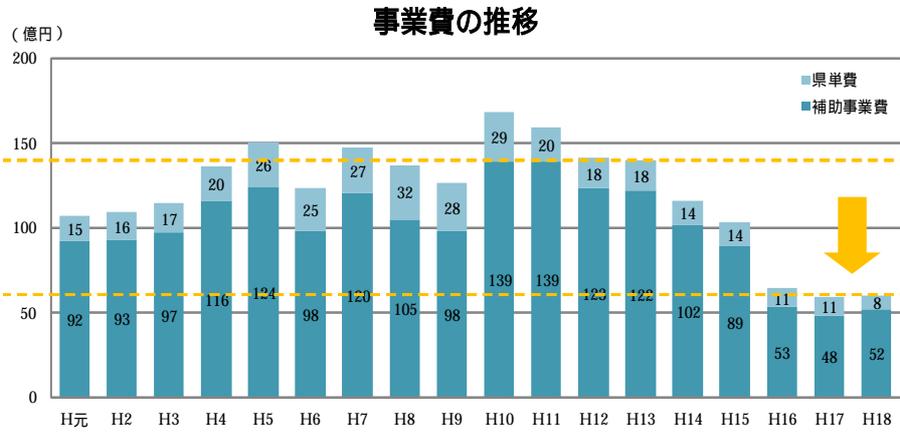
(6) ハード対策の進捗状況

人家 5 戸以上又は公共的建物のある土砂災害危険箇所での対策工事着手率は 25%程度であり、すべての危険箇所を対策工事により安全な状態にしていくには、膨大な費用と時間が必要となる。



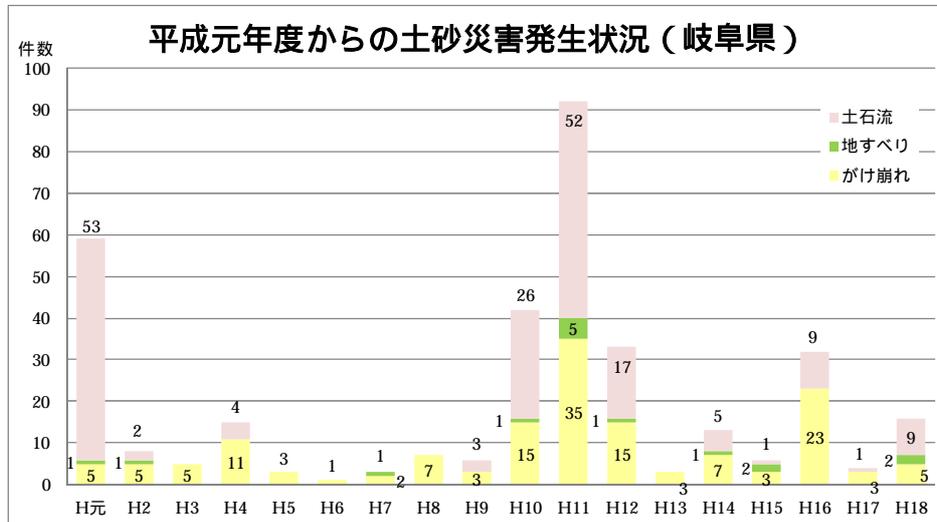
(7) 事業費の推移

岐阜県の砂防事業費は、平成 13 年度以降は急激に減少しており、平成 18 年度の国庫補助事業費は、過去の水準の半分以下と大きく下回っている

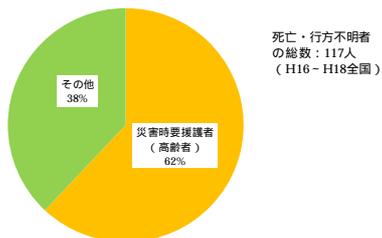


(8) 近年の土砂災害の特徴

岐阜県内では、平成 10～12 年、16 年に数多く土砂災害が発生している。近年に全国で発生した土砂災害の被害者のうち、約 6 割が高齢者等の災害時要援護者である。高齢化が急速に進んでいるため、災害時要援護者は増加する傾向にある。



土砂災害による死亡・行方不明者に占める
災害時要援護者（高齢者）の割合（平成16～18年）



第5. 農業・農村の基盤整備の方針（ぎふ農業・農村基本計画）

1. 「ぎふ農業・農村基本計画」とは

農業農村を取り巻く情勢は、少子高齢化の進行、国際化、環境保全への高まり、情報化・技術改革の進展など大きく変化し、食料自給率の向上、担い手の確保、中山間地域の過疎化・高齢化対策など多くの課題を抱えている。

こうしたことから、「県民の『食』と県土の『環境』を支える『元気な農業・農村づくり』」を基本理念とする「ぎふ農業・農村振興ビジョン」（計画期間：平成 18 年度から平成 22 年度）が農業・農村振興の指針として平成 18 年 12 月に策定された。このビジョンの基盤整備部門の施策を実現するために、平成 19 年 3 月において策定されたのが、平成 18 年度から平成 22 年度を対象とした「ぎふ農業農村整備基本計画」である。

さらに、2,010 年世界農林業センサスによると、岐阜県の農業就業人口は 46,866 人と 5 年前の 66,102 人から 29.1%減少、さらに平均年齢は 69.4 歳と 4.3 歳上昇しており、新たな担い手の育成が急務となっている。

また、食料を巡る国際的な情勢は、食に対する安全性の面で国内農畜産物が評価されている反面、特定の国や地域を対象とする経済連携協定などの動きが顕在化しており、今後農畜産物の関税完全撤廃に向けた動きが進むとなれば、安価な輸入農畜産物の増加により、生産コストの高い国内農業は大きな影響を受けることになる。

こうした背景及び前計画である「ぎふ農業農村整備基本計画」の達成状況を踏まえ、「ぎふ農業・農村振興ビジョン」の理念を継承し、「岐阜県長期構想」のあるべき姿を実現するとともに、岐阜県農業が直面するこうした諸課題に対応する新たな基本計画として「ぎふ農業・農村基本計画」（計画期間：平成 23 年度から平成 27 年度）が策定された。

岐阜県においては、この基本計画のもと、農業・農村にかかる基盤整備事業を含む様々な事業を展開している。

基本理念

「元気な農業づくり」

- ・ 国際化にも対応できる、高い品質や安全性を持った競争力の高い園芸・畜産品目の生産を振興するなど、強い農業づくりを展開
- ・ 農業の 6 次産業化による付加価値を高めた商品開発や、大都市・海外への販売を促進するなど、攻めの農業を展開

「元気な農村づくり」

- ・ 所得補償などの制度を十分に活用したうえで、担い手が育ちにくい条件が不利な中山間地域などにおける地域ぐるみでの集落営農組織の育成やきめ細やか農業基盤の整備、鳥獣被害対策、耕作放棄地の解消等を推進し、農村の活

動や美しい農村景観を維持

- ・ 岐阜県民や企業等が農業・農村の重要性を理解し、農業・農村を応援する取組を推進

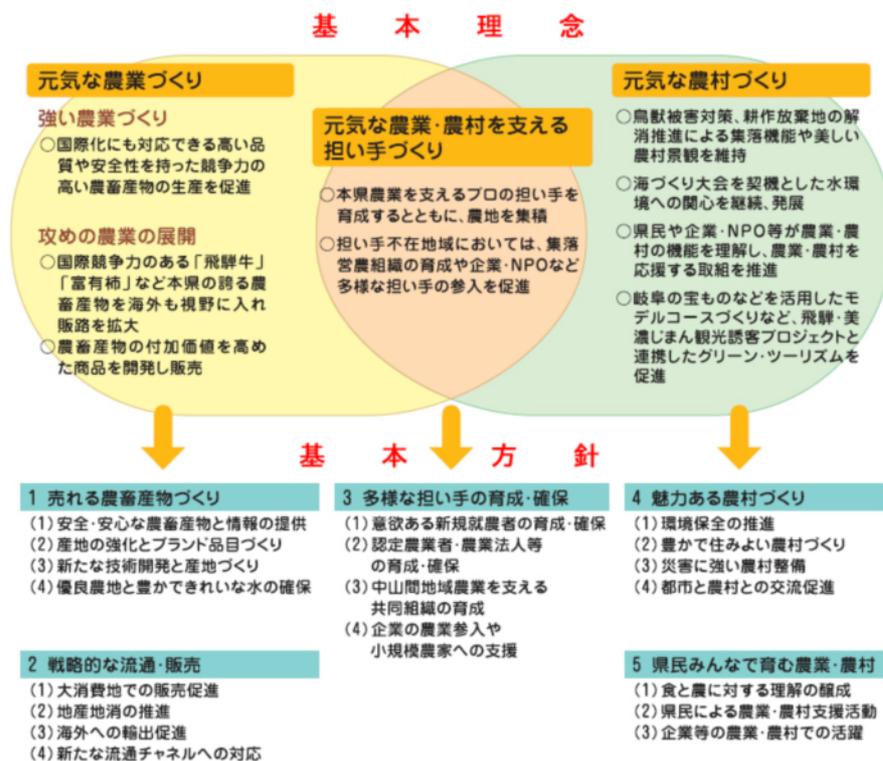
2. 「ぎふ農業・農村基本計画」策定にあたり重視した点

本計画は、下記の点を重視して策定された。

- (1) 「岐阜県長期構想」の政策の方向性を反映
- (2) 農業者や岐阜県民の意見を施策に反映
- (3) 「ぎふ農業・農村振興ビジョン」の検証を踏まえて作成
- (4) 「元気な農業づくり」と「元気な農村づくり」の2つの視点で作成
- (5) 元気な農業と元気な農村を支える意欲ある担い手の育成・確保を重視して作成

3. 5つの基本方針

「ぎふ農業・農村基本計画」の基本理念である「県民の『食』と県土の『環境』を支える『元気な農業・農村づくり』」を実現するためには、明確な基本方針のもと将来の岐阜県農業・農村のあるべき姿を展望し、それに向かった的確な施策を講じていくことが必要である。そこで、岐阜県農業・農村が担うべき役割や現状に対する課題を明確にしなが、今後の農業・農村の振興方向として5つの基本方針を定めた。



これら5つの基本方針のうち、基盤整備事業に関わる項目は以下の4つである。

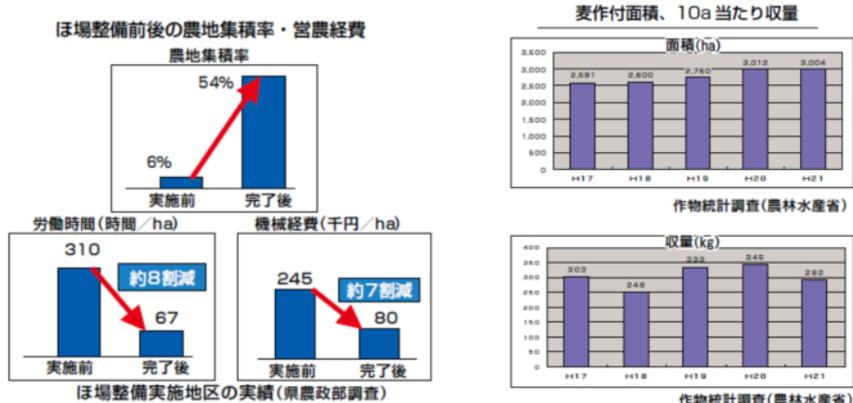
- 1 売れる農畜産物づくり (4) 優良農地と豊かできれいな水の確保
- 4 魅力ある農村づくり (1) 環境保全の推進
- 4 魅力ある農村づくり (2) 豊かで住みよい農村づくり
- 4 魅力ある農村づくり (3) 災害に強い農村整備

以下、「4.」～「7.」において、その概要及び目標指標について記載する。

4. 優良農地と豊かできれいな水の確保

(1) 概要

岐阜県の農用地区域内の農地面積は44,153ha(平成21年度末)であり、将来にわたり安全・安心な食料を提供するためには、これら優良農地を維持・活用していくことが重要な課題である。このため、担い手の生産効率を向上させるためのほ場の大区画化や、麦・大豆の生産性向上に向けた水田の乾田化などが必要となる。



これを実現するため、優良農地の保全、大区画ほ場整備等の推進及び農業用水路等農業水利施設の適正な保安全管理に関する施策に取り組む。

(2) 目標指標

指 標	現状(H21)	目標(H27)
担い手の農地利用集積率 *1 (大区画ほ場整備、排水対策実施地区)	(実施前*2) 45.7%	(完了後*2) 60%
麦・大豆作付けが可能な水田面積 *3	9,156 ha	9,920 ha
機能回復対策を行った農業用水路の受益面積 *4	1,467 ha	10,000 ha

*1) H27 までに整備完了する面積のうち認定農業者及び集落営農組織などの担い手へ集積される面積の割合

*2) 現状は H21 時点ではなく各実施地区の着工前の数値 / 目標は各地区の事業完了時点の数値

*3) 作付け可能面積に今後実施する大区画ほ場整備及び排水対策実施面積を合計した面積

*4) 更新及び予防保全対策を行った基幹的農業用水路の受益面積の合計

5. 環境保全の推進

(1) 概要

岐阜県では、環境保全を推進するため、平成7年に岐阜県環境基本条例を制定し、これに基づき環境基本計画を定め、環境保全に関する様々な施策を進めてきた。

地球温暖化防止の機運が高まるなか、農業分野でも自然循環型エネルギーの活用による環境負荷軽減対策が必要となる。これを実現するため、農業用水路の落差などを利用した小水力発電の導入促進に取り組む。

また、コンクリート水路の整備などにより水田と排水路のつながりが断たれ、生き物が遡上することが困難になっており、水田が持っていた産卵・繁殖・育成の場としての機能が低下している。こうした課題に対応するために、生き物と人が共生できる農村環境の復元を図る目的で、水田魚道の設置や生物多様性に配慮した基盤整備に取り組む。

(2) 目標指標

指 標	現状(H21)	目標(H27)
農業用水を活用した小水力発電の導入	0 箇所	3 箇所
水田魚道の設置に取り組む地区数	0 地区	20 地区

6. 豊かで住みよい農村づくり

(1) 概要

農村地域には、生活の利便性や地理的条件、雇用の場などの条件から過疎化・高齢化が進んでいる地域があり、営農意欲の減退や農業の担い手不足が深刻化している。また、これらが要因となって発生する耕作放棄地や鳥獣被害の増加が課題となっている。

こうした課題に対応するために、耕作放棄地の発生防止及び有効活用、地域ぐるみの鳥獣被害対策の推進及び農村の生活環境整備の推進に取り組む。

(2) 目標指標

指 標	現状(H21)	目標(H27)
利便性の向上 基幹的農道の供用	638.9km	656.0km
中山間地域の基盤整備面積 *1	4,343 ha	5,350 ha
耕作放棄地解消面積	H23 年度～H27 年度までの5年間で350ha	
獣害防護柵の受益面積	181 ha	900 ha

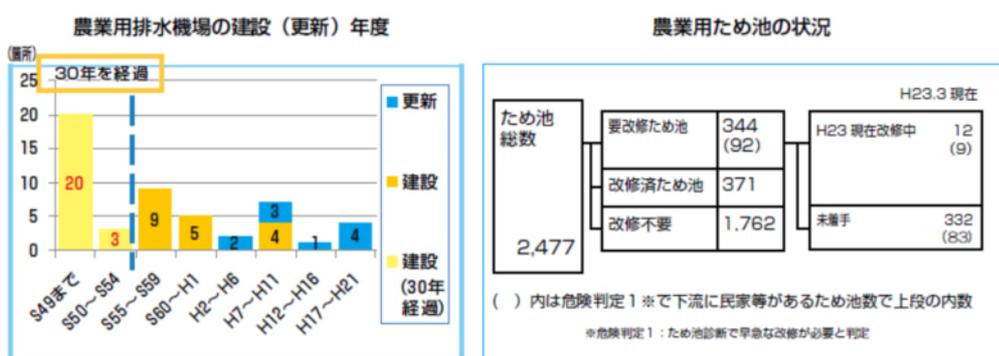
*1) 中山間地域で、更新及び保全対策を行った農業用排水路や農道など農業用施設の受益面積とは場整備等農業生産基盤を実施した面積

7. 災害に強い農村整備

(1) 概要

農業用排水機場の持つ水田などの湛水被害を防止する機能や、ため池の用水を貯留する機能は、農業のみならず周辺住民の生命・財産を守り、住民の憩いの場となるなど公益的機能を有している。

県内にある 60 箇所の農業用排水機場の約 4 割にあたる 23 箇所では建設後 30 年を経過しており、老朽化による排水能力の低下が心配されている。また、県内にある約 2,500 箇所のため池の 1 割以上で老朽化が進行しており、その状況に応じた整備が必要である。



こうした課題に対応するために、農業用排水機場等の整備推進及び農業用ため池の整備推進に取り組む。

(2) 目標指標

指 標	現状(H21)	目標(H27)
豪雨・地震等の防災対策を実施した農地面積 *1	H23 年度～H27 年度までの 5 年間で	1,000 ha
防災マップ作成ため池数 *2	22 箇所	162 箇所

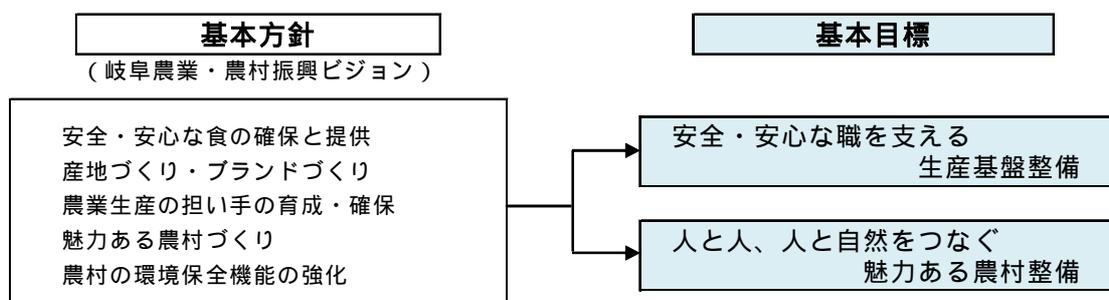
*1) 農業用排水機場による湛水が減少する面積及びため池の改修により浸水等の被害が軽減する面積の合計

*2) ため池防災マップ作成により、ため池の管理及び非常時の避難等を周知し、減災されるため池数

8. 「ぎふ農業農村整備基本計画」の概要及び実績

(1) 概要

「県民の『食』と県土の『環境』を支える『元気な農業・農村づくり』」を基本理念とし、これに基づく以下の基本方針と基本目標を打ち立てている。



計画期間を平成 18 年度から平成 22 年度までとし、「ぎふ農業・農村振興ビジョン」に沿って、当面 5 年間に取り組むべき農業農村整備の方向と具体的な実行計画を示すものである。

また、岐阜県で営まれている様々な農業の展開や変化に富んだ地形条件を踏まえて、より実効性の高い計画とするため平坦地域と中山間地域で施策を区分し、また 5 圏域(岐阜、西濃、中濃、東濃、飛騨)の圏域別計画を策定した点に特徴がある。

(2) 計画に基づく 23 の目標整備指標

基本的取組	取組の展開	5 年間の整備目標	
豊かできれいな水の確保	農業水利施設の機能確保	基幹的農業用水路の更新整備延長	45 km
		基幹的農業用水路の予防保全対策延長	113 km
優良農地の確保	担い手の育成を支える農地整備	大区画ほ場整備面積	500 ha
		水田における排水対策	1,000 ha
		基幹的農道整備延長	36 km
	地域特性に応じた農地整備	中山間地域等における整備の受益面積	1,000 ha
基盤整備による耕作放棄地の解消面積		35 ha	
農業生産基盤の適正な保全管理	農業用施設等の適正な保全管理	県内の土地改良区の再編	H17/102 団体 H22/80 団体
		農地・水・環境保全向上対策取り組み面積	3 万 ha

安全で快適さを実感できる農村整備	災害に強い農村整備	農業用排水機場の更新数	5 箇所
		農業用排水機場の運転管理者の育成	40 人
		農業用ため池の改修数	25 箇所
	住みよい生活環境の整備	農業集落道の整備延長	47 km
		農業集落排水施設等の整備率	H17/59% H22/70%
		農業集落排水汚泥リサイクル率	H17/47% H22/55%
		農村情報基盤整備の地区数	1 地区
自然の恵み、ふれあいを実感できる農村整備	ふれあい空間の整備	自然に親しむことのできる空間の整備	12 箇所
		環境に配慮した工事の実施数	500 箇所
		田んぼの学校実施数	16 箇所
	農村環境の保全に向けた地域活動の推進	ふるさと水と土指導員の育成	H17/69 人 H22/88 人
		棚田保全活動団体数	H17/3 組織 H22/10 組織
		農村の地域活動への NPO 等の参加	H17/6 組織 H22/10 組織
		多面的機能の県民の理解度	H22/50%

(3) 目標指標の達成状況

5 年間の目標が概ね（8 割）達成されている指標 18 指標

「基幹的農業用水路の更新整備延長」、「基幹的農業用水路の予防保全対策延長」、「農業用排水機場の更新数」、「農業用ため池の改修数」他 14 指標

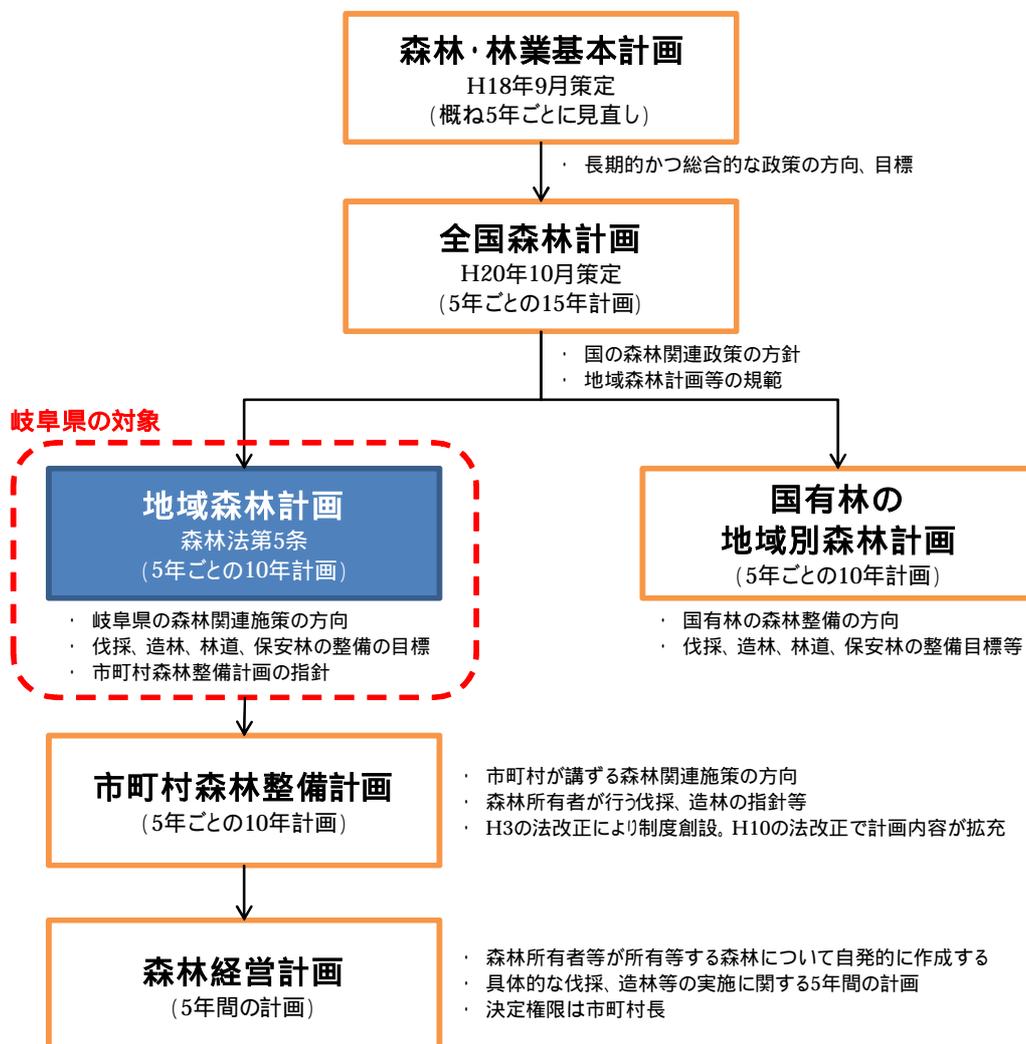
5 年間の目標が達成されていない指標 5 指標

「大区画ほ場整備面積」、「県内の土地改良区の再編」、「農地・水・環境保全向上対策取り組み面積」、「環境に配慮した工事の実施数」、「棚田保全活動団体数」

これらについては、平成 23 年度以降計画に適切に盛り込み、実施されることが望まれる。

第6. 森林整備の方針

1. 森林計画制度の体系



2. 全国森林計画とは

(1) 趣旨

全国森林計画とは、森林法の規定に基づき、農林水産大臣が、5年ごとに15年を1期として策定する計画(最新計画の計画期間は平成21年4月1日から平成36年3月31日・平成23年7月26日変更)である。

また、都道府県知事が策定する地域森林計画等の規範として、森林の整備・保全の目標、伐採立木材積、造林面積等の計画量、施業の基準等を示すものである。

(2) 概要

森林の重視すべき機能に応じた望ましい森林の姿に誘導するため、針広混交林化や長伐期化等の多様な森林の整備・保全を進めることとし、育成複層林の面積を増加させる。

また、森林整備の目標、計画量については、森林・林業基本計画に示されている目標等の考え方に即し、新たな計画期間に見合う量を計上する。特に、健全な人工林の育成と成熟化しつつある国内資源の本格的な利用を推進するため、間伐を主体に伐採立木材積を増加させる。

森林整備及び保全の目標

区 分		現 状	計画期末
森林面積 (千 ha)	育成単層林	10,312	10,163
	育成複層林	955	1,625
	天然生林	13,830	13,309
森林蓄積 (m ³ /ha)		177	208

計画量

区 分		現 状
伐採立木材積 (百万 m ³)	主 伐	293
	間 伐	397
	計	690
造林面積 (千 ha)	人工造林	856
	天然更新	872
林 道 開 設 量 (千 km)		91
保 安 林 面 積 (千 ha)		12,812
治山事業施行地区数 (千地区)		31

注) 最新計画期間 (平成 21 年 4 月 1 日 ~ 平成 36 年 3 月 31 日) の総量

3. 地域森林計画とは

地域森林計画とは、森林法第 5 条の規定により、岐阜県知事が、岐阜県内の民有林の整備について策定する計画である。

全国森林計画に即して、岐阜県内の森林計画区(「4.」参照)ごとに、10 年を 1 期間として策定され、5 年ごとに作り直される。

市町村森林計画策定の指針(伐採(主伐)、造林、間伐、保育、作業道(路))を定めるとともに、森林計画ごとの計画数量を記載しており、5 年ごとの見直しのほか、計画数量の変更などにあわせて変更計画書を発行している。

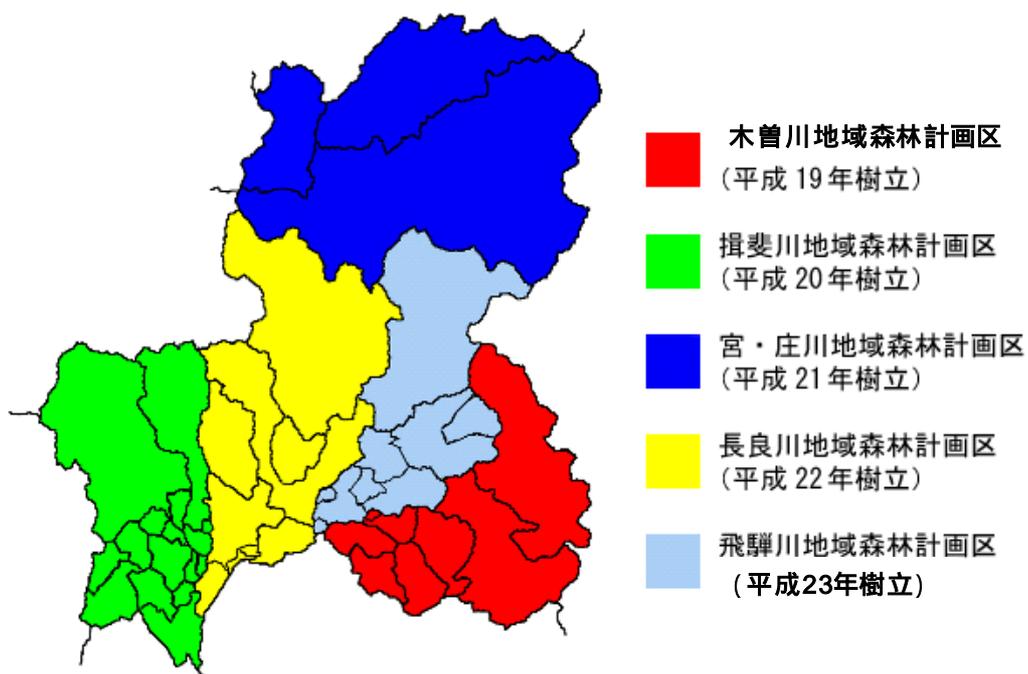
定めている計画量は以下の5つである。

- 伐採立木材積
- 造林面積
- 林道
- 保安林面積
- 治山事業

このうち、基盤整備事業に該当する項目は、林道及び治山事業であり、「5.」及び「6.」において森林計画区ごとの計画量を記載する。林政関連事業においては、この計画量を基に事業を展開している。

4. 岐阜県の森林計画区

岐阜県は、木曾川森林計画区、揖斐川森林計画区、宮・庄川森林計画区、長良川森林計画区、飛騨川森林計画区の5つの計画区に分かれている。



5. 林道の整備計画量

計画区	区分	前期	後期	計	備考
木曽川 H20～H30	新設(m)	15,907	25,000	40,907	H23.12.27 変更
	改良(箇所)	90	114	204	
	舗装(m)	34,374	52,100	86,474	
揖斐川 H21～H31	新設(m)	35,500	40,900	76,400	H23.12.27 変更
	改良(箇所)	149	151	300	
	舗装(m)	33,220	67,400	100,620	
宮・庄川 H22～H32	新設(m)	5,900	0	5,900	H23.12.27 変更
	改良(箇所)	13	0	13	
	舗装(m)	8,600	0	8,600	
長良川 H23～H33	新設(m)	38,600	47,950	86,550	H23.12.27 変更
	改良(箇所)	145	67	212	
	舗装(m)	41,000	43,700	84,700	
飛騨川 H24～H34	新設(m)	51,700	71,800	123,500	H23.12.27 樹立
	改良(箇所)	137	156	293	
	舗装(m)	43,500	55,700	99,200	

6. 治山事業の計画量

計画区	前期	後期	総数	備考
木曽川(H20～H30)	191	46	237	H23.12.27 変更
揖斐川(H21～H31)	221	30	251	H23.12.27 変更
宮・庄川(H22～H32)	110	45	155	H23.12.27 変更
長良川(H23～H33)	171	86	257	H23.12.27 変更
飛騨川(H24～H34)	138	57	195	H23.12.27 樹立

第7. 岐阜県における公共事業総合コスト改善対策に関する新行動計画

1. 目的

今後も厳しい財務状況が続く中で、社会資本整備を着実に進めていくためには、引続きコスト削減の取り組みを推進する必要があるが、一方で平成 17 年 4 月 1 日に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」により、それまでのコスト縮減を重視した取り組みから、コストと品質の両面を重視する取り組みへの転換を図る要請がある。

このため、岐阜県において「コストと品質の両面」を重視する総合的なコスト改善対策を推進すべく、民間企業による技術革新の進展、老朽化する社会資本が増大する中で、県民の安全・安心へのニーズや将来の維持管理・更新費用が増大することへの対応、近年の地球温暖化等への環境問題に対する世論の高まり等を踏まえた、「岐阜県における公共事業総合コスト改善対策に関する新行動計画」(以下、「新行動計画」)を策定した。

2. 新行動計画の基本方針

(1) 基本的な考え方

平成 20 年に国において策定された「公共事業コスト構造改善プログラム」等を踏まえた新たな視点からの施策や具体策を検討し、「事業の迅速化」、「計画・設計・施工の見直し」、「民間技術の活用」、「社会的コストの低減」、「維持管理の最適化」、「調達の最適化」の 6 分野に分けてコストと品質の観点から良質な社会資本を効率的に整備・維持することを旨とする。

(2) 具体的な施策の実施に当たっての留意点

機能・品質の確保

社会資本が本来備えるべき供用性、利便性、公平性、安全性、耐久性、環境保全、省資源、美観、文化性等の所要の基本機能・品質を満足させたいうで、総合的なコスト改善を目指す。

不当なしわ寄せの防止

具体的な施策による総合的なコスト改善の裏付けなしに、工事価格のみを下げることによって下請け業者等の関係者が、不当なしわ寄せを被るような状態を生起させてはならない。

不正行為の防止

公正な競争を確保するため、透明性・客観性及び競争性をより高めるための入札・契約制度の改革を実施している。また、この改革と併せ、予定価格の事前公表や、談合情報があった場合の入札制度運営調査委員会での審議等、各種の措置を講じている。

(3) 計画期間及び目標

計画期間は平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 ヵ年とする。

コスト改善の効果を比較するうえで基準年度を平成 19 年度とする。平成 19 年度の標準的な工事と比較して、平成 26 年度末までに 15%のコスト改善を図ることを目標とする。

(4) フォローアップ

「新行動計画」の実施に当たっては、具体的施策の着実な推進を図る観点から適切にフォローアップを行うこととする。大規模な工事については、従来から実施している「岐阜県公共工事業費縮減点検監視委員会」において、異なる価値観や視点から、総合的なコスト改善対策について点検・監視を行う。

(5) 新行動計画の見直し

新行動計画には直ちに実施できる施策のみではなく、検討、試行、関係部局との調整を行ったうえで実施に移行する施策を含んでいることや、社会経済情勢の変動に的確に対処するため、引続き新たな具体策の検討を進め、今後も必要に応じて施策を追加、変更することとする。

3. 新行動計画の実施

岐阜県では、平成 15 年 10 月に「岐阜県における公共工事業費縮減対策に関する行動計画」を策定し、これまで建設工事におけるコスト削減に取り組んできており一定の成果を達成したことから、新行動計画では、以下の 3 つの取組みにより着実に実施する。

(1) 新行動計画の啓発

● 研修(新人・定期)

職員に対し総合的なコスト改善に関連する研修を実施し、技術力の向上とコスト意識の高揚を図る。

● 情報共有

県発注工事における事例収集を行うとともに、職員への情報提供により周知徹底を図る。

(2) 新行動計画の計画設計段階での活用

● 計画設計段階において、新行動計画に基づき総合的なコスト改善を考慮した最適な設計とする。

(3) 新行動計画のフォローアップ

● 公共工事業費縮減点検監視委員会

新行動計画の実施状況は、具体的施策の着実な推進を図る観点から 3 億円以上の工事を対象に、関係課の職員で構成する委員会において、計画から維持管理

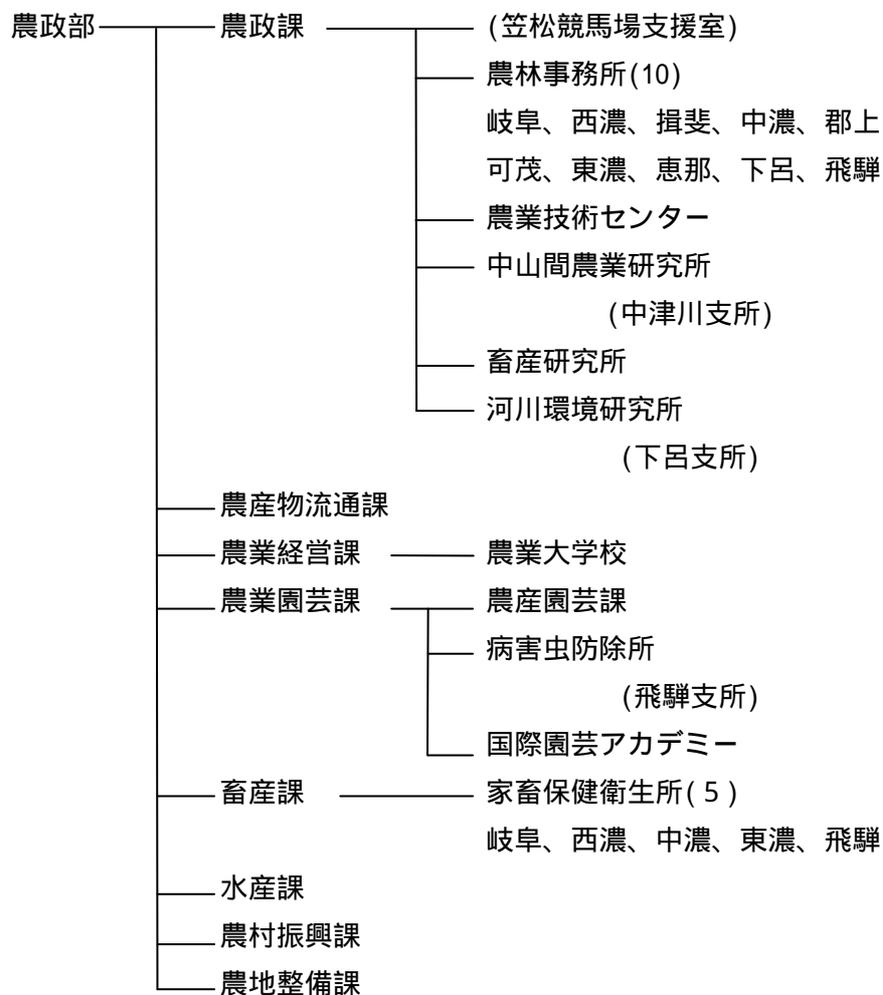
までの過程における総合的なコスト改善の点検監視を行う。

- 事業費縮減監視検討委員会(建設 4 部)
建設 4 部が実施する 1 億円以上の工事を対象に、現地機関の長を委員長とする委員会を設置し、総合的なコスト改善の点検監視を行う。

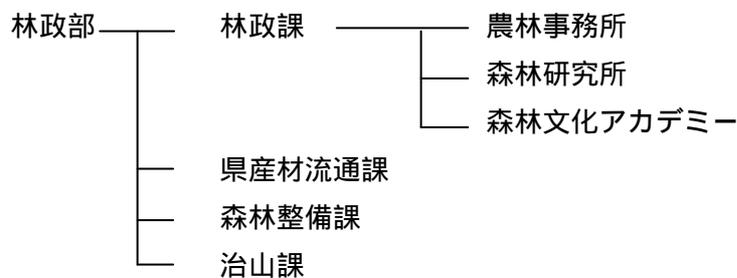
第8. 行政機構図

平成 23 年度の各部の行政機構図は次のとおりである。

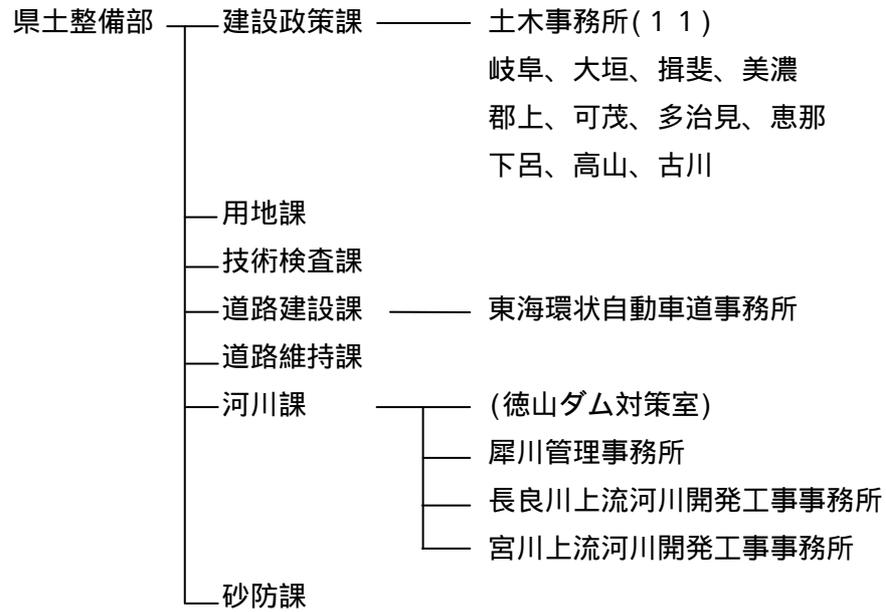
農政部



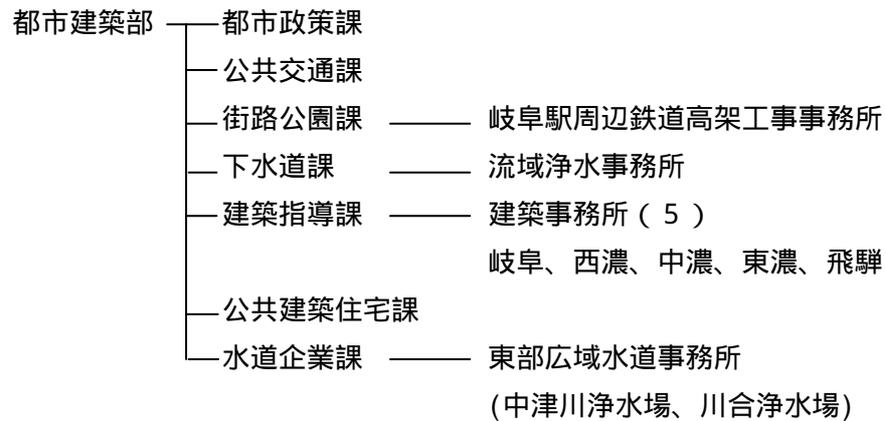
林政部



県土整備部



都市建築部



第4部 監査の結果及び意見

第1. 道路事業

I. 事業の概要

1. 岐阜県の道路

岐阜県は、広大な面積を有する反面、可住地面積（県土の 20.2% 全国順位 45 位）は限られ、特に北部山間部ではそれが点在する形であり、一部地域を除き公共交通機関の整備は十分とは言えない状況にある。

したがって、旅客輸送の 94.2%（H19 年度）が自動車輸送され、また 1 世帯当たりのマイカー保有台数が 1.655 台で全国 4 位（H22.3 時点）という数字に表されるように、人や物の流動は自動車に依存する割合が非常に高く、道路は県民生活、地域振興のための重要な基盤条件となる。

旅客輸送機関別旅客輸送人員分担割合(H19)

自家用乗用車	ハイヤー タクシー	乗合バス	JR	民鉄	その他
91.6%	1.0%	1.6%	2.9%	1.9%	1.0%
94.2%			4.8%		1.0%

自動車保有率

	保有車両数 (台)	全国順位	マイカー世帯台数 (1世帯当り)	全国順位	台数比 (1人当り)	全国順位
岐阜県	1,653,527	16	1.655	4	0.79	9
静岡県	2,810,599	10	1.443	15	0.74	24
愛知県	4,953,743	1	1.334	22	0.67	35
三重県	1,460,373	21	1.484	13	0.78	10
全国	78,693,495	-	-	-	0.62	-

出典：岐阜県の自動車保有車両数（平成22年3月現在）

岐阜県の道路網は、広域的な幹線道路として名神高速道路、中央自動車道、東海北陸自動車道、中部縦貫自動車道及び東海環状自動車道と 21 号、41 号、156 号等の一般国道、地域の幹線道路として主要地方道と一般県道、生活道路としての市町村道から成っている。

道路整備の現状は、道路改良率が 67.6%(国県道計、幅員 5.5m 以上)と全国 36 位の低水準にとどまっている。山間部等では降雨や降雪時に通行規制が行われる地域が多数存在し、信頼性に欠ける状況である。

岐阜県は、人や物の流動において自動車の割合がきわめて高い自動車依存型の地域であり、道路整備の遅れは地域の連携、地域生活に大きな影響を与えている。

2. 高規格幹線道路の整備状況

高規格幹線道路とは、自動車の高速交通の確保を図るため必要な道路で、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路をいう。建設省（当時）は、第四次全国総合開発計画（昭和62年6月30日閣議決定）において、21世紀に向け多極分散型の国土を形成するため、交通、情報、通信体系の整備と交流の拡大を目指す“交流ネットワーク構想”の推進のため、約14,000kmの高規格幹線道路計画を策定した。



高規格幹線道路の現状(全国) H23.3.15(単位: km)

	高規格幹線道路	高速自動車国道	本州四国連絡道路	一般国道の自専道
全体延長(A)	約14,000	11,520	180	2,300
整備計画	11,205	9,428	177	1,600
供用延長(B)	9,795	7,844	173	1,026
供用率(B/A)	70.0%	68.1%	96.1%	42.5%

基本計画延長: 10,623km

高速道路等の高規格幹線道路の整備は、一部未整備なところもあるが、整備によって県内はもとより隣接県との連絡を円滑にし、全国ネットワークへの参画を促進する効果も大きいいため、その整備は大変重要である。

岐阜県の高規格幹線道路整備・実施状況は、中部圏と北陸圏の連絡路線として東海北陸自動車道、中部圏の環状に分布する都市相互を連絡する東海環状自動車道、北陸と関東の連絡路線として中部縦貫自動車道の新高速三道の事業が推進されている。

高規格道路の分類 (単位: km)

道路種別	路線事例	延長	県内延長			
高規格幹線道路 14,000km	高速自動車国道	東海北陸、名神等	11,520	234	392	
	一般国道の自動車専用道路	本州四国連絡道路	180	-		
		その他	東海環状、中部縦貫等	2,300		158
地域高規格道路(計画路線)	濃飛横断自動車道等	6,950	232	232		

高規格幹線道路の整備状況 (H23.3.15現在) (単位: km)

	長期構想整備延長	整備済延長	整備率 (%)
全国	14,000	9,795	70
岐阜	392	308	79
愛知	335	244	73
三重	334	199	60

愛知県、三重県は2010全高速調べ参照

岐阜県は、道路整備の基本コンセプトとして、「開かれた岐阜県」、「ひとつの岐阜県」、「ゆとりの岐阜県」、「時代を先取りする岐阜県」の4項目をあげて整備促進に取り組んでいるが、新高速三道は「開かれた岐阜県」「ひとつの岐阜県」の実現のために大変重要な社会基盤である。

新高速三道の整備状況 (単位: km)

	全延長	供用延長	県内延長	県内供用延長	県内供用率
東海北陸	約185	184.7	141.6	141.6	100% (暫定2車あり)
東海環状	約160	73.0	98.6	42.5	43%
中部縦貫	約160	36.0	59.0	29.1	49%
合計	約505	293.7	299.2	213.2	71%

(H21.1.25現在)

供用状況 (H23.4現在)

		H元	H6	H11	H16	H22	計画延長	事業主体
東海北陸 自動車道	供用延長	19.1	36.3	88.3	116.7	141.6	全体 184.7km 県内 141.6km	中日本高速道路株式会社(旧日本道路公団)
		(19.1)	(19.1)	(22.4)	(43.0)	(66.4)		
	供用率	13%	26%	62%	82%	100%		
		(13%)	(13%)	(16%)	(30%)	(47%)		
東海環状 自動車道	供用延長	0	0	0	42.5	45.4	全体 約160.0km 県内 98.6km	国土交通省 中日本
	供用率	0%	0%	0%	43%	46%		
中部縦貫 自動車道	供用延長	0	0	12.6	22.6	29.1	全体 約160.0km 県内 59.0km	国土交通省 中日本(安房峠道路)
	供用率	0%	0%	21%	38%	49%		
合計	供用延長	19.7	36.9	101.5	181.8	216.1	県内 299.2km	
	供用率	7%	12%	34%	61%	72%		

()内は4車線化延長、率

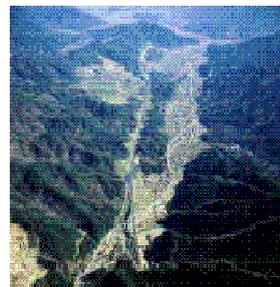
東海北陸自動車道
(飛騨清見 JCT)



東海環状自動車道
(美濃加茂 SA)



中部縦貫自動車道
(高山西 IC)



3. 一般道路の整備状況

岐阜県内の国道は 22 路線で延長約 1,591km、県道は 290 路線で延長約 3,117km、市町村道は 83,245 路線で総延長約 25,555km となっている。

このうち県が管理する道路は、国道が 16 路線で延長約 1,058km、県道が 290 路線で延長約 3,117km ある。

(平成21年4月1日)

道路種別	路線数	実延長 (km)		改良率 (%)		舗装率 (%)		歩道設置率 (%)		橋梁15m以上			トンネル				
			順位		順位		順位		順位	(橋)	順位	(m)	順位	(箇所)	順位	(m)	順位
国道	22	1,591.2	6	84.1 (91.4)	42	90.2 (90.9)	32	54.6 (59.2)	36	906	2	78,434	3	131	4	95,629	2
直轄管理区間	8	532.9	4	99.9 (100.0)	43	100.0 (98.6)	1	72.6 (68.0)	32	358	3	40,349	4	31	16	27,594	3
県管理区間	16	1,058.3	6	76.1 85.5	41	85.3 (85.6)	32	45.5 (53.0)	38	548	1	38,085	2	100	3	68,035	1
県道	290	3,117.1	10	89.1 (67.5)	34	73.4 (61.0)	15	31.6 (36.6)	28	1,072	4	66,810	7	68	14	27,091	7
主要地方道	75	1,438.1	8	69.7 (76.5)	36	79.7 (71.3)	16	40.1 (43.9)	26	614	2	41,292	2	32	19	13,610	13
一般県道	215	1,679.0	13	50.1 (60.3)	36	68.0 (52.8)	15	24.4 (30.9)	33	458	7	25,518	11	36	5	13,481	4
国県道計	312	4,708.3	9	67.6 (74.6)	36	79.1 (69.9)	15	39.4 (43.3)	31	1,978	2	145,244	5	199	8	122,720	2
県管理道計	306	4,175.3	11	63.4 (71.1)	36	76.4 (65.9)	18	35.1 (39.9)	32	1,620	2	104,895	6	168	6	95,126	1
市町村道計	83,245	25,554.8	10	53.2 (55.6)	30	10.5 (16.8)	38	5.3 (7.6)	35	2,864	5	105,537	5	65	10	13,009	5
総計	83,557	30,263.0	10	55.5 (58.6)	31	21.2 (25.2)	34	10.6 (13.2)	34	4,842	3	250,781	4	264	10	135,729	2

- 1 一般有料道路(国道2路線、県道3路線)を含む。
- 2 国道156号及び158号は、直轄管理区間と県管理区間があるため、それぞれ1路線でカウント。
- 3 ()書きは全国平均値。全国値と順位は政令指定都市を除く数値。
- 4 高速自動車道は除く。
- 5 改良率は県道以上は車道幅員5.5m以上、また、市町村道は5.5m未満を含む延長で算出。

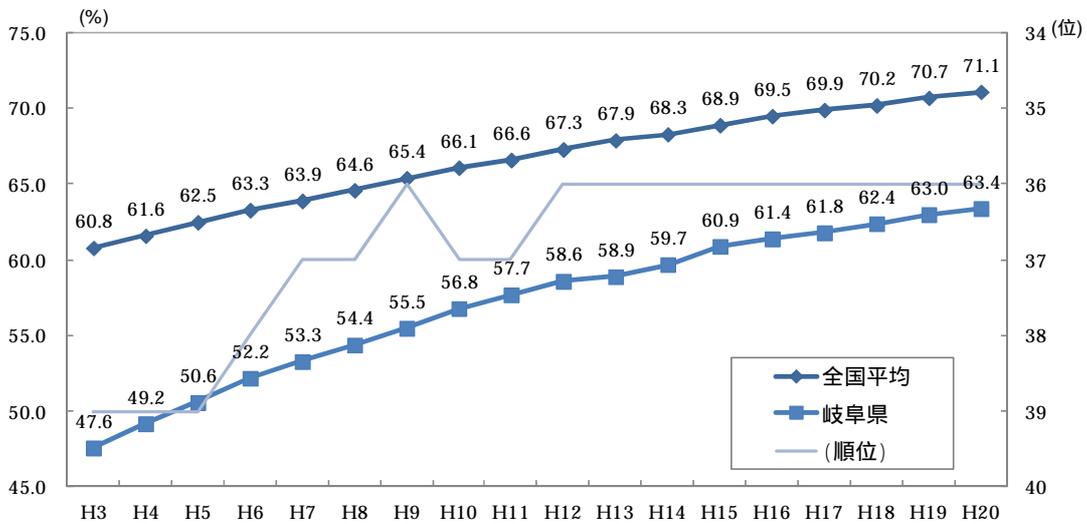
県管理の国道及び県道は合計で 306 路線、その実延長距離は 4,175.3km(全国 11 位)である。このうち、改良率は 63.4%(全国平均 71.1% 全国 36 位)となっており、約 1,500km が未改良となっている。平成 3 年度末において、改良率が全国平均値より 13.2 ポイント下回っていたが、平成 20 年度末には全国平均値より 7.7 ポイント下回るまで、改良率が上昇している。

改良率の推移(県管理道路)

(単位:%)

	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
全国平均	60.8	61.6	62.5	63.3	63.9	64.6	65.4	66.1	66.6	67.3	67.9	68.3	68.9	69.5	69.9	70.2	70.7	71.1
岐阜県	47.6	49.2	50.6	52.2	53.3	54.4	55.5	56.8	57.7	58.6	58.9	59.7	60.9	61.4	61.8	62.4	63.0	63.4
(順位)	39	39	39	38	37	37	36	37	37	36	36	36	36	36	36	36	36	36

出典: 道路統計年報2010



また、舗装率は76.4%（全国平均65.9% 全国18位）であり、全国平均を10.5ポイント上回っている。歩道設置率では、35.1%（全国平均39.9% 全国32位）であり、全国平均を4.8ポイント下回っている。

15m以上の橋梁については、1,620橋（全国2位）総延長104km（全国6位）が県管理に指定されており、橋梁数及び延長距離は全国でもトップクラスである。さらに、トンネルについても168箇所（全国6位）総延長95km（全国1位）が県管理に指定されている。

岐阜県の地形上、急峻な山岳と大河川が整備促進にとって大きな障害となっていることから、整備にあたっては、トンネルや橋梁の整備が重要な課題となってくる。

県管理道の橋梁・トンネルの東海4県比較

	道路実延長		橋梁(15m以上)				トンネル				橋梁トンネル割合	
	km	順位	箇所数	順位	延長(km)	順位	箇所数	順位	延長(km)	順位	率	順位
岐阜県	4,175	11	1,620	2	104.9	6	168	6	95.1	1	4.8	4
静岡県	2,727	29	941	19	62.3	22	148	9	39.6	21	3.7	12
愛知県	4,676	6	1,469	5	105.6	4	64	32	21.0	34	2.7	29
三重県	3,487	18	1,249	8	71.9	14	116	19	44.9	16	3.3	20

出典：道路統計年表2010

4. 都市計画道路の整備状況

主として県南部の都市内道路の整備は、人口の集中化、都市活動の活発化に伴う交通量の増大に対して整備水準が低い状況である。実延長は929.09km（用途区域内A地域+B地域、自動車専用道除く）のうち、改良率は59.15%、全国30位であり、早急な整備が必要である。

岐阜県の都市計画道路の整備状況

	計画延長 (km)	改良済み延長(km)	改良率	岐阜県の順位 (用途区域内)
全体	1484.82	742.07	49.98%	・全国の改良率 63.72%
用途区域内	929.09	549.60	59.15%	・岐阜県の順位 30位

出典:平成21年都市計画年報



5. 県内道路特性

県内各地域における道路特性をみると揖斐、郡上、可茂、古川などの県中間地域の改良整備が遅れている。また、総面積当たりの道路延長(道路網密度)は南部が密で、北部があらくなっているが、可住地面積で見ると北部の方が高密度となっている。

県内道路特性

地域名	道路実延長 (km)	改良率 5.5m 以上 (%)		人口 (千人)	自動車保有台数 (千台)	人口当延長 (km/千人)	台数当延長 (km/千台)	可住地面積 (km ²)	可住地当延長 (km/km ²)	総面積 (km ²)	総面積当延長 (km/km ²)
		改良率	順位								
岐阜	674.6	65.8	5.0	805.0	609.6	0.84	1.11	408.2	1.65	992.5	0.68
大垣	407.7	74.8	1.0	314.4	249.8	1.30	1.63	326.6	1.25	556.7	0.73
揖斐	282.9	62.2	6.0	73.7	62.2	3.84	4.55	113.4	2.50	876.7	0.32
美濃	256.7	68.5	3.0	115.3	97.9	2.23	2.62	112.4	2.28	589.9	0.44
郡上	396.0	52.0	10.0	45.7	42.3	8.66	9.36	103.4	3.83	1,030.8	0.38
可茂	443.2	56.7	9.0	227.9	182.4	1.94	2.43	215.9	2.05	834.2	0.53
多治見	268.1	74.1	2.0	216.9	163.7	1.24	1.64	128.4	2.09	382.3	0.70
恵那	464.4	61.6	7.0	137.2	118.2	3.38	3.93	254.5	1.83	1,180.6	0.39
下呂	222.2	60.3	8.0	37.0	30.4	6.00	7.31	84.9	2.62	851.1	0.26
高山	471.7	66.4	4.0	84.6	73.1	5.58	6.45	258.9	1.82	1,970.1	0.24
古川	325.5	48.4	11.0	39.2	31.2	8.30	10.42	142.7	2.28	1,356.5	0.24
小計	4,213.2	62.8		2,097.0	1,660.8	2.01	2.54	2,149.1	1.96	10,621.2	0.40

自動車保有台数について、登録地域不明の5,093台は除く
岐阜県の道路現況調査(道路維持課 H21.4.1)

また、土木事務所別での整備状況は次のとおりである。

県管理道路合計整備状況(平成22年4月1日現在)

(単位:m、%)

県管理道(指定区間外国道、県道)									
土木事務所	管理延長	改良済(5.5m以上)		舗装済(高級舗装)		橋梁		トンネル	
		改良	(率)	舗装	(率)	橋梁数	橋梁延長	トンネル数	トンネル延長
岐阜	672,260	445,194	66.2	569,815	84.8	739	23,224	20	9,737
大垣	407,944	305,523	74.9	363,372	89.1	468	15,379	4	2,012
揖斐	282,931	176,115	62.2	215,024	76.0	344	12,569	29	23,704
美濃	255,159	176,662	69.2	205,192	80.4	286	6,779	6	5,446
郡上	398,699	208,720	52.4	246,203	61.8	450	8,597	10	3,691
可茂	440,818	255,512	58.0	321,986	73.0	416	11,307	15	4,917
多治見	270,072	200,830	74.4	223,946	82.9	272	5,958	3	775
恵那	465,132	287,806	61.9	356,089	76.6	451	12,014	13	6,173
下呂	222,241	133,911	60.3	164,001	73.8	259	6,189	7	3,364
高山	471,995	314,795	66.7	355,509	75.3	404	12,219	39	21,101
古川	325,565	157,970	48.5	217,386	66.8	248	7,080	22	14,594
小計	4,212,816	2,663,038	63.2	3,238,522	76.9	4,337	121,316	168	95,514
公社管理	2,772	2,772	100.0	2,772	100.0	3	608	3	1,204
総合計	4,215,588	2,665,810	63.2	3,241,294	76.9	4,340	121,924	171	96,718

県管理国道整備状況(平成22年4月1日現在)

(単位:m、%)

一般国道(指定区間外)									
土木事務所	管理延長	改良済(5.5m以上)		舗装済(高級舗装)		橋梁		トンネル	
		改良	(率)	舗装	(率)	橋梁数	橋梁延長	トンネル数	トンネル延長
岐阜	127,119	88,893	69.9	101,349	79.7	162	3,901	7	4,124
大垣	24,264	23,284	96.0	24,264	100.0	30	976	3	1,639
揖斐	89,082	73,541	82.6	84,907	95.3	120	7,595	21	20,787
美濃	53,544	48,352	90.3	51,200	95.6	61	1,586	1	4,571
郡上	98,204	75,688	77.1	83,421	84.9	125	2,915	3	1,369
可茂	94,837	60,414	63.7	70,454	74.3	106	4,465	6	1,454
多治見	39,008	36,817	94.4	38,341	98.3	55	1,221	1	469
恵那	163,233	128,605	78.8	139,275	85.3	199	6,406	9	5,825
下呂	43,276	37,891	87.6	42,076	97.2	45	1,693	5	2,770
高山	215,928	177,948	82.4	195,207	90.4	207	8,583	33	19,736
古川	111,285	63,984	57.5	77,910	70.0	116	3,772	14	6,885
小計	1,059,779	815,416	76.9	908,403	85.7	1,226	43,113	103	69,630

主要地方道整備状況(平成22年4月1日現在)

(単位:m、%)

主要地方道									
土木事務所	管理延長	改良済(5.5m以上)		舗装済(高級舗装)		橋梁		トンネル	
		改良	(率)	舗装	(率)	橋梁数	橋梁延長	トンネル数	トンネル延長
岐阜	227,786	183,639	80.6	211,104	92.7	271	11,617	4	1,619
大垣	143,519	127,348	88.7	131,792	91.8	178	8,871	0	0
揖斐	65,389	42,525	65.0	48,663	74.4	88	2,041	2	1,055
美濃	121,213	89,515	73.8	97,915	80.8	137	3,349	2	283
郡上	124,436	59,953	48.2	73,339	58.9	145	2,782	2	745
可茂	198,962	124,351	62.5	147,752	74.3	187	4,186	6	1,683
多治見	119,933	93,478	77.9	99,711	83.1	116	3,539	2	306
恵那	157,089	104,442	66.5	121,040	77.1	142	3,767	4	348
下呂	91,592	57,138	62.4	73,349	80.1	143	2,861	2	594
高山	104,579	77,046	73.7	84,367	80.7	80	1,446	3	648
古川	84,096	46,184	54.9	59,110	70.3	49	1,660	4	5,389
小計	1,438,594	1,005,618	69.9	1,148,142	79.8	1,536	46,120	31	12,669

一般県道整備状況(平成22年4月1日現在)

(単位:m、%)

土木事務所	一般県道								
	管理延長	改良済(5.5m以上)		舗装済(高級舗装)		橋梁		トンネル	
		改良	(率)	舗装	(率)	橋梁数	橋梁延長	トンネル数	トンネル延長
岐阜	317,355	172,662	54.4	257,362	81.1	306	7,707	9	3,994
大垣	240,161	154,891	64.5	207,316	86.3	260	5,532	1	373
揖斐	128,460	60,049	46.7	81,453	63.4	136	2,933	6	1,862
美濃	80,402	38,795	48.3	56,077	69.7	88	1,844	3	592
郡上	176,059	73,079	41.5	89,443	50.8	180	2,901	5	1,577
可茂	147,020	70,747	48.1	103,779	70.6	123	2,656	3	1,780
多治見	111,131	70,535	63.5	85,894	77.3	101	1,198	0	0
恵那	144,811	54,759	37.8	94,774	66.1	110	1,840	0	0
下呂	87,374	38,882	44.5	48,576	55.6	71	1,635	0	0
高山	151,488	59,801	39.5	75,935	50.1	117	2,191	3	717
古川	130,184	47,803	36.7	80,367	61.7	83	1,648	4	2,320
小計	1,714,443	842,003	49.1	1,181,977	68.9	1,575	32,083	34	13,215

注) 1.データの出典は、岐阜県の道路現況調書(道路維持課、平成22年4月1日現在)

2.改良率は「車道幅員5.5m以上」の改良率

3.舗装率は簡易舗装を除いた舗装率

平成22年4月1日時点において、県管理道路における、管理延長距離が最も長い土木事務所は岐阜土木事務所(672km)であり、続いて高山土木事務所(471km)、恵那土木事務所(465km)となっている。

また、改良率(5.5m以上)が高い土木事務所は、上から順に大垣土木事務所(74.9%)、多治見土木事務所(74.4%)、美濃土木事務所(69.2%)となっている。また、舗装率が高い土木事務所は、上から順に大垣土木事務所(89.1%)、岐阜土木事務所(84.8%)、多治見土木事務所(82.9%)となっている。

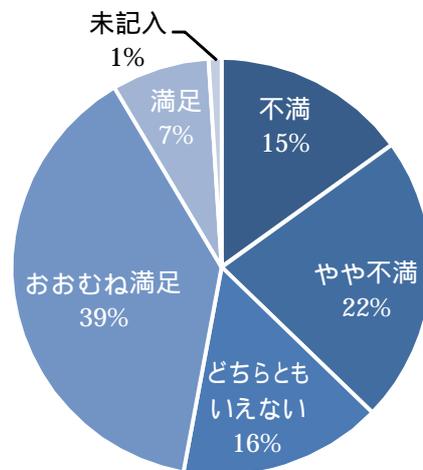
橋梁の管理数が多い土木事務所は、上から順に岐阜土木事務所(739橋、23km)、大垣土木事務所(468橋、15km)、恵那土木事務所(451橋、12km)であり、トンネルの管理数が多い土木事務所は上から順に、高山土木事務所(39箇所、21km)、揖斐土木事務所(29箇所、23km)、古川土木事務所(22箇所、14km)となっている。

6. 道路整備への県民のニーズ

県民がより暮らしやすくするために、今後の道路整備をどのような施策に重点を置いて整備していくかを検討するために、岐阜県は岐阜県県政モニター(1,174人配布、861人回収73.3%)を対象としたアンケート調査を行った(平成16年9月~10月)。

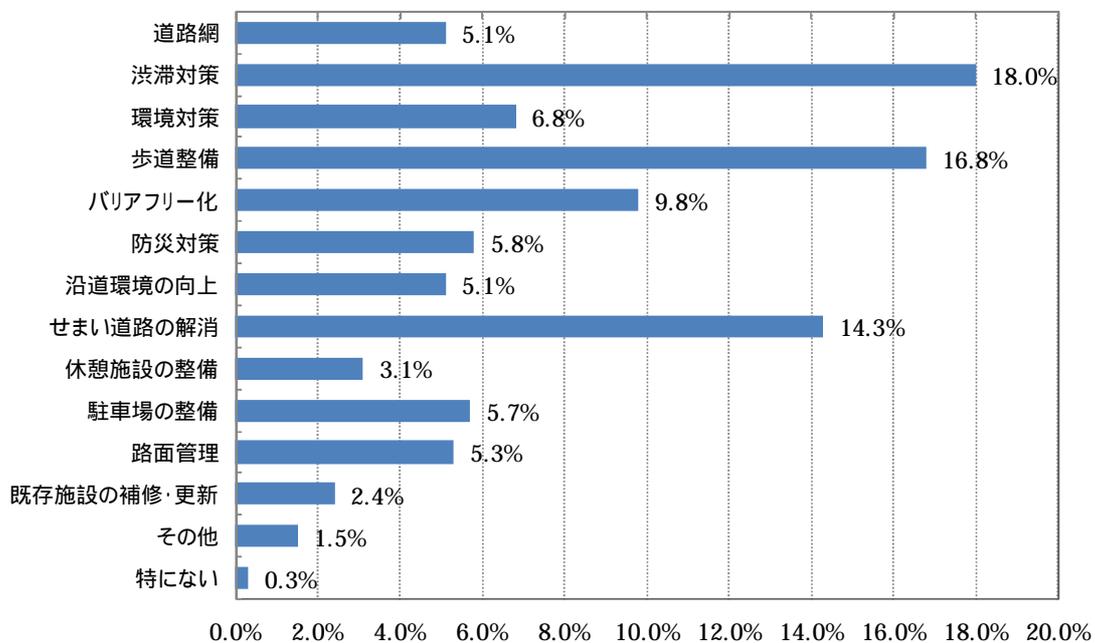
幹線道路(国道・県道)に対する満足度の結果を見ると「不満」、「やや不満」が全体の約4割、「おおむね満足」も全体の4割であった。また、その不満の理由としては、「自転車・歩行者への安全配慮がされていない(18.9%)」が最も多く、次いで「朝夕のラッシュ時の混雑がひどい(15.0%)」となった。

お住まいの地域の幹線道路(国道・県道)に対する満足度



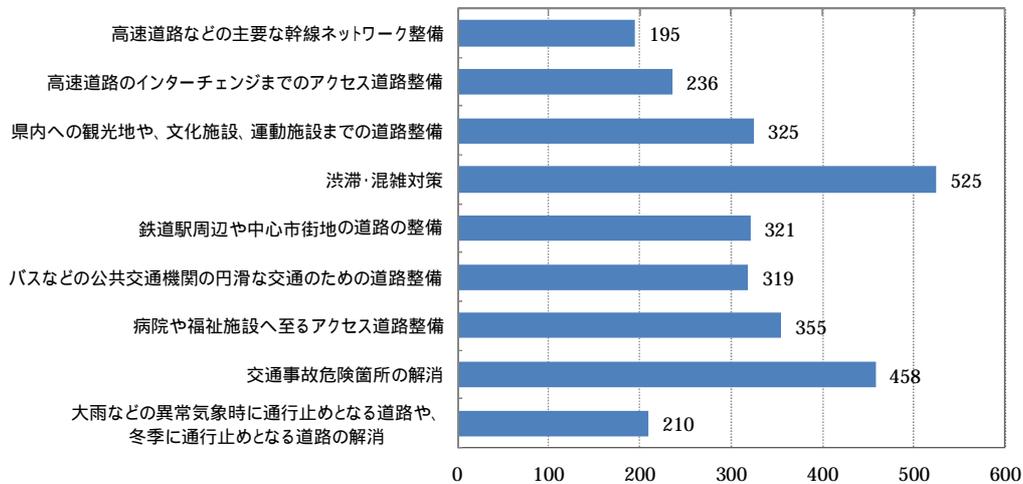
道路整備において今後、力を入れて欲しいと思われることの結果を見ると、「渋滞対策(18.0%)」が最も多く、次いで「歩道整備(16.8%)」「せまい道路の解消(14.3%)」であった。渋滞緩和を目指した道路網の整備、人と自動車が互いに行き交うことができる道路の整備等が、多くの県民が道路整備において力を入れてほしいと思っている結果となった。

道路整備において今後、力を入れて欲しいと思われること



さらに、平成17年6月に行われた岐阜県県政モニターにより、これからの「道路の整備」において、重点的に進めるべきだと思われる項目は、「渋滞・混雑対策」が一番多く、その次が、「交通事故危険箇所の解消」という結果になった。

重点的に進めるべき項目



また、県政に対する世論調査では、今後の県政に対する全体の要望として、昭和 63 年～平成 8 年の間「道路網の整備」は上位 5 位以内であったが、平成 10 年以降は、20 位、7 位、11 位、10 位、11 位、14 位といった状況となっている。これは、投資のピークが平成 10 年にピークを迎えたことから、岐阜県は県民のニーズに応えるべく道路網の整備に力を入れてきたことが推測され、平成 10 年以降は財政状態の悪化、及び主要な道路整備の完了に伴い、県政に対する要望の順位も下がってきたものと思われる。

県政に対する要望(平成63年～平成20年)

	昭和63年	平成2年	平成4年	平成6年	平成8年	平成10年	平成12年	平成14年	平成16年	平成18年	平成20年
道路網の整備	2位 25.7%	2位 28.2%	3位 23.1%	3位 27.1%	5位 22.9%	20位 7.0%	7位 13.7%	11位 9.9%	10位 10.8%	11位 9.7%	14位 6.6%
同調査における1位の要望	福祉の充実 30.2%	福祉の充実 37.3%	福祉の充実 38.5%	福祉の充実 33.2%	福祉の充実 33.9%	福祉の充実 39.6%	福祉の充実 54.5%	福祉の充実 37.3%	福祉の充実 33.0%	保健・医療体制の充実 43.4%	保健・医療体制の充実 29.0%

7. 道路事業の実施方針

岐阜県は、公共投資に厳しいシーリングが課される中、平成 22 年度の補助事業内示額は、対前年比 0.70(内示ベース)であった。平成 23 年度道路建設課予算額(県予算)は対前年比 0.97 と厳しい状況にある。

このように、厳しい財政状況のなか、少子高齢化による人口減少社会の到来など、今後の社会経済情勢の変化を見据えて策定した「県土整備ビジョン」に掲げる 3 つの視点(幹線ネットワーク道路・地域戦略道路・生活圏課題道路)ごとに優先順位を付けて重点的に事業を推進することとしている。

(1) 県土整備ビジョン(平成 18 年度)

中長期的な公共投資の見通しを踏まえつつ、県財政にとって持続可能で、かつ、将来を見据えた投資計画の最適化を図ることによって、限られた財源の中、より効果的で質の高い事業を着実に展開できるようになるとともに、投資の目標・効果をわかり

やすく明示することによって、県民にとって成果の実感できる社会資本整備を実現するため、県土整備ビジョンを県土整備部として作成した。その中で県土 1,700km 骨格幹線ネットワーク道路も位置付けた。

(2) 県土 1,700km 骨格幹線ネットワーク構想について（平成 18 年度）

太平洋と日本海の交流や、福井・滋賀、長野県との交流、東海三県との交流、さらには、関西・関東圏との交流が進む中、中部圏の真ん中に位置する岐阜県は交流の結節点としての役割が益々大きくなっている。このような大交流時代を迎え、岐阜県が引き続き広域的な交流の結節点として発展していくために、新高速三道の高速道路整備網はもとより、県内の主要地を連結する国道や県道により広域交通網を構築することが重要である。そのため、このような観点から、県内の主要な道路の将来あるべき姿として、県土 1,700km 骨格幹線ネットワーク構想を平成 19 年 3 月に策定し、重点的に整備を進めている。

8. 道路の整備方針について

上記の道路整備の基本的な考え方を整理し、以下の 3 つの視点及び、重点施策に基づき進めている。

(1) 3 つの視点

厳しい財政状況、限られた予算の中で、効果的・効率的な道路整備を計画的に行っていくために、3 つの視点ごとに優先順位を踏まえて総合的に判断し、重点的に事業を推進する。

幹線ネットワーク道路については、高速道路網をはじめ、県内の主要地域を連結する国道や県道により広域交通網を構築することが必要であり、このような観点からは、主要な道路の将来あるべき絵姿を「県土 1,700km 骨格幹線ネットワーク構想」として戦略的な道路整備を進める。

地域戦略道路については、冬期閉鎖や雨量規制区間の解消など、災害に強い安全で安心な道づくり、新市町の一体化を支援する道路やぎふ清流国体へのアクセス道路の整備など戦略をもって進める。

生活圏課題道路については、歩行者空間のバリアフリーや交通事故対策、渋滞対策等に資する道路の整備など、地域や身近な生活を支える道路整備を進める。

(2) 重点施策について

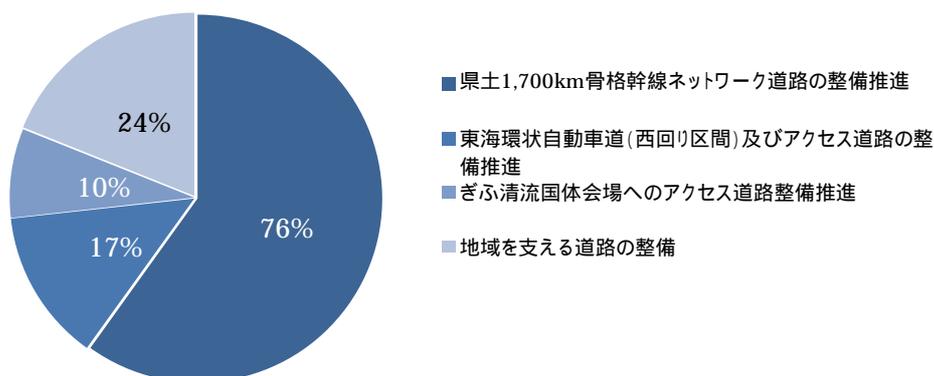
今後は、岐阜県の発展にとって不可欠な産業振興や観光交流の拡大を図るための主要な骨格となる幹線ネットワーク道路の整備が必要であり、県土 1,700km 骨格幹線ネットワーク構想を重点的に進める。

東海環状自動車道は、平成 17 年度に東回り区間が完成し県内に絶大な効果をもたらしており、残る西回り区間の整備及びそのアクセス道路整備を重点的に進める。プロジェクト関連として平成 24 年度に開催される「ぎふ清流国体」の会場アクセ

ス道路整備を進めるとともに、地域を支える道路についても県民のニーズを踏まえて対応する。

(3) 当初予算の各施策別予算投入状況（平成 23 年度当初予算）と課題

◆ 県土 1,700km 骨格幹線ネットワーク道路の整備推進	76%
◆ 東海環状自動車道（西回り区間）及びアクセス道路の整備推進	17%
◆ ぎふ清流国体会場へのアクセス道路整備推進	10%
◆ 地域を支える道路の整備	24%



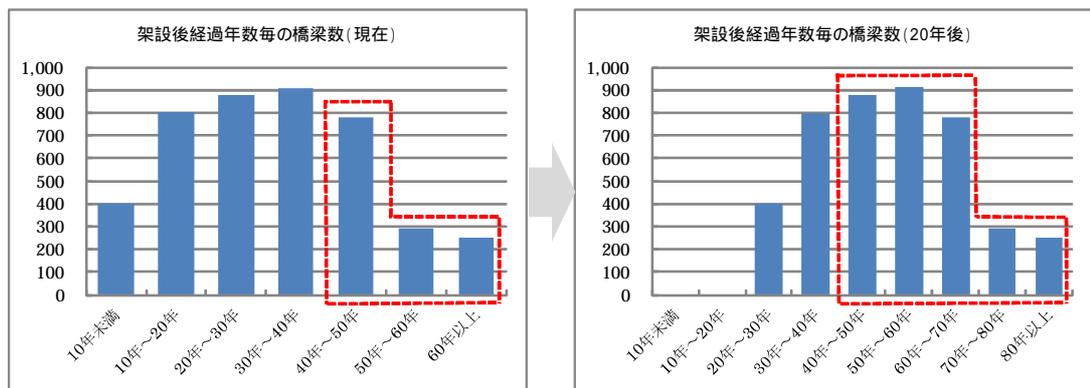
平成 23 年度国土交通省所管の道路事業関連予算案は、補助事業（地域高規格道路その他）、社会資本整備総合交付金、地域自主戦略交付金を合わせ、国費ベースで対前年比 3.5%減となっている。また、県財政も大変厳しいことから、道路整備にあたっては新規事業を一定程度抑制することや、継続箇所の重点化、国庫補助事業の 2 割程度の一時休止など、事業箇所の絞り込みを行っている。

なお、平成 23 年度は原則、新規事業を行わないこととしている。

9. 適正な道路の維持管理

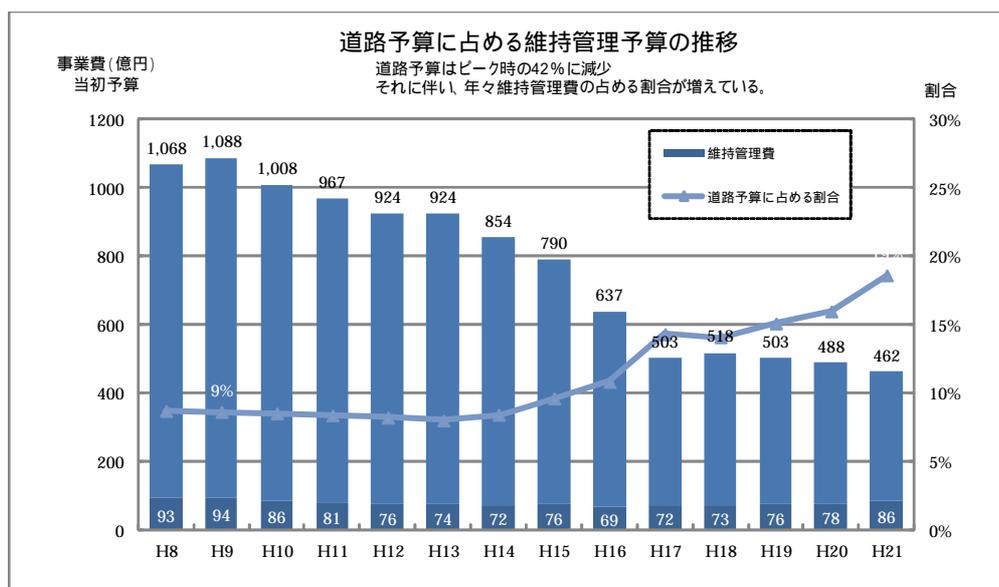
岐阜県は、厳しい財政状態のなかで、安全かつ快適な社会・経済活動を維持するためには、これまでに蓄積された社会基盤構造物を有効かつ長く利用し続けていくことが必要である。

昭和 40 年代以降、経済成長と同時に橋梁、舗装等の道路施設が集中的に整備されてきたが、今後、これらの道路施設は急速に老朽化が進み、岐阜県が管理する道路橋 4,339 橋のうち、架設後 40 年以上経過した橋梁は、1,430 橋（33%）、10 年後には 2,297 橋（53%）となる。こうした中、道路施設を安全に利用するためには、老朽化した施設を修繕するための多大な経費が必要となり、今後、こうした経費の急激な増嵩への対応が課題となっている。



出典：岐阜県HP 平成22年度当初予算概要資料

このため、岐阜県は道路施設に大きな損傷が出てから補修を行う「対症療法的修繕」から、損傷が軽微なうちに補修を行う「予防保全的修繕」へ転換する維持管理の手法（アセットマネジメント）を導入し、点検や各種データに基づく先見的・効率的な予防保全型の維持管理を行い、リスク（重大な損傷やそれに伴う通行止め）の回避とトータルコストの縮減を図り、舗装、橋梁の健全な状態を確保することとしている。



出典：岐阜県HP 平成22年度当初予算概要資料

これまでの取組みとして、平成16年度にアセットマネジメント検討委員会を立ち上げて、有識者や専門技術者を交えて検討を進め、道路施設のうち、重要な部分を占める橋梁と舗装の維持管理計画に関する検討を行った。舗装については、平成16年・17年にMCI（維持管理指数）計測し、アセットマネジメントによる計画的な「舗装最適化計画」を策定し、これに基づき修繕を行っている。橋梁については、橋梁の維持管理計画となる「橋梁長寿命化修繕計画」の策定に平成19年度に着手し、平成20年度に15m以上の橋梁に関する計画の策定を完了した。

この橋梁長寿命化修繕計画に基づいて補修工事を行った事例を示すと以下のようになる。

鋼上部工の対策事例



塗装工事前



塗装工事後

下部工の対策事例



ひび割れ補修前



ひび割れ補修後

(岐阜県 HP より)

10. 社会基盤メンテナンスサポーター（MS）養成事業

人口減少時代を迎え、超高齢社会の到来が予想される一方で、昭和 40 年代以降に経済成長と同時に集中的に整備されてきた道路施設の高齢化も進んできている。

県管理道路の延長が約 4,200km、橋梁数が約 4,300 橋と全国トップクラスの岐阜県においては、これらのメンテナンスが課題となっている。

現在、岐阜県では岐阜大学など産学官の連携により、社会基盤を維持管理するために必要な、高度な技術を有する「社会基盤メンテナンスエキスパート（ME）」を 5 年で 100 人を目標に養成しているところであり、ME を中心とした維持管理体制づくりを進めている。

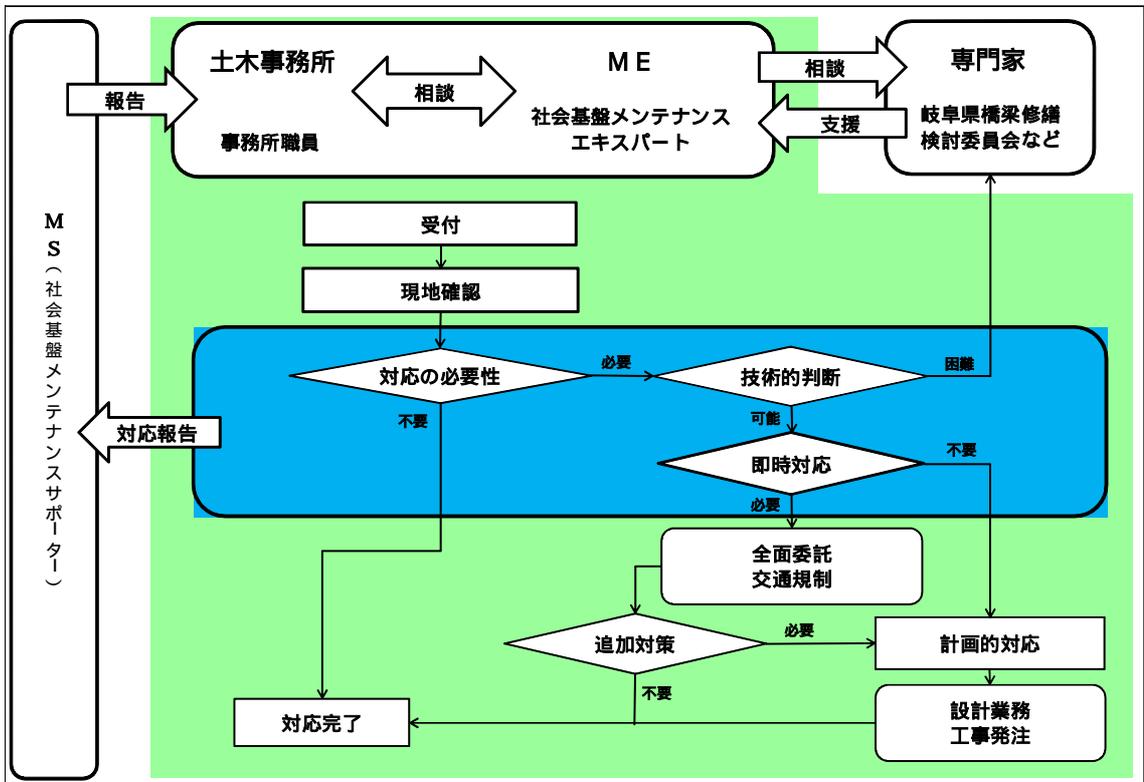
一方、県土木事務所で実施している道路パトロールは、週 1 回を原則として車上からの目視により行っているが、職員数も限られており、損傷状況の把握に限界がある。

そこで、岐阜県は道路に関心のある県民を対象に、道路の安全で快適な交通を確保するため、危険箇所をいち早く把握し、破損する前に適切な修繕が実施できるように、地域の方々に無償のボランティア活動として簡単な点検や情報提供をしてもらい、地域の道路を地域で見守る新たな取り組みとして「社会基盤メンテナンスサポーター（MS）」制度を平成 21 年度から開始した。

MSの募集は県民の方を対象に公募により行い、応募者には道路施設の維持管理に関する基礎知識に関する講習会を受講したうえで委嘱を行うこととしている（ただし、「ロードサポーター岐阜」等の既存の情報通報制度等で3年以上の活動実績のある者は受講を免除）。なお、この取り組みは、平成25年度までの5年間で500人の養成を目標としている。

岐阜大学・産業界及び岐阜県等が連携し、平成20年度より岐阜大学に設置された「社会基盤メンテナンスエキスパート養成ユニット（文部科学省科学技術振興調整費）」により、新たな社会資本の整備、既存社会資本の維持管理・補修の計画・設計・実施技術を習得し、地域の活性化に貢献する総合技術者をいう。

社会基盤メンテナンスサポーター養成事業実施フロー図



MSの委嘱状況

(H23.8.31現在)

事務所	岐阜	大垣	揖斐	美濃	郡上	可茂	多治見	恵那	下呂	高山	古川	合計
委嘱人数	92	48	44	40	38	53	45	53	47	85	56	601

II. 外部監査の結果

(1) 道路パトロールについて（指摘）

概要

岐阜県道路パトロール実施要領（平成12年3月21日制定、平成22年7月1日最終改正）によると、第1条において「パトロールは道路及び周辺の状態を把握し、異常が発見された場合には速やかに適切な処置を講ずるために行うものである。また道路工事や占用工事不正使用の実情についても注意を払い、必要な措置を実施し、安全で円滑な交通確保に努めるものとする。」と規定されている。

パトロールの種類とその頻度は以下のとおりである。

	定義	頻度
通常パトロール	日常的に実施するパトロールで、道路施設の状況及び交通に対する安全性等について点検するものとし、原則としてパトロール車から目視により行い、必要がある場合には徒歩により実施する。	管内の全路線につき週1回以上実施する。ただし、重要路線については、2回以上とする。 なお、重要路線とは、下記の路線のこととする。 ・交通量10,000台/日以上路線。 ・4車線以上の道路。 ・その他土木事務所長が必要と認める路線とする。
定期点検パトロール	橋梁、トンネル等の細部点検を実施するパトロールで、通常パトロールで目視困難な箇所について状況を把握するために実施する。	定期的に行うものとし、別表-2、別表-3に定めるとおりとする。
夜間パトロール	夜間に実施するパトロールで、道路工事箇所の保安施設等の監視及び道路の照明施設、その他交通安全施設等について点検を実施する。	土木事務所長（以下「所長」という。）が必要と認める路線につき随時実施する。
異常気象時等パトロール	台風、集中豪雨、豪雪及び地震等の異常気象に際して実施するパトロールで、災害の発生が予想される場合に危険箇所等を重点的にパトロールし、異常時における適切な応急措置及び予防措置を実施する。また、通行規制（通行止め）を解除する場合にもパトロールを実施する。	異常気象時等（地震時は震度4以上）に際して、所長が必要と求める路線につき随時実施する。
休日パトロール	ゴールデンウィーク及び年末年始等、休日に実施するパトロールで、通常パトロールに準じて実施する。	休日が3日以上連続し所長が必要と認める場合は、重要路線につき実施する。なお、職員による実施が不可能な場合は所長の判断により、業務委託による道路巡視に変えることができるものとする。

また、パトロール点検事項と定期点検パトロールにおける点検項目と実施内容は以下のとおりである。

別表-1

パトロール点検事項

種類 点検事項	通常パトロール 休日パトロール	夜間パトロール	異常気象時等 パトロール
(1)路面	穴ぼこ、不陸、凸凹、段差 土砂等の堆積、散乱 側溝、水路の状況 区画線 湛水、凍結、積雪の状況 マンホール蓋	区画線視認の状況	路面の陥没 落石、土砂崩壊 冠水
(2)路肩	舗装端部との取付け段差 路肩部分の土砂堆積、欠損		路肩の欠損、決壊
(3)排水施設	路肩、配水施設の状況		配水施設の状況
(4)路上施設	防護柵の状況 視線誘導標の状況 道路反射鏡の状況 道路標識の状況 道路情報板の状況 道路照明の状況 歩車道境界ブロックの損傷	視線誘導標の反射状況 標識の反射状況 道路照明の点灯状況	路上施設の変形、損傷
(5)切土、盛土 箇所	ロックネット、ロックフェンス内への土砂の堆積、破損 法面の状況(亀裂、浮石)		ロックネット、ロックフェンス内への土砂の堆積、破損 法面の状況(亀裂、崩壊)
(6)橋梁等	高欄、継手、橋面舗装の状況		橋梁の状況(洗掘、変形、損傷)
(7)トンネル等	覆工(亀裂、漏水、つらら等) 照明の状況		覆工、杭門工の変形、損傷
(8)工事中箇所	交通への危険の有無	保安施設の設置、点灯状況	
(9)不法占拠及び不正使用	不法占拠 不正使用 路上放置車両		
(10)その他	不法投棄 植栽樹木の状況 雪庇等の状況		倒木

別表-2 定期点検パトロールの点検項目及び頻度

点検対象物	点検項目	頻度
橋梁 (歩道橋、張出歩道含む)	排水施設、伸縮装置、高欄 橋台、橋脚の破損、洗掘 桁・床版の破損、塗装	5年に1回以上 5年に1回以上 5年に1回以上
歩道橋、地下道	路面(階段部分を含む)・壁面等の損傷 照明施設等	1年に1回以上
トンネル、洞門	非常用階段の作動確認 証明施設、換気装置の取付部 杭口部の上部 本体の劣化	1年に1回以上 5年に1回以上 1年に1回以上 5年に1回以上
雨量規制箇所	規制ゲート	1年に1回以上
道路標識、照明等	支柱の損傷 標識板、灯具の取付部	5年に1回以上 5年に1回以上
転落防止柵	支柱の付け根	5年に1回以上
擁壁	擁壁本体工	5年に1回以上
法面	浮き石 コンクリート等吹付工	1年に1回以上 5年に1回以上
排水施設等	側溝蓋マンホールの状況	5年に1回以上

別表-3

定期点検パトロール実施内容		実施時期						趣旨	備考	
点検内容	主な項目	4月-5月	6月-7月	8月-9月	10月-11月	12月-1月	2月-3月			
道路パトロール補完点検	穴ぼこ点検	路面の穴ぼこ、段差、不陸、わだち掘れ							降雨、降雪による気象条件の影響を受ける時期に総点検を実施	穴ぼこ大作戦
	日常点検に加えて春季、入梅期、秋季において路面の不具合を集中的に確認									
	排水施設点検	蓋の隙間、がたつき ・カッターと舗装の隙間							梅雨時期の前に排水施設全般の総点検を実施	
	側溝や集水溝及び横断側溝の蓋（特にグレーチング）、L型側溝の隙間や排水ポンプ、センサー周辺の目詰まり等を確認	ポンプの吸水口、感知センサー周辺のごみ								
	浮石点検	浮石の有無							落石の多い春季及び凍結融解の影響を確認できる時期に実施	浮石落とし大作戦
	落石箇所及び危険箇所において、浮石の状況を確認									
	歩道総点検（横断歩道橋、地下歩道含む）	蓋の破損、段差 乗入部の勾配							夏季のイベントや行楽シーズン前に歩道内施設全般の総点検を実施	
	歩道内の道路施設全般の破損、乗り入れ部のすりつけ勾配の不備、道路標識、セパレート等の破損、不法占用や樹木による空間阻害を確認	植栽樹木の状況 ・付属物の破損状況 ・不法占用の有無								
	歩道橋面上や桁下から確認できる範囲で施設の劣化状況を確認	階段部の損傷 防護柵の損傷								
	地下歩道における上屋や内部の頂板、壁面の劣化や照明灯の状況を確認	照明灯の状況								
照明灯点検（夜間）	点灯の有無 支柱の損傷							各事務所で指定する重要路線について日照時間の短くなる冬至前までに実施		
適性に灯火している状況を夜間に確認										
倒木点検	異常な枝の繁茂 異常な傾斜							倒木の危険のある台風シーズンや積雪シーズンに実施	日常パトロールの補強	
道路沿線の樹木の倒木や枯れ木の有無及び危険性を確認										
雪庇点検	落下の危険性							落下の危険のある積雪シーズンに実施	日常パトロールの補強	
下路式橋梁や洞門、トンネル坑口部、道路表示盤、落石防護施設における雪庇の状況を確認										
樹木・除草点検	樹木・枝 除草							樹木、草の繁茂時期に実施	日常パトロールの補強	
樹木・除草等の苦情登録の多い箇所を確認										
随時点検（実施時期は事務所任意）	トンネル点検	覆工のクラック、漏水 照明灯の状況	標準時期	標準時期	標準時期	標準時期	標準時期	標準時期	別途、マニュアルにより定める	点検車による近接目視点検は別途、委託対応
	路面から確認できる範囲で壁面の劣化状況を目視確認	坑口付近の状況	実施時期	実施時期	実施時期	実施時期	実施時期	実施時期		
	橋梁及び横断BOX点検	高欄の損傷 伸縮装置の破損、段差	標準時期	標準時期	標準時期	標準時期	標準時期	標準時期	別途、マニュアルにより定める	点検車による近接目視点検は別途、委託対応
	橋面上や桁下から確認できる範囲で施設の劣化状況を目視確認	下部工の洗掘、損傷 橋面舗装の損傷	実施時期	実施時期	実施時期	実施時期	実施時期	実施時期		
	法面施設点検（洞門含む）	吹付面のクラック、はらみ 洞門壁面のクラック	標準時期	標準時期	標準時期	標準時期	標準時期	標準時期	別途、マニュアルにより定める	
	路面上から確認できる範囲でネット吹付面や洞門、落石防護施設の劣化の状況を確認	防護ネットの破れ	実施時期	実施時期	実施時期	実施時期	実施時期	実施時期		
	道路情報表示盤点検	点灯の有無 支柱の損傷	標準時期	標準時期	標準時期	標準時期	標準時期	標準時期	特に冬季の安全確保に配慮し、冬至前までに実施	
	各種道路情報表示盤や温度表示盤が適性に表示している状況を確認		実施時期	実施時期	実施時期	実施時期	実施時期	実施時期		

- 1 各点検結果（路線名、箇所名、対応状況等）は道路維持課へ報告すること。また、緊急な対応が必要な箇所は迅速に処理すること。
- 2 補完点検は上記時期に確実に実施するものとし、随時点検は各土木事務所の判断で実施すること。
- 3 上記以外に突発的な事故等で点検を実施する必要がある場合は別途、対応すること。
- 4 上記は標準であるため、随時点検の実施時期は点線下段に記入すること。

道路パトロールは土木事務所ごとに所長の承認を得た「パトロール実施計画書」に基づき、管内の重要路線については週 2 回、その他の路線については週 1 回、作業用車両で巡回する。また、パトロールは運転手、パトロール員及び作業員の 3 名で編成されている。

パトロール中に道路交通に危険を及ぼすおそれがある事態を発見した場合には応急措置を行い、応急措置で対応できないものは後日補修工事等の対応を行う。

パトロール中に取り扱った事項の内容、措置状況等については、道路パトロール管理システムに入力し、「道路パトロール日誌」を作成して、道路維持課長に報告される。

道路パトロール日誌									
所長	副所長	総務課長	道路維持課長	施設管理担当チーフ	道路維持担当チーフ	交安防災担当チーフ	施設維持担当	道路維持担当	交通安全防災担当
平成	年	月	天候		責任者氏名		運転者氏名		
	日	曜日							
コース		出発	時	分	帰着	時	分	走行距離	計 km km
番号	路線名		位置		対象内容	破損等内容		処理内容	処理年月日

監査の結果

「道路パトロール日誌」の処理内容欄にはパトロール中に発見された破損等について、その場で処理が完了した場合には「処理済み」と記載され処理年月日欄にはパトロール日が記載される。一方、処理が完了しなかった場合には「未処理」と記載され処理年月日欄は空白となっており、その後処理が完了しているか不明である。

したがって、「未処理」と記載された項目についても処理年月日欄に処理完了日を記載することにより処理が完了したことが確認できるようにすることが望ましい。

(2) 舗装アセットマネジメントにおける MCI (維持管理指数) の利用について (意見)

概要

岐阜県は平成 16 年にアセットマネジメント検討委員会を立ち上げ、有識者や専門技術者を交えて検討を進め、道路施設のうち重要な部分を占める橋梁と舗装の維持管理計画に関する検討を行った。

アセットマネジメントとは、点検や各種データに基づく先見的・効率的な予防保全型の維持管理によって、舗装維持管理業務のコスト縮減と道路利用者の安全性の確保 (舗装損傷によるリスクの低減) を目指すものであり、舗装については、平成 16・17 年度に MCI (維持管理指数) 計測し、「舗装最適化計画」を策定し、これに基づき修繕を行うこととした。

MCI (維持管理指数) 計測の調査の内容として、調査対象車線を下り代表一車線とし、片側 2 車線の場合は外側車線、3 車線以上の場合は外側から 2 番目の車線を調査対象としたうえで、現地踏査を実施後、路面性状測定を行った。

路面性状測定において、路面性状として測定した項目とその測定原理は以下の 2 要素である。

(ア) ひびわれ

レーザスポットを路面の横断方向に高速で走査させ、走査線上の個々の位置での反射光量の変化を光センサーにてとらえ、横断方向の表面情報とする。この表面情報を更に計測車の走行により、延長方向へ順次積み上げビデオテープに収録する。車線全幅員を連続測定する。

(イ) わだち掘れ

計測車上部からレーザを路面に走査させ路面横断形状に対応したレーザの軌跡を、計測車下部斜め位置にある TV カメラによって撮影し、ビデオテープに収録する。縦断方向を 20m ピッチに車線全幅員を測定する。

路面性状の解析方法は、舗装試験法便覧に準じ、解析データは 100m 単位毎で評価することを原則とし、距離標間距離が 1,000m でない場合あるいは路面種別、重用、管理事務所境等は位置距離に応じた単位区間長とした。

ひびわれは、メッシュ法(0.5×0.5m)によって、アスファルト舗装の場合にはひびわれ率を、コンクリート舗装の場合にはひびわれ度に区分して解読し、以下の式に従って計算値を求めた。

アスファルト舗装の場合

$$\text{ひびわれ率} = \frac{\text{ひびわれ面積} + \text{応急処理面積}}{\text{調査対象区間面積}} \times 100(\%)$$

コンクリート舗装の場合

$$\text{ひびわれ度}(\text{cm}/\text{m}^2) = \frac{\text{ひびわれの長さ} + \frac{\text{応急処理面積}}{0.3} \times 100}{\text{調査対象区間面積}}$$

また、わだち掘れの測定要領は、旧建設省（現国土交通省）で採択されている方法に準じ、縦断方向 20m 毎のわだち掘れ量を算出し、さらに 100m 毎に最大わだち掘れ量(mm)、平均わだち掘れ量(mm)を集計した。なお、最大わだち掘れ量は、5 断面の中で最も大きなわだち掘れ量を、また、平均わだち掘れ量は、各断面の最大値の平均値を採用した。

「ひびわれ率」「わだち掘れ量」及び「平坦性」より、式(1)～式(4)によって MCI を求め、最も小さい値を区間の評価値として用いる。

$$\text{MCI} = 10 - 1.48C^{0.3} - 0.29D^{0.7} - 0.47 \text{ 平坦性}^{0.2} \text{ ----- (1)}$$

$$\text{MCI}_0 = 10 - 1.51C^{0.3} - 0.30D^{0.7} \text{ ----- (2)}$$

$$\text{MCI}_1 = 10 - 2.23C^{0.3} \text{ ----- (3)}$$

$$\text{MCI}_2 = 10 - 0.54D^{0.7} \text{ ----- (4)}$$

C：ひび割れ率(%）、D：わだち掘れ量(mm)、 平坦性：平坦性 (mm)

MCI は(1)式(平坦性が未測定の場合は(2)式)、(3)式および(4)式の算出結果のうち最小値をもって MCI 値とする。

本調査では平坦性の測定を行っていないため、上記の維持管理指数 MCI の算出において式(1)は使用されない。この算式により算出した MCI 値とその維持修繕基準は以下のとおりであり、4.0 以下は修繕が必要であるとされている。

MCIにおける評価区分

MCI	維持修繕基準
5.0以上	望ましい管理基準
4.0以下	修繕が必要である
3.0以下	早急に修繕が必要

出典：「平成16年度 維持委託第1A号 県単舗装補修委託」の委託業務成果品

MCI における評価区分は、あくまで修繕計画における一検討項目として利用しており、舗装補修の実施に際しては、MCI における評価区分と、現地での劣化状況を確認して必要な補修を実施している。

監査の結果

上記のように、岐阜県はアセットマネジメントの考え方を導入し、道路施設における舗装については、MCI（維持管理指数）を利用した、「舗装最適化計画」を策定し、これに基づき修繕箇所の選定を行ってきた。平成 16・17 年度に MCI（維持管理指数）

計測した結果、「早急に修繕が必要」と判断される、MCI 基準値 3.0 以下と判定された地区とその延長距離は以下のとおりであった。

測定時MCI値が3.0以下の市町村と延長距離

建設事務所	市町村	集計 (km)	建設事務所	市町村	集計 (km)	建設事務所	市町村	集計 (km)
岐阜	伊自良村	0.3	揖斐	久瀬村	0.3	可茂	川辺町	0.3
	羽島市	0.6		大野町	0.6		白川町	1.3
	各務原市	0.3		谷汲村	0.4		八百津町	2.4
	岐阜市	1.2		池田町	0.3		美濃加茂市	1.5
	山県市	1.4		藤橋村	1.3	合計	5.5	
	真正町	0.2		揖斐川町	1.1	下呂	下呂市	1.9
	巣南町	0.3		合計	4.0	金山町	0.7	
	本巣市	1.8	美濃	洞戸村	0.3	馬瀬村	0.3	
	本巣町	0.3	武芸川町	0.4	合計	2.9		
	合計	6.5	合計	0.7	高山	清見村	0.4	
大垣	海津町	3.2	郡上	高鷲町	1.2	莊川村	0.9	
	上石津町	0.3		大和町	1.6	丹生川村	0.3	
	神戸町	0.3		白鳥町	4.9	白川村	1.4	
	垂井町	0.9		八幡町	3.3	合計	3.0	
	大垣市	1.1		美並町	0.4	古川	国府町	1.4
	南濃町	0.4		明宝	1.2	上宝村	1.3	
	平田町	0.6		和良村	0.3	神岡町	0.3	
	墨俣町	0.3		和良町	0.9	飛騨市	3.8	
	養老町	0.6		合計	13.8	合計	6.7	
	輪之内町	0.3		多治見	笠原町	0.4	総計	56.8
	合計	8.0	瑞浪市	1.0				
恵那	恵那市	1.9	多治見市	0.7				
	山岡町	0.4	土岐市	1.3				
合計	2.3	合計	3.4					

調査総延長距離は 2,701.3km であり、MCI 値が 3.0 以下と判定された区間は合計 56.8km と、全体の 2.1%となった。

ここで、調査時点、あるいは最終補修時点から 1 年経るごとに MCI 値が 0.21 だけ悪化すると仮定した場合、平成 22 年度末時点において、仮想の MCI 値が 3.0 以下と判断された地区とその延長距離は以下のとおりであった。

平成22年度末仮想MCI値が3.0以下の市町村と延長距離

建設事務所	市町村	集計(km)	建設事務所	市町村	集計(km)	建設事務所	市町村	集計(km)
岐阜	伊自良村	0.8	可茂	可児市	0.7	揖斐	久瀬村	0.7
	羽島郡	0.7		御嵩町	1.5		坂内村	0.8
	羽島市	3.8		川辺町	0.4		春日村	0.8
	各務原市	2.6		東白川村	2.0		大野町	2.3
	笠松町	1.0		白川町	7.3		谷汲村	2.5
	岐南町	0.3		八百津町	8.3		池田町	1.5
	岐阜市	9.8		美濃加茂市	3.0		藤橋村	1.7
	高富町	1.4	富加町	0.3	揖斐川町	1.3		
	山県市	1.9	合計	23.5	合計	11.5		
	糸貫町	0.1	郡上	高鷺村	2.0	高山	久々野町	0.1
	真正町	0.7		高鷺町	3.8		宮村	0.1
	瑞穂市	0.4		大和町	5.7		高根村	0.8
	巢南町	0.9		白鳥町	10.3		高山市	1.0
	穂積町	0.1		八幡町	9.4		清見村	2.2
	北方町	0.2		美並町	3.2		荘川村	2.9
	本巣市	9.7		明宝	1.4		丹生川村	1.6
	本巣町	0.7		明宝村	0.7		朝日村	0.9
	合計	35.1		和良村	2.9		合計	9.6
				和良町	3.4			
	大垣	安八町	0.6	合計	42.8	下呂	下呂市	4.8
羽島市		0.5	恵那	岩村町	0.2		下呂町	0.1
海津町		7.8		串原村	0.3		金山町	2.6
関ヶ原町		0.1		恵那市	8.7	馬瀬村	0.8	
上石津町		0.5		山岡町	2.1	合計	8.3	
神戸町		1.5		上矢作町	0.5	美濃	関市	1.6
垂井町		2.3		川上村	2.2		上之保村	0.4
大垣市		4.5		中津川市	2.3		洞戸村	1.2
南濃町		1.4		蛭川村	0.1		板取村	0.4
平田町		3.9		付知町	0.3		美濃市	1.7
墨俣町		0.8		福岡町	1.2		武儀町	0.6
養老町		4.5	明智町	0.7	武芸川町	1.3		
輪之内町		1.4	合計	18.6	合計	7.2		
合計		29.8						
多治見		笠原町	0.7	古川	国府町	2.1	総計	203.0
		瑞浪市	3.7		上宝村	1.3		
		多治見市	1.6		神岡町	0.7		
		土岐市	3.1		飛驒市	3.5		
合計		9.1	合計	7.6				

仮想値ではあるが、平成22年度末において仮想MCI値が3.0以下と判定された区間は合計203.0kmと、平成16・17年度調査時点比較で3.5倍超となっており、その区間は全体の7.5%となっている。

仮想MCI値が3.0以下と判定された203.0kmの中には、平成16・17年度調査時点にMCI値が3.0以下と判定された区間合計21.9kmが含まれていた。この区間に関しては、修繕の経歴が無いのか、あるいは、情報が更新されていないのか不明であった。

道路施設の劣化は、経過年数とともに経年的に進展し、早期に予防的な対策を行った方が、維持管理を先送りしてそのまま放置するよりもトータルコストが安くなる、というのが一般的なアセットマネジメントの見解であり、岐阜県の目指すところであ

る。

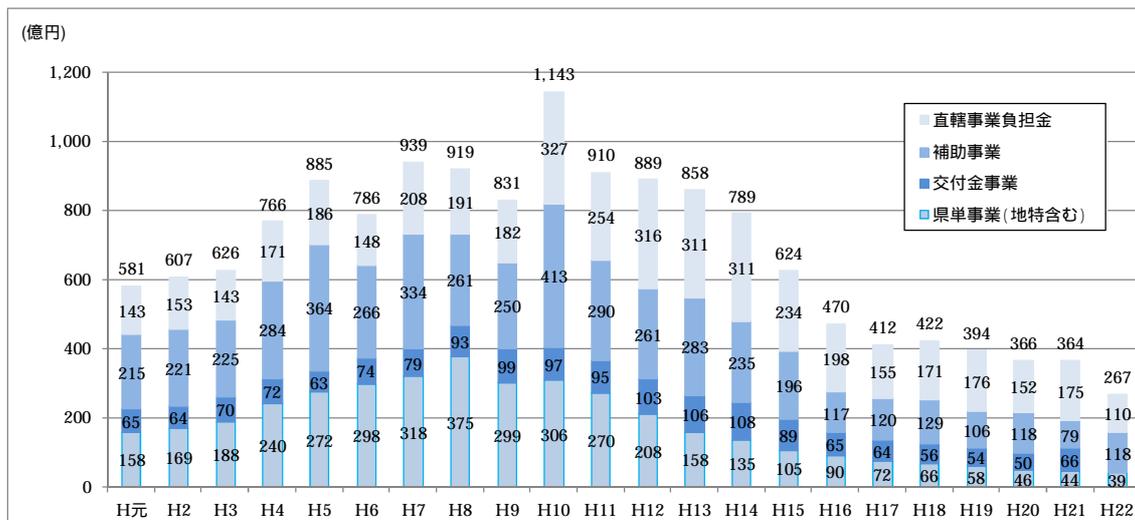
したがって、舗装アセットマネジメントの取り組み方針を再度検討し、道路施設が現在どのような状態にあり、いかなる対策を行うことでいかなる効果があるか、あるいは放置するとどれだけ劣化するかなど、より具体的な調査と検討を行ったうえで、今後の「舗装最適化計画」を実施することが重要な課題であると思われる。

なお、岐阜県は平成 23 年度より 2 年間で路面性状調査を再度行い、MCI 値を再計測することで現在のアセットマネジメントを更新し円滑な道路水準を確保することとしている。

(3) 道路建設事業における休止箇所と取得済み未供用地の評価差額について（意見）

概要

岐阜県の財政状態は大変厳しく、また、平成 22 年度における国の公共事業関連予算が大幅に削減されたことから、道路整備においては、新規事業箇所を一定程度抑制することとしている。平成 22 年度当初予算における道路建設予算は、平成 10 年度のピーク時と比較して約 23%に減少（約 1,143 億円 約 267 億円）している。



最終予算、平成 22 年度のみ当初予算
道路建設課所管予算 但し、次に掲げる予算を含まない（添架負担金、原因者負担金、道路諸費、高速道路対策費）
平成 22 年当初予算は、補助事業と交付金事業の配分が未定であるため、一括して補助事業に計上

このように、道路建設予算の減少する中で、岐阜県は平成 21 年度の公共事業 60 箇所のうち、同年度内に完了予定工区の 5 箇所を除く公共事業 55 箇所について評価を行ったうえで、地元関係自治体とも協議し、2 割程度の絞り込みを実施した結果、7 箇所を休止とした。

道路建設事業の箇所数

	平成21年度		平成22年度		対前年比
	箇所数	内完了箇所	箇所数	休止箇所数	
公共事業 (補助+交付金)	60	5	48	7	0.80
県単独事業	133	33	100	0	0.75
計	193	38	148	7	0.77

道路建設事業休止箇所選定の考え方は以下のとおりである。

継続中の事業を優先度に基づきランク付けを行う。

Aランク:整備促進に努める箇所

- ・今年度完成する箇所
- ・すでに債務負担工事を発注している箇所
- ・東海環状自動車道のインターアクセス道路

Bランク:整備を進めるがペースを落とす箇所

- ・県土1,700km骨格幹線ネットワーク構想の推進箇所
- ・ぎふ清流国体関連アクセス道路の整備箇所
- ・雨量規制区間が解消もしくは緩和される箇所
- ・現道の交通量が一定程度ある箇所(2,000台/日以上)
- ・他事業関連箇所(他県との連携、他道路とのネットワーク等)
- ・緊急医療関連箇所(総合病院の直近、病院へのアクセス道路で迂回路がない等)

Bランクのうち、緊急度が低い7箇所は休止とする。

上記の考え方にに基づき評価を行い、まず「Aランク」と「Bランク」に分類を行った。

この結果「Aランク」18箇所、「Bランク」37箇所に分類され、さらに緊急度が低いもの、進捗率の状況等を総合的に勘案し、「Bランク」事業箇所の中から7箇所の休止箇所を決定した。

休止事業箇所に指定された工区は次のとおりである。

事務所名	路線名	工区名	箇所名	種別
岐阜	(一)岐阜羽島線	茜部	岐阜市茜部大川～岐阜市茜部野瀬	現道拡幅
揖斐	(一)川合垂井線	川合	揖斐郡揖斐川町春日川合	現道拡幅
美濃	(一)大原富之保線	武儀倉	関市富之保	バイパス
郡上	(一)寒水徳永線	上古道	郡上市大和町上古道	バイパス
可茂	(一)井尻八百津線	小和沢	可児郡御嵩町小和沢～加茂郡八百津町八百津	バイパス
多治見	(一)市之倉内津線	古虎溪	多治見市市之倉町～多治見市諏訪町	バイパス
高山	(国)257号	三尾河BP	高山市清見町麦島～高山市荘川町三尾河	バイパス

当該休止工事箇所については、すでに一部事業費を負担しており、平成22年度末までの累積投資額及び、予想される残事業費は次のとおりである。

(単位:百万円)

事務所名	路線名	工区名	種別	事業費内訳	全体事業費	平成22年度まで	残事業費
岐阜	(一)岐阜羽島線	茜部	現道拡幅	工事請負費	384	168	216
				委託費	27	27	0
				用地補償費	1,601	1,477	124
				その他	79	79	0
				計	2,091	1,751	340
揖斐	(一)川合垂井線	川合	現道拡幅	工事請負費	455	237	218
				委託費	13	3	10
				用地補償費	5	2	3
				その他	7	7	0
				計	480	249	231
美濃	(一)大原富之保線	武儀倉	バイパス	工事請負費	334	164	170
				委託費	4	4	0
				用地補償費	38	38	0
				その他	10	10	0
				計	386	216	170
郡上	(一)寒水徳永線	上古道	バイパス	工事請負費	382	282	100
				委託費	82	82	0
				用地補償費	47	40	7
				その他	12	12	0
				計	523	416	107
可茂	(一)井尻八百津線	小和沢	バイパス	工事請負費	1,463	0	1,463
				委託費	15	0	15
				用地補償費	22	0	22
				その他	0	0	0
				計	1,500	0	1,500
多治見	(一)市之倉内津線	古虎溪	バイパス	工事請負費	5,700	754	4,946
				委託費	277	157	120
				用地補償費	480	187	293
				その他	221	221	0
				計	6,678	1,319	5,359
高山	(国)257号	三尾河BP	バイパス	工事請負費	8,041	792	7,249
				委託費	550	417	133
				用地補償費	140	33	107
				その他	45	45	0
				計	8,776	1,287	7,489

監査の結果

休止事業においては、全体工区に対して一部供用開始している部分もあり、当該部分については、投資の成果として事業の効果が期待できる。

一方で、用地を取得したのみ、あるいは用地を取得し工事を一部着工したのみで、供用開始がなされていない部分もあり、当該部分については、投資に見合う事業の効果が期待できない。

7箇所の休止工区のうち、(一)岐阜羽島線 茜部工区に関して現在の状況を確認したところ、一部供用開始部分と、用地を取得しているものの工事に未着工の部分が確認できた。一部供用開始部分に関しては交差点手前の右折路線を拡幅し3車線化することで、渋滞の緩和という点で一定の効果をあげていることが確認できた。



しかしながら、全体事業費 2,091 百万円における約 8 割を占める用地補償費のうち、現在まで 1,477 百万円を用地補償費として投資してきたが、未供用の用地も多く確認され、取得時の状態のまま遊休資産となっている箇所も確認された。



(一) 岐阜羽島線の休止工区における、平成 22 年度末までの累積投資額のうち、供用開始されていない部分に対応する累積投資額は次のとおりである。

当該事業区間については、当初県単事業として進めていたものを途中から公共事業化しているため、公共事業(上段)と、県単事業(下段)にわけて買収価額を示す。

(一) 岐阜羽島線における未利用用地の面積と買収価額

	取得面積 (㎡)	買収価額(円)
公共事業	2,113.6	573,359,086
県単事業	1,986.6	560,531,844
合計	4,100.2	1,133,890,930

上記の未利用用地については、岐阜県の公共用地取得台帳をもとに集計。

公共用地取得台帳については、筆単位で取得面積や買収価額が記録されているため、同一の筆において、すでに供用開始がなされている部分がある筆については、全て供用開始されていると仮定し、未利用用地に含めていない。

さらに、上記の買収済みの用地のうち、供用開始されていない用地について、原始取得価額と監査時点での用地の評価額は以下のとおりである。

用地の評価額は平成 23 年分の「路線価図・評価倍率表」を使用し、算出額を 0.8 で割り戻した数値を時価相当額とした。なお、岐阜県が土地を買収する際の買収価額は原則として不動産鑑定士評価に基づくこととし、下記の算定額はあくまで路線価をもとに簡便的に算出した価額である。

監査人算出時価相当額と買収価額との差額

	取得面積(m ²)	買収価額(円)	路線価図をもとに算出した時価相当額(円)	買収価額と時価相当額との差額(円)
公共事業	2,113.6	573,359,086	162,244,596	△ 411,114,490
県単事業	1,986.6	560,531,844	150,743,416	△ 409,788,428
合計	4,100.2	1,133,890,930	312,988,012	△ 820,902,918

岐阜県の道路建設予算が削減される中で、過年度に開始した事業のすべてを継続的に行うことが困難となった結果、選択と集中の考え方にに基づき休止箇所の選定を行っている。

当該休止箇所について、事業開始時点ではもちろん、将来供用開始されることによって投資の効果の発現が期待されるものであったと推測されるが、休止が長引けば先行して買収した用地は投資の効果が保留されたままの状況が続くこととなり、また、将来的な環境変化により工事が将来完了した時点で、当初予定した投資効果があげられるかに不確実性が介在することとなる。

上表の結果のように、買収済みの用地のうち、供用開始されていない用地について、取得価額と監査人推定時価との評価差額が、現在およそ 8 億円となっており、他の休止した公共事業 6 箇所や県単事業での休止箇所を考慮すると未供用用地の評価差額はさらに増加するものと推測される。

近年の日本における過剰な社会資本整備予算の削減により、地元要望が強い箇所等においても一時休止せざるを得ない岐阜県の厳しい財政状況に鑑み、過去の過大投資が原因かどうかも含め、今一度、休止事業の考え方を再整理し、他の事業との関係(便益、投資額等)をより精査した上で、事業継続の有無まで踏み込んだ検討をすることが望ましいと考える。

なお、休止した 7 箇所については、財政状況を踏まえつつ順次再開する見込みとなっており、具体的に何年後に事業再開するかどうかは未定である。

さらに、前述の休止した公共事業 7 箇所に加え、県の単費事業における一時休止箇

所（平成 22 年度において工事を進めない箇所）を調査した結果、以下のような結果となった。

事業名		道路新設改良費					(単位:千円)		
事務所区分	事業区分	路線名	工区・箇所名等	市町村	大字等	全体事業費	平成21年度	平成22年度	平成23年度
							まで		以降
岐阜	継続	(主)岐阜大野線	上西郷	岐阜市・本巣市	上西郷・文殊	1,420,827	1,378,176	0	42,651
岐阜	継続	(主)岐阜南濃線	堀津新田	羽島市	堀津新田	240,942	234,394	0	6,548
岐阜	継続	(一)安食粟野線	粟野西	岐阜市	粟野西	150,000	0	0	150,000
岐阜	継続	(一)柿野谷合線	柿野	山県市	柿野	187,535	2,000	0	185,535
岐阜	継続	(一)柿野谷合線	日永	山県市	日永	92,631	42,747	0	49,884
岐阜	継続	(一)根尾谷汲大野線	根尾高尾	本巣市	根尾高尾	638,207	623,207	0	15,000
岐阜	継続	(一)大垣江南線	正木町	羽島市	正木町	2,118,168	2,088,168	0	30,000
岐阜	継続	(一)神崎高富線	谷合	山県市	谷合	610,019	540,019	0	70,000
大垣	継続	(主)岐阜関ヶ原線	伊吹・青墓	大垣市・垂井町	青墓・伊吹	430,000	257,671	0	172,329
大垣	継続	(主)岐阜南濃線	蛇池	海津市	蛇池	478,263	278,263	0	200,000
大垣	継続	(主)羽島養老線	横曾根	大垣市	横曾根	189,038	127,315	0	61,723
大垣	継続	(一)安八海津線	海津町新田	海津市	海津町新田	353,626	332,020	0	21,606
大垣	継続	(主)木曾三川公園線	札野	海津市	札野	1,402,035	1,339,566	0	62,469
大垣	継続	(一)垂井停車場線	垂井	垂井町	垂井	310,506	260,506	0	50,000
揖斐	継続	(国)417号	三輪	海津市	三輪	310,469	189,330	0	121,139
揖斐	継続	(一)龍永万石線	杉野	池田町	杉野	389,506	307,242	0	82,264
郡上	継続	(主)白鳥板取線	内ヶ谷	郡上市	大和町内ヶ谷	350,000	12,744	0	337,256
郡上	継続	(主)大和美並線	貝付	郡上市	八幡町貝付	437,423	297,423	0	140,000
郡上	継続	(主)大和美並線	稲成	郡上市	八幡町稲成	493,174	13,174	0	480,000
郡上	継続	(一)鮎立恩地線	鮎立	郡上市	高鷲町鮎立	300,000	168,146	0	131,854
可茂	継続	(国)256号	渡合	白川町	渡合	404,383	159,006	0	245,377
可茂	継続	(一)越原付知線	越原	東白川村	越原	508,779	398,779	0	110,000
可茂	継続	(一)多治見八百津線	上惠土	御嵩町	上惠土	168,347	146,347	0	22,000
可茂	継続	(一)曹刈今渡線	土田	可児市	土田	1,200,000	14,643	0	1,185,357
恵那	継続	(主)豊田明智線	和合	恵那市	明智町和合	1,437,864	1,272,864	0	165,000
高山	継続	(国)158号	上岡本町	高山市	上岡本町	118,697	3,945	0	114,752
高山	継続	(一)御岳山朝日線	小瀬ヶ洞	高山市	朝日町小瀬ヶ洞	54,597	34,597	0	20,000
古川	継続	(主)神岡河合線	信包	飛騨市	古川町信包	503,560	4,575	0	498,985
古川	継続	(一)谷高山線	瓜巢	高山市	国府町瓜巢	138,472	89,256	0	49,216
合計						15,437,068	10,616,123	0	4,820,945

事業名		地方特定道路整備事業費					(単位:千円)		
事務所区分	事業区分	路線名	工区・箇所名等	市町村	大字等	全体事業費	平成21年度	平成22年度	平成23年度
							まで		以降
大垣	継続	(一)養老平田線	飯ノ木	養老町	飯ノ木	600,000	41,977	0	558,023
揖斐	継続	(主)春日揖斐川線	春日白川	揖斐川町	白川	1,300,000	513,961	0	786,039
揖斐	継続	(一)川合垂井線	春日古屋	揖斐川町	古屋	1,000,000	365,015	0	634,985
美濃	継続	(一)大原富之保線	武儀倉	関市	武儀倉	591,000	172,432	0	418,568
美濃	継続	(一)御手洗立花線	御手洗	美濃市	御手洗	850,000	705,708	0	144,292
郡上	継続	(主)大和美並線	浅柄	郡上市	美並町浅柄	448,117	258,117	0	190,000
可茂	継続	(一)井尻八百津線	井尻	御嵩町	井尻	501,140	410,191	0	90,949
可茂	継続	(一)山之上古井線	南坂	美濃加茂市	南坂	547,652	522,652	0	25,000
多治見	継続	(主)多治見犬山線	大沢	多治見市	大沢町	415,000	196,316	0	218,684
恵那	継続	(主)瑞浪大野瀬線	河上瀬	恵那市	上矢作町河上瀬	310,000	39,610	0	270,390
恵那	継続	(主)瑞浪上矢作線	漆原	恵那市	漆原	1,703,000	805,000	0	898,000
恵那	継続	(主)中津川田立線	西方寺	中津川市	西方寺	650,000	53,700	0	596,300
恵那	継続	(一)苗木恵那線	千旦林	中津川市	千旦林	300,000	75,804	0	224,196
恵那	継続	(主)恵那蛭川東白川	丸池	恵那市	丸池	380,000	304,707	0	75,293
下呂	継続	(主)下呂小坂線	跡津	下呂市	萩原町跡津	800,000	12,246	0	787,754
下呂	継続	(一)門和佐瀬戸線	火打	下呂市	火打	790,000	381,375	0	408,625
下呂	継続	(一)兼政下呂停車場線	兼政	下呂市	兼政	800,000	282,298	0	517,702
高山	継続	(主)高山上宝線	町方	高山市	丹生川町町方	780,000	528,264	0	251,736
高山	継続	(一)鼠餅古川線	森部	高山市	丹生川町森部	424,000	163,864	0	260,136
古川	継続	(一)檜ヶ岳公園線	奥飛騨温泉郷中尾	高山市	奥飛騨温泉郷中尾	700,000	130,229	0	569,771
古川	継続	(一)鼠餅古川線	宮地	高山市	国府町宮地	500,000	248,998	0	251,002
古川	継続	(一)古川宇津江四十八滝国府線	宇津江	高山市	国府町宇津江	666,049	171,957	0	494,092
合計						15,055,958	6,384,421	0	8,671,537

道路新設改良事業及び、地方特定道路整備事業における平成 22 年度一時休止箇所は、岐阜県全体で 51 箇所あり、その総事業費は 300 億円超規模となっている。平成 21 年度末まで 170 億円が費やされており、この中には、一部供用開始されている箇所も存在するが、予算の都合上平成 22 年度において一時休止とされ、全体工区の完成が将来に先送りにされた状態となっている。残事業費はおよそ 134 億円を見込んでいる。

公共事業と同様、県の単費事業においても、一時休止箇所の再開のための予算の確保が今後の重要な課題である。

(4) 工期の延長に伴う履行遅延に対する違約金について（指摘）

概要

岐阜県会計規則において、契約の相手方がその契約の期間内に工事が終了せず、その原因が契約の相手方の責に帰することのできない場合を除き、遅延日数に応じて未納部分又は未済部分の価格又は代価に対して、年 3.3%（平成 22 年度当時）の割合を乗じて計算した金額を違約金として納付させる旨を約定すると規定されている。

（履行遅延に対する違約金）

第百十七条 収支等命令者は、契約期間内にその義務を履行しないときは、次条の規定により履行期間の延長を承認した場合を除き、遅延日数に応じ、未納部分又は未済部分の価格又は代価に対し、年三・三パーセントの割合を乗じて計算した金額を違約金として納付させる旨を約定しなければならない。

2 前項の違約金は契約金支払のとき相殺する旨を約定するものとする。

（履行期間の延長）

第百十八条 収支等命令者は、天災その他契約の相手方の責に帰することのできない理由により契約期間内に契約を履行することができないと認められるときは、契約の相手方の願出により履行期間の延長を承認することができる。

監査の結果

契約業者が天災その他契約業者の責に帰することのできない理由によって工事予定期間内までに工事を完成できない場合には、契約履行期間の延長申請書を作成し、期間延長理由を記載したうえで、岐阜県の収支等命令者の承認を得て工事請負変更契約を締結することができる。

平成 22 年度における現道施設整備工事について、契約履行期間の延長理由が上記の岐阜県会計規則第 118 条の規定に照らし合わせ、天災その他契約業者の責に帰することのできない理由でないにも関わらず、岐阜県の収支等命令者が契約履行期間延長の承認を行い、結果、同規則第 117 条に基づく違約金を徴収していないケースが存在した。

契約履行期間の延長申請書では「道路情報表示装置板の製作業者に、納期の確認をしたところ年度末に注文が集中し、製作に 3 ヶ月余りの日数を要することが判明したため、工期内完成が困難になった」旨の延長理由が記されているが、当該理由は契約業者の責任に帰することができない理由とは言い難く、道路情報表示装置板の製作業者の製作遅延はその理由とはならない。

契約業者は契約書に記載された契約期間内に必ずその工事を完成させ、発注者である岐阜県に引き渡す義務があることは言うまでもなく、岐阜県会計規則第 117 条は当該契約期間内にその義務を履行しない場合の、岐阜県が被る機会損失を違約金として

請求できることを規定したものであると考えられる。一方で、岐阜県会計規則第 118 条では、発注後に発生した外的条件の変更など、契約業者の責任に帰することができない理由によって契約履行期間を延長する場合には、やむを得ない延長であるとして岐阜県の承認を得て違約金の納付を免除する規定を設けていると考えられる。

岐阜県は、当該工事の延長が天災その他契約業者の責に帰することのできない理由に基づくものではなかったことから、契約の履行期間延長を認めてはならず、工期が当初の 3 月 8 日～3 月 20 日から 3 月 8 日～6 月 30 日まで 102 日間延長にされたことに伴い、履行遅延に対する違約金を納付させる必要があった。

違約金の概算値は以下のとおりである。

$$15,654,450 \text{ 円 (最終契約金額)} \times 3.3\% \times 102/365 \text{ 日} = 144,364 \text{ 円}$$

岐阜県会計規則第 117 条では、契約全体の未納部分又は未済部分の価格又は代価に対し、年 3.3% の割合を乗じて計算した金額を違約金として納付させるとこととしており、上記の概算値は契約のすべてが未納又は未済と仮定している。

(5) ユニットプライス型積算方式の導入と今後の課題について（意見）

概要

岐阜県は、平成 22 年 3 月に「コストと品質の両面」を重視する総合的なコスト改善対策を推進すべく、民間企業による技術革新が進展し、その反面、老朽化する社会資本が急増する中で、県民の安全・安心へのニーズや将来の維持管理・更新費用が増大することへの対応、近年の地球温暖化等への環境問題に対する世論の高まりを踏まえた「岐阜県における公共事業総合コスト改善対策に関する新行動計画」（以下、「新行動計画」という。）を策定している。

この「新行動計画」では、「事業の迅速化」、「計画・設計・施工の見直し」、「民間技術の活用」、「社会的コストの低減」、「維持管理の最適化」、「調達の最適化」の 6 分野について具体的施策とその取組方針が示されている。

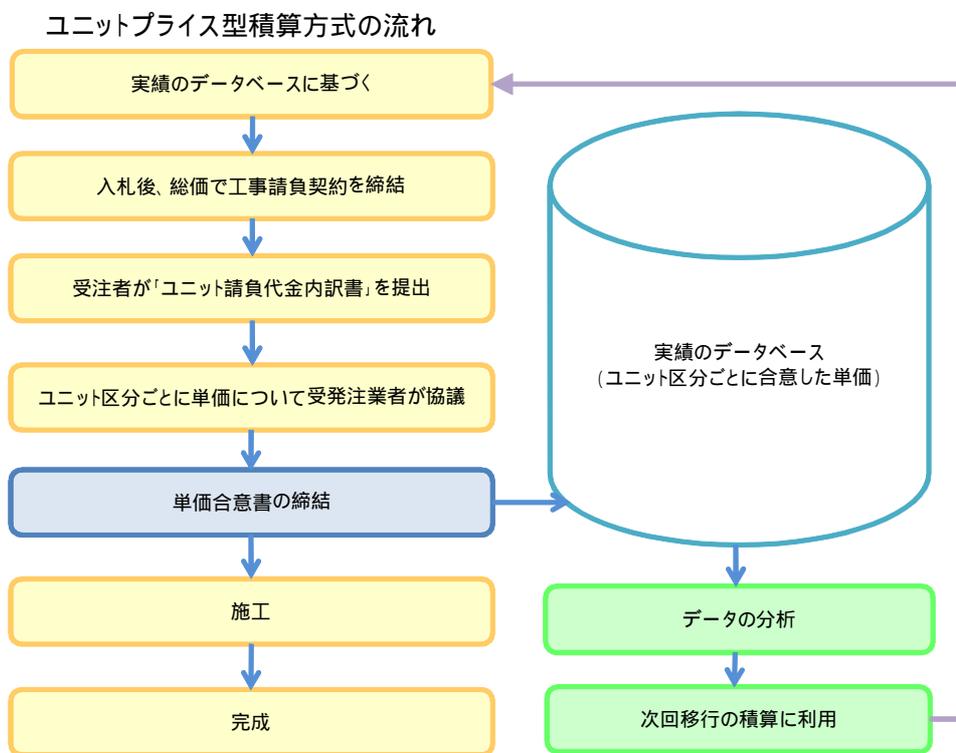
その中で、(6)「調達の最適化」 積算の見直し(ア)「ユニットプライス型積算方式」の検討、において積算価格の説明性・市場性を向上するとともに、積算に係るコストや労力を低減する「ユニットプライス型積算方式」の検討を行うこととされている。

ユニットプライス型積算方式とは、国土交通省において平成 16 年度より試行され、発注者がユニットプライス（請負代金の総額を構成する基本区分（以下「ユニット区分」という。）毎の単価をいう。）を用いて積算を行うものであり、発注者と請負者が請負代金額の総額で契約を締結した後、ユニット区分毎の単価について合意を行うことにより、積算価格の的確性・市場性の向上、工事目的物と価格との関係の明確化、契約上の協議や事務手続きの円滑化、請負者の有する技術力の活用促進、積算業務の

合理化等を図ることを目指すものである。

ユニットプライス型積算方式の流れを示すと以下のようなフローとなる。

ユニットプライス型積算方式では、契約後にユニットごとに合意した単価の実績をデータベース化し、条件区分の検討等を行い、ユニットごとに次回以降の積算に用いる単価（ユニットプライス）を設定する。データの流れとしては、総価契約単価合意方式により総価で契約した後に単価合意を行い、合意した単価をデータベースに蓄積する。蓄積したデータを集約し、特異値の排除、条件区分の検討等の解析処理を行った上で、新しいユニットプライスを設定し、次回以降の積算に使用していくことになる。設計変更後に合意した単価（新規工種等）についても同様にデータとして取り込み、次回以降の積算に使用していく。



（出典：国土交通省 「新しい積算方式 ユニットプライス型積算方式」パンフレット 一部加工）

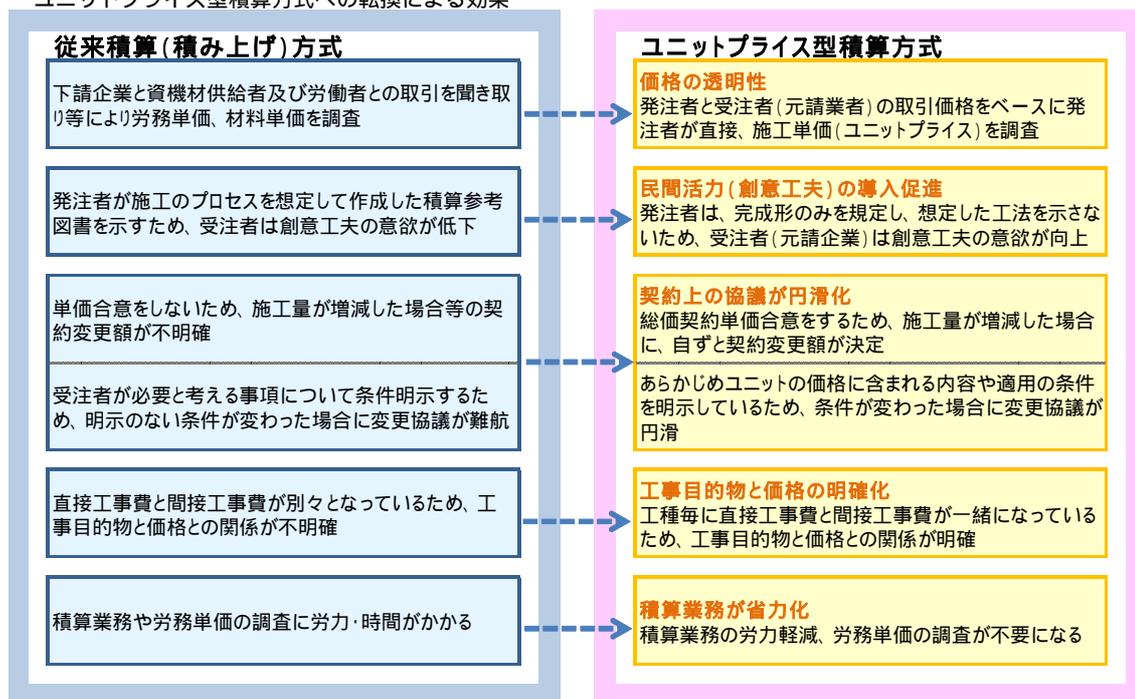
ユニットプライス型積算方式の導入により期待される主な効果は次のとおりである。

- 積算価格の透明性、的確性の向上
発注者と請負者との直接の取引価格を工種単位で蓄積・分析して以後の積算に用いることで、現在の労務単価、資材単価の積上げ方式に比して、現実の市場に即した透明でよりの確な積算が期待される。
- 請負者の有する民間活力の導入促進
工事の完成型のみを規定し、想定した工法を示さないことから、請負者が行う工

法・材料等の選択に自由度があり、有用な技術の活用が期待される。

- 契約上の協議の円滑化
請負代金額の変更等において、あらかじめ合意した価格を用いること、ユニット毎の条件や費用内訳が明確になることから、以後の契約上の協議の円滑化が期待される。
- 工事目的物と価格との関係の明確化による計画的な事業執行
合意された単価は工種毎に直接工事費とそれに連動する間接工事費を合わせたものとなっていることから、工事と価格との関係が明確になり、工事のコスト管理が容易となる結果、発注者及び請負者双方にとって計画的な事業執行が図られることが期待される。
- 積算業務の省力化
合意された単価に基づくユニットプライスにより積算を行うことから、労務単価等の調査や工種毎の積上げ積算が不要となり、積算業務の労力が軽減される。

ユニットプライス型積算方式への転換による効果



(出典：国土交通省 「新しい積算方式 ユニットプライス型積算方式」パンフレット 一部加工)

監査の結果

岐阜県では、現在、ユニットプライス型積算方式への導入について、他の発注機関の動向を踏まえた上で今後の検討課題とし、「新行動計画」において検討項目の一つに位置付けている。

ユニットプライス型積算方式を導入し、従来の積算方式からユニットプライス型積

算方式へ転換することは上記の 5 つの効果が期待できる。しかし、一方でユニットプライス型積算方式への転換は以下のような問題点も考えられる。

- 工事の工法や仕様が請負者に任されるため、必要以上のコストダウンを意識した過度な省力化工法が適用されるおそれがある。さらに、完成物は発注者が指定した諸要件を満たせば良く、材料や設備規格は請負者に任される結果、品質の確保が課題となる。
- 物価変動について、現在の積算方式においては1ヵ月に一度発行される物価資料をもとに物価を反映させているが、ユニットデータの処理の制約等から年1回程度の更新とならざるを得ず、物価変動の状況を的確にユニットプライスに反映できないおそれがある。
- 個々のユニット毎に算定されるユニットプライスは本来、様々な施工条件や地域条件を加味した上で細分化設定されなければならないが、各種条件を網羅したユニットプライスを実績として蓄積することは時間と費用がかかり、実績値が蓄積されるまでの間の予定価格の客観性や透明性が低下する。
- ユニットプライスが予定価格の範囲内での落札価格をもとに算出されるため、調査回数を重ねるたびに予定価格が低下することになる。予定価格の上限拘束性とのバランスをとる観点から、品質の確保に支障を与えるダンピングのおそれがあるデータを統計的手法により排除する下限値を導入するなどの作業が必須となる。

今後、岐阜県が「ユニットプライス型積算方式」を導入する場合には、試行を重ねた上で、導入による効果の試算、課題又は問題点の整理、あるいはその解決策の検討を発注事務所と県庁本課が共同して進めていくとともに、研究会を開催し議論を重ねて慎重に検討していくことが望まれる。

なお、平成 24 年 2 月 15 日に国土交通省より「ユニットプライス型積算方式」に替わる新たな積算方式として「施工パッケージ型積算方式(仮称)」が公表され、平成 24 年 10 月 1 日以降に入札を行う国土交通省発注の土木工事より、「施工パッケージ単価」を用いた積算方式の試行を開始することが決定された。この「施工パッケージ型積算方式(仮称)」は、積算の効率化と「ユニットプライス型積算方式」の問題点を改良した積算方式とのことではあるが、合わせて今後の議論や研究の対象として検討していく必要がある。

(6) 買収済み未供用の用地管理について(指摘)

概要

各土木事務所の用地課において、道路予定地の用地を取得し、土地の移転登記が終

了すると「公共用地取得台帳」にその詳細を記入し、当該取得用地に関する管理責任を道路建設課へ委譲する。

しかしながら道路建設課においては、当該取得済み用地における未供用の用地に関して管理責任を有しているが、その管理については各担当者レベルの判断と記録に留まっており、岐阜県として統一した管理方針や管理資料が整備されておらず、用地課の作成した「公共用地取得台帳」との関連も明確でなかった。

監査の結果

未供用の用地については、明文化された定期的なパトロールの実施規程が存在しておらず、また、防草シートの施行あるいは、通行止めのパイロンの設置等の明確なルールが存在しない。

岐阜県全体の道路建設予算が縮小される中で、事業の進行が長期化している案件も存在し、用地を取得してから供用開始されるまでの期間が数年に渡るものも多数存在する。このような用地に関して、未供用であるとはいえ、岐阜県が取得した資産であることに変わりはなく、その管理を徹底することは当然の義務であると言える。

未供用の用地に関しての管理方針を整備し、定期的なパトロールの実施、管理台帳の整備が求められる。以下、管理方針のポイントとなる事項を示す。

課題	目的
岐阜県全体としての用地管理規程の策定	未供用の用地についての定義を明確化し、岐阜県全体としての管理規程を整備することで適切な資産管理に役立てる。
台帳の整備	未供用用地の台帳を整備し、公共用地取得台帳との関連を明確にすることで、筆単位での用地の供用の有無が明確になるとともに、筆単位での用地の管理が可能となる。
台帳の利用	防草シートの施行の有無、通行止めのパイロンの設置の有無などを台帳上に記載することで、未供用の用地の現在状況を管理するための資料として利用できる。
パトロール	定期的なパトロールを実施することで、現在の状況を適時把握することが可能となる。

(7) 土地鑑定手続について（意見）

概要

岐阜県が公共事業の施行により取得する土地の補償は、岐阜県公共事業の施行に伴う損失補償基準（以下「損失補償基準」という。）第8条に、正常な取引価格をもってすると規定されており、その評価方法は損失補償基準の運用方針第2条に規定されている。取得する土地の評価は、「土地の用途と特性が同一状況にある地域ごとに標準的な画地（以下「標準地」という。）を選定し、これを評価し、当該標準地の評価額から

比準して各画地の評価額を求める（標準地比準評価法）」とされており、また、鑑定評価の客観性、独立性を高めるため「標準地については、不動産鑑定業者に鑑定評価を求める」こととなっている。

監査の結果

第三者の独立した立場で専門的能力のある不動産鑑定業者に鑑定評価を求めることは、鑑定評価の客観性、独立性を高めるため大きな意義があり、それを遂行していくべきであると考えます。

一方、例えば、取得する土地の価格が安価で鑑定評価に要する費用がそれを上回る場合など、すべての鑑定評価を外部に依頼することは、コスト的に不合理な面も生じます。

そこで、評価の客観性、独立性を保持しつつ、経済的合理性を加味した基準を作る必要がある。例えば、同一事業において取得する土地の補償額の総額が、鑑定評価に要する費用に満たない場合は、不動産鑑定士に鑑定を依頼しないということが考えられる。

(8) 未登記土地について（指摘）

概要

道路等の工事のために取得した土地については、第三者対抗要件として法的な権利義務の関係を安定させるために、登記を行い、登記簿にて所有者が明らかにされることが重要である。しかしながら、過去、実質的に土地の譲渡、所有権移転が行われたにもかかわらず、所有権移転登記がなされていない未登記土地が多数存在している。

なお、平成 10 年度以降については、「公共用地取得事務処理の適正化について」（平成 10 年 9 月 1 日 公第 145 号 土木部長通知）により、所有権移転登記が完了しない土地の取得はしないことが徹底されたため、新たな未登記土地は発生していない。

岐阜県では、平成 13 年度に、平成 12 年度末現在の全未登記土地（12,996 筆）を調査し、相続等で多数の権利者が存在し登記の承諾を得ることが困難な土地や、地図混乱等により測量をすることが困難な土地などを登記困難なもの（8,985 筆）とし、それらを登記保留（登記事務処理を一時保留すること）したうえで、残りの登記可能なもの（4,011 筆）について処理を進めている。

平成 22 年度末現在の処理実績数は 3,190 筆、処理率は 79.5%である。しかし、予算額の減少（H13:62,694 千円 H22:11,782 千円）や不動産登記法改正に伴う一筆あたりの処理費用の増加（H13:約 102 千円 H22:約 210 千円）、土木事務所用地課職員の減少（H13:95 人 H22:58 人）により、年度あたりの処理数は減少している。また、土地の譲渡から時間が経過し、相続等によって契約の相手方以外の者が登記名

義人となるなどして、登記名義人の協力と理解が得られないことも処理数が減少している原因である。

今後も、同程度の処理状況であれば、すべての解消までには、この先相当の長い期間を要することが予想される。

過去の処理の実績と、平成22年度末での未登記件数は次のとおりである。

過年度未登記の年度別処理状況(平成22年度末現在) (単位:筆)

	12年度末			処 理 実 績 数											未登記数 (E) A-D	計画残数 C-D	
	未登記数 (A)	登記保留数 (B)	計画により 処理する数 (C) A-B	重点3ヶ年計画			第6次5ヶ年計画					第7次5ヶ年計画		合計 (D)			
				13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度				
岐阜土木	2,885	2,043	842	10	165	90	28	11	5	2	2	14	5	332	2,553	510	
大垣土木	431	296	135	19	37	5	5	5	2	16	14	4	3	110	321	25	
揖斐土木	776	556	220	28	60	30	21	35	10	4	0	1	8	197	579	23	
美濃土木	1,620	1,060	560	137	46	8	10	2	26	71	23	16	6	345	1,275	215	
郡上土木	1,576	1,015	561	51	200	49	30	7	3	0	4	10	13	367	1,209	194	
可茂土木	2,121	1,441	680	209	75	87	223	155	63	0	4	2	8	826	1,295	△ 146	
多治見土木	542	411	131	26	17	17	3	7	6	4	7	1	△ 3	85	457	46	
恵那土木	2,262	1,713	549	61	122	78	61	69	40	58	34	12	1	536	1,726	13	
下呂土木	207	120	87	11	55	18	3	0	0	1	2	1	0	91	116	△ 4	
高山土木	402	219	183	50	30	78	25	15	7	7	3	1	4	220	182	△ 37	
古川土木	167	106	61	8	21	8	7	0	5	3	11	5	11	79	88	△ 18	
長良川上流	6	5	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5	0	
宮川上流	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	
合 計	12,996	8,985	4,011	610	829	468	416	307	167	166	104	67	56	3,190	9,806	821	
予算額(千円)				62,694	62,000	30,000	25,283	22,751	20,474	19,971	18,936	16,838	11,782				
土木事務所用地課職員数(人)				95	95	86	85	83	71	67	62	58	58				

平成22年度の多治見の処理実績数については、平成22年度実績数(1筆)から、過年度の報告誤り(4筆多く報告)を引いたもの、土木事務所用地課職員数は、用地課作成の用地事務担当職員名簿で集計。

監査の結果

取得した土地は、道路や河川などの用に供されており、未登記であっても各法の制限によりトラブルが生じる可能性は低いが、岐阜県が取得した土地が、登記簿上は他人名義であることは、資産管理の面から不適切な状況である。

このような状況を早期に解消するためには、十分な予算的、人的措置が必要であり、また、登記名義人の協力と理解が不可欠である。

今後、未登記土地の現状やこれまでの解消状況を踏まえ、早期解消するための措置を検討する必要がある。

(9) 県管理のトンネルの維持管理について(指摘)

概要

岐阜県は周囲を7つの県に囲まれた内陸県であり、西部は養老山地や伊吹山地、東部は木曾山脈や飛騨山脈といった山々に囲まれ、各県との県境はほとんどが山地や山脈である。平野(海拔100m以下)の面積は県土の2割に満たず、県内、県外各方面へのアクセスにおいてトンネルは非常に重要な役割を担っている。

岐阜県の管理するトンネル数の内訳は次のとおりである。

県管理トンネルの内訳

区分	トンネル数
供用済トンネル数	167
公社管理トンネル数	3
施行中トンネル数	1
県管理トンネル 計	171

県管理トンネルの工法別内訳

区分	トンネル数
矢板工法等	81
NATM工法	90
県管理トンネル 計	171

矢板工法のうち伊西トンネルは2004年度施工(拡幅)

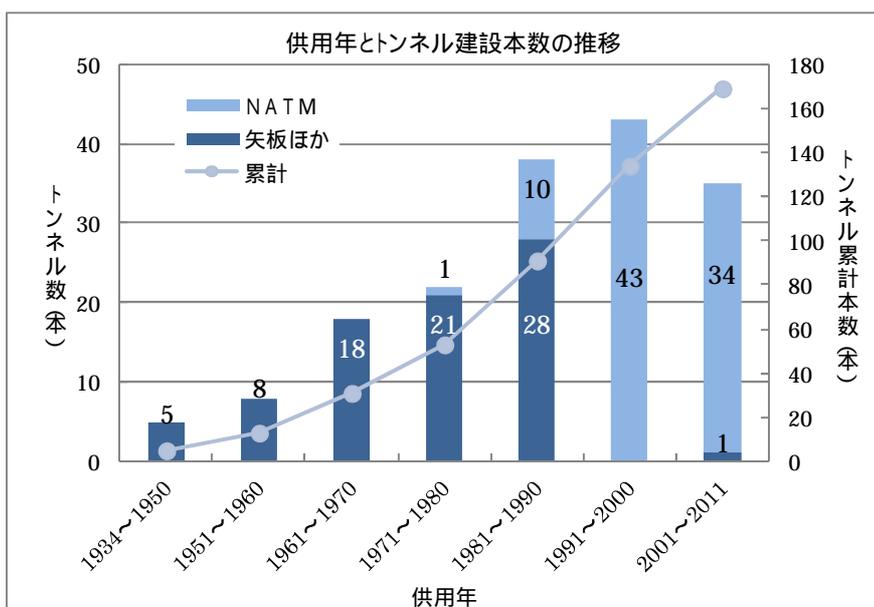
県管理トンネルの管理事務所別内訳

区分	トンネル数	区分	トンネル数
岐阜	20	恵那	13
大垣	4	下呂	7
揖斐	28	高山	39
美濃	6	古川	22
郡上	11	公社	3
可茂	14	施行中	1
多治見	3	計	171

岐阜県が管理するトンネルの建設年次、施工法別の内訳は以下のとおりである。

建設年次	矢板	N A T M	その他
1934～1950	4	0	1
1951～1960	7	0	1
1961～1970	17	0	1
1971～1980	19	1	2
1981～1990	28	10	0
1991～2000	0	43	0
2001～2011	1	34	0

矢板工法のうち伊西トンネルは2004年度施工(拡幅)



トンネルの建設本数は、2012年完成予定の「金山下呂トンネル(仮称)」を含め、171本であり、1934年(昭和9年)建設の「馬坂トンネル」が一番古く、供用開始が

ら 77 年が経過している。

全トンネル（171 本）における工法別の内訳は、矢板工法（トンネルを掘り、掘削壁面に木製や鉄製の板をあてがい、鉄製の枠で支えて、表面をコンクリートで仕上げる工法）が 76 本、NATM 工法（New Austrian Tunneling Method（新オーストリア工法）というもので、一般的に NATM（称：ナトム）と呼ばれる。掘削直後に地山に密着して吹付コンクリートとロックボルトを施工することにより、地山の緩みを最小限に抑え、本来地山が有している支保能力を最大限に利用する工法）が 90 本、その他が 5 本となっており、1990 年代以降は NATM 工法が主となっている。

道路や橋梁と同様、トンネルにおいても使用により変状が生じ、その種類には「ひび割れ」、「漏水」、「うき・はく離」、「導水工の排水不良」、「路面損傷」など、多岐にわたる。

トンネルの維持管理を効率的に行うためには、過去に変状が発生したトンネル、今後変状が発生する可能性が高いトンネルから優先的かつ重点的に点検を行うことが重要であり、全てのトンネルに変状に応じた点検の優先順位を設ける必要がある。

岐阜県は、優先順位の決定に際して、情報が不足していることから平成 11 年度にトンネル緊急点検を実施し、どのような条件のトンネルに変状が発生しているかといった観点から考察を加え、点検結果の分析を行った。分析の結果、変状の発生はトンネル施工方法、トンネル延長、積雪寒冷地か否か等と相関性が高いことが判明した。

この分析結果を受け、平成 15 年 4 月に制定された「トンネル簡易保守点検マニュアル」において定期点検の頻度が規定されている。当該マニュアルによれば、トンネルをその変状により A～E の 5 つのグループに分け A 及び B グループについては、5 年に 1 回トンネル全体を遠望目視し、要注意箇所並びに変状・対策箇所について近接目視プラス打音検査を実施、C 及び D グループについては 5 年に 1 回要注意箇所並びに変状・対策箇所を遠望目視し、変状・対策箇所について近接目視プラス打音検査を実施、E グループについては 10 年に 1 回要注意箇所並びに変状・対策箇所を遠望目視することとされている。

さらに、変状によるグループ分けに加え、トンネルの位置する路線の重要性、既に発生している変状の程度等を加味して全てのトンネルに優先順位を付している。

グループ分けの結果、以下の図表に示したとおり、矢板工法にもとづくトンネル 76 本のうち、変状グループが A～D に分類されたものは、75 本であり（E グループのトンネルは伊西トンネル<2004 年度施工（拡幅）>）平成 15 年から平成 27 年までの期間において、点検実施計画が策定されている。

(単位:本、カッコ内は点検予定本数)

掘削工法	矢板			NATM			その他			
	変状グループ	43(43)			0			4(4)		
A		延長(m)	覆工面積(m ²)	路面面積(m ²)	延長(m)	覆工面積(m ²)	路面面積(m ²)	延長(m)	覆工面積(m ²)	路面面積(m ²)
		9,032	153,544	62,941	0	0	0	131	2,227	794
B		7(7)			0			1(1)		
		延長(m)	覆工面積(m ²)	路面面積(m ²)	延長(m)	覆工面積(m ²)	路面面積(m ²)	延長(m)	覆工面積(m ²)	路面面積(m ²)
		3,364	57,188	29,396	0	0	0	35	595	228
C	21(21)			0			0			
	延長(m)	覆工面積(m ²)	路面面積(m ²)	延長(m)	覆工面積(m ²)	路面面積(m ²)	延長(m)	覆工面積(m ²)	路面面積(m ²)	
	15611	265,387	132,358	0	0	0	0	0	0	
D	4(4)			0			0			
	延長(m)	覆工面積(m ²)	路面面積(m ²)	延長(m)	覆工面積(m ²)	路面面積(m ²)	延長(m)	覆工面積(m ²)	路面面積(m ²)	
	2,457	41,769	18,902	0	0	0	0	0	0	
E	1(0)			88(0)			0			
	延長(m)	覆工面積(m ²)	路面面積(m ²)	延長(m)	覆工面積(m ²)	路面面積(m ²)	延長(m)	覆工面積(m ²)	路面面積(m ²)	
	401	6,817	3,208	67,402	1,105,760	637,237	0	0	0	

上記の変状グループによるトンネル数を合計すると169箇所になるが、高富トンネル、井ノ口トンネルについて、上下線を別でカウントしているためである。

平成 22 年度末までの点検実施トンネル数は 20 本であり、点検費用は 130,655 千円であった。また、今後における平成 23 年度から平成 27 年度までの点検予定トンネル数は 60 本であり、点検費用は 263,915 千円と見積もられている。

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	合計
点検数(本)	6	4	3	0	0	3	4	0	20
点検費用(千円)	14,646	22,932	29,439	0	0	31,415	32,223	0	130,655
				H23	H24	H25	H26	H27	合計
				22	18	6	8	6	60
				53,725	54,289	56,657	53,364	45,880	263,915

監査の結果

平成 22 年度末で、点検実施トンネル数は、20 本であり、「トンネル簡易保守点検マニュアル」に従った定期点検の頻度で定期点検がなされていない。マニュアル通りの頻度で定期点検を行うべきである。

また、「トンネル簡易保守点検マニュアル」に記載の優先順位通りに定期点検が実施されておらず、平成 22 年度末で福島第一トンネル、福島第二トンネル、節谷隧道及び越前トンネルなど優先順位が 50 位以内で未実施のトンネルが 37 トンネルある。優先順位が高順位でありながら未実施のトンネルについては、早急に定期点検を実施すべきである。

また、従来型の維持管理(事後保全)によって大規模な対策が必要となる前に、道路や橋梁と同様、トンネルにおいても、損傷が比較的小規模なうちに対策を行う予防保全、すなわちアセットマネジメントの考え方を取り入れることで、将来の投資額の削減や補修箇所の早期発見による安心・安全な交通網が確保されることが期待される。

定期的な点検により、新たに変状が確認された場合は、詳細調査を行ったうえで効率的・効果的な対策を行うことが重要であると考えられる。

現在は主に矢板工法のトンネルを中心に点検実施を行っているが、最初に NATM 工法により建設されたトンネルについて、現在供用開始から 32 年を経過しようとしている。今後は、NATM 工法のトンネルを含めた定期的な点検を実施し、優先順位を設けたうえで、アセットマネジメントの考え方を徹底していく必要がある。

(10) 橋梁の耐震対策と定期点検について（意見）

概要

橋梁の耐震対策に関して、下部工については昭和 55 年より古い基準で設計した橋梁について耐震補強対策を進めている。また、上部工については平成 8 年より古い基準で設計した橋梁について落橋防止対策を進めている。

また、15m 以上の橋梁と 15m 未満の橋梁に分けて定期点検を実施している。15m 未満の橋梁については、5 年に 1 回簡易点検を行っており、15m 以上の橋梁については、5 年に 1 回予備点検を行うとともに予備点検の結果を受け必要が認められる場合には詳細点検を行っている。これらの点検の結果は「橋梁長寿命化修繕計画」の基礎資料として利用し、補修が必要な橋梁を判別して必要な補修を実施している。

なお、定期点検は「岐阜県橋梁点検マニュアル」に基づき行われ、その内容はホームページで公表されており、概要を示すと以下のとおりである。

岐阜県橋梁点検マニュアル 抜粋

第3編 定期点検

第1章 定期点検の概要

1. 概要

定期点検は、「簡易点検」「予備点検」「詳細点検」「歴史的鋼橋の点検」の4つの点検から構成する。

(1) 目的

老朽化した橋梁について、定期的に橋梁点検を実施することで、早期に劣化や損傷に伴って発生する問題を発見し、予防保全の考え方で計画的に維持管理して、橋梁の長寿命化を図ることである。

(2) 対象

岐阜県が管理する橋梁を対象とする。

橋長15m未満は、簡易点検の対象とし、橋長15m以上は、予備点検と詳細点検の対象とする。

また、木曾川橋、長良大橋、揖斐大橋は、予備点検および詳細点検に加えて、歴史的鋼橋の点検の対象とする。

(3) 点検の時期

竣工後15年程度経過した時点で、初回の定期点検を実施する。(図 - 3.1 参照)

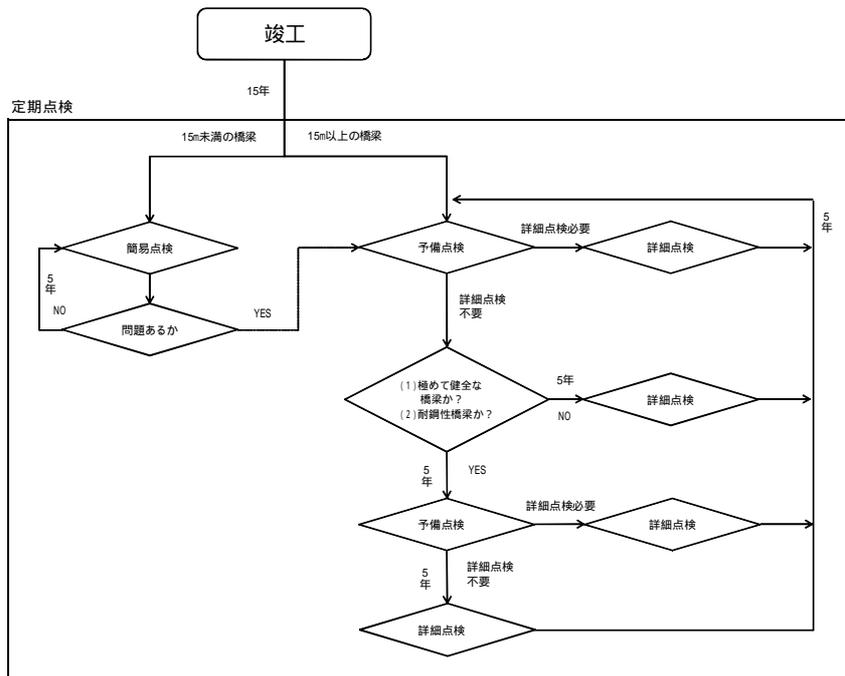


図 - 3.1 点検の時期

【解説】

< 橋長15m未満の場合 >

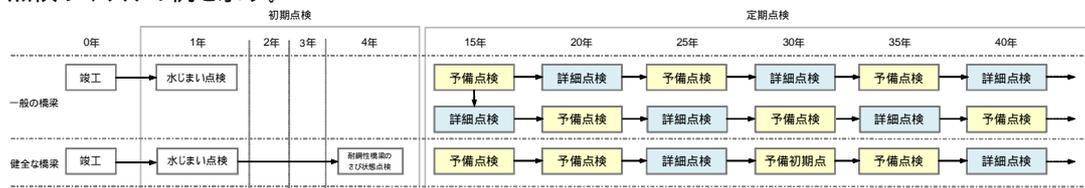
1) 現時点では、橋梁の状態が把握できていないため、5年間隔程度で簡易点検を実施する。

< 橋長15m以上の場合 >

- 1) 竣工後15年目に予備点検 を実施し、詳細点検必要と判断した場合は、速やかに詳細点検へ進む。
- 2) 予備点検 の結果、健全で詳細点検不要と判断した場合は、5年後に詳細点検を実施する。
(一般の橋梁では、詳細点検は最大10年サイクルを基本とする。)
- 3) 予備点検 の結果、健全で詳細点検不要と判断したうち、極めて健全な橋または耐鋼性橋梁は、5年後に予備点検 へ進む。
- 4) 予備点検 の結果、健全で詳細点検不要と判断した場合においては、5年後には詳細点検を実施する。(極めて健全な橋梁と耐鋼性橋梁では、詳細点検は最大15年サイクルを基本とする。)
極めて健全な橋梁

PC、RC 橋のうち、適用する劣化予測式がA群の橋梁(今後も健全な状態を維持していくと予測できる橋梁)

点検サイクルの例を示す。



(4) 簡易点検

橋長15m未満の橋梁の定期点検として実施する。

橋梁規模が小さい場合は、構造的な問題に比べて、滞水による腐食などの問題が劣化の主要因となるため、これまでの点検結果から点検項目を13項目に絞り込み、橋長が15m以上の橋梁に比べて簡単な方法とした。

点検は、職員が自ら実施することを基本とし、点検後の対応についても点検者(職員)が判断するものとするが、損傷が大きな場合や判断に迷う場合には、ME(社会基盤メンテナンスエキスパート)を取得した職員の意見も参考とする。

(5) 予備点検

橋長15m以上の橋梁の定期点検として実施する。

橋梁の維持管理(竣工後の初期点検を除く)の中で、最初に実施するのが予備点検であり、橋梁の専門家が現地踏査レベルの点検・診断・評価を実施して、詳細点検が必要か否かを判断する。

予備点検で、健全な状態が確認された場合は、詳細点検は先送り(5年)となり、補修が必要な損傷が確認された場合は、引き続き詳細点検を実施する。

(6) 詳細点検

橋長15m以上の橋梁の定期点検として実施する。

詳細点検は、従来の5年間隔で実施していた橋梁の定期点検に代わるもので、予備点検によって必要と判断された場合に実施する。従来点検からの大きな変更点は、必用であれば足場や点検車を活用して、不可視部分を解消することを基本とする点である。

点検を実施する者は、(財)海洋架橋・橋梁調査会の点検講習修了者等で、橋梁に関して十分な知識と実務経験を有するものとする。

(7) 歴史的鋼橋の点検

予備点検において、木曾川橋、長良大橋、揖斐大橋で腐食の進行が確認された場合は、必要に応じて、リベットおよび集成構造に着目した点検手法により、腐食の程度を把握する。

点検を実施する者は、鋼構造物の設計や診断に関する一定の資格を保有し、鋼橋の設計と調査に関する高度な知識を有する橋梁の専門家とする。

監査の結果

耐震対策について、緊急輸送道路上の橋梁で未対策のものが100橋ある。また、緊急輸送道路以外の橋梁で未対策のものが215橋ある。緊急輸送道路上の橋梁並びに、緊急輸送道路以外の橋梁についても倒壊による被害が予想されるものについては早急に対策を講ずるべきである。

また、定期点検に関して竣工後15年程度経過後に初回の定期点検を行うことになっており、竣工後15年未満の橋梁については定期点検を行っていない。これは、岐阜県橋梁修繕検討委員会の場で専門家の意見等を受け、劣化が早いと想定される塗装部分が15年程度で補修時期に来ることを根拠としているものである。しかし、事故や震災等通常の原因によらない劣化も想定されることから、橋梁ごとの状況に応じて竣工後15年未満の橋梁についても必要がある場合には15年を待たずに定期点検の開始を検討することが望ましい。

橋梁耐震対策の進捗状況(平成23年3月末現在)

(単位:橋)

区分	橋数	要対策	対策済	未対策	進捗率
緊急輸送道路上に架かる橋梁	812	674	574	100	85.5%
孤立集落接続路線に架かる橋梁	96	77	33	44	49.2%
交通量が多い道路に架かる多径間の橋梁(1,000台/日以上)	102	100	63	37	63.0%
その他の道路に架かる橋梁	609	436	302	134	69.3%
合計	1,619	1,287	972	315	75.5%

なお、今後の橋梁耐震対策の実施見込みは以下のようになっている。

緊急輸送道路上の耐震対策は平成27年度、孤立集落接続路線上の耐震対策は平成29年度、交通量が多い路線上の多径間橋梁の耐震対策は平成31年度を目途に完了させる予定である。

橋梁の耐震対策実施計画

(単位:橋)

区分	橋梁数	要対策	対策済	未対策橋梁数	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33以降
					緊急輸送道路	S55道より古い橋梁の落橋防止	451	438	379	59	→				
	S55道以降の橋梁の落橋防止	361	236	195	41	→									
	小計	812	674	574	100	0	5	7	17	12					
孤立集落接続道路	S55道より古い橋梁の落橋防止と橋脚補強	11	9	4	5	→									
	S55道より古い橋梁の落橋防止	34	34	16	18	→									
	S55道以降の橋梁の落橋防止	51	34	13	21										
	小計	96	77	33	44	5	1	7	5	5	13	8			
交通量が多い道路	S55道より古い橋梁の落橋防止と橋脚補強(10,000台/日以上)	40	40	28	12	→									
	S55道より古い橋梁の落橋防止と橋脚補強(1,000台/日以上)	62	60	35	25	→									
	小計	102	100	63	37	5	0	1	1	1	2	1	1		
その他の道路	S55道より古い橋梁の落橋防止と橋脚補強	36	34	12	22	→									
	(1,000台/日未満)上記以外の橋梁	573	402	290	112	→									
	小計	609	436	302	134	0	0	0	0	0	0	0	1	4	10
	合計	1,619	1,287	972	315	41	19	29	24	18	18	16	11	10	10

平成22年度及び平成23年度の橋梁耐震対策の予算は以下のとおりであった。

今後、事業を継続するにあたり同規模の予算の手当てが必要となってくることが予測される。

橋梁耐震対策の予算

(単位:千円)

区分	平成22年度	平成23年度
橋梁耐震対策事業関係予算	1,625,560	1,925,991

H22年度分の補助事業予算には補修系事業予算も含む決算額ベース

H22年度分の補助事業予算には補修系事業予算も含む3月補正予算見込額ベース

予算別明細

(単位:円)

区分	平成22年度	平成23年度
補助 地域活力基盤創造交付金事業	1,106,540,000	-
補助 橋梁補修費	519,020,000	-
補助 自主戦略交付金	-	1,254,784,197
補助 社会資本整備総合交付金(全国防災事業分)	-	564,664,800
県単 緊急輸送道路通行確保対策推進費	-	106,542,100

(11) 徳山ダム上流域公有地化について（意見）

概要

旧建設省が平成 12 年度に「ダム周辺山林保全措置制度」を創設し、その後、平成 17 年 10 月 31 日に岐阜県、揖斐川町及び独立行政法人水資源機構との間で『徳山ダムの公有地化事業に関する基本協定書』を締結して、それ以降、水源地の斜面の荒廃防止、良好な自然環境の保全・創出、新たな交流拠点としての活用を目的として、徳山ダム上流域の公有地化事業が進められている。公有地化することにより、ダム貯水機能の確保、災害に強い山づくり、生態系の適切な維持保全等をよりスムーズに行うことが可能となる。

基本協定書では、平成 19 年度末までに、徳山ダム上流域の山林（ダム建設事業用地、国有地等を除く）をすべて公有地化する予定であったが、地権者との交渉が予定通り進捗しなかったこともあり、2 年間で約 66%の面積を公有地化するとどまっていた。

基本協定書第 8 条（平成 19 年度末までに取得できない山林が生じた場合の取扱い）に基づき、「平成 20 年度以降も取得を継続する」との協議書を締結した上で、平成 20 年度以降も用地買収は進み、平成 22 年度末では、約 76%の公有地化率となっている。

公有地化のためには、用地費、立木取得費、建物等物件移転費、調査費、事務費等がかかるが、購入資金の財源については、水資源機構から支払われた負担金を基金として積立てて賄っているため、特に資金的な問題は生じていない。

なお、今後もすべてを公有地化する方針である。

監査の結果

平成 18 年度以降の買収状況を鑑みると、今後も、徳山ダム上流域の山林（ダム建設事業用地、国有地等を除く）をすべて公有地化するには長期の年月がかかると推測される。しかし、長期の間に、自然環境は変化を遂げ、地権者も世代が変わっていったりしてしまう可能性があり、公有地化事業の目的を達成するために、長期の年月を要するのは望ましくない。

そこで、徳山ダム上流域の山林（ダム建設事業用地、国有地等を除く）のすべての公有地化を達成する以外にも、公有地化の目的、効果を達成できる他の手段を代替的に活用するなどの対策を施すことが望ましい。

第2. 河川及び砂防事業

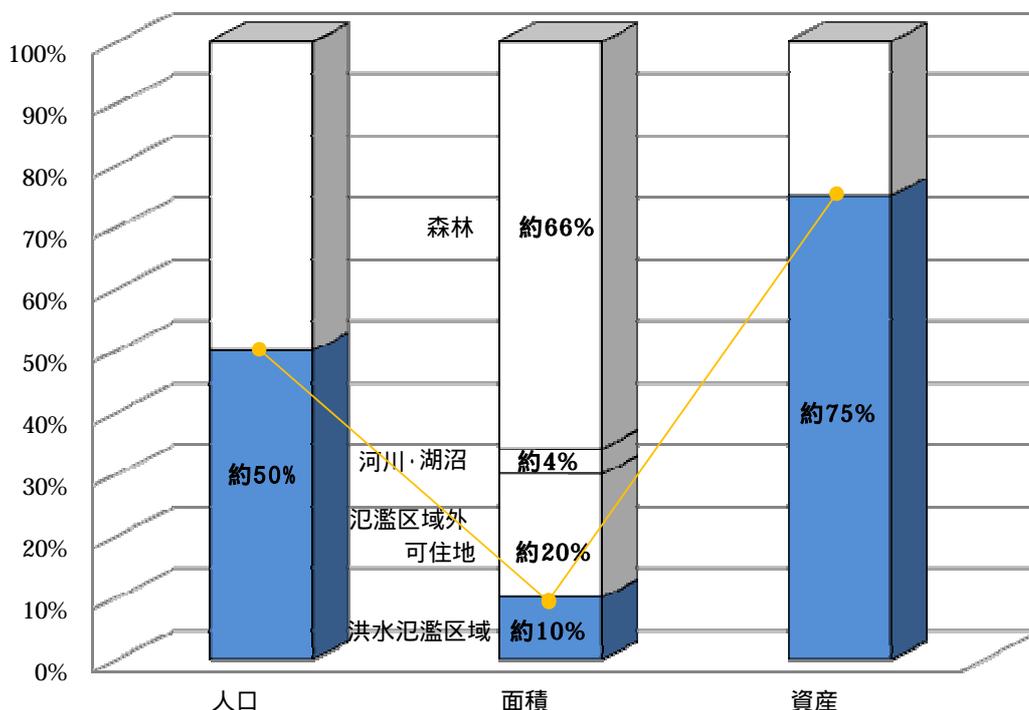
I. 河川及び砂防事業の概要

1. 岐阜県における現況と水害・土砂災害発生状況

我が国においては、国土面積の約 10%にすぎない洪水氾濫区域に、約 50%の人口、約 75%の資産が集中し、洪水が発生すれば、被害は深刻なものとなっている。

氾濫区域とは、洪水時の河川の水位（計画高水位）より地盤の高さが低い沿川の地域等、河川からの洪水氾濫によって浸水する可能性が潜在的にある区域をいう。

日本の国土利用状況

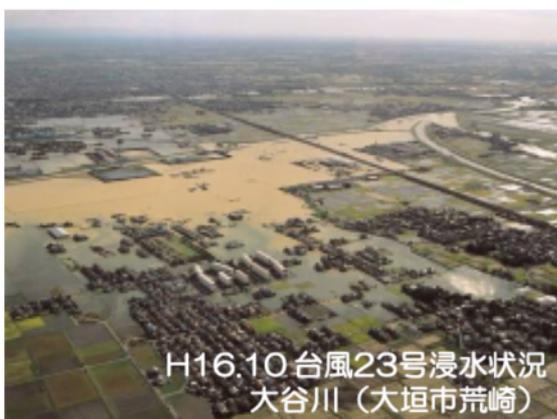


出典：国土交通省 河川局

岐阜県では全国と比較して面積の 81%と森林の占める割合が大きく、可住地は約 19%であり、可住地の割合が低い状態にあり、東・北・西の各県境に高い山地を巡らし、南東部は高原、南西部は平野で他県に連なる内陸県である。気候的には大きく飛騨と美濃に分けられ、美濃地方は年平均気温が約 15 度と温暖であるのに対し、飛騨地方は 5 度程度低く、冬季の降雪量も多くなっている。また人口・資産は県南部に分布しており、近年、更にその開発は進んでいる。

こうした条件から、水害は揖斐長良川流域など県南部に多く発生し、土砂災害は県北部の山間地に多く発生している。特に近年では降水量の変動性が大きく、平成 14 年、16 年には甚大な被害が多く発生している。

平成 14 年、16 年の被害状況



また、上記災害以外にも平成 11 年の「9.15 災害」、平成 12 年 9 月の「恵南豪雨災害」などでは人的被害を伴った土石流災害も発生し、平成 18 年 5 月には揖斐川町で大規模な地すべりが発生し、平成 9 年から 18 年までの 10 年間で岐阜県下において以下のような災害発生状況となっている。

平成9～18年の圏域別災害発生状況

	水害(戸)		土砂災害(箇所)		
	床上	床下	土石流	地すべり	急傾斜
岐阜県全体	2,733	5,184	78	3	12
木曽・飛騨川圏域	92	399	16	-	3
長良川圏域	916	1,667	10	-	3
揖斐川圏域	508	1,565	2	1	2
庄内・矢作川圏域	270	292	15	2	1
宮川・庄川圏域	947	1,261	35	-	3

平成 22 年度の都道府県別水害被害額の状況をもても、岐阜県の被害額は全国の中でも上位 6 位に位置し、その被害額は 11,941 百万円であり、河川及び砂防における対策は県民の生命及び財産を守るうえでも、河川及び砂防における基盤整備事業は岐阜県の中でも重要な事業にあたるといえる。

また、平成 23 年においては、9 月 20 日から 21 日にかけて東濃から中濃地域にかけ大雨による浸水被害や土砂崩れが発生し、大きな被害をもたらした。可児川流域での 6 時間雨量では今年の 7.15 豪雨災害と同程度の雨量となった。管内では可児市、八百津町、白川町、御嵩町を中心とした被害となった。県下では 658 件の約 78 億円の被害状況となった。

都道府県別水害被害額(速報値)

(単位:百万円)

都道府県名	水害被害額	都道府県名	水害被害額
1 長野県	25,560	25 青森県	1,633
2 山口県	24,379	26 熊本県	1,293
3 鹿児島県	21,251	27 和歌山県	1,221
4 広島県	17,319	28 岡山県	1,183
5 東京都	12,539	29 茨城県	1,066
6 岐阜県	11,941	30 埼玉県	920
7 北海道	11,096	31 長崎県	833
8 鳥根県	6,635	32 石川県	774
9 福岡県	6,472	33 大阪府	698
10 静岡県	5,884	34 愛媛県	584
11 福島県	5,754	35 富山県	434
12 宮崎県	5,589	36 群馬県	430
13 兵庫県	4,659	37 愛知県	426
14 岩手県	3,842	38 鳥取県	405
15 千葉県	3,664	39 山梨県	320
16 秋田県	3,259	40 奈良県	279
17 宮城県	2,989	41 沖縄県	262
18 京都府	2,596	42 福井県	205
19 神奈川県	2,318	43 滋賀県	139
20 佐賀県	2,054	44 大分県	118
21 高知県	2,031	45 香川県	87
22 山形県	2,028	46 栃木県	50
23 新潟県	1,911	47 徳島県	1
24 三重県	1,831	合計	200,962

注)1.都道府県名は、被害額の大きさの順に並べている。

2.四捨五入の関係で、内訳の合計と水害被害額が一致しない場合がある。

2. 河川・砂防指定地の現状と水害・土砂災害に対する対策の現状

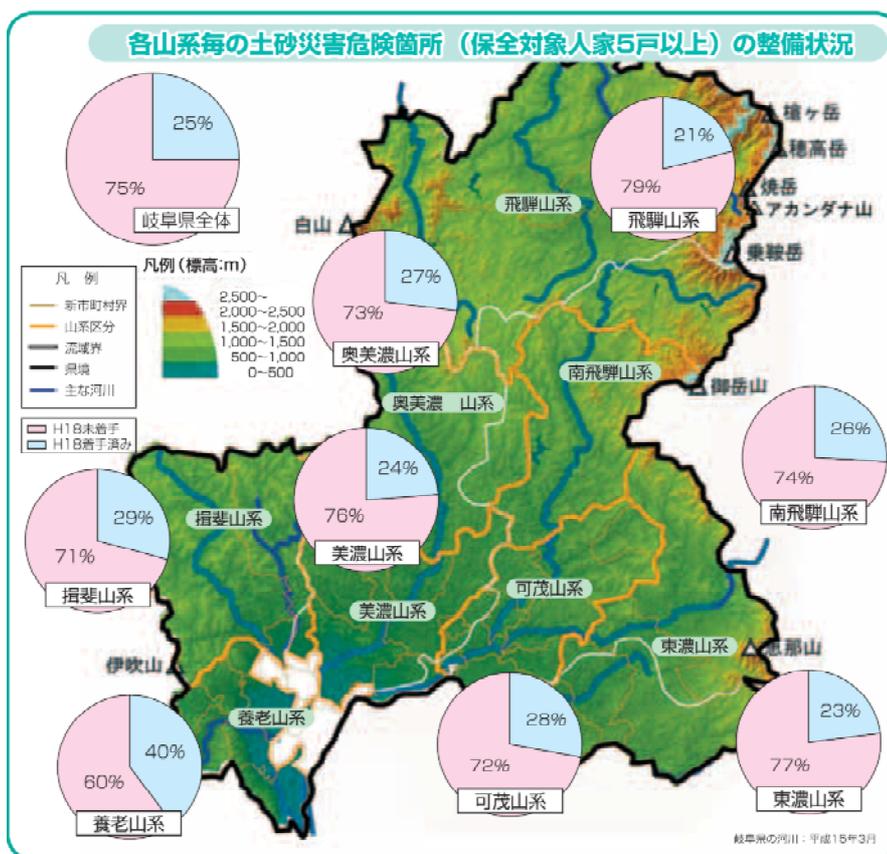
岐阜県は、長年にわたり水害に苦しんでいる地であり、また近年の圏域災害発生状況や水害被害額からもわかるように数多く災害及び大規模な災害が発生している。

このため、河川に関する情報や土地利用のあり方などのソフト的な対策を含め、総合的な治水対策として作成する対象流域を長良川、宮川（神通川）、揖斐川、土岐川、木曾・飛騨川の 5 流域として、各流域ごとに短期目標（5 年程度）中期目標（30 年程度）、長期目標を総じて「新五流域総合治水対策プラン（新五流総）」をそれぞれ設定し、段階的かつ計画的にハード対策（河川整備）を進めている。



水害対策として、将来の整備目標として河川ごとに差異はあるものの、国管理区間では概ね100年に1回、県管理区間では5～30年に1回程度発生する洪水を安全に流せるよう河川整備を進めている。しかし、現在の県管理河川事業では厳しい財政状況により水害対策への十分な投資ができず、整備が必要な河川であっても整備途上で休工となっているものも多くある。そのため、県全体の河川の整備状況は52.2%に留まっており、現在の河川整備状況を鑑みれば、ハード対策のみでは人的被害の軽減を図ることは困難であり、これ以外の対策として洪水ハザードマップの作成や洪水情報提供などソフト対策を充実させる取り組みを行い、ハード対策とソフト対策の双方を連携させた総合的な施策を展開している。

土砂災害対策として、国県ともに砂防事業を進めているが、県内には約13,000箇所にも及ぶ土砂災害危険箇所が存在しており、全国的に見てもその数は上位に位置する。近年の気象状況における豪雨の発生頻度の増加から土砂災害の発生件数が増加し、被害者の6割が災害時要援護者であり、今後高齢化の進行によりその割合が増加することが想定される。また、県内の整備が急がれる人家5戸以上または公共的建物のある土砂災害危険箇所6,003箇所の着手率は25%程度に留まっている。



これら全箇所についてハード対策（施設整備）を実施するには膨大な費用と時間が必要となるが、岐阜県の砂防事業費及び国庫からの補助事業費の減少から、土砂災害による人的被害を少しでも軽減するためには、従来のハード対策だけでは当然人的被害を軽減することは困難である。このような現状を踏まえて岐阜県では、危険な区域における警戒避難体制の整備や住宅等の新規立地抑制等のソフト対策も重視し、双方を連携させた総合的な施策である「八山系砂防総合整備計画」を策定している。

	水害対策	土砂災害対策
ハード	河川改修、堤防の質的整備、洪水氾濫地域減殺対策 等	砂防設備、地すべり防止施設の整備 等
ソフト	情報基盤整備、砂防基礎調査、浸水想定区域図・ハザードマップ調査 等	

また、岐阜県の河川は、多様な生物の生息・生育の空間であり、人々にやすらぎや憩いの場を提供する自然環境の豊かな場所であり、近年では河川環境に対する国民の関心は極めて高くなり、市民団体等により、河川環境の保全のための様々な活動が全国各地で行われている。そのため、県民の自然環境の保全や復元といった様々な取り組みを実施している。

砂防指定地では、近年違法開発行為や廃棄物の不法投棄等の不適正事案が過去数年にわたり発生しており、管理体制の見直しが行われ厳正・適切な対処を進めている。

3. 水害対策及びその他の河川に関する岐阜県の事業

岐阜県では水害対策及び河川の現状を踏まえ、以下の事業事務活動を実施している。

(1) 総合的な治水対策プラン

● 河川整備計画

- a. 平成 9 年 6 月に河川法が改正され、河川改修事業を実施する場合は、地域住民の意見を反映した「河川整備計画」を策定することが義務化。
- b. 県内を 14 の圏域に分割して策定（飛騨川、木曾川上流、宮川、津屋川、長良川、牧田川、犀川、伊自良側、境川、土岐川の 10 圏域が策定済み）。
- c. 平成 21 年度から、補助事業を行っている木曾川中流圏域（可児川、久々利川など）の策定に着手。

(2) 自然共生（自然の水辺復活プロジェクト）

● 自然の水辺復活プロジェクト

平成 13 年度より自然環境に対する県民意識の高まりを受けて、県下の自然環境の保全・復元・創出を目的に、次の 4 つの施策を連携させて、相乗効果により自然共生を効果的に進める。

- 自然共生工法研究会（産学民官の協働）
- 自然工法管理士認定制度（人づくり）
- 自然共生工法認定制度（モノづくり）
- 現場での実践（旧自然共生工法展示場の活用）

各現場で実際の課題解決に向けて、以下の取組みを実施

- 岐阜県自然共生川づくりの手引きの活用
- 自然共生川づくり勉強会の開催

- 自然共生ベストリバー事業

- a. 平成 18 年度より各土木事務所ごとの代表的な箇所で、自然工法管理士、川で活動する団体、地域住民および土木事務所職員がメンバーとなったベストリバー推進グループを設置し、「自然共生川づくり」を重点的に実施する「自然共生ベストリバー事業」を開始。
- b. 各土木事務所における地域ニーズの高い代表的な箇所において、自然工法管理士や自然共生認定工法を活用しながら、「自然共生川づくり」を実践することで、地域特性を活かした川づくり（ベストリバー）を着実に整備。
- c. 地域から自然環境や景観、親水性などに配慮した川づくりへのニーズが多い中、こうした要望に対応するため自然共生ベストリバー事業費を活用。

- 岐阜県自然共生工法研究会活動支援

- a. 専門家、有識者を講師とした講演会、県下の施行事例を紹介する発表会、実河川における自然共生の課題をテーマとした勉強会、市民団体等の一般を対象とした現場見学会等を岐阜県自然共生工法研究会と共同して開催。
- b. 上記講演会等の企画、広報、運営事務を岐阜県自然共生工法研究会が行い、岐阜県は開催に係る基本的経費を支援。

(3) 水防及び防災ソフト事業

- 水防体制の整備・支援

(ア) 根拠法令等

水防法第 3 条の 6 等

(イ) 概要

水防の責任は市町村（水防管理団体）にあるが、県は水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう確保する責任があり、水防計画の作成や水防訓練用資機材の供与など行う。

- 河川情報システムの整備

(ア) 根拠法令等

河川法第 60 条第 2 項、水防法第 11 条、13 条

(イ) 概要

洪水時等の緊急時において、迅速な水防活動や住民避難を支援し、水害による被害

を最小限に抑えるために河川管理の高度化を図り種々の河川情報の収集・分析を行い、県現地機関、市町村等防災関連機関及び県民に情報提供を行えるシステムの構築。

- 平成 13 年度末までに、河川情報（雨量、水位、河川映像等）をインターネット・携帯電話により県民に提供するシステムを構築し、平成 14 年度から情報提供を実施。
- 老朽化している河川情報システムの更新を図るため、平成 20 年度から平成 23 年度までをシステム更新の時期として、ソフトウェアの開発、テレメータ機器調達等を進めてきた。平成 23 年 6 月から新河川情報システムの本格運用開始。
- システムの更新に合わせ、水害・ゲリラ豪雨対策として新たに自動アラームメール配信機能を設け、平成 23 年 6 月からメール配信サービスを開始。

岐阜県川の防災情報 - 河川情報システム -

(4) 河川管理

● ぎふ・リバー・プレーヤー事業

(ア) 根拠法令等

河川法第 1 条、第 2 条等

(イ) 概要・目的

岐阜県が管理する河川の一定区間において、地域住民等ボランティア団体・企業等が、堤防等の除草・河川巡視を主に、河川維持管理活動を行い、「地域の川」を「地域が守る」意識（河川空間の愛着心）を高め、公共施設利用者のマナーの向上・治水（水防を含む。）への啓発を図る。

【対象団体】

岐阜県が管理する河川区域内で、岐阜県が認定した地域住民等がボランティア団体・企業等

【事業内容】

- 堤防等の除草、河川巡視など、河川維持管理活動を実施
- その他清掃等の河川美化活動も加えての実施は可能
- 岐阜県は活動に要する諸経費（人件費除く）を負担

● 河川維持管理計画の作成

「安全・安心が持続可能な河川管理のあり方検討委員会」の提言(H18.7.7)を受け、今後の河川維持管理については、

- a. 維持管理の考え方を示す「河川維持管理計画」の作成
 - b. 「維持管理基準」にもとづく「河川維持管理実施計画」の作成とその遂行
 - c. 維持管理の実施結果の公表と評価及びフィードバック
- を柱として行っていくこととなった。

国土交通省より、平成 19 年 4 月 25 日付けで「効果的・効率的な河川の維持管理の実施について」通知文書が出され、河川維持管理指針（案）に基づき、試行的な取り組みをするよう指導がなされた。

平成 20 年 8 月には「河川維持管理計画岐阜県作成要領 ver.1」を作成し、各土木事務所において、1 河川ずつ選定のうえ、モデル河川について河川維持管理計画を作成して、平成 20 年 10 月より同計画に基づく試行的運用を開始した。平成 21 年 11 月には、より効果的・効率的な維持管理を実現するために、維持管理計画の岐阜県作成要領を ver.2 に改正。洪水時に相当の被害発生のおそれがある 90 河川について、順次計画の作成を進めており、平成 22 年度末までに 45 河川の計画を作成。

● 水質汚濁事故対策

工場などの公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制し、生活排水対策の実施を推進すること等によって、県民の健康を保護及び生活環境を保全するため、以下のような対策を行っている。

(ア) 根拠法令

水質汚濁防止法、河川法第 18 条

(イ) 概要

水質汚濁事故が発生した場合に、迅速かつ適切に対策を実施するよう関係課及び関係機関との連携調整を図る。

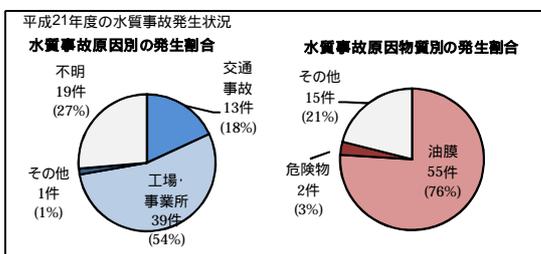
岐阜県が管理する一級河川区間内で発生した水質事故に対しては、「県土整備部水質汚濁事故対策要領(H18.10.25 付け河第 614号)」により、迅速かつ適正に対策を図るよう土木事務所に周知を図っている。

油流出対策事例



水質事故発生件数 (単位:件数)

H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	過去5箇年平均
61	91	65	50	72	68



● 水難事故防止対策等の実施

長良川をはじめとする県内の河川において、水難事故が多数発生し、特に夏休み中(7/21～8/30)の死者数は岐阜県が全国都道府県でワースト1であり、その対策は重要課題となっている。

(ア) 根拠法令等

河川法第1条、

(国家賠償法第2条第1項)

(イ) 概要

県管理河川における利用者の安全確保のため、河川管理施設の点検や利用者への啓発を行う。

水難事故(死亡事故)発生件数 (単位:件)

	18年	19年	20年	21年	22年	合計
長良川	13	11	8	6	10	48
木曽川	2	0	3	3	1	9
板取側	0	3	2	0	1	6
根尾川	1	1	2	2	2	8
付知川	2	0	0	1	1	4
揖斐川	0	1	1	0	0	2
その他河川	5	2	4	3	6	20
計	23	18	20	15	21	97

【河川における安全利用点検の実施】

5月末までに各土木事務所が実施。

【水難事故対策】

- ・各種広報媒体の活用
- ・水難事故マップの更新
- ・啓発看板設置
- ・配布用カード作成
- ・夏休み期間中の啓発活動

河川課主催(7月末)

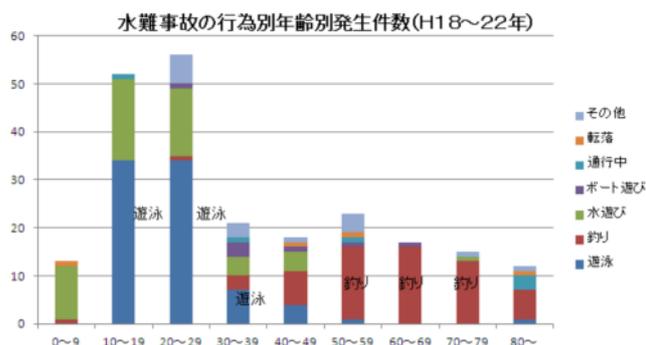
長良川環境レンジャー協会主催(8月初旬及び下旬)

【河川環境検討連絡会の開催】

- ・構成員(岐阜県キャンプ協会、岐阜県漁業協同組合連合会、(財)日本釣振興会岐阜県支部、PW安全協会中部地方本部、長良川環境レンジャー協会、NSネット、県警本部地域課、木曽川上流河川事務所、河川課) 河川課長が幹事。
- ・円滑な河川利用が図られるよう、様々な河川利用団体が情報交換を行う。
- ・2月ごろ開催。

【水上オートバイ対策】

- ・千鳥橋下流で法規制を実施(5月1日~10月31日)



4. 土砂災害対策及び砂防指定地の現状を踏まえた岐阜県の事業事務

岐阜県では土砂災害対策及び砂防指定地の現状を踏まえ、以下の事業事務活動を実施している。

● 砂防指定地等管理

(ア) 根拠法令等

- 砂防法、砂防法施行規程、岐阜県砂防指定地の管理及び砂防設備占有料等の徴収に関する条例及び条例施行規則
- 地すべり等防止法、同法施行令、同法施行規則

c. 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、同法施行令、同法施行規則

(イ) 概要

- a. 砂防指定地の指定及び解除について国土交通省大臣への進達、砂防指定地の管理、許可
- b. 地すべり防止区域の指定及び解除について国土交通大臣への進達、地すべり防止区域の管理、許可
- c. 急傾斜地崩壊危険区域の県知事指定及び公示、急傾斜地崩壊危険区域の管理、許可
- d. 砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域の他法令との調整
- e. 指定地台帳、設備台帳の調整、保管

● ソフト対策事業について

土砂災害防止法に関すること

(ア) 根拠法令等

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

(イ) 概要

- ・ 国土交通大臣は、土砂災害防止対策基本指針を作成発表
- ・ 基本指針の内容 1)土砂災害防止のための対策に関する基本的事項 2)基礎調査に関すること 3)土砂災害特別警戒区域等の指定方針 4)特別警戒区域内の建築物の移転等の方針
- ・ 県は、基本指針に基づきおおむね5年ごとに基礎調査(平成13年度基礎調査に着手)を実施。
- ・ 岐阜県は、基礎調査の結果を省令の定めにより、関係市町村長に通知。
- ・ 岐阜県知事は、基本指針に基づき「土砂災害(特別)警戒区域」を関係市町村長の意見を聴いて指定、公示。
- ・ 岐阜県知事は、公示事項を記載した図書を市町村長に送付。市町村長は一般縦覧。
- ・ 「土砂災害警戒区域」では、市町村は警戒避難体制等事項を定め、住民周知。「土砂災害特別警戒区域」では、さらに、住宅や福祉施設等の立地制限、建築物の構造規制、移転等の勧告。
- ・ 今後、平成24年を目標に県内全域の土砂災害危険箇所(約13,000箇所)を土砂災害警戒区域等の指定を行う予定。

土砂災害警戒情報等について

(ア) 根拠法令等

土砂災害防止法第1,3,4,5,7条、気象業務法第11,13条

(イ) 概要

従来のシステムは、砂防部局と気象庁がそれぞれに土砂災害危険情報を発表しており、市町村等にわかりにくい情報となっていた。また、危険情報が乱発された

ため、市町村の警戒避難活動に活用されていなかった。そのため、新しい解析手法により砂防部局と気象庁が共同で土砂災害情報を発表することとなった。

(ウ) 定義

土砂災害警戒情報とは、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報である。

土砂災害警戒情報ポータル

■岐阜県における現在の気象状況(岐阜地方気象台リンク)■
 ★警戒・注意報の発表状況 ★気象レーダー(雨雲の様子)
 2011年12月01日 10時10分現在
 ■:警戒 ■:注意報 ■:発表なし 降水強度(mm/h) 1 5 10 20 30 50 80

【住所】〒500-8570 岐阜県岐阜市観音2-1-1 岐阜県土整備部砂防課 【TEL】058-272-8821 個人▶ 風の考え方

Copyright (C) Gifu Prefecture 2007. All rights reserved.

- ハード対策事業について

県内には約 13,000 箇所にも及ぶ土砂災害危険箇所が分布し、多くの県民が災害の不安を感じながら生活している。全ての危険箇所に対する施設整備は膨大な時間と費用

が必要となることから、八山系砂防総合整備計画に沿って、人命を守るためのソフト対策を進めると同時に、災害時要援護者施設などが保全対象に含まれる危険な箇所を重点的に砂防えん堤等のハード対策を実施し、「安全安心に暮らせる岐阜県づくり」を進めている。

砂防事業

(ア) 根拠法令等

- ・ 砂防法、砂防法施行規程
- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

(イ) 概要（主な事業）

A) 通常砂防事業（社会資本整備総合交付金*、地域自主戦略交付金**）

流域が荒廃しており集中豪雨時に土石流が発生し、人命、財産に被害を及ぼすおそれがある溪流について、砂防えん堤、溪流保全工、山腹工等を実施する。

B) 火山砂防事業（社会資本整備総合交付金*）

火山地域において土石流、火山泥流などから人命、財産を守るために、砂防えん堤、溪流保全工、山腹工等を実施。（対象：郡上土木、高山土木）

C) 砂防激甚災害対策特別緊急事業（補助）

土石流により激甚な災害が発生した一連地区の荒廃溪流に対し、再度災害を防止するため、平成 21 年度から平成 23 年度完了に向けて一定計画に基づく対策工を実施し、災害対策の万全を期すため砂防えん堤などを実施。

（対象：平成 20 年度 9 月豪雨（東海西部地区）、大垣市、海津市、垂井町、池田町、揖斐川町）

D) 砂防一般修繕事業（県単）

既存砂防施設の機能を最大限に活用するため、老朽化施設の修繕やえん堤上流堆積土砂の除石等を実施。

E) 通常砂防事業（県単）

土砂災害により保全対象への被害のおそれ大きく、放置できないもので、土砂排除工、床固工等を実施。

F) 緊急土砂流対策事業（県単）

土砂災害により道路等の施設を保全するために緊急に必要な砂防えん堤等の機能回復や、溪流保全工を実施。

地すべり対策事業

岐阜県は、大部分が第三紀層地帯に分布し、多治見、土岐、瑞浪一帯では第三紀層の堆積盆地が形成され、各層厚は比較的薄く、粘土を層状に挟んでいるため不安定で極めて地すべりが発生しやすい状態である。平成 9 年の調査によると地すべり危険箇所は 88 箇所でその約 70%が東濃地方に集中しており、その他は飛騨地方や奥美濃、西濃地方に点在している。

岐阜県の対策事業は昭和 33 年の法制定以来白倉地すべり地区をはじめとして 28 地区で実施され 25 地区が概成している。

(ア) 根拠法令等

- ・ 地すべり等防止法、同法施行令、同法施行規則等
- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

(イ) 概要

- ・ 地すべり対策事業（社会資本整備総合交付金*）
- ・ 地すべりに伴う土砂災害を防止するための対策工法の計画策定と、対策工事を行う。

急傾斜地崩壊対策事業

(ア) 根拠法令等

- ・ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、同法施行令、同法施行規則等
- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

(イ) 概要

A) 急傾斜地崩壊対策事業（社会資本整備総合交付金*）

がけ崩れ災害を防止するための対策工法の計画策定と、対策工事を行う。

B) 急傾斜地崩壊対策事業（地域自主戦略交付金**）

急傾斜地崩壊対策事業（総合流域防災事業）の採択基準に該当する斜面および崖高概ね 30m 未満の斜面におけるがけ崩れ対策工法の計画策定と対策工事を行う。

急傾斜地崩壊対策事業（総合流域防災事業）の採択基準...「近年発生した災害に関連するもの」及び「急傾斜地の高さが 30m 以上」のいずれにも該当しないもの

（効果促進事業）

概要

急傾斜地崩壊対策事業において、基幹事業を実施する箇所に隣接する採択条件に満たない斜面对策を実施することで、事業の効果が発揮できるもので、市町村が事業主体となる。

雪崩対策事業（地域自主戦略交付金**）

岐阜県では県土の 54.9%が豪雪地帯に入り、冬期には飛騨・奥美濃・西濃地方では大量の降雪があり、豪雪地帯に住む多くの人々は雪と闘いながら生活している。特に雪崩は積雪山間部の住民にとって大きな脅威であり、生活面でも多大な支障を与えている。雪崩はひとたび発生すると、その破壊力、災害規模の大きさの面から甚大な被害を与えるものである。雪崩危険箇所は、平成 14 年度調査で 1,630 箇所存在し、このような状況に鑑み、集落を対象とした雪崩対策事業を昭和 61 年度より施工し、平成 22 年度末までに 12 箇所着手している。

(ア) 根拠法令等

- ・ 雪崩対策事業実施要領
- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
- ・ 豪雪地帯対策特別措置法

(イ) 概要

集落雪崩に伴う災害を防止するための対策事業の計画策定と、対策工事を行う。

急傾斜地崩壊対策事業助成事業（県単）

(ア) 根拠法令等

岐阜県急傾斜地崩壊対策事業補助金交付要綱

(イ) 概要

市町村の施行する急傾斜地崩壊対策事業への助成と技術的指導。

* 社会資本整備総合交付金とは、地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的とし、その目的を達成するため、地方公共団体等が作成した社会資本の整備その他の取組に関する計画という。)に基づく事業又は事務の実施に要する経費に充てるため、この要綱に定めるところに従い国が交付する交付金をいう。

** 地域自主戦略交付金とは、地方公共団体が対象事業から自主的に事業を選択して作成した地域自主戦略交付金の事業実施計画（以下「事業実施計画」という。）に基づく事業に要する費用に対し、国が交付金を交付することにより、地域の実情に即した事業の的確かつ効率的な実施を図ることを目的とし、その目的を達成するため事業実施計画に基づく事業又は事務の実施に要する経費に充てるため、国が交付する交付金をいう。

● 災害復旧事業について

災害復旧事業とは、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づき、豪雨、洪水、地震、雪崩、地すべり、低温等の異常な天然現象によって地方公共団体又はその機関が維持管理している道路、河川、砂防施設等の公共土木施設が被災した場合に、地方公共団体の財政力に適応するように国の負担を定めて、被災施設を速やかに（原則として）原形に復旧し、公共の福祉を確保する事業である。

(ア) 目的

河川・砂防・道路等の公共土木施設の被災に対して、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき、施設の速やかな復旧を図り、もって公共の福祉を確保する。

(イ) 根拠法令等

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、施行令、施行規則等

(ウ) 概要

A) 災害報告（国土交通省防災課等への報告）

概況報告（第1報：1日以内）、確定報告（災害終息後10日以内・概算被害額）

B) 国庫負担申請

県工事費及び市町村工事費について国土交通省防災課に申請。

C) 災害査定（査定官、立会官及び事務官による災害査定）

1箇所以上の工事の費用が概ね2,000万円以上は国土交通省防災課の災害査定官、2,000万円未満は地方整備局企画部の災害査定官により、財務省東海財務局の職員立会のうえ実施。

D) 国の予算措置

- ・ 国においては、災害復旧事業は発生年を含め3ヵ年で復旧するのに必要な措置を講じ、さらに、早期復旧の促進を図るため、初年度の復旧進捗を予算上概ね85%とし初年度の復旧進捗を大幅に高めている。
- ・ 国庫負担率 2/3
（災害復旧事業の総額と標準税収額を比較しその割合に応じ逐次に率が定められる。）

E) 公共土木施設重点点検の推進

異常気象後のパトロールの徹底、災害報告の迅速化、2ヵ月以内の災害査定の実施、出水期前点検の実施・記録他

F) 改良復旧事業等の積極的活用

改良計画の復旧構想準備、合併施行による資質向上、用地・管理境界の事前把握他

G) 災害研修・周知等

土木事務所職員等の災害復旧制度に対する理解度を向上させるため、各種研修等の実施や関係資料の配布

H) 大規模災害時の応援協力体制等の整備

- ・ 国土交通省「緊急災害対策派遣隊(TEC - FORCE)」の活用
- ・ (社)全国防災協会「災害復旧技術専門家派遣制度」の活用

●道路災害

- 平成21年災 (主)関金山線 (加茂郡七宗町)



【被災状況】

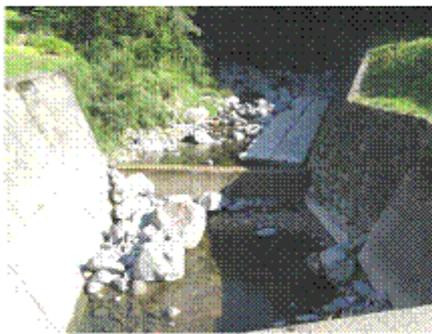


【復旧状況】

(主)関金山線 復旧

●河川災害

- 平成21年災 鷺見川 (郡上市高鷺町)



【被災状況】



【復旧状況】

●砂防設備災害

- 平成20年災 大津谷 (揖斐郡池田町)



【被災状況】



【復旧状況】

- 改良復旧事業について

災害復旧事業は原則として被災前と同じ機能に戻すことが基本である。しかし原形復旧ではその効果が限定される場合がある。このような場合、未被災箇所も含む一連区間について再度災害の防止と安全度の向上を図るために、改良して復旧を行う事業

が改良復旧事業である。

(ア) 目的

改良復旧事業は、被災箇所あるいは未被災箇所を含めた一連の施設について、災害復旧事業費に改良費を加えて復旧することにより、再度災害を防止するとともに安全度の向上を図ることを目的とする。

(イ) 法定根拠等

- ・ 河川災害関連事業取扱い要領
- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

● 平成20年災 梅谷川(不破郡垂井町)

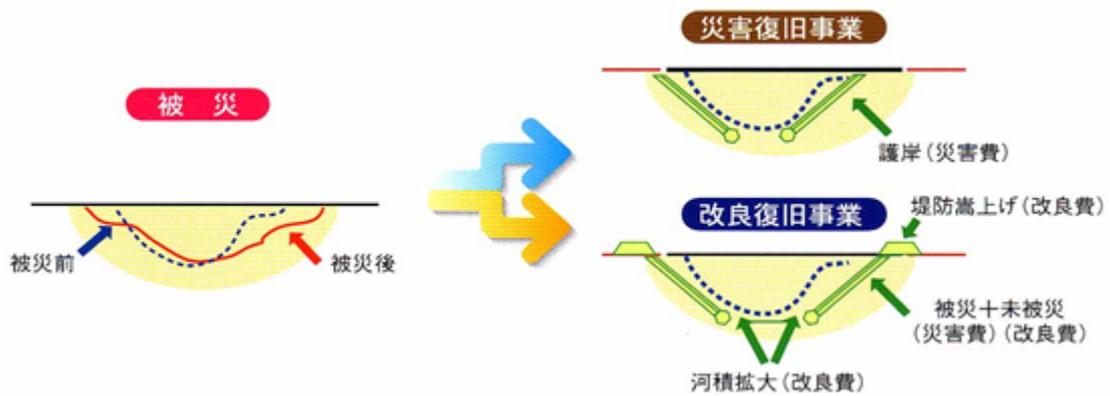


【改良復旧前】



【改良復旧状況】

災害復旧事業と改良復旧事業の違いを図示すると以下のとおりとなる。



II. 外部監査の結果

(1) 砂防事業における事業計画策定までの事業決定プロセスについて（意見）

概要

岐阜県の砂防事業では、岐阜県単独でのハード事業は財政上困難なことから、国より社会資本整備総合交付金を受けることにより、ハード対策を行っている。

各実施事業の決定にあたっては、主に以下の視点に基づき検討される。

- 特別警戒区域の範囲内に災害時要援護者関連施設、または避難所がある地域かどうか。また、その施設の収容人数はどれくらいか。
- 警戒区域の範囲内に災害時要援護者関連施設、または避難所がある地域かどうか。また、その施設の収容人数はどれくらいか。
- 過去の災害により被害のあった地域かどうか。

監査の結果

社会資本整備総合交付金を申請するために作成する、『社会資本総合整備計画』を検証したところ、当該計画に記載されている実施予定事業の必要性については、別途書類により整備がなされていた。

一方、実施が見送られた地域について、実施予定の事業に比べて優先順位が低いということが判断できる書類は整備されていなかった。

ハード事業は、特定地域において行われる事業であることから、特定の地域住民に対してのみ利益を享受することができる事業である。つまり、事業を見送られた地域の住民と、事業を実施した地域の住民の間には、県から享受する利益に差があることになる。

しかし、ハード事業は財政難から事業費が減少しており、限られた箇所でしか実施することができない現状もある。

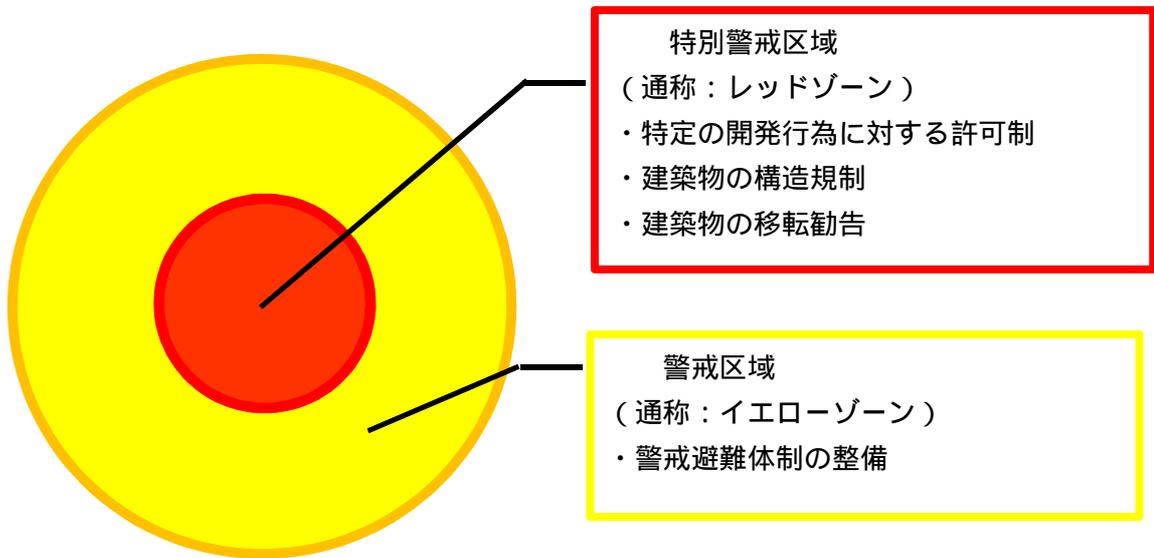
そこで、今後事業箇所を決定するにあたっては、事業の必要性を数値、ランク等により定量化し、優先順位をさらに明確化することが必要である。

(2) 警戒区域等指定の進捗状況について（意見）

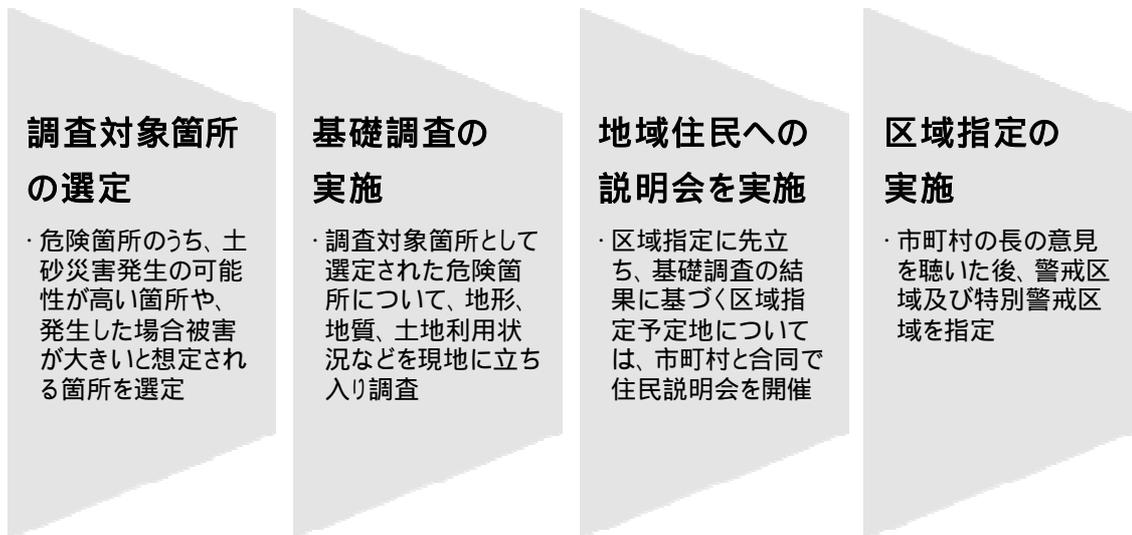
概要

平成 13 年に施行された、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下、「土砂災害防止法」とする。）は、土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものである。

土砂災害防止法により、指定される区域には以下の 2 種類がある。



そこで、岐阜県内各土木事務所では、土砂災害防止法の趣旨のもと、以下の流れにより、警戒区域及び特別警戒区域の指定を行っている。



以下は、岐阜県における区域指定の進捗状況を表すものである。

区域指定の進捗状況

(平成23年8月末現在)

土木事務所	下呂	岐阜	高山	揖斐	恵那	郡上
調査対象数	1,055	1,775	1,353	900	1,496	1,542
基礎調査完了数	513	736	856	459	1,073	827
基礎調査未完了数	542	1,039	497	441	423	715
基礎調査完了割合	48.6%	41.5%	63.3%	51.0%	71.7%	53.6%
区域指定完了数	0	129	254	197	433	526
区域指定未完了数	513	607	602	262	640	301
区域指定完了割合	0.0%	7.3%	18.8%	21.9%	28.9%	34.1%

土木事務所	多治見	美濃	可茂	古川	大垣	県全体
調査対象数	1,740	1,348	1,640	1,286	437	14,572
基礎調査完了数	1,017	665	1,062	741	437	8,386
基礎調査未完了数	723	683	578	545	0	6,186
基礎調査完了割合	58.4%	49.3%	64.8%	57.6%	100.0%	57.5%
区域指定完了数	713	569	783	626	437	4,667
区域指定未完了数	304	96	279	115	0	3,719
区域指定完了割合	41.0%	42.2%	47.7%	48.7%	100.0%	32.0%

基礎調査完了割合 = 基礎調査完了数 ÷ 調査対象数 (%)

区域指定完了割合 = 区域指定完了数 ÷ 調査対象数 (%)

監査の結果

上記表から、岐阜県全体で基礎調査の完了割合は 57.5%と 6 割程度である一方、区域指定については 32.0%と土砂災害防止法が平成 13 年に施行されているにもかかわらず、依然低い水準である。特に、下呂土木事務所、岐阜土木事務所、高山土木事務所及び揖斐土木事務所は、岐阜県全体の平均を大きく下回っている。

この区域指定は、岐阜県における『八山系砂防総合整備計画』において、「ハード対策中心」であった従来の施策から、「安全な場所への避難」という新たな施策を実施するうえで重要な「危険箇所の明確化・周知」「土砂災害に対する警戒避難体制の整備」につながる重要な事業である。よって、計画では、平成 25 年度までに完了するとしているが、近年の災害による影響を考えた場合、計画以上に早く区域指定を完了し、警戒区域及び特別警戒区域に対するソフト対策の整備を進めることが望まれる。

(3) 県土整備部施設台帳管理システムの整備について (指摘)

概要

現在、県土整備部では、道路、河川、砂防の各分野における公共施設の管理を確実、効率的に行うとともに、経済的かつ長期的計画に沿った事業の展開など、維持管理の高度化を目的として、「県土整備部施設台帳管理システム」(以下、「台帳システム」

という。)の構築を進めている。そのため、岐阜県県土整備部が管理する「台帳システム」の情報の更新を行い、円滑かつ適切に公共施設の管理を行うシステム設計を行っている。

道路については道路維持課、河川については河川課、砂防については砂防課が「台帳システム」の登録、更新等の指導・監督に関する業務を行っている。

「台帳システム」の利用権限

ユーザー区分	IDおよびパスワード	権限		備考
		閲覧系操作	更新系操作	
システム管理者	必要	全ての台帳の閲覧が可能	全ての台帳の、登録、更新、削除が可能	台帳システムの管理者、運用者
台帳管理者	必要		許可された台帳の、登録、更新、削除が可能	台帳システムの管理者、運用者
一般ユーザー	不要		台帳の登録、更新、削除はできない	県土整備部職員

監査の結果

岐阜県では「台帳システム」を平成20年度から導入しているが、ある土木事務所では台帳システムに入力権限があり、ある土木事務所では閲覧権限しかないと理解しており、職員内で「台帳システム」についての十分な自らの権限の把握がされていない状況であった。

また、「台帳システム」には、道路や河川、砂防えん堤の情報が登録されるが、砂防えん堤についてはすべての施設に関する位置や内容等の情報の入力が完了していない。よって、すべての施設の情報を記録している台帳は、依然としてシステム導入前から使用している紙ベースの台帳のみとなっている。さらに、砂防えん堤については「台帳システム」と管理された紙ベースの台帳の内容が一致していないケースも存在した。

本来、上記の「台帳システム」を設置した目的は、「台帳システム」上にて、すべての公共施設の管理を行うことで、当該施設の管理を円滑かつ適切に行うことである。

そのため、現時点ですべての公共施設を「台帳システム」で管理することは不可能であったとしても、未登録の公共施設の登録計画を策定し、早急にすべての公共施設の登録を行う必要がある。また「台帳システム」の情報更新が適切に行われているかどうかについてもフォローアップし、常に最新情報を把握することによって、公共施設を「台帳システム」上にて、網羅的に管理する必要がある。

(4) 河川台帳の整備の必要性について（意見）

概要

岐阜県内において数多くの河川が存在するが、河川法にて「一級河川（木曽川、庄内川、矢作川、神通川など）の管理は、国土交通大臣が行なう」（河川法第 9 条第 1 項）と規定されており、河川の管理について、岐阜県は法定受託事務として、国土交通大臣が指定した区間について管理を行っている。

また、河川台帳については、「河川管理者は、その管理する河川の台帳を調製し、これを保管しなければならない」（同法第 12 条第 1 項）と規定されている。河川台帳の作成義務は一義的には国土交通省であり、河川台帳は関係地方整備局の事務所に保管されている（同法施行令 7 条）。

監査の結果

岐阜県では、国から一級河川の管理を受託しているが、河川台帳については、国土交通省側で作成が完了していないことを理由として、国から一級河川に関する河川台帳の入手は行われていない。

このため、同法第 12 条第 3 項において、「河川管理者は、河川の台帳の閲覧を求められた場合においては、正当な理由がなければ、これを拒むことができない」と規定されているが、現状ではこの遂行は困難な状況にある。

一級河川の管理を岐阜県が受託している以上、その一義的な台帳の作成義務は国土交通省にあるとしても、県として国土交通省への継続的かつ台帳の早急な作成の働きかけを行う必要がある。

(5) 砂防施設の維持管理について（意見）

概要

岐阜県では、昭和初期より砂防施設の建設にあたり、コンクリートが使用されているが、時間の経過によって、破損・破壊、すり減り・摩耗、亀裂・ひび割れなど、劣化が発生することは避けられない。仮に砂防施設が崩壊した場合、土石流と崩壊したコンクリートによる住民への被害は甚大なものとなることが想像される。

近年の傾向として、砂防事業にかかる事業費は年々減少傾向にあり、新たな砂防施設の建設は、各土木事務所で数件程度であり、今後は現在の砂防施設の維持管理が重要な課題となっている。

監査の結果

現在、各土木事務所では、「砂防指定地台帳」、「土砂災害危険区域図」及び「管内図」等様々な資料を利用し、または、関係機関等（県他部局、市町村、国機関等）や地域

住民からの通報等をもとに、砂防指定地内に存する砂防施設の点検等を行い、維持管理に努めている。

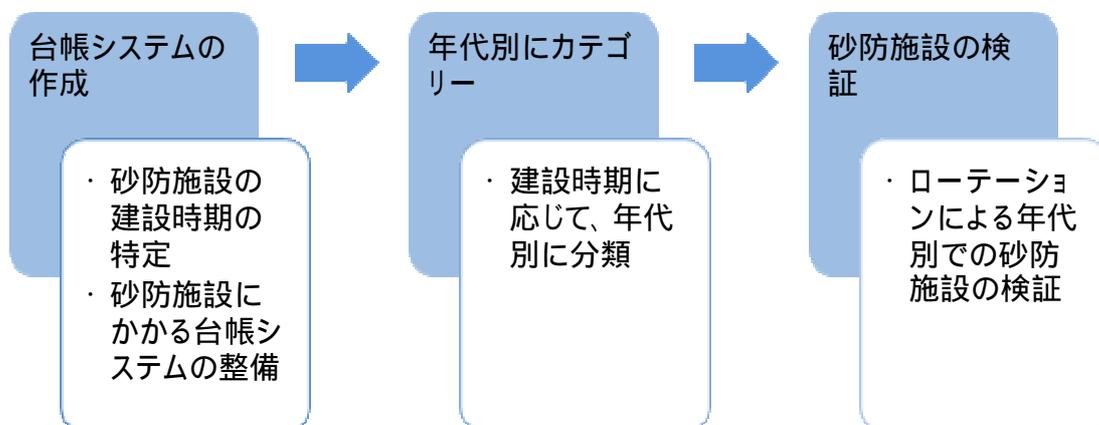
一方で、その網羅的な維持管理を考えた場合、その仕組みは存在していない状況にもある。

今後は、新たな砂防施設の建設が困難である現在の状況を踏まえ、既存施設の維持管理へとシフトしていくことが重要である。この考え方は、従来の『事業費や時間のかかるハード対策からの方向転換』という岐阜県の作成した「八山系砂防総合整備計画」における考え方とも合致するといえる。

一方、岐阜県内にある砂防施設の数は非常に多く、現在の各土木事務所の職員数では、すべての砂防施設を短期間に検証することは非常に困難である。

そこで、一般的にコンクリートの耐用年数が50年～100年とされていることから、一定年数を経過した砂防施設から順次維持管理の対象としていくという考え方をもとに、砂防施設の維持管理が進められることが望まれる。

具体的には、第一に、砂防施設の建設時期を特定し、砂防施設にかかる台帳システムの整備を行う。そして、砂防施設を建設時期に応じて一定の年代別に分類を行い、建設時期の古いカテゴリーの砂防施設から維持管理を行うことにより、網羅的な検証を行うことが望まれる。



(6) 砂防パトロールの効用及び網羅性について（意見）

概要

砂防指定地は、（ア）土砂災害から県民の生命・財産を守る砂防えん堤等の設備を設置するために必要な土地（イ）土砂災害を引き起こすおそれがあるため、一定の行為（竹木の伐採や土石の採取等）を禁止もしくは制限すべき土地として、「砂防法」に基づき指定されているものである。

岐阜県における砂防指定地の面積は約 87,000ha にのぼり、面積ベースで全国 1 位と

なっているが、その砂防指定地内における違法開発行為や廃棄物の不法投棄等の不適正事案が今なお後を絶たない。不適正事案件数は、各種法整備や警察当局による不法投棄取締りの強化、関係機関が連携したパトロールによる成果もあり、平成 18 年度の新規 22 件の判明をピークに減少の一途をたどっており、平成 22 年度は新規発生 2 件と大幅に減ったものの、このような行為は、県民の生命・財産を土砂災害から守るといふ砂防法本来の目的及び効用を妨げている。

そこで、砂防指定地内における違反行為等を早期に認知し、適切な対処を行うことを目的に、平成 18 年度から県下の全土木事務所において、年 3 回、実施期間 2 ヶ月(平成 21 年度までは年 4 回実施期間 1 ヶ月)にわたり、管内の砂防指定地を「砂防管理点検大作戦」(砂防指定地の総点検)と銘打った巡視計画に基づきパトロールを実施している。

各土木事務所の違法行為点検及び不法行為監視パトロールの件数

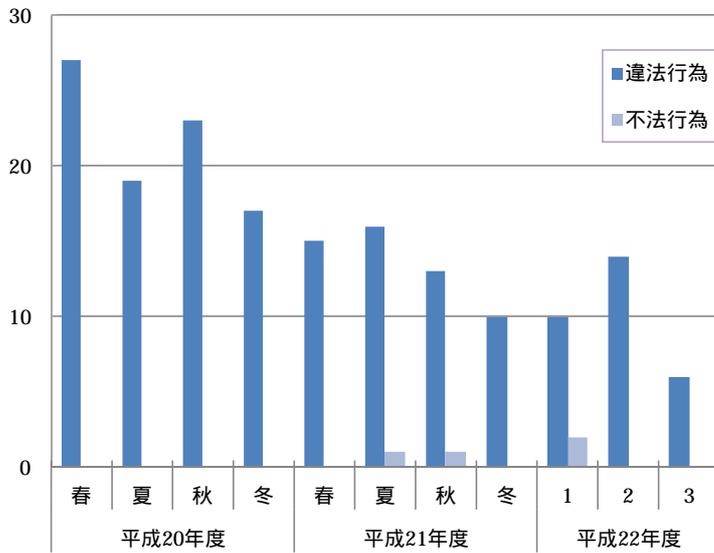
(単位:点検件数)

		平成20年度				平成21年度				平成22年度		
		春	夏	秋	冬	春	夏	秋	冬	第1回	第2回	第3回
岐阜	点検件数	33	28	27	23	24	8	8	5	9	8	2
	違法行為等	8	5	7	6	5	1	0	0	3	1	0
	不法行為	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
大垣	点検件数	5	5	10	5	5	5	8	8	5	5	5
	違法行為等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不法行為	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
揖斐	点検件数	39	40	56	0	129	80	73	59	10	31	42
	違法行為等	0	0	0	0	0	0	0	0	2	8	3
	不法行為	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
美濃	点検件数	14	16	17	17	15	13	15	15	2	13	11
	違法行為等	10	6	6	5	4	5	5	4	0	2	2
	不法行為	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
郡上	点検件数	21	15	16	13	18	13	13	11	24	8	21
	違法行為等	1	1	0	3	1	2	1	0	0	0	0
	不法行為	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
可茂	点検件数	6	6	12	13	8	9	11	17	13	6	13
	違法行為等	1	1	4	1	1	0	1	3	1	0	0
	不法行為	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
多治見	点検件数	20	23	21	17	13	17	26	24	26	29	18
	違法行為等	5	5	4	2	3	4	3	3	1	1	0
	不法行為	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
恵那	点検件数	5	8	14	13	21	28	32	31	20	20	26
	違法行為等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不法行為	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
下呂	点検件数	6	9	11	0	7	11	17	18	2	2	2
	違法行為等	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	不法行為	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高山	点検件数	2	6	6	8	6	6	10	8	6	7	0
	違法行為等	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	不法行為	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
古川	点検件数	10	8	12	11	10	7	14	10	6	7	6
	違法行為等	1	1	1	0	1	3	3	0	3	2	1
	不法行為	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	点検件数	161	164	202	120	256	197	227	206	123	136	146
	違法行為等	27	19	23	17	15	16	13	10	10	14	6
	不法行為	0	0	0	0	0	1	1	0	2	0	0

違法行為点検 砂防法上の行為許可(同意)を与えている案件に対する点検
 不法行為監視パトロール 砂防法上の許可を得ないまま砂防指定地内で行われている不法行為の監視パトロール
 (各土木事務所で「重点監視区域」を選定し実施)

違法行為及び不法行為の発見件数

(単位:件数)



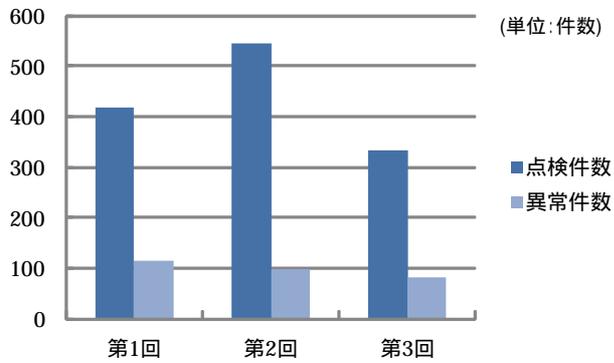
違法行為 計画書と異なる施工、指定地内行為許可看板（標識）や標杭が未設置・未更新・修正必要なものなどが該当

不法行為 無許可工作物の設置、不法占用や未許可行為が該当

砂防設備等点検 (単位:砂防点検件数)

		平成22年度		
		第1回	第2回	第3回
岐阜	点検件数	8	21	14
	異常件数	0	4	3
大垣	点検件数	12	13	14
	異常件数	2	0	0
揖斐	点検件数	6	28	5
	異常件数	3	13	3
美濃	点検件数	14	41	56
	異常件数	3	1	36
郡上	点検件数	28	33	38
	異常件数	19	22	23
可茂	点検件数	156	120	65
	異常件数	28	14	9
多治見	点検件数	14	23	31
	異常件数	1	0	2
恵那	点検件数	89	36	20
	異常件数	9	5	4
下呂	点検件数	10	133	75
	異常件数	1	0	1
高山	点検件数	73	72	10
	異常件数	47	36	2
古川	点検件数	9	25	4
	異常件数	1	4	0
計	点検件数	419	545	332
	異常件数	114	99	83

危険箇所での異常や施設及び標識標柱の損傷等の点検



異常件数 標識の劣化、設備の損壊や倒木

監査の結果

岐阜県は、県民の生命・財産を土砂災害から守るという砂防法の本来の目的及び効

用を最大限に発揮し、かつ砂防指定地への巡視を行い違反行為等の防止・発見を効果的かつ網羅的に実施する必要がある。

そこで、「砂防設備等点検」については、近隣に住民の存在する箇所を中心に巡視計画を策定している。しかし、点検先の抽出方法及び点検件数は、各土木事務所において統一の基準がなく、その選定方法は各土木事務所の裁量に任されている。その結果、砂防施設の選定方法及び点検件数が各土木事務所でも異なり、年間 3 回の点検で管内をいくつかのエリアに区切り、その中で点検場所を決めて点検を行っている土木事務所もあれば、明確な抽出根拠及び判断の過程等の記録がない土木事務所も存在した。さらに、すべての土木事務所でも「砂防指定地台帳」や「土砂災害危険区域図」、「管内図」、「砂防設備台帳」または「台帳システム」を活用して砂防設備の点検がなされているが、計画の前提となるべき砂防施設の一覧表が存在しないため、網羅的なパトロールが実施できているか確認することが困難であった。

各土木事務所においては、巡視すべき砂防施設を一覧化するため早期に「台帳システム」へすべての施設の登録を完了し、各箇所の危険性を考慮したうえで、優先度をつけた巡視を実施することが望まれる。

また、「砂防設備等点検一覧表」、「点検個表」によって、過去にいつ、どの場所の巡視を行ったか確認ができるが、全設備の点検履歴を総括的に確認することができる記録媒体が存在しなかった。今後、巡視漏れの防止及びローテーションなどによる管理のためにも、いつ、どの場所で巡視を行ったか明確となる資料を作成することが望まれる。

(7) 砂防パトロール結果記載の網羅性、及び発見事項の管理について

概要

「砂防管理点検大作戦」は、「砂防設備等点検チェックリスト」に基づき点検を行っている。

通常、砂防施設内には標識・標柱等が設置され、「砂防設備等点検チェックリスト」においても、標識・標柱等の設置の有無が確認項目とされている。

その他、「砂防設備等点検チェックリスト」には、以下のようなチェック項目がある。

【チェック項目】

砂防指定地

- ・山腹崩壊等の危険な箇所はないか。
- ・砂防施設等の損傷はないか。
- ・標識・標柱等は設置しているか。

地すべり等防止区域

- ・斜面の滑落、地表にクラックはないか。

- ・地すべり防止施設の損傷はないか。
 - ・標識・標柱等は設置しているか。
 - ・標識・標柱等の損傷はないか。
- 急傾斜地崩壊危険区域
- ・がけ崩れ等の危険な箇所はないか。
 - ・擁壁、落石防護柵等の損傷はないか。
 - ・標識・標柱等は設置しているか。
 - ・標識・標柱等の損傷はないか
 - ・枯れて落下のおそれのある樹木はないか。

監査の結果

(ア)砂防パトロール結果記載の網羅性について（指摘）

「砂防設備等点検チェックリスト」上、標識・標柱等の設置の項目に問題があるものとしてチェックされているものの、対処等のコメントが存在しないケースが数件検出された。

当該設備は現場工事中であり、一時的に標識が取り外されていたものであったが、当該事実は、点検担当者の記憶にしかない事項であり、担当者の交代時、もしくは過去にさかのぼって点検時の結果を確認する際には、困難になるおそれがある。

「砂防設備等点検チェックリスト」は点検時における担当者の確認内容の均一化を図るものであり、チェックリストで検出された事項については、その状況や対処等が、記録されている必要がある。なお、結果については、上席者へ回覧されているが、上記のような状況について、特に指摘はなかったようである。

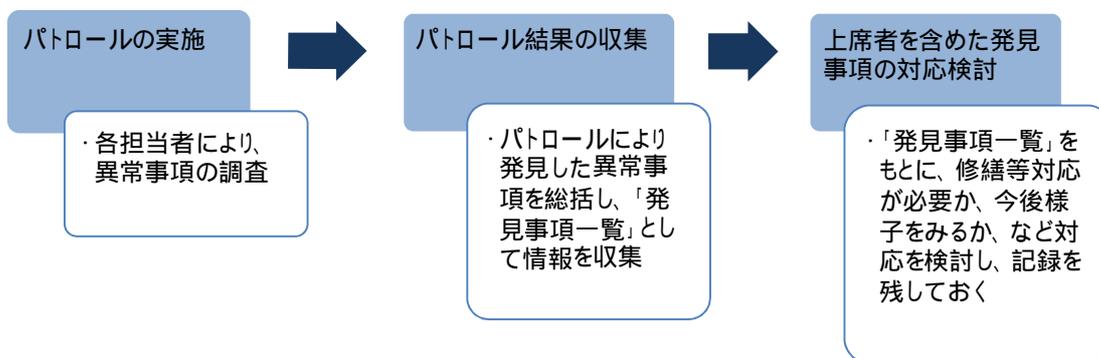
今後は、点検結果を、書面で明確に把握できるように記録を残すとともに、上席者への回覧の実効性も高めるよう改善が必要である。

(イ)砂防パトロールの発見事項の管理について（意見）

岐阜県内各土木事務所にて、砂防のパトロールを定期的に行っている。これらの砂防パトロールで発見された事項について、その後、修理等が行われたかどうかなど発見事項をフォローする資料が整備されていなかった。

砂防パトロールは、その準備から実施まで、毎回多くの時間をかけて実施していることから、その結果発見された事項については、重要な情報として適切に収集し対処していくことが、実効性のある砂防パトロールになると考えられる。

具体的には、パトロール実施後、発見した異常事項について、異常事項を一覧できるように資料を作成し情報を集約する。その後、当該資料をもとに修繕等の対応が必要か、それとも今後様子を見るか等対応を検討し、対応結果を記録していくことが考えられる。



(8) 河川パトロールについて（指摘）

概要

河川巡視規程において「平常時に河川管理の一環として定期的に行う河川巡視」を行うことが規定されている。これに基づき、各土木事務所長に対し「河川巡視計画の作成について（依頼）」として「A 区間」に該当する河川区間については年 2 回以上、その他河川区間については、年 1 回以上（物理的に近づけない区間は除く）の計画的な河川巡視を実施するよう事務連絡を行っている。また、各土木事務所で策定した河川巡視年間計画を県庁の河川管理担当まで提出することを義務づけている。

一方、ある土木事務所の巡視方針として、（ア）巡視回数を月 4 回、年 48 回程度とする。（イ）まず、全河川について 1 度目の巡視を行う。（ウ）次いで、日程上可能な限り A 区間の河川及び A 区間の河川以外で再巡視が必要な河川について 2 度目の巡視を行うとしている。

A 区間：水防警報河川指定区間、堤防を有する区間、若しくは市街地への影響が大きく浸水想定区域図を作成している区間

監査の結果

ある土木事務所では、巡視計画を策定しているにもかかわらず、当初の計画通り実施できていなかったが、その理由等について検証されないまま完了しているケースが見受けられた。また、別の土木事務所では、河川巡視を実施すると担当者が事務所に不在となり業務も滞るため、巡視を行っていないケースも検出された。

これは、河川巡視年間計画については県庁の河川担当への報告事項となっているが、河川巡視結果については県庁への報告事項となっておらず、各土木事務所所長報告事項となっている結果、計画が十分に達成されていない状況となっていると考えられる。

本来、河川巡視規程の作成された趣旨は、河川管理の一環として河川巡視を定期的に行うことにより、違法行為、河川管理施設等の異常な事態の発生、水質・水量その

他河川環境の異常な事態などを早期に発見することにある。これにより岐阜県内の河川の持つ機能が最大限発揮され、河川の安全性の確保と良好な河川環境の保全に繋がる。しかし、現在の組織体制及び巡視体制に対するモニタリング機能が十分に機能していないため、本来の目的を充分果たしていない状況といえる。

河川巡視を実効性あるものとするため、組織体制のあり方を検討し、また結果を県庁への報告事項とする必要がある。

(9) 砂防法関連不適正事案について（意見）

概要

砂防指定地は、（ア）土砂災害から県民の生命財産を守る砂防えん堤等の設備を設置するために必要な土地、また、（イ）土砂災害を引き起こすおそれがあるため、一定の行為（竹木の伐採や土砂の採取等）を禁止もしくは制限すべき土地として、「砂防法」に基づき指定されているものである。

一方、この砂防指定地内における違法開発行為や廃棄物の不法投棄等の不適正事案が後を絶たない状況にあり、このことは県民の生命・財産を土砂災害から守るという砂防法本来の目的及び効用を妨げている。

そこで、岐阜県は、行政処分を行った事案、または、行政指導を行っている事案について、違法性・悪質性のレベルや、地域住民の関心、行為者による改善の実施状況等を勘案し、以下の事案をホームページにて公表している。

行政処分事案（住所・業者名は伏せている）

（平成23年10月）

No	事案所在地及び行為者 （〔〕内は管理番号）	行為の目的	規制区分	行政処分 発令日	対応状況
1	[処分-1] 多治見市 Y	宅地造成	砂防指定地	防災措置工事命令 H16.8.31 H17.12.28	行為者は、砂防指定地内行為許可の条件に反した切り土等を実施、防災措置を行うよう指導するも従わなかったため、防災措置工事命令を発令したが、防災措置が未完了である。行為者は、防災措置工事実施計画書を提出（補正指導中）し、防災措置を進めているため、定期的な監視を続けながら、関係機関と連携して防災措置の早期完了を求めている。
2	[処分-2] 瑞浪市 S	土地造成	砂防指定地	原状回復及び防災措置工事命令 H17.8.31	行為者は、砂防指定地内行為許可の範囲を超えて造成を実施。原状回復及び防災措置を行うよう指導するも従わなかったため、原状回復及び防災措置工事命令を発令したが、是正措置がなされていない。なお、行為者は造成地内に産業廃棄物を埋め立てていたため、県警により検挙された。現在、県環境生活部が産業廃棄物の排出事業者に対して自主撤去を指導しており、その状況を踏まえた上で、当面の安全対策を考慮しつつ、関係機関と連携し是正を進める。
3	[処分-4] 海津市 F	土地造成	砂防指定地	防災措置 工事命令 H20.1.29	行為者は、砂防指定地内2箇所において必要な許可を得ずに盛土等を実施。防災措置を行うよう指導するも従わなかったため、土砂流出のおそれのある1箇所について防災措置工事命令を発令した。土砂の一部が撤去されたが防災措置完了には至っていないため、関係機関と連携し是正を進める。

No	事案所在地 ([]内は管理番号)	行為の目的	規制区分	対応状況
1	[指導-17] N市	土地造成	砂防指定地	砂防指定地内において、無許可で盛土等を行っていたため、行為

監査の結果

岐阜県は、不適正事案に対する抑止を図ることを目的として、ホームページにおいて不適正事案を公表しており、この行為には一定の効果が認められると考えられる。

一方、公表されている上記「行政処分事案」では、行政処分発令日より相当の期間が経過しているが、その進捗状況が不明である。また、行政処分発令日より長期化していることから、県民等に厳格な措置が早急に行われていないと捉えられ、行政処分という重大な事実を軽視されてしまう可能性も考えられる。

よって、今後は上記不適正事案について早急に復旧措置を完了させるよう、行為者へ指導することが望まれるとともに、岐阜県と行為者との対応内容など進捗状況を随時公表し行政処分という行為に実効性があることを示すことが、今後の不適正事案の抑制につながるのではないかと考える。

(10) 堤防除草委託工事について（指摘）

概要

岐阜県は、一級河川のうち国が指定する区間の管理者として、毎年堤防周辺の除草を実施している。これにより、河川パトロール時において堤防の状況を確認しやすくなるとともに、ゴミ投棄を防止することで、河川環境の保全にも効果がある。

平成 22 年度においては、岐阜県では堤防除草を実施するため、(ア) 随意契約により市町村へ委託する場合、及び(イ) 指名競争入札により一般事業会社へ委託する場合、の 2 種類の契約方法にて事業を実施している。

各土木事務所別での契約状況は以下のとおりである。

土木事務所別委託契約状況表

契約方法	委託契約先 実施先種類	市町				一般事業会社		計
		自治会	シルバー人材 センター等	一般事業会社	不明	自社	下請	
随意契約	岐阜	2	1	7	0			10
	大垣	1	3	1	2			7
	揖斐	0	0	3	0			3
	美濃	2	1	0	0			3
	郡上	1	1	1	0			3
	可茂	2	7	0	0			9
	多治見	0	1	0	0			1
	恵那	0	2	0	0			2
	下呂	0	1	0	0			1
	高山	1	2	0	0			3
	古川	0	2	0	0			2
指名競争入札	岐阜					11	0	11
	大垣					4	6	10
	揖斐					0	0	0
	美濃					3	1	4
	郡上					0	0	0
	可茂					0	0	0
	多治見					3	0	3
	恵那					1	0	1
	下呂					0	0	0
	高山					0	0	0
	古川					0	0	0
計	岐阜	2	1	7	0	11	0	21
	大垣	1	3	1	2	4	6	17
	揖斐	0	0	3	0	0	0	3
	美濃	2	1	0	0	3	1	7
	郡上	1	1	1	0	0	0	3
	可茂	2	7	0	0	0	0	9
	多治見	0	1	0	0	3	0	4
	恵那	0	2	0	0	1	0	3
	下呂	0	1	0	0	0	0	1
	高山	1	2	0	0	0	0	3
	古川	0	2	0	0	0	0	2
計	9	21	12	2	22	7	73	

1 契約あたり複数種類の実施先がある場合には、実施先種類ごとに件数を把握

監査の結果

上記の委託契約について、市町村との随意契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、「契約の性質または目的が競争入札に適しない特別の事情があるとき」として、主に以下の理由により、随意契約をなしている。

【随意契約理由】

- (ア) 地域に密着する行政団体に委託することにより、住民が積極的に参加し、住民自ら堤防及び河川の維持管理を行うことで、河川への愛着心が向上し、適切かつ適正な保全を実施することができ、住民の連帯意識向上も期待できる。
- (イ) 長年にわたる清掃・除草作業を通じて、堤防の状況を熟知している。
- (ウ) 諸経費が含まれず、直接費のみであるため、安価にできる。

これに対し、上記表より、岐阜県から市町へ委託したのち、市町から一般事業会社へ委託している件数が12件、また、除草工事の実施先が不明である件数が2件ある。これは、【随意契約理由】(ア)とは整合していない。

また、【随意契約理由】(イ)については、除草にあたっての作業内容としてノウハウが求められるとは考えにくい。

さらに、【随意契約理由】(ウ)については、安価であれば競争入札を選択することも考えられる。

以上より、当該随意契約については、その理由が不明瞭であることから、今後の契約方法選定にあたって見直すことが望まれる。

(11) 下呂土木事務所における契約について（意見）

概要

下呂土木事務所において、以下の3工事が1つの契約として発注されたのち、工事内容に変更があったことから金額変更が行われていた。以下は、この契約の変更内容である。

工事内容	変更した工事内容	変更前工事量	変更後工事量	変更した工事量	変更率
(1) 砂防維持修繕	—				
(2) 土砂災害危険箇所緊急対策事業	土砂掘削 (m ³)	540	1,500	960	177.8%
(3) 河川維持修繕	施工延長 (m)	3.3	4.3	1	30.3%
	巨石据え付け工 (m ²)	68	112	44	64.7%

上記変更の結果、以下のように契約金額の変更が行われ、変更額に応じて適切に手続きはなされていた。

(単位: 円、%)						
工事内容	当初設計金額	当初契約金額(A)	変更後設計金額	最終契約金額(B)	増減額(C): (B) - (A)	増減率: (C)/(A)
(1) 砂防維持修繕	2,921,100	2,738,121	2,820,300	2,643,241	94,881	-3.5%
(2) 土砂災害危険箇所緊急対策事業	4,088,700	3,832,583	5,709,900	5,351,431	1,518,848	39.6%
(3) 河川維持修繕	2,343,600	2,196,796	3,177,300	2,977,828	781,032	35.6%
合計	9,353,400	8,767,500	11,707,500	10,972,500	2,205,000	25.1%

各(1)～(3)の契約金額については、設計金額合計に対する契約金額合計の割合にて、計算している。

監査の結果

上記の工事のうち、(2)土砂災害危険箇所緊急対策事業及び(3)河川維持修繕については、最終契約時の工事量が当初の工事量から著しく増加している。この要因は、契約に際して工事場所の実態を確認したところ、当初設計時よりも工事量の増加が必要であると判断したためとのことであった。しかし、当該契約を各工事にて検討すると、各工事金額は当初設計金額と比較し著しく変動しており、設計金額の見積りに実態が反映されていないのではないかという疑念がある。

工事金額の設計は、適正な入札の実施にあたって重要な業務であることから、今後は設計時には実態をより正確に把握したうえで、精緻な設計をすることが望まれる。

また、上記の工事の場合は、3工事の合計の変更率は25.1%であるため、契約変更の際に、定められた変更手続きに従い、指名委員会への報告がなされている。しかし、仮に、この(2)(3)の工事が単独で発注された場合は、指名委員会へ諮り、指名委員会が適否を決定する必要のある変更率の範疇にある。

現在の契約変更の手続きは、契約単位ごとの変更率に基づき、手続き方法の選択が定められているため、複数の工事が一括発注された場合も、合計の変更率で必要となる変更手続きは実施されている。

当初の契約時に、地理的な近接度等の理由により、工事を一括発注することに合理的な理由があることは認められるが、契約の変更の際には、個々の変更の要否が個別に判断される必要もあると考えられる。特に個々の工事でみた場合と、一括発注された合計で見た場合とで、変更手続きが異なるような場合は、変更の際により慎重に対応することが望まれる。

第3. 農林事業

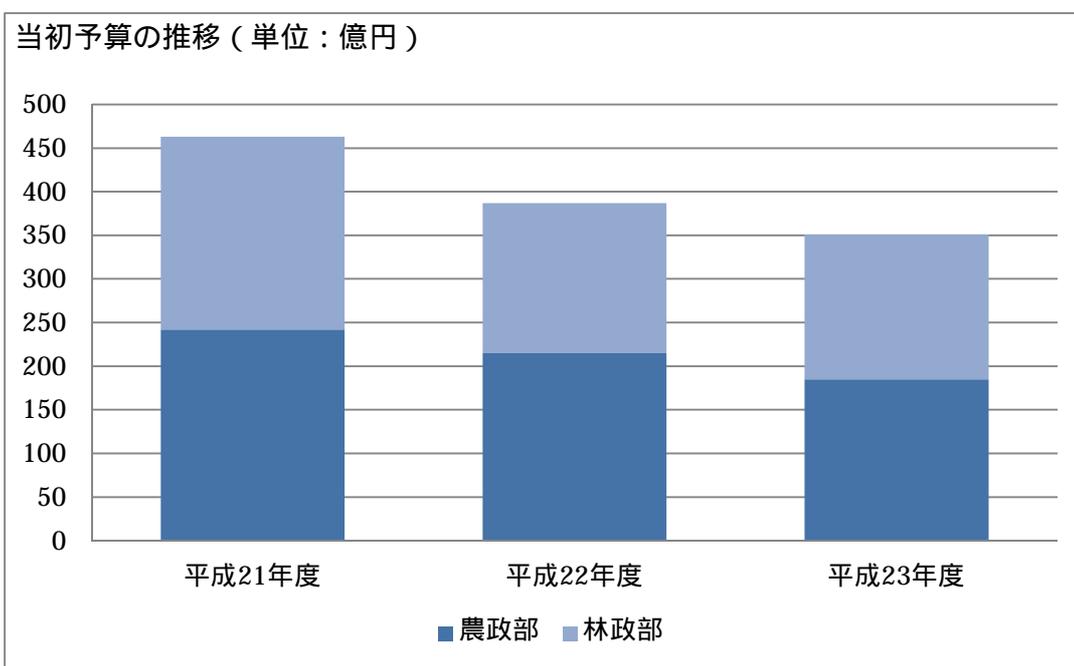
I. 農林事業の概要

1. 農政部及び林政部の現況

岐阜県農政部においては、「県民の『食』と県土の『環境』を支える『元気な農業・農村づくり』」を基本理念とし、岐阜県農業が直面する諸課題に対応する基本計画として「ぎふ農業・農村基本計画」(計画期間：平成 23 年度から平成 27 年度)を策定した。これに基づき、『優良農地と豊かできれいな水の確保』、『環境保全の推進』、『豊かで住みよい農村づくり』及び『災害に強い農村整備』をテーマに基盤整備事業を展開している。

また、岐阜県林政部においては、「地域森林計画」を策定し、岐阜県下を 5 つの森林計画区(木曾川森林計画区、揖斐川森林計画区、宮・庄川森林計画区、長良川森林計画区、飛騨川森林計画区)に分け、各々森林を整備するための方針や数量を定め、基盤整備事業を展開している。

しかしながら、岐阜県の財政状況は大変厳しい状況にあり、平成 21 年度に策定した「行財政改革アクションプラン」では、現段階で毎年約 300 億円前後の財源不足が生じる見込みであり、農政部及び林政部においても、その当初予算は減少を続ける一方である。直近 3 ヶ年におけるその推移を示すと以下のとおりである。



したがって、限られた予算の中で、いかに効率的かつ効果的に岐阜県民の安心・安全を確保するための事業を実施するかが大きな課題であると考えられる。

これらの事情を総合的に勘案して、決定された農政部及び林政部における平成 23 年度の主要事業を以下に記載する。

2. 平成 23 年度 農政部主要事業

(1) 優良農地と豊かできれいな水の確保

概要

限られた農地の有効利用や農業の持続性を確保する観点から戸別所得補償制度、水田経営所得安定対策と連携し、優良農地の確保に努める。

また、農産物の生産に不可欠な“豊かできれいな水”を確保していくため、農業水利施設の計画的かつ効率的な更新整備に努める。

具体的な取り組み

i. 担い手の集積が可能となる農地づくり

担い手の育成、営農組織の強化のための生産条件の整備（農作業の省力化のためのほ場の大区画化等）

経営体育成基盤整備事業 7 地区

担い手の経営安定、農地の利用率向上のための排水対策（畑作物の作付けや品質向上、増収が可能となる暗渠排水、基幹排水路の整備）

県営基幹排水対策特別事業 1 地区

水田農業振興緊急整備事業 1 地区

担い手への農地の利用集積を促進するための土地利用調整活動に対する支援

農業経営高度化支援事業 1 地区

担い手育成農地集積事業 2 地区

ii. 農業用水路の適正な保安全管理（施設の計画的かつ効率的な更新）

予防保全により基幹的用水路等施設の長寿命化

農業水利施設保全対策事業 25 地区

老朽化した施設など緊急性の高い農業水利施設の更新

県営かんがい排水事業 2 地区

iii. 農業用水の水質改善

県営水質保全対策事業 2 地区

(2) 環境保全の推進

概要

CO₂ 削減、地球温暖化防止の機運が高まるなか、自然循環による再生可能エネルギーに大きな関心が寄せられている。特に既設農業水利施設を活用した小水力発電は、整備に伴う環境負荷が小さく、社会資本ストックの有効利用の面からニーズが高まっている。

岐阜県においては長期構想の重点プロジェクトに「ぎふエコプロジェクト」を掲げ、様々な自然エネルギーの導入促進を図ることとしており、魅力ある農村資源の維持保全を推進する。

具体的な取り組み

- i. 環境に配慮した水路、親水施設、小水力発電等の整備
 - 県営農村環境整備事業 3 地区
 - 農山村環境パビリオン事業 1 地区
- ii. 生活環境、生物多様性、景観等を保全するための用水を新たに取得するための支援
 - 地域水ネットワーク再生事業 1 地区

(3) 豊かで住みよい農村づくり

概要

定住促進の観点から、地域住民はもとより、訪れる人々の利便性、快適性の向上に繋がる生活環境基盤の整備を推進する。

具体的な取り組み

- i. 生活環境基盤の整備
 - 基本的なライフラインである農業集落道、上下水道等の整備
 - 団体営農業集落排水事業 4 地区
 - 低コスト型農業集落排水施設更新支援事業 2 地区
 - 県営中山間地域総合整備事業 16 地区
 - 県営農村振興総合整備事業 1 地区
 - 生活を広域的に支える農道の整備
 - 県営基幹農道整備事業 4 地区
 - 県営広域農道整備事業 3 地区
 - 県営一般農道整備事業 1 地区
 - 県営農道施設強化対策事業 4 地区
 - ふるさと農道緊急整備事業 1 地区
 - 県営中山間地域総合整備事業 (再掲)
 - 県営農村振興総合整備事業 (再掲)

(4) 災害に強い農村整備

概要

農業用排水機場は、経年変化による老朽化が進み、施設の更新が必要となっているため、機能低下が著しい施設を重点的、計画的に整備する。

ため池については、老朽化が進行したため池の診断を行い、早期に改修を必要とするため池を優先して整備するとともに、整備できない箇所については「ため池防災マップ」を作成し、減災対策を推進する。なお、岐阜県下に約 2,500 箇所存在しているため池のうち、診断の結果、1 割強のため池の改修が必要と判断されている。

また、これまでため池の改修は豪雨による危険度の高い地区を優先して進めてきた

が、東日本大震災により農業用ため池（福島県藤沼ダム）が決壊し、死者・行方不明者 8 名を含む甚大な被害が発生したことを踏まえて、ため池の地震に対する安全性の確保を進める必要がある。そのため、地震により地盤の液状化が懸念される箇所や、ため池の貯水量が大きく決壊した場合に甚大な被害が発生するおそれがある箇所について、耐震性などを調査する。



豪雨時の農地等の湛水被害 (H16.10 大畑市)



ため池の災害 (H22.7 八百津町)

具体的な取り組み

i. 施設の計画的な更新（緊急性の高い施設から更新）

県営湛水防除事業 7 地区

県営ため池等整備事業 7 地区

県営ため池防災対策事業 4 地区

ii. 地域の防災意識の向上

防災マップやパンフレットの作成による情報提供

ため池防災支援事業 30 地区

iii. 施設の維持管理の適正な実施

適正な維持管理のための管理者の育成及び技術向上

基幹水利施設保全管理対策事業 11 地区

なお、直近3年間における上記(1)～(4)を含む農政関連事業に係る市町村からの事業化要望件数及び採択件数を示すと以下のとおりである。

農政関連事業に係る市町村からの事業化要望件数及び採択件数

(単位:件)

農林事務所	H20管理計画		H21管理計画		H22管理計画	
	事業化要望	うちH21採択	事業化要望	うちH22採択	事業化要望	うちH23採択
岐阜	8	5	5	4	4	3
西濃	8	6	5	3	2	2
揖斐	2	2	6	5	4	3
中濃	1	1	1	0	1	1
郡上	1	1	1	1	1	1
可茂	1	1	3	2	4	2
東濃	1	1	1	1	1	0
恵那	4	4	1	1	2	1
下呂	3	3	4	4	1	1
飛騨	4	4	2	2	0	0
計	33	28	29	23	20	14

3. 平成 23 年度 林政部主要事業

(1) 林道事業の推進

現状

林道は、森林の適正な管理や効率的な林業経営に欠くことのできない施設であるとともに、山村地域の振興や、森林と山村・都市を結び森林を憩いの場として提供するなど大切な役割を担っており、県土面積の 82%を森林が占めている岐阜県での林道整備は、必要不可欠なものである。適正な森林管理は、木材の供給源の整備のみではなく、昨今、地球規模での環境対策や循環型社会の構築に対する国民のニーズが高揚していることから、ますます重要なものとなっている。したがって、経常的な整備が必要となっている。

具体的な整備内容は以下のとおりである。

林道新設

公共林道事業として、森林整備の推進、山村地域の振興を図るため、県または市町村が林道の開設を行う。(写真左)

ふるさと林道緊急整備事業として、山村地域の振興と定住環境の改善に資するため、県または市町村が集落と集落とを結ぶ集落間林道の開設を行う。(写真右)



伊自良・根尾線(本巢市)



宮谷・金坂線(本巢市)

林道改良・改築

既設林道において、輸送力の向上及び安全確保を図るため、局部的に構造の改良等を行う。(幅員拡張、法面保全、交通安全施設設置等)



(改良前)



(改良完成後)

猫峠線(本巢市)

林道舗装

林道の機能向上を図り、山村地域の生活環境及び林業従事者の就労環境の改善に資するため、既設林道の舗装を行う。



(舗装前)



(舗装完成後)

一之洞線(岐阜市)

課題

公共林道事業の大部分は、補助金から交付金へと替わり、国から県への一括配分後における県予算額の確保が課題となっている。

一方、県予算は、厳しい財政状況が続く中であって、より効率的な森林施業のために計画的、効果的な林道整備の実施を推進していく。

近年の予算推移「当初予算ベース」

(単位：千円)

事業名	H20	H21	H22
公共事業	2,790,797	2,657,434	2,017,290
森林環境保全整備事業費	522,645	500,940	468,295
農免林道整備事業費	74,505	-	-
森林居住環境整備事業費	2,193,647	2,156,494	1,548,995
県単事業	1,904,277	1,386,089	920,025
県単林道開設等事業費	442,937	539,089	250,325

ふるさと林道緊急整備事業費	1,461,340	847,000	669,700
大規模林道事業費	594,654	547,566	525,943
林道災害復旧費	43,002	119,319	40,842
計	5,333,730	4,710,408	3,504,100

路網整備の方針

森林整備に直結する路網整備については、必要に応じて道路線形や整備計画自体の見直しを検討する。

作業道・作業路との組み合わせによる路網の整備については、岐阜県は、市町村や森林組合あるいは民間林業事業体との間において、市町村森林管理委員会での検討などを通じて、林業普及指導員の活動あるいは施業プランナーの活用などにより効率的な路網整備のための連携に参加・協力する。

なお、県内の林道整備状況（平成 21 年度末）は、14.4m/ha であり、平成 46 年度までに 19.0m/ha を目標としている。

直近 3 年間における事業化要望件数及び採択件数

直近 3 年間における林道事業に係る市町村からの事業化要望件数及び採択件数を示すと以下のとおりである。

林道事業に係る市町村からの事業化要望件数及び採択件数

(単位:件)

農林事務所	H20管理計画		H21管理計画		H22管理計画	
	事業化要望	うちH21採択	事業化要望	うちH22採択	事業化要望	うちH23採択
岐阜	6	6	2	2	1	1
西濃	0	0	0	0	2	2
揖斐	6	6	4	4	4	3
中濃	4	4	3	3	3	3
郡上	1	1	3	3	0	0
可茂	3	3	2	2	4	4
東濃	2	2	1	0	0	0
恵那	3	3	3	2	3	3
下呂	11	11	2	2	3	3
飛騨	1	1	3	3	3	2
計	37	37	23	21	23	21

(2) 治山対策の推進

現状

治山事業は、森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、また、水源かん養、生活環境の保全・形成等を行う事業であり、効果的な治

山対策を推進し、地域の安全・安心の確保を図ることが目標である。

治山事業には、山地治山事業、水源地域整備事業、水土保持治山事業、共生保安林整備事業、災害復旧等事業、県単治山事業及び保安林整備事業がある。



山地治山事業(本巢市根尾水鳥)



災害復旧等事業(本巢市根尾鍋倉)

治山事業推進の結果、治山施設設置が進み（昭和23年：約300施設 平成20年：約25,000施設）、山地災害の発生総数は減少傾向にある（災害発生箇所数昭和47年：1,060箇所 平成22年：113箇所）。県下の山地災害危険地区は平成22年度に約6,500箇所あり、うち対策未着手箇所が2,300箇所であり、着手率は6割超となっている。

課題

平成22年度の山地災害危険地区の整備着手率は、6割超と順調に進んでいるが、地域別では4割から7割とアンバランスな状態で、地域の治山事業要望箇所と未着手の山地災害危険箇所の調整が困難で未着手となっている。厳しい県財政の状況で、効果的な整備を進める必要がある。

また、治山事業の目的から、治山施設は、あくまで補完施設という認識であり、補助事業活用や施設維持管理のための点検等の状況把握が十分でなかった。

対応方針

災害により荒廃した森林の復旧対策を優先し、再度災害を防ぐとともに、災害発生の予防対策として山地災害危険地区への治山施設の設置を進める。具体的には、平成22年7月豪雨災害による荒廃箇所の復旧として10箇所、山地災害危険地区の新規着手として28箇所整備を実施する方針である。

また、治山計画作成時点から「生物多様性等に係る確認表」にて対策の必要性を検討し、環境配慮が必要な箇所においてはその対策を実施する。

- ・ 山腹斜面における復旧整備 22 箇所
- ・ 渓流域における復旧整備 14 箇所
- ・ 水源地域等の整備 1 箇所

更に、木材利用については、平成 23 年度末で 35 m³/億円を目指す。

また、治山施設の点検については平成 21 年度から 3 年間、重点的な点検業務を緊急雇用創出事業臨時特例基金事業を活用し民間委託で実施している。

直近 3 年間における事業化要望件数及び採択件数

直近 3 年間における治山事業に係る市町村からの事業化要望件数及び採択件数を示すと以下のとおりである。

治山事業に係る市町村からの事業化要望件数及び採択件数

(単位:件)

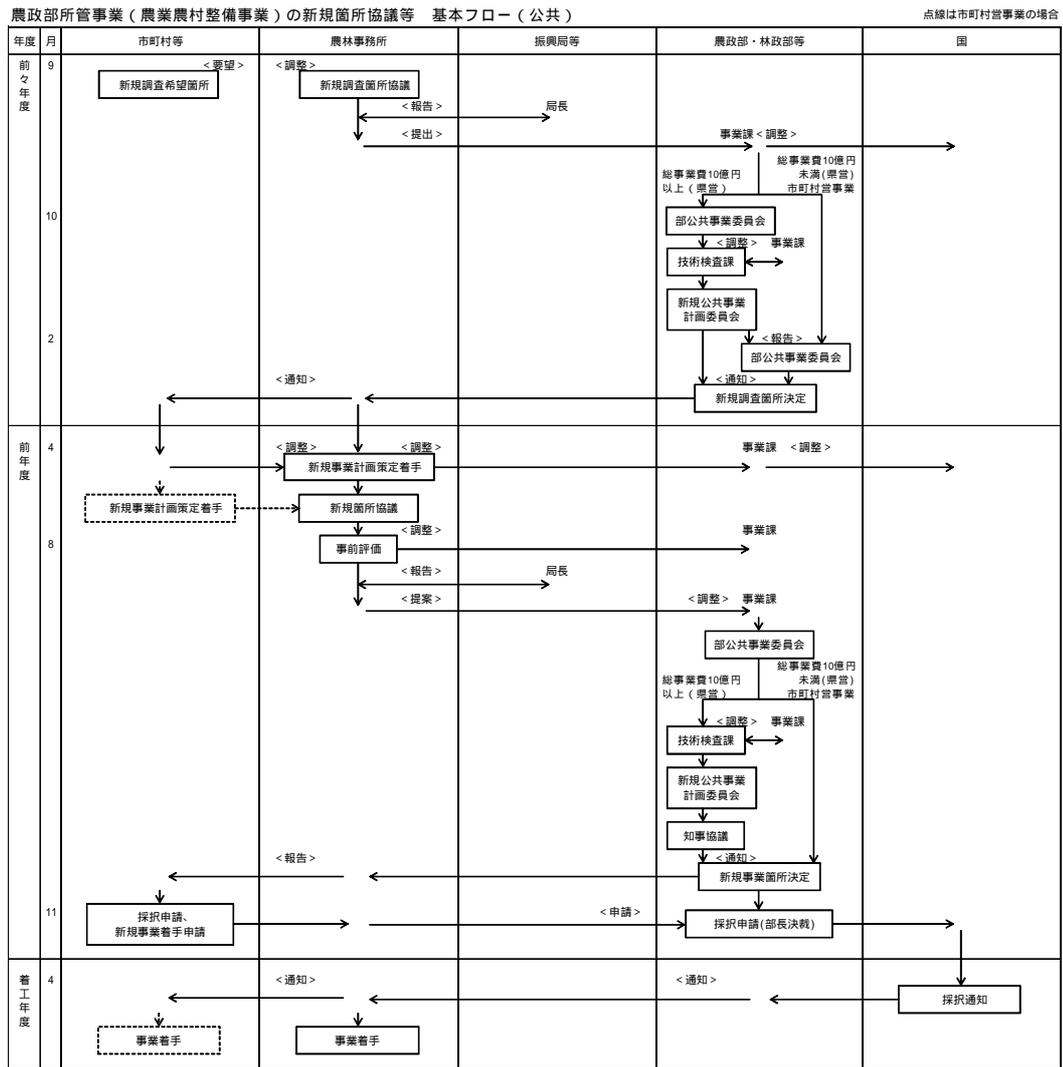
農林事務所	H20管理計画		H21管理計画		H22管理計画	
	事業化要望	うちH21採択	事業化要望	うちH22採択	事業化要望	うちH23採択
岐阜	20	15	15	11	17	17
西濃	21	12	17	12	12	7
揖斐	21	21	23	16	25	20
中濃	14	11	12	9	17	10
郡上	43	20	19	16	25	25
可茂	30	18	25	16	17	15
東濃	8	8	7	7	6	5
恵那	39	31	37	32	38	30
下呂	26	20	27	18	26	18
飛騨	48	35	48	26	25	24
計	270	191	230	163	208	171

(3) その他

上記の他、「岐阜県間伐推進加速化計画」や「施業の集約化・森林境界の明確化」及び「森林作業路網の整備の推進」等が存在する。いずれも災害に強い森林づくりを基本とし、その上で目的に応じて環境保全を重視する森林づくりや、木材生産を重視する森林づくりを目指す重要な事業である。

4. 農政及び林政における新規事業計画

農政及び林政において、上述した事業が新規計画され、着工されるまでの基本フローは、「市町村等からの要望書の提出」「調査承認」「ヒアリング及び現地調査等」「計画承認・事業採択」「着工」となる。詳細な業務フローは事業の種類によって若干異なるが、いずれもこの基本フローをベースとしているため、一つの例示として以下において農業農村整備事業（公共事業）の基本フローを記載する。



5. 農林事務所及びその所管区域

実際の事業を実施するのは、現地機関である 10 の農林事務所である。当該農林事務所とその所管区域は以下のとおりである。(岐阜県振興局等設置条例第 4 条)

所属名	所在地	所管区域
岐阜農林事務所	岐阜市	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡
西濃農林事務所	大垣市	大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡
揖斐農林事務所	揖斐川町	揖斐郡
中濃農林事務所	美濃市	関市、美濃市
郡上農林事務所	郡上市	郡上市
可茂農林事務所	美濃加茂市	美濃加茂市、可児市、加茂郡、可児郡
東濃農林事務所	多治見市	多治見市、瑞浪市、土岐市
恵那農林事務所	恵那市	中津川市、恵那市
下呂農林事務所	下呂市	下呂市
飛騨農林事務所	高山市	高山市、飛騨市、大野郡

II. 外部監査の結果

(1) 基盤整備の台帳管理（意見）

概要

農政部及び林政部関連の基盤施設の台帳管理は、書類による保管または GIS データによる管理を行っている。

ここで、GIS（Geographic Information System：地理情報システム）とは、位置や空間に関する様々な情報を、コンピュータを用いて重ね合わせ、情報の分析・解析を行い、情報を視覚的に表示させるシステムである。

岐阜県が整備している県域統合型 GIS とは、自治体が利用する都市計画図、上下水道台帳、道路台帳、固定資産などの地図データのうち、複数の部局が利用するデータ（例えば、道路、建物、河川など）を各部局が共有できる形で整備し、庁内横断的に利用していくようなシステムである。県・市町村がそれぞれ整備した空間データを持ち寄り、共有できる空間データを整備することにより、地図整備費用の低減や重複投資の解消、情報共有による業務の効率化など様々なメリットがある。

農政部及び林政部の所管している施設の台帳管理の状況は、以下のとおりである。

● 農道

農道に関して農林水産省からの通知は、農道管理者に台帳整備を求めている。市町村が農道管理者であるため、県は財産譲渡後の台帳整備責任はない。

県では、市町村整備の農道台帳に基づき、岐阜県農村振興 GIS に登録している。この情報については、毎年変更した箇所について更新している。

● 林道

林道に関して林野庁からの通知は、林道管理者に台帳整備を求めている。市町村が林道管理者であるため、市町村から林道台帳の原本を入手して、副本を事務所に保管している。手書きで市町村と共同で台帳管理している。

● 治山施設

治山施設に関して「治山台帳取扱要領」の規定に基づき治山 GIS 上で治山台帳が整備されている。「治山台帳取扱要領」には記載事項等、管理責任及び訂正等についての規定がある。治山施設の管理責任は県にあるため、台帳整備も県が実施する。

● 農業水利施設

農業水利施設に関して農道及び林道のような通知もなく、農業水利施設の管理責任は、市町村等の管理者にあるため、治山施設のような取扱要領もないが、頭首工、ため池、用水路、排水機場等は GIS（農村振興地理情報システム）に情報の入力を行っている。

監査の結果

農道の農村振興 GIS への登録は、市町村整備の農道台帳に基づいているため、基幹道路以外の小規模な道路が農道台帳から漏れている場合、GIS への一部の農道の登録ができないため、県は市町村に精緻な台帳整備を求めていくことが望ましい。

また、ため池及び農道は、個別型 GIS に情報入力しているものの、個別型 GIS は共有データベースを使用せず、各部門で個別に整備・運用されている。そのため、市町村側で GIS を閲覧できず、情報共有に改善の余地がある。行政の県・市町村の枠にとらわれない基盤情報の管理のために、県と市町村で情報共有が可能である統合型 GIS への移行について、費用対効果を考慮して検討することが望ましい。

(2) ため池改修の計画と実績（意見）

概要

(ア) ため池改修計画

岐阜県は、平成 18 年度から平成 22 年度までの基本計画として「ぎふ農業農村整備基本計画」を策定した。

当該基本計画の中で、災害に強い農村整備の一環として、県内の 2,477 箇所の農業用ため池のうち 322 箇所のため池が老朽等のため、改修が必要であると判断されている。

このうち、早急な改修が必要であると判断され、決壊時に下流の農地、民家、公共施設等への被害が大きいと想定される危険度及び緊急度が高い 71 箇所については、優先してため池の改修計画を策定している。

平成18年度 ため池状況

ため池総数 2,477	要改修ため池 322(71)
	改修済ため池 341
	改修不要ため池 1,814

整備計画は、平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 ヶ年で合計 25 箇所のため池の改修をする計画であり、整備計画全体では第 1 期（平成 18 年度から平成 22 年度）から第 7 期までの 35 年間で要改修ため池 322 箇所を整備する計画である。

農業用ため池の改修等整備計画

整備計画	整備済	整備計画 第1期(5ヵ年)	整備計画 第2期(5ヵ年)	整備計画 第3～7期(5期・25年)	整備計画全体 第1～7期(35年)
主な整備目的	利水目的・防災目的	防災目的			防災目的
年度	昭和28～平成17年度整備済	平成18～22年度整備	平成23～27年度整備	平成28～52年度整備	要改修ため池数
農業用ため池	341	25	46	251	322
平均整備数	7箇所/年	5箇所/年	9箇所/年	10箇所/年	9箇所/年

計画期間の改修目標数

(箇所)

農林事務所	計画時改修済ため池数 H18.4.1	計画後改修済ため池数 H22.3.31	5年間 改修目標数
岐阜	33	39	6
西濃	36	36	0
揖斐	8	8	0
中濃	24	25	1
郡上	7	8	1
可茂	113	123	10
東農	50	53	3
恵那	67	71	4
下呂	0	0	0
飛騨	3	3	0
合計	341	366	25

(イ) ため池改修実績

「ぎふ農業農村整備基本計画」の整備計画は、平成18年度から平成22年度までで合計25箇所の改修を計画していた。岐阜県は計画達成のため、県営ため池等整備事業及び県営ため池防災対策事業を実施した。結果、計画終了後の改修実績は、30箇所を達成することができた。(計画達成率120%)また、各事務所別に見ても改修実績数が改修目標数を上回り、計画を達成している。

岐阜県は「ぎふ農業農村整備基本計画」の事後評価・分析で「ため池決壊による災害の防止を図り、県民生活の安全・安心に寄与した。また、安定した農業水源としての機能も確保し、農業経営の安定にも寄与した。」としている。

計画期間後の改修実績数

(箇所)

農林事務所	計画時改修済ため池数 H18.4.1	計画後改修済ため池数 H22.3.31	5年間 改修実績数
岐阜	33	39	6
西濃	36	36	0
揖斐	8	8	0
中濃	24	25	1
郡上	7	8	1
可茂	113	125	12
東農	50	53	3
恵那	67	73	6
下呂	0	1	1
飛騨	3	3	0
合計	341	371	30

監査の結果

岐阜県は「ぎふ農業農村整備基本計画」の整備計画は達成したものと判断しているが、監査上、災害に強い農村整備という目標を達成したのか検証する必要がある。

改修実績は30箇所です。計画比120%達成のため、十分であるかのように見える。しかし、要改修判定を受けたため池は計画時322箇所であるため、全体進捗率は9%程度である。基本計画では35年間で全てのため池を整備するとあるが、改修が必要と判定されたため池を35年間も放置するような印象は免れ得ない。

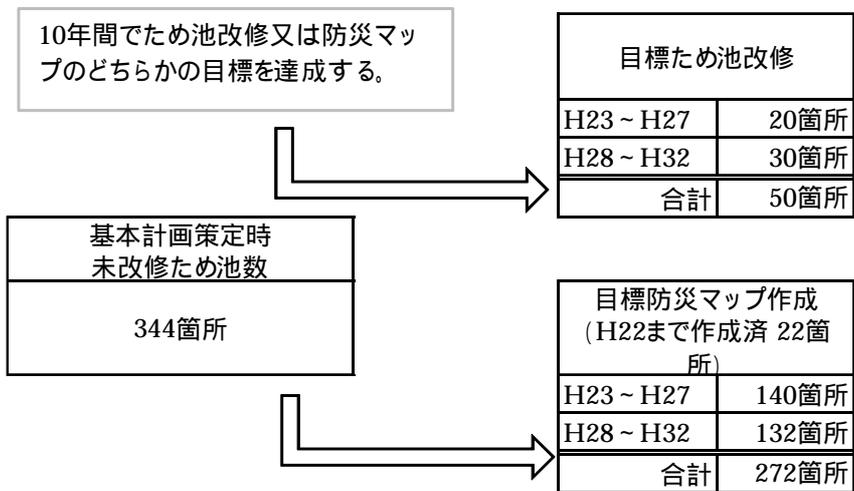
また、最近では予算規模が縮小傾向の中、県民の安全・安心を確保するために、ハード面（ため池整備）だけでなく、ソフト面（ため池防災マップ作成）も重視されている。

しかし、当該基本計画（H18～H22）にも、地域の防災意識の向上を図るため、ため池防災マップ作成など地域防災体制の強化や、ため池の維持管理の適正化を図るため、管理者育成を支援し、維持管理の必要性の意識向上がソフト面の方針として挙げられているものの、防災マップ作成目標数の設定等の明確な数値基準はなかった。

以上から改善目標数は達成したものの、予算の制約から目標数自体が小さかったこと及びソフト面での数値目標数を設定していないことの2点から、現状の整備状況は不十分と考える。

なお、平成23年度から平成27年度までの「ぎふ農業・農村基本計画」のため池整備計画では、要改修ため池344箇所に対して、ハード面では「10年間で目標50箇所の改修」、ソフト面では「10年間で目標272箇所の防災マップ策定」を設定し、ハード面又はソフト面の目標のうちどちらかの達成を計画している。予算規模が縮小する中でソフト面においても明確な目標値を取り入れたことは評価できる。今後実施する計画の推移を注視する必要がある。

「ぎふ農業・農村基本計画」のため池整備計画



(3) ため池の要改修判断の検証（意見）

概要

岐阜県は「ぎふ農業農村整備基本計画」（平成 18 年度から平成 22 年度）及び「ぎふ農業・農村基本計画」（平成 23 年度から平成 27 年度）のため池整備計画で県内 2,477 箇所の農業用ため池うち 300 箇所超のため池を老朽等のため改修が必要と判断し、優先して改修を計画している。

ため池は、岐阜県土地改良事業団体連合会（県土連）^{*1}の管理指導員が土地改良施設の円滑かつ適正な管理を図るため、管理指導業務として、県内の基幹的農業水利施設（ダム、排水機場、水路、ため池等）についての施設診断を実施している。

*1 岐阜県土地改良事業団体	
目的	土地改良事業の適切な推進し共同利益の増進する
性格	1.土地改良法による公法人 2.会員（市町村等）によって設立された協同組織 3.公益的立場で守秘義務を遵守する団体 4.農業農村整備事業工事等の認定発注支援機関 5.非営利目的
事業	1.換地業務 2.農業農村整備事業業務 3.土地改良施設維持管理保守点検業務 4.農業用排水維持管理業務 5.水土総合強化推進事業 6.土地改良施設維持管理適正化事業 7.測量業務 8.水土理情報システムの利活用

改修が必要かどうかの診断は下記のとおりに行われている。

県内ため池で提高 10.0m 以上、又は受益面積 20ha 以上を有するため池は、5 年に 1 回の「定期診断」を実施しており、ため池を「診断 1（早期に改修の必要あり）」、「診断 2（改修の必要あり）」に区分して、要改修の判定をしている。なお、「定期診断」対象となっているため池は、238 箇所である。

また、「定期診断」対象施設外では管理責任者（土地改良区、市町村等）からの要請に基づいて随時に「要請診断」を実施している。「要請診断」の手続は、「定期診断」の場合と同様である。なお、「要請診断」対象となったため池は、668 箇所である。

県内のため池 2,477 箇所のうち「定期診断」及び「要請診断」対象となったのは 906 箇所であるため、残り 1,571 箇所は診断を実施していない状態である。また、診断結果は次表のとおり、「診断 1」は 150 箇所、「診断 2」は 196 箇所であり、合計 346 箇所が要改修の判定とされている。

	定期診断		要請診断		合計	
	箇所	割合	箇所	割合	箇所	割合
診断1	29	12%	121	18%	150	17%
診断2	59	25%	137	21%	196	22%
危険なし	150	63%	410	61%	560	62%
合計	238	100%	668	100%	906	100%

～ため池現地調査～

● 早期に改修の必要があるため池

診断の結果、取水施設の破損、洪水吐の断面不足、堤体上流側法面の浸食により不整形、堤体下流側法尻の著しい漏水が指摘されている。

【ため池遠景】



【取水施設破損箇所】



- 診断の結果、異常のないため池

【ため池遠景】



【異常のない取水施設】



監査の結果

ため池の改修判定は、長期的な基本計画でのため池整備計画を策定するための基礎であるため、効率的かつ有効な整備計画を策定しているか判断するために非常に重要である。

「定期診断」は、ため池の状態に関わらず、一律実施されるものであるのに対し、「要請診断」は、管理者の自主的な要請で実施されるものである。そのため、「要請診断」の方が「定期診断」よりも高い割合で要改修の危険診断「診断1」又は「診断2」が判定されるところも考えられるが、「県土連による危険診断結果概要」では、「定期診断」も「要請診断」も同じ割合（40%弱）で「診断1」又は「診断2」が判定されている実態がある。

このため、診断未実施の1,571箇所には診断が実施されたと仮定すると、過去の判定実績割合が40%弱であることから、相当数が要改修の「診断1」又は「診断2」として判定される可能性が極めて高いと推測される。

要改修と判定されたため池が平成18年度では322箇所であったのに対し、平成23年度（「ぎふ農業・農村基本計画」策定時）には344箇所となっている。この5年間で30箇所の整備が完了したにも関わらず、要改修ため池が増加しているのは、5年間の危険診断で潜在的に決壊リスク等を有していたため池が顕在化した結果と考えられる。

また、過去に「要請診断」で要改修と判定されたため池については、その後、危険診断を実施していない。要改修ため池は決壊リスク等が高いため、「定期診断」対象とする等の措置が望ましい。

「ぎふ農業農村整備基本計画」（平成18年度から平成22年度）及び「ぎふ農業・農村基本計画」（平成23年度から平成27年度）のため池整備計画は、県土連の施設診断で要改修判定に区分されたため池を優先して策定されている。

ため池の管理者は、市町村、水利組合等の農業者の団体、個人であることから、全て県がその管理状況を把握する義務を負うかは議論の余地があるが、しかし、現状の

危険診断では県民の安全・安心を守るためのリスク管理として網羅性に欠け不十分である。危険診断の対象外としたため池にも災害時に決壊のおそれがあるため池は一定数存在すると考えられる。そのため、危険診断未了のため池全てについて危険診断を実施するか、代替的方法によって決壊リスク等を洗い出し、整備計画に反映する必要がある。

以下に危険診断未了のため池について、決壊リスク等を洗い出す方法を提案する。

- a. 貯水量、液状化指数、提高等から決壊リスクが高いため池の優先順位を総合的に決定する。
- b. 管理責任を有する市町村等に診断方法を指導し、ため池状況について報告を受ける。
- c. 県単事業で県土連に診断委託をする、又は現地農林事務所による診断を実施する。

(4) ため池耐震性対策（意見）

概要

東日本大震災にて農業用ため池（福島県藤沼ダム）が決壊したことにより人的被害（死者7名、行方不明者1名、家屋全壊19棟、床下浸水55棟）が発生した。

震災後、岐阜県震災対策検証委員会は、液状化現象の発生予測と照らし合わせ、県内全ての農業用ダム及びため池について総点検を行うべきと提言している。

【岐阜県震災対策検証委員会】

東日本大震災で明らかになった防災上の諸課題を洗い出し、岐阜県において大規模震災が発生した場合を想定し、県の防災関連計画が適切であるかを総点検する目的で平成23年5月18日設置された。

構成員(33名)は、学識経験者、医療関係者、警察、自衛隊、消防、報道機関、商工業関係者、建設・建築関係者、農林業関係者、市町村関係者等である。

従来は防災・減災を目的に県土連による一定規模以上のため池は「定期診断」、市町村等から要請がある場合は「要請診断」による危険診断を実施していた。

しかし、当該危険診断は目視が中心であり、提体、基礎地盤の内部構造まで検査を行っておらず、ため池の耐震性は不明であった。

また、県はため池の管理責任を負担しないため、防災マップ作成も進んでおらず、地域住民のため池の地震時の危険性について情報が不足している状況である。

そのため、地震時に甚大な被害が想定されるため池等の提体、基礎地盤の地質調査を実施するため、9月補正予算で事業費2億200万円が承認され、平成23年度からた

め池の耐震診断に着手することとなった。

県内 2,477 箇所あるため池は、地震に対する安全性が不明なものが多いが、液状化及び被害の大きさに着目し、以下の合計 51 箇所のため池の調査及び緊急的に必要な対策を実施する。

耐震性診断対象ため池

危険診断で「診断1（早期に改修の必要あり）」とされ、かつ下流に被害があると判定されたもののうち、液状化指数15以上のため池	9箇所
貯水量 10万m ³ 以上のため池	42箇所
合計	51箇所

液状化指数(PL値)

液状化指数はある地点の液状化の可能性を総合的に判断しようとするものであり、各土層の液状化強度(せん断応力に対する強度)を深さ方向に重みをつけて足し合わせた値 なお、岐阜県の液状化指数については県域統合型GISで公開している。

液状化指数 = 0.0	液状化発生の危険性がない、あるいは極めて少ない
0.0 < 液状化指数 5.0	液状化発生の可能性が低い
5.0 < 液状化指数 15.0	液状化の可能性があり
液状化指数 > 15.0	液状化の危険性が高い

対象ため池 51 箇所については、下記の耐震対策を実施する予定である。

- 地質調査(事業費：84,000 千円)
ため池の堤体・基礎地盤の地質調査（ボーリング調査等）で地震時における液状化などの危険度を示す基礎資料を作成及び活用し、防災・減災対策推進を図る。
- 危険度判定(事業費：80,500 千円)
地質調査結果に基づき地震時の堤体安定性を確認する。
- 被害想定(防災マップ作成含む)(事業費：37,500 千円)
危険度の高いため池について被害想定を行い、防災マップ作成などの基礎資料とすることで地域住民の防災意識啓発を促進する。

監査の結果

従前のため池危険診断は、耐震対策を中心に実施されてきたわけではない。したがって、今回の計画は画期的である。また、県予算で耐震対策を計画しており、県の主導性、積極性及び問題意識の高さが伺える。

東日本大震災での被害のとおり、地震を想定したため池の安全性確保は、重要課題である。

従来、ため池は規模的重要性（提高、貯水量、受益地面積）を重視し、危険診断や監視の対象としていた。今回の計画では、上記のとおり、規模的重要性だけでなく、液状化指数を指標に加えて、対象ため池を 51 箇所選定している点では、計画目的に沿った選定を行っているものと考えられる。

しかし、耐震性診断調査に選定したため池 51 箇所のうち 9 箇所は、危険診断で「診断 1（早期に改修の必要あり）」と判定したものを対象としており、これについては、県土連による危険診断の網羅性に問題があるため、他に耐震対策の対象となり得るため池が存在する可能性があると考えられる。

また、ボーリング調査等の地質調査等が可能なため池数として 51 箇所を対象として限定しているのは、財政的な問題から予算の制約が存在するからである。今後は、今回の調査結果を踏まえ、他のため池調査について検討することが望まれる。

(5) 液状化データベース構築及び防災マップ（意見）

概要

県域統合型 GIS で液状化指数による液状化危険度マップを公表している。このマップに使用しているデータは平成 14 年～15 年において東海地震および東南海地震等の岐阜県への影響を調査研究するために設置された「岐阜県東海地震等被害想定調査委員会」の調査結果を利用している。

県域統合型GIS上の液状化指数分布状況



監査の結果

岐阜県では、従来から液状化指数に着目し、液状化危険度マップを作成していることはリスク管理上、評価できる。

しかし、県域統合型 GIS 上の液状化危険度マップは、約 500m 四方の解析単位で作成されているが、この単位では県内の広域的な震災被害を推定、評価するには効果的であると思われるが、市町村レベルを対象とした防災情報としては不十分な状況である。

例えば、平成 23 年度からため池の耐震診断計画では、防災マップ作成も目標となっており、ため池決壊時の防災マップを適切に作成するためには、地震の被害状況に影響を及ぼす地形、地盤条件等の詳細な情報を入手することが望ましい。少なくともため池周辺の地域では液状化危険度は約 250m 四方の解析単位での分析を実施し、防災マップ作成の基礎資料とすることが望ましい。また、調査結果を県域統合型 GIS に反映し、ため池管理者である市町村等へ危険度を周知することで、市町村等からのため池整備を促すことも有用と考える。

(6) 地震発生時のため池点検報告（意見）

概要

岐阜県は、「地震後の農業用ダム・ため池の緊急点検要領」及び「農業用ダム・ため池緊急点検マニュアル」を策定し、緊急点検対象となる農業用ダム・ため池を対象に、ため池管理者、市町村、県の担当職員は、マニュアルに定められた緊急点検を実施している。

対象となる農業用ダム・ため池は、次のいずれかに該当する施設とされており、市町村は、対象となる農業用ダム・ため池一覧表を作成している。

- 災害対策基本法第 40 条に掲げる都道府県地域防災計画もしくは災害対策基本法第 42 条に掲げる市町村地域防災計画に定められている農業用ダム・ため池
- 提高が 10m 以上又は貯水量が 10 万 m³ 以上の農業用ダム・ため池
- 決壊した場合、人的被害を及ぼすおそれがあると判断された農業用ダム・ため池

震度 4 以上の地震が提高 15m 以上のため池周辺で発生した場合及び震度 5 弱以上の地震が提高 15m 未満のため池周辺で発生した場合、管理者及び市町村は、外観点検を中心に速やかに緊急点検を行う。また緊急点検の結果、必要と認められる場合は応急措置を行い、継続的な点検を実施する。

管理者は緊急点検後、市町村へ報告し、報告後、市町村は点検を実施し、所管の農林事務所へ報告する。以上の作業を地震発生後 24 時間以内に完了することが要求されている。農林事務所は点検結果を取りまとめて、農地整備課へ連絡する。

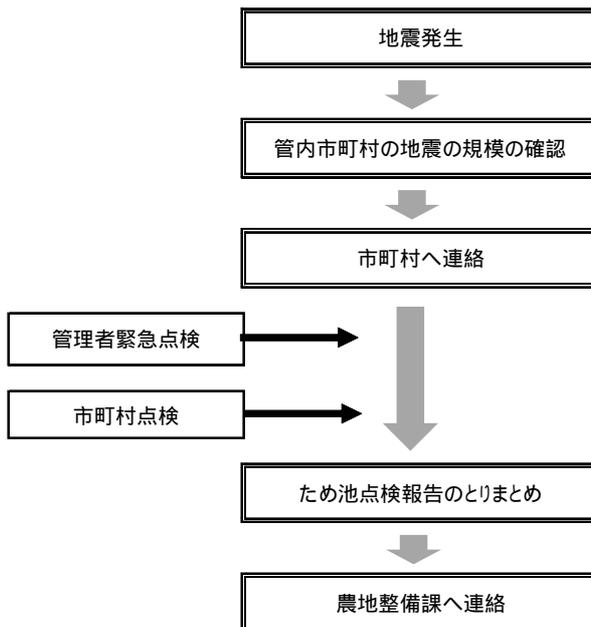
農林事務所毎の地震後に緊急点検対象となる農業用ダム・ため池数

(平成23年4月1日現在)

事務所	点検報告ため池数			被害想定数
		震度4	震度5弱	
岐阜	41	2	39	36
西濃	42	5	37	19
揖斐	5	0	5	4
中農	18	0	18	13
郡上	7	1	6	6
可茂	157	7	150	93
東農	77	9	68	54
恵那	130	16	114	81
下呂	4	0	4	4
飛騨	9	4	5	9
合計	490	44	446	319

被害想定数:決壊した場合、人命及び公共施設に被害を及ぼす恐れがあるため池数

農林事務所職員のフローチャート



監査の結果

当該点検体制が実際に機能するかどうかは、ため池近隣の住民の安全・安心にとって重要である。

岐阜県地方気象台発表の「岐阜県の気象・地震概況」によると、平成22年10月から平成23年10月までに発生した地震で震度4以上を記録したのは以下の3回であった。

	日時	震度	場所
1	平成23年2月27日	4	高山市、飛騨市、中津川市
2	平成23年3月11日	4	海津市
3	平成23年3月16日	4	下呂市

3月11日に海津市で震度4を記録した地震は、海津市では対象となるため池がないため、緊急点検の対象とはならない。また、3月16日に下呂市で震度4を記録した地震も同様に対象となるため池はない。

2月27日に高山市、飛騨市、中津川市で震度4を記録した地震時には、震度4以上で緊急点検対象となるため池が5件あったが、全件、緊急点検が行われているため、点検体制は有効に機能している。

岐阜県では震度4以上を記録する地震は稀であると考えるが、東日本大震災でのため池決壊を踏まえ、東海地震・東南海地震に備えるため、有効な点検体制の維持は重要課題である。

(7) ため池ハザードマップ（防災マップ）の迅速な作成と住民への周知（意見）

概要

ため池の管理責任者は市町村等である。岐阜県では、平成15年度より市町村等に対して、ため池ハザードマップ（防災マップ）の作成等の補助を行っているが、平成22年度までの作成数は10%にも満たない。

【ハザードマップ】とは

自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したものである。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲および被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示されている。

ハザードマップを利用することにより、災害発生時に住民などは迅速・的確に避難を行うことができ、また二次災害発生予想箇所を避けることができるため、災害による被害の低減にあたり非常に有効である。

日本では、1990年代より防災面でのソフト対策として作成が進められているが、自然災害相手だけに発生地点や発生規模などの特定にまで及ばないものも多く、また予測を超える災害発生の際には必ずしも対応できない可能性もある。掲載情報の取捨選択、見やすさ、情報が硬直化する危険性などの問題も合わせて試行錯誤が続いている。

【ハザードマップ】の具体例

<有珠山火山防災マップ>

2000年3月に有珠山の噴火が発生した。この噴火では、3月29日に気象庁より「緊急火山情報」が発表され、これを受けた自治体（伊達市、壮瞥町、虻田町）は、危険地区の住民に対し「避難指示」を発令した。

この噴火では、金比羅山の火口群から熱泥流が流出し温泉街を埋めるなど、甚大な被害が発生した。しかしながら、一人の死傷者も出ていない。これは第一に日本で初めて事前予知に成功したこと、第二に「有珠山火山防災マップ」（平成7年度版）が作成・公表されており、第三に各自治体がこの防災マップに基づいて避難指示を出し、第四に住民の迅速な行動があったためといわれている。なおこの噴火では、最大で15,815名が避難勧告・指示の対象となった。

2002年3月、有珠山火山防災会議協議会（災害対策基本法第17条に基づく。伊達市（事務局）・虻田町・壮瞥町）と、豊浦町・洞爺村の5市町村により平成7年度版の「有珠山火山防災マップ」を新しく改訂した。これは2000年の噴火により火口の地形変動があったなどのため、火砕流到達範囲などの危険区域が変わったことなどによる。このマップは、5市町村のほとんどの世帯に配布された。

<富士山火山防災マップ>

本州の真ん中にある富士山が噴火した場合社会に与える影響が大きい。そこで国の防災機関や地方自治体を中心に学識経験者などが集まって「富士山ハザードマップ検討委員会」を設立し、万が一の際の被害状況を想定して避難・誘導の指針とした。この「富士山火山防災マップ」では過去の富士山の噴火を参考にしながら、様々な火山災害を予想している。その中で火山灰被害の例として宝永噴火や貞観噴火の被害実績が詳細に検討されている。ハザードマップについては、中間報告（2002年6月）と検討報告書（2004年6月）の2回、調査結果をまとめた報告書が出されており、内閣府の防災部門のホームページで公開されている。



【ため池の現地視察】

名称 境野ため池
所在地 垂井町栗原 2167-2
管理者名 境野ため池用水組合
ため池診断年度 平成 19 年

◆ 総合所見

境野川より導水で貯水しており洪水時には流入量の調整ができるので余水吐よりの溢流は少量で危険はないと思われるが堤体の断面不足等改修の必要を認める。取水施設が破損して洪水吐は断面不足である。また、堤体上流側法面は浸食により不整形でパイピング穴があり、堤体下流側法尻には著しい漏水があるため詳細な漏水調査を行い改修の検討を要する。



【ため池の現地視察】

名称 南第2号ため池
所在地 垂井町栗原 2162-3
管理者名 南ため池用水組合
ため池診断年度 平成16年

◆ 総合所見

当ため池は放置状態のため、堤体が山林化してきているので改廃を含めた検討を行う必要がある。

◆ コメント

地元と協議し、廃棄したいが、住民の要望もあり、廃棄せず水位をかなり下げている。



【ため池の現地視察】

名称 中ため池
所在地 垂井町栗原 2164
管理者名 垂井町土地改良区
ため池診断年度 平成 17 年

◆ 総合所見

ため池下流に人家がある。適正に管理されている。

◆ コメント

整備が完了したため池を撮影したものである。



監査の結果

ため池については、診断により危険と認識され、災害時には決壊するおそれがあると予測されているものもある。本来であれば、決壊を防ぐ工事を危険と認識された全てのため池について実施できれば良いが、ため池所有者に工事費用の一部を負担してもらう必要があることや県や市町村の予算の関係で難しい面もある。したがって、ため池が決壊した場合のハザードマップ（防災マップ）を作成し、住民に周知することは最低限の責務である。上記の「有珠山火山防災マップ」の例にあるように、ハザードマップ（防災マップ）を作成し、それが住民に周知されていたことで、甚大な被害

が発生したにも関わらず、一人の死傷者も出さずに済んだという事例がある。管理責任者である市町村等において作成が進まないのであれば、管理責任は無くとも、県が主導して作成することを検討する必要がある。

岐阜県では、平成 23 年度から平成 27 年度までの「ぎふ農業・農村基本計画」のため池整備計画において 10 年間で要改修ため池 344 箇所のうち、272 箇所のハザードマップ（防災マップ）を作成することを目標に掲げた。これについて、一定の評価はできるものの、10 年間という目標はやや長期に渡り過ぎる感は否めない。住民の安全を守るという見地に立ち、迅速に作成することを検討していただきたい。また、ハザードマップ（防災マップ）は住民に周知されて初めて、被害の抑制に効果を発揮するため、これまでと同様に、住民に広く周知していただきたい。

(8) 治山事業施設の管理（意見）

概要

岐阜県は「治山事業施行地管理事務要領」を定め、治山事業施行地に関する管理事務を規定している。当該要領では治山施設の帰属を第 3 条で「治山施設は、その土地所有者、又はその土地に関し権利を有する者に帰属するものとする。」ものの、第 4 条で管理主体を「1 農林事務所長は、治山事業施行地の管理事務を所管する。」とし、「2 所長は、治山事業施行地の適正な維持管理に努めるものとする。」としている。

つまり、他の農林施設に関わる所有権及び管理責任ともに所有者に帰属しているが、治山施設については、管理責任は所有者ではなく、岐阜県に帰属している点で大きく取扱が異なっている。

「治山事業施行地管理事務要領」が規定している岐阜県の管理事務は以下のとおりである。

- 治山台帳の作成、保管、管理（第 5 条）
- 標識等の設置（第 6 条）
- 治山施設の安全対策（制札又は遮断柵等の設置等）（第 7 条）
- 治山施設の点検、台帳記録、被災時報告（第 8 条）

監査の結果

治山施設は県下で数万箇所存在し、全てを点検することは物理的に難しいものの、治山施設の管理責任が岐阜県にあることから、管理責任を履行するため、「治山事業施行地管理事務要領」第 5 条から第 8 条の規定のある管理事務を適切に実施することが必要である。

監査では、当該規定された管理事務が遵守されているかどうか検証した結果を下記に記載する。

(ア) 治山台帳の作成、保管、管理（第5条）

現状、治山台帳は治山 GIS のデータベースに作成、保管、管理されている。施行箇所、工事請負業者、請負金額、事業所名等の詳細な記載がされている。県では、「治山台帳取扱要領」及び「治山防災地理情報システム運用規約」に基づき業務を実施している。

(イ) 標識等の設置（第6条）

工事施工最終段階で、事業名、工事番号、施工者名等を記載した標示板（堤名坂、施行地看板）を工事計画書（設計書）に基づき、施設付近に事業実施ごとに設置する。治山施設は最終的に埋没するものもあるため、標示板によって施工後の現場における構造物確認を実施している。

【標示板の例 堤名坂】



【標示板の例 施行地看板】



(ウ) 治山施設の安全対策（制札又は遮断柵等の設置等）（第7条）

要領に記載のとおり、必要に応じて、工事計画書（設計書）に基づき、制札や遮断柵を設置している。人がほとんど来ない山中の施設には、制札の設置に留め、柵の設置をしない又はダム等では柵を設置することが多い。明確な設置基準はないが、設計者判断で設置を計画している。

【安全対策の例 遮断柵】



(工) 治山施設の点検、台帳記録、被災時報告（第8条）

治山施設の点検を行った場合や山地防災ヘルパーから治山施設に関する報告を受けた場合は、その内容を GIS 上の治山台帳に保存するという記載が要領にある。

点検の結果、被害等の問題が発見されれば、治山台帳に保存するという意識はあるものの、実際に治山施設の点検を実施した場合でも、問題がなければ特段の記載はしていない。また、山地防災ヘルパーからの報告の実績もなかった。

また、暴風、洪水、地震その他の天災により治山施設が被災したことを確認した場合、農林事務所長は、県庁治山課長に速やかに状況報告することが求められており、治山 GIS 上に状況を記載することで県庁治山課長に直接データを送信できる仕組みになっている。

事務所内決裁を受けた状況報告を閲覧した。報告内容は、発生時間、発生箇所、災害種類、被害額等が記載されており、見取り図や写真もあわせて添付されている。

治山関係の被災報告は、平成 22 年度で 3 件(林地荒廃及び施設被害総額 223 百万円) あった。被災箇所はその後事業実施による修繕が予定されていることが確認できた。

「治山事業施行地管理事務要領」は、県の管理事務について記載しているが、範囲及び内容について明確にした詳細な管理マニュアルの作成が望ましい。

例えば、危険度に応じたパトロール実施記録の作成、管理台帳である治山 GIS の定期的なメンテナンス、災害後の状況報告ルール作成等の維持管理方針を明確にし、管理責任を履行していることを第三者に疎明することが望ましい。

現状、治山施設の不備に伴い、訴訟及びクレームがあった事例は存在しないとのことであるが、県のリスク管理の一環だけでなく、効率的な治山施設管理の面からも、マニュアルを整備することが望ましい。

なお、岐阜県では、治山施設管理の重要性から、管理マニュアルを作成する動きもある。有効かつ効率的な管理マニュアルの作成が望まれる。

(9) 治山施設点検検証（意見）

概要

(ア) 背景

治山施設の所有権は、主として土地所有者である個人が保有しているものの、岐阜県は治山施設について管理責任を有している。

したがって、岐阜県は点検及び視察を実施する権限及び責任があるが、現地機関職員による任意の点検等は実施しているものの、定期的な点検等は要求されていないこともあり、また、県内に約 25,000 施設存在する治山施設の全てを点検等するのは困難であるため、過去に計画的、網羅的な点検計画を策定及び実施したことはなかった。

(イ) 緊急雇用対策による点検業務

a. 概要

岐阜県では景気後退に伴う県内の雇用や企業経営、県民生活への影響に対し、雇用対策の一環として平成 21 年度から 3 年間で約 4,600 人の雇用を創出するため、県事業では、県が直接雇用、若しくは民間企業等へ委託して実施し、市町村事業では市町村が直接又は民間企業等へ委託して行う事業への全額補助を実施している。平成 21 年度は予算 25 億円で 2,577 人の雇用創出を計画、実施した。

対象業務は、道路等の維持管理業務、各種調査業務、データ入力業務及びパトロール・点検業務等である。治山施設の点検業務はパトロール・点検業務の一環として、県民の安全を確保するため、治山事業により設置した施設の一斉点検業務を実施して、これら点検業務に携わる人員の雇用を創出している。(平成 21 年度予算 3,380 万円 雇用 32 人)

点検業務は平成 21、22、23 年度の 3 年間での実施を予定している。

b. 評価方法

平成 21 年から開始している点検業務は、治山施設の評価を効率的に行うため、全体施設から危険地区指定の有無、保全対象の有無等の条件を満たす施設を抽出し危険度を判定する。抽出された施設は林野庁発刊の「山地災害危険地区調査要領」に基づき危険度 A、B、C に分類し、危険度 A、B の施設は調査を優先して実施する。

なお、危険度 A は約 3,320 施設、危険度 B は約 3,300 施設、危険度 C は 2,280 施設であり、危険度 A、B の施設約 6,620 施設は平成 21、22、23 年度で点検が完了した。治山 GIS で管理されている施設数は、約 25,000 施設であるため、全施設の約 40%強が 3 年間の点検業務で評価されることになる。

県事業の委託を受けた事業者は、雇用した人員に一定の教育を施し、点検対象の施設を現地調査し施設の状態に基づき総合評価を実施する。総合評価は S、A、B、C でランク付けする。点検結果は、評価シートに記録し現地機関及び県庁に報告する。また、点検結果は GIS へも入力され、情報を一元化している。現地機関では現地調査者の総合判定の評価結果について再度評価を実施している。

c. 評価結果

現在、平成 21、22 年度の点検が完了し、平成 23 年度の点検中である。下記表では平成 21、22 年度の点検結果合計を記載している。

農林事務所別 治山施設点検状況(平成22年度末現在)

農林事務所	全治山施設 (件) GIS内管理	点検実施(件)			Sランク(件)			Aランク(件)			Bランク(件)			Cランク (件)	点検 不可能 (件)	県の チェック済み (件)	事業化 予定済み (件)
		管理 施設	新規 発見		管理 施設	新規 発見		管理 施設	新規 発見		管理 施設	新規 発見					
岐阜農林	949	1,482	946	536	1	0	1	44	22	22	1,342	829	513	-	95	1	1
西濃農林	876	1,446	923	523	11	7	4	28	20	8	1,173	662	511	-	234	5	1
揖斐農林	2,486	2,458	1,934	524	15	10	5	88	71	17	1,887	1,385	502	-	468	11	
中濃農林	641	325	275	50	0	0	0	7	6	1	273	224	49	-	45		
郡上農林	3,282	738	737	1	1	1	0	7	7	0	548	547	1	-	182		
可茂農林	2,222	526	448	78	0	0	0	15	14	1	391	314	77	-	120		
東濃農林	1,423	459	431	28	1	1	0	6	6	0	327	299	28	-	125		
恵那農林	5,373	1,931	1,767	164	4	4	0	19	19	0	1,302	1,138	164	-	606	4	
下呂農林	2,798	555	555	0	1	1	0	1	1	0	364	364	0	-	189	1	1
飛騨農林	5,144	708	705	3	3	3	0	9	9	0	467	464	3	-	229	3	
合計	25,194	10,628			37			224			8,074			-	2,293	25	3

評価に際し、危険度別に各施設をS、A、B、Cの4ランクに分類している。

各ランクのレベルは次のとおりである。

- Sランク 緊急に修繕が必要
- Aランク 計画的に修繕が必要
- Bランク 施設の機能が維持されているため経過観察とする
- Cランク 異常なし

点検結果Cランクについては、緊急雇用者での判断が難しいため今回の点検結果から除外している。

【修繕を行った治山施設】



【倒壊により緊急に修繕が必要な治山施設】



監査の結果

治山施設について、岐阜県は管理責任を有するため、施設の状況を把握する業務として台帳管理及び点検業務を行っている。このように、県内施設の情報を管理することで、関係者の利害調整を円滑に実施することが可能となる。特に施設点検は、住民の安全・安心に直結する業務であるため、緊急雇用対策の一環とはいえ、県主導の下、一斉点検が実施されたのは評価できる。しかし、点検結果は県に報告されているが、現在、県担当者が点検結果を確認している段階であり、所有者には報告されていない。

点検結果はランク付けされており、緊急に修繕が必要な治山施設も認識されている。当該情報は近隣住民にとって有用であるため、速やかに情報を提供することが望ましい。また、情報提供することで県との認識の共有を図ることは、市町村等や所有者から修繕の要望を促す効果もあると考えられる。

さらに、点検結果が県によって適時適切に確認されるように、実施内容及び報告時期等の運用面について明確にすることが望ましい。

現地機関担当者は現地調査等を踏まえ、再評価後の結果を GIS に入力している。

緊急に修繕が必要な治山施設として S ランクとされた施設 37 件について、現地機関の対応を確認した結果、下記事項が検出された。

- 8 件が現地機関の確認が未了であった。早急な確認が望ましい。
- 10 件が修繕済み又は修繕計画があった。
- 15 件が確認の結果、実際は A ランク以下の施設であった。
- 4 件が「練石積谷止のため他所管施設」としていた。所管部署を確認する等の必要な対応が望ましい。

また、治山施設に対して一斉点検業務を実施しているが、あくまで雇用対策の一環である。そのため、緊急雇用対策にかかる点検業務は平成 23 年度に完了するため、その後の点検業務の方向性が不透明である。

治山施設の管理責任は岐阜県が有しているため、責任履行の一環として定期的な点検業務を行うことが望ましい。しかし、予算、人員、時間等の資源に制約があるため、定期的かつ網羅的な当該施設の状況把握は著しく困難であると考えられる。

よって、下記に治山施設の状況把握の方法について案を列挙する。効率的な方法で状況把握を定期的かつ網羅的に行い、点検業務に結びつけていただきたい。

- 10 年又は 20 年といった長期的ローテーションによる点検
- 今回の 3 年間の点検業務の結果を受けた効率的な点検
- 今回の 3 年間の点検業務の取組の公表及び GIS への登録・閲覧
- 施設所有者との連絡網の構築や近隣住民からの情報提供呼びかけ

第4. 契約事務及び事業評価

I. 契約事務の概要

1. 岐阜県の公共事業の入札

公共事業の入札方法については、地方自治法では一般競争入札が原則とされている。また、全国知事会からは競争性、透明性を高めるために、予定価格 1,000 万円以上の工事は原則として、一般競争入札方式によるとの指針が出されている（「都道府県の公共調達改革に関する指針(緊急報告)」平成 18 年 12 月 18 日）。

岐阜県では、平成 19 年 4 月から予定価格 1,000 万円以上の公共工事で一般競争入札方式を導入したが、入札手続きに時間がかかることや事務量が増加することから、指名競争入札方式も一部で行っている。

また、工事の品質確保や不良不適業者の排除ができるよう、技術的要素や地域貢献度等も評価する総合評価落札方式の拡大を行いながら、県議会や建設業界の意見も参考にしつつ一般競争入札の拡大を図ってきたところである。

入札方式を決めるにあたって、その目安を示すと以下のとおりである。

- 予定価格が 8,000 万円以上の場合、一般競争入札方式とし、工事の難易度等を踏まえて総合評価落札方式の技術提案型又は簡易型 を選定する。ただし、災害等で緊急の場合を除く。
- 予定価格が 1,000 万円以上、8,000 万円未満の場合、一般競争入札方式と指名競争入札方式を併用しており、一般競争入札方式では価格のみを争う価格競争型と技術的要素等も評価する総合評価落札方式（簡易型 又は地域型）を工事の難易度等を踏まえ選択する。
- 指名競争入札方式は予定価格が 1,000 万円以上の場合でも、災害等の緊急時や特殊な工事の場合には選定する。

入札方式選定説明書(予定価格1,000万円以上の工事)

↑ 難易度 (技術的工夫の余地)	公共工事	一般競争入札	総合評価		技術提案型
					技術的工夫:大
			簡易型	技術的工夫:中	
		簡易型 地域型	-----> (重要構造物あり) -----> (重要構造物なし)		
	価格競争	技術的工夫:小			
	価格競争	技術的工夫:なし			
指名競争入札	(1)	災害等で緊急に施工を必要とするもの			
	(2)	工事の特殊性や工期の関係などによるもの			
	予定価格	1千万円	8千万円	3億円	5億円

予定価格が1,000万円未満は指名競争入札

2. 総合評価落札方式

総合評価落札方式とは、価格だけで評価していた従来の落札方式と異なり、品質を高めるための新しい技術やノウハウなど、価格に加えて価格以外の要素を含めて総合的に評価する落札方式である。この方式では、価格と品質の両方を評価することにより、総合的に優れた調達期待される。

岐阜県では、一般競争入札方式において、総合評価落札方式を平成18年度より段階的に拡充を図っており、平成22年度より予定価格が8千万円以上の場合は、原則として総合評価落札方式を全面導入することとしている。

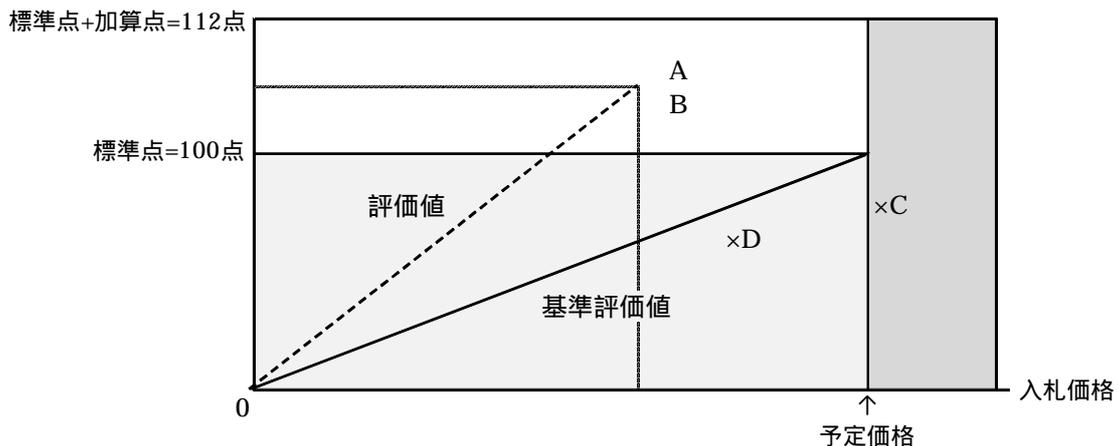
H18	県土整備部で5件(簡易型)		
H19	全部局で103件実施(簡易型 76、簡易型 22、技術提案型5)		一般競争のうち25%
H20	全部局で166件実施(簡易型 65、簡易型 96、技術提案型5)		一般競争のうち37%
H21	全部局で286件実施(地域型60、簡易型 126、簡易型 92、技術提案型8)		一般競争のうち54%
H22	全部局で580件実施(地域型272、簡易型 209、簡易型 99)		一般競争のうち85%
H23	具体的な件数は定めなし。(H22と同程度)		一般競争のうち90%(実施予定)

また、総合評価落札方式の4つの区分をまとめると以下のとおりである。

区分	技術的工夫	技術提案	適用工事例	導入時期	備考
技術提案型	大	あり	トンネル、特殊な橋梁、水門、ダム等	H16～	予定価格8千万円以上(技術提案により、目的物の仕様及び指定仮設の変更あり)
簡易型	中	あり	大規模な交通規制を伴う工事、騒音・振動対策が必要な工事等	H18～県土整備部で施行 H19～全庁で実施	予定価格8千万円以上(目的物の施行の確実性について技術所見を求めるもの)
簡易型	小	なし	一般的な工事	H18～県土整備部で施行 H19～全庁で実施	予定価格1千万円以上8千万円未満
地域型	小	なし	小規模な道路整備・側溝整備、河川整備等	H21～県土整備部で施行 H22～全庁で実施	予定価格1千万円以上8千万円未満(地域貢献度に評価の重点を置き、業者・発注機関ともに事務手続きが簡便となる方式)

簡易型(地域型)総合評価落札方式の事例を示すと以下のとおりである。

● 総合評価落札方式の仕組み(イメージ)



- A: 落札者
- B: 非落札者(基準評価値を上回るが評価値(グラフの傾き)がAより低い)
- C: 非落札者(予定価格を超過) ×
- D: 非落札者(基準評価値を下回る) ×

- 落札者の決定方法

以下の条件を満たすこと。

 - a. 入札価格 予定価格
 - b. 最低限の要求要件（標準案の条件）を満たすこと。（標準点以上）
 - c. 評価値 基準評価値（a 及び b を満たせば自動的に c は満たされる。）

落札条件を満たす者が 2 者以上いる場合は、評価値の最大の者を落札者とする。
さらに、その評価値も同じ場合には、くじ引きにより落札者を決定する。

- 評価項目及び評価指標

評価項目：（ア）企業能力に関する事項
（イ）配置予定技術者の能力に関する事項
（ウ）地域要件に関する事項

評価指標：（ア）工事成績評定点、同種・類似工事施工実績により評価
（イ）同種・類似工事施工経験により評価
（ウ）営業拠点、災害協定参加等、ボランティア活動、県管理道路に対するボランティア活動、近隣地域施工実績、除雪業務等実績、休日及び夜間の道路維持作業の実績、休日及び夜間の河川・砂防の維持作業の実績により評価

- 標準点及び加算点

標準点：標準案の条件を満たしていれば、標準点として 100 点を付与する。
加算点：評価基準に応じて付与する点数とする。

- 加算点の付与

入札参加者に対する加算点付与の考え方は下表のとおりである。

各方式別の評価項目と配点

小項目	評価項目	土木一式	方式	簡易型(地域型)
			技術評価点	12点
企業能力	工事成績評定点			2
	施工実績			1
配置予定技術者の能力	施工経験			1
地域要件	営業拠点			1
	災害協定参加等			1
	ボランティア活動			1
	県管理道路に対するボランティア活動			0.5
	近隣地域施工実績			1
	除雪業務等実績			2
	休日及び夜間の道路維持作業の実績			1
	休日及び夜間の河川維持作業の実績			0.5
				12点

企業能力について			
評価項目	評価内容	評価基準	評価点
工事成績評定点	直近3か年度に完成引き渡しの済んだ工事の工事成績評定点の平均点 (岐阜県発注の土木一式工事のみ対象)	80点以上	2
		75点以上80点未満	1
		75点未満又は実績なし	0
同種(類似)工事施工実績	直近15か年度に完成引き渡しの済んだ工事の施工実績の有無 (国及び岐阜県発注工事のみ対象) 工事成績評定点が65点未満のものは、実績として認めない。 (同種工事の定義) = 農業用排水路工事で2,200万円以上の施工実績 (類似工事の定義) = 土木一式工事で1,700万円以上の施工実績	同種工事の実績あり	1
		類似工事の実績あり	0.5
		実績なし	0
配置予定技術者の能力について			
評価項目	評価内容	評価基準	評価点
同種(類似)工事施工実績	直近15か年度に完成引き渡しの済んだ工事の施工実績の有無 (国及び岐阜県発注工事のみ対象) 工事成績評定点が65点未満のものは、実績として認めない。 (同種工事の定義) = 農業用排水路工事で2,200万円以上の施工実績 (類似工事の定義) = 土木一式工事で1,100万円以上の施工実績	同種工事の実績あり	1
		類似工事の実績あり	0.5
		実績なし	0
地域要件について			
評価項目	評価内容	評価基準	評価点
営業拠点	地域内での営業拠点の有無	郡上市和良町地内に本店あり	1
		上記以外	0
災害協定参加等	災害協定への参加や同等の活動実績の有無	岐阜県との協定(農政部、林政部、県土整備部、都市建設部との協定に限る)に参加あり又は直近5か年度のうちで同等の活動実績あり	1
		岐阜県との協定(農政部、林政部、県土整備部、都市建設部との協定を除く)又は岐阜県内市町村との協定に参加あり又は直近5か年度のうちで同等の活動実績あり	0.5
		参加なし又は活動なし	0
ボランティア活動	直近1か年度の活動の有無	郡上市和良町地内での実績あり	1
		郡上農林事務所管内(郡上市和良町地内を除く)での施工実績あり	0.5
		上記以外	0
県管理道路に対するボランティア活動	当該工事の入札公告日までの県管理道路での道路の穴埋め処理活動実績の有無	郡上農林事務所管内で3回以上の実績あり	0.5
		岐阜県内で3回以上の実績あり	0.25
		岐阜県内で3回未満の実績あり、又は実績無し	0
近隣地域施工実績	直近5か年度に完成引き渡しの済んだ工事の施工実績の有無 (国及び岐阜県発注工事のみ対象)	郡上市和良町地内での実績あり	1
		郡上農林事務所管内(郡上市和良町地内を除く)での施工実績あり	0.5
		上記以外	0
除雪業務等実績	直近2か年度の除排雪又は凍結防止剤散布業務受託実績の有無 協同組合との契約の際には、協同組合に対する加点とは別に、実業務を行う構成員にも加点することとする。	郡上農林事務所管内で、岐阜県管理道路の除排雪委託契約実績あり	2
		郡上農林事務所管内以外で、岐阜県管理道路の除排雪委託契約実績あり	1.5
		郡上農林事務所管内で、岐阜県管理以外の国道又は市町村道の除排雪委託契約実績あり	1
		郡上農林事務所管内以外で、岐阜県管理以外の国道又は市町村道の除排雪委託契約実績あり	0.5
		岐阜県内での受託実績なし	0
休日及び夜間の道路維持作業の実績	直近3か年度の県管理道路の道路維持業務(除排雪又は凍結防止剤散布業務を除く)において、県からの作業指示を受け、休日または夜間に維持作業を実施した実績の有無	郡上農林事務所管内での実績あり(元請け)	1
		郡上農林事務所管内以外での実績あり(元請け)	0.75
		郡上農林事務所管内での実績あり(協力要請により下請けとして協力)	0.5
		郡上農林事務所管内以外での実績あり(協力要請により下請けとして協力)	0.25
		実績なし	0
休日及び夜間の河川維持作業の実績	直近3か年度の県管理の河川・砂防の維持管理業務において、県からの作業指示を受け、休日又は夜間に維持作業を実施した実績の有無	郡上農林事務所管内での実績あり(元請け)	0.5
		郡上農林事務所管内での実績あり(協力要請により下請けとして協力)	0.25
		実績なし	0

● 落札者の決定

例えば入札参加者が以下7者の場合、評価値が一番高いCが落札者となる。

評価値及び落札者の決定 (入札参加者が7者の例)

入札者	標準点	加算点				点数合計 + =	入札金額	評価値 / × 1,000,000	評価順位 (落札者)
		企業能力	技術能力	地域要件	計				
A	100.00	0.50	0.50	4.25	5.25	105.25	29,400,000	3.57993	3
B	100.00	1.00	0.00	4.50	5.50	105.50	29,100,000	3.62543	2
C	100.00	3.00	1.00	4.00	8.00	108.00	25,300,000	4.26877	1(落札)
D	100.00	2.00	1.00	4.00	7.00	107.00	30,500,000	3.50820	5
E	100.00	1.00	0.50	3.50	5.00	105.00	32,500,000	3.23077	6
F	100.00	2.00	0.50	4.00	6.50	106.50	29,900,000	3.56187	4
G	100.00	1.00	1.00	0.50	2.50	102.50	33,500,000	3.05970	7

評価値について端数が生じた場合は、小数点第6位を四捨五入とする。

3. 「ダンピング防止対策」「不良不適格業者の排除」に係る最近の動き

(1) 建設工事における低入札価格調査制度の見直し

最低価格入札者（総合評価落札方式の場合は評価値が最高の者）の入札金額では、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否か調査する制度であり、履行されないおそれがあるときは、次順位者を落札者とすることができるとするもの。

対象工事：競争入札に付する全ての工事（50万円以上）

ア. 低入札調査基準価格の見直し（H23.6.1改正）

次に該当する価格を下回る入札を行った場合は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否か調査する。（一部例外有り）

基準価格の算出 = (直接工事費 × 95% + 共通仮設費 × 90% + 現場管理費 × 80% + 一般管理費 × 30%) × 1.05

基準価格の範囲 = 予定価格の 7/10 ~ 9/10 の範囲内

イ. 失格判断基準の見直し（H23.6.1改正）

次に該当する価格を下回る入札を行った場合は無効とする。

失格判断基準の算出 = (直接工事費 × 95% + 共通仮設費 × 90% + 現場管理費 × 80%)

失格判断基準の範囲 = 入札書比較価格の 7/10 ~ 9/10 の範囲内

ウ. 専任技術者の追加配置義務付け:低入札調査基準価格を下回った入札金額による契約に適用（H19.4～）

低入札価格調査の結果、契約した場合は当該工事の主任（監理）技術者とは別に同等の要件を満たす技術者を、専任で1名現場へ配置を求める。

(2) 建設工事における最低制限価格の見直し（H23.6.1改正）

一定の価格未満の規模の工事に限って、最低制限価格を下回る入札を行った場合は無効とする制度

適用工種：原則、予定価格1億円未満の全ての工事に適用

（ただし、総合評価落札方式を適用する工事を除く）

最低制限価格の算出方法：低入札調査基準価格の算出方法と同じ

最低制限価格の範囲：予定価格の 7/10 ~ 9/10 の範囲内

(3) 建設コンサルタント業務等における低入札価格調査について

県が発注する建設コンサルタント業務等（測量業務・建築関係の建設コンサルタント業務・土木関係の建設コンサルタント業務・地質調査業務・補償関係コンサルタント業務）で、予定価格が 500 万円以上のものを対象に、低入札価格調査を実施する。

(4) 予定価格の事後公表の試行（H23.2～H24.3）

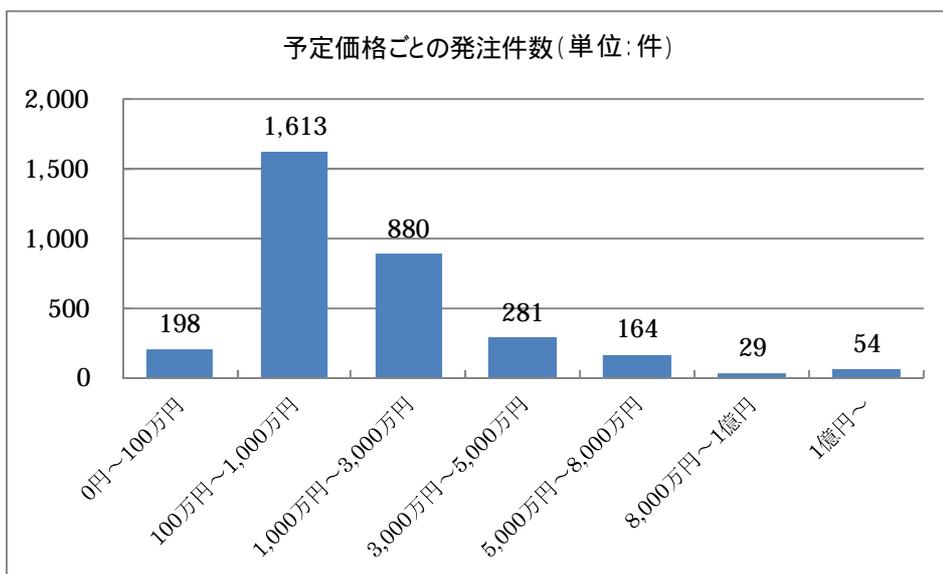
予定価格を事後公表することに伴う影響や効果を、再度検証するため、事後公表の一部施行を実施。

- ・実施期間：入札公告日が平成 23 年 2 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日
- ・実施機関：県土整備部における各発注機関
- ・実施対象：予定価格 8 千万円以上のすべての建設工事（県土整備部の予算に限る）

4. 平成 22 年度における契約について

平成 22 年度における基盤整備関係の契約は 3,219 件であった。

- (1) 予定価格を階層化し、発注件数を集計した結果、100 万円～3,000 万円に約 77% (2,493 件) が集中している。



予定価格	総合評価方式	一般競争入札	指名競争入札	随意契約	公募型プロポーザル	合計(件)
0円～100万円	0	2	127	69	0	198
100万円～1,000万円	0	7	1,492	113	1	1,613
1,000万円～3,000万円	207	29	631	13	0	880
3,000万円～5,000万円	133	21	127	0	0	281
5,000万円～8,000万円	99	12	53	0	0	164
8,000万円～1億円	22	3	3	1	0	29
1億円～	49	1	4	0	0	54
合計	510	75	2,437	196	1	3,219

一般競争入札方式（総合評価落札方式を含む）は全体の 18%程度であり、指名競争入札が 2,400 件を超え全体の 75%超を占める。

(2) 全発注件数につき、工事別に入札方法をまとめると次のような結果となった。

工事種別	入札方法	一般競争入札	一般競争入札 (総合評価落札方式)	公募型 プロポーザル	指名競争入札	随意契約	総計
ほ装工事		6	51		157		214
一般土木工事		46	423		1,015	63	1,547
機械施設工事		1	1		7		9
建設コンサルタント		1		1	667	38	707
建築工事		1	2		5	1	9
建築設計					5		5
鋼構造物工事		2	21		16		39
森林整備工事					58		58
水道施設工事					4		4
造園工事			2		25		27
側溝清掃・草刈・除草等					16	62	78
測量					255	29	284
地質調査					61	2	63
通信施設工事		6			6		12
電気施設工事		9	6		20	1	36
塗装工事		3	4		28		35
補償コンサルタント					92		92
合計		75	510	1	2,437	196	3,219

一般競争入札方式（総合評価落札方式を含む）585 件のうち、469 件が一般土木工事であった。一般土木工事 1,547 件の約 30%が一般競争入札方式（総合評価落札方式を含む）である。

さらに、落札割合の平均値を示すと次のような結果となった。

工事種別	入札方法	一般競争入札	一般競争入札 (総合評価落札方式)	公募型 プロポーザル	指名競争入札	随意契約	総計
ほ装工事		90.6%	93.4%		93.8%		93.7%
一般土木工事		89.8%	93.0%		93.0%	94.5%	93.0%
機械施設工事		89.5%	77.3%		92.3%		90.3%
建設コンサルタント		62.3%		100.0%	88.3%	94.0%	88.6%
建築工事		95.3%	92.4%		95.1%	99.1%	95.0%
建築設計					76.8%		76.8%
鋼構造物工事		91.7%	88.0%		89.5%		88.8%
森林整備工事					91.4%		91.4%
水道施設工事					95.6%		95.6%
造園工事			91.7%		90.6%		90.7%
側溝清掃・草刈・除草等					91.9%	98.5%	97.2%
測量					92.2%	91.4%	92.1%
地質調査					88.8%	99.3%	89.1%
通信施設工事		93.9%			91.4%		92.6%
電気施設工事		93.2%	80.4%		93.6%	100.0%	91.5%
塗装工事		82.6%	80.7%		88.0%		86.7%
補償コンサルタント					88.1%		88.1%
合計		90.1%	92.6%	100.0%	91.2%	95.3%	91.7%

一般競争入札方式による平均落札割合は 90.1%、総合評価落札方式による平均落札割合は 92.6%、指名競争入札方式による平均落札割合は 91.2%と、一般競争入札方式

(総合評価落札方式を含む)と指名競争入札方式の間で顕著な落札割合の差は生じていなかった。

一般競争入札方式と総合評価落札方式において、後者の落札率が2.5ポイント高かったのは、価格以外の要素をも含めて総合的に評価する落札方式の特徴が表れた結果であるといえる。

(3) 全発注件数につき、変更契約が生じている案件数は2,266件であり、工事種別/入札方法別にまとめると以下の結果となった。

工事種別	入札方法	一般競争入札	一般競争入札 (総合評価落札方式)	公募型 プロポーザル	指名競争入札	随意契約	総計
ほ装工事		6	49		140		195
一般土木工事		40	349		827	23	1,239
機械施設工事					3		3
建設コンサルタント				1	395	15	411
建築工事		1	1		3	1	6
建築設計					1		1
鋼構造物工事		2	16		8		26
森林整備工事					21		21
水道施設工事					4		4
造園工事			2		16		18
側溝清掃・草刈・除草等					12	15	27
測量					156	8	164
地質調査					50	1	51
通信施設工事		3			2		5
電気施設工事		4	3		8		15
塗装工事		3	4		27		34
補償コンサルタント					46		46
	合計	59	424	1	1,719	63	2,266

入札方法に関係なく、発注件数の70%~80%において変更契約が生じている。

また、変更契約が生じたものについて、当初の契約金額からの変更金額割合の平均値を算出すると以下の結果となった。

工事種別	入札方法	一般競争入札	一般競争入札 (総合評価落札方式)	公募型 プロポーザル	指名競争入札	随意契約	総計
ほ装工事		108.2%	106.7%		105.8%		106.1%
一般土木工事		106.5%	105.6%		106.5%	87.2%	105.9%
機械施設工事					105.8%		105.8%
建設コンサルタント				88.3%	108.2%	106.2%	108.0%
建築工事		99.2%	102.4%		101.4%	128.7%	105.8%
建築設計					78.8%		78.8%
鋼構造物工事		120.0%	101.7%		107.6%		105.0%
森林整備工事					109.1%		109.1%
水道施設工事					104.1%		104.1%
造園工事			96.0%		112.3%		110.5%
側溝清掃・草刈・除草等					102.3%	88.0%	94.3%
測量					105.0%	104.3%	104.9%
地質調査					105.7%	79.8%	105.2%
通信施設工事		101.2%			103.6%		102.2%
電気施設工事		107.2%	98.3%		104.1%		103.7%
塗装工事		103.6%	97.8%		106.1%		104.9%
補償コンサルタント					100.1%		100.1%
	合計	106.6%	105.4%	88.3%	106.5%	94.6%	106.0%

変更契約が生じたものについては、当初の契約金額からおよそ 5%～7%増額変更している。

II. 事業評価の概要

1. 公共事業の評価

(1) 目的・概要

岐阜県は公共事業の効率的な執行とその実施過程の透明性の一層の向上を図り、事業の計画・着手・事業実施・完了・維持管理に県民の意見を十分に反映し、提案型・参画型の事業を実現することを目的とする。

そのため、迅速な改善措置、費用便益分析等による効率的な事業実施、地域住民との情報共有及び住民参加による県民理解の実現するために、事業の採択（事前）、実施途中（再）、完成後（事後）の各段階で公正な評価を行う三段階評価方式を導入している。

(2) 平成 22 年度までの評価実績

平成 22 年度までの評価実績は、事前評価箇所は 127 事業、再評価箇所は 595 事業、事後評価箇所は 70 事業である。なお、再評価の結果、「中止」37 事業、「休止」3 事業、「計画見直し」13 事業及び「継続」542 事業と評価されている。「中止」と評価された事業には平成 12 年度総合評価^{*1}によって「中止」とした事業 33 事業を含んでいる。

^{*1}：災害復旧や維持修繕事業を除く、全ての基盤整備部所管県事業約 1,700 箇所を対象に基盤整備部総合評価検討委員会を設置し、総合評価を実施した結果、用地協力が得られない、地元の協力が得られないため、33 箇所（補助事業 6 箇所、県単事業 27 箇所）を中止とする方針を決定した。

2. 事前評価

(1) 目的・概要

計画段階から県民の提案・参画型の事業計画の実現を図ることを目的し、事業採択前に事業計画の審議を実施し、知事協議を経て事業採択を決定する。

副知事を委員長とする「岐阜県新規公共事業計画委員会」は、原則として新規事業採択の 2 年度以上前の計画初期段階に「予備審議」（対象事業は全体計画の概算事業費 10 億円以上の事業）を行い、新規事業採択前年度に「本審議」（対象事業は公共 5 億円以上、県単 3 億円以上の改築系の事業）を行う。なお、「予備審議」の前に調査費を予算化し調査を実施する場合には、調査の必要性について「調査予備審議」を行う。

(2) 平成 22 年度事前評価の状況

平成 22 年度に実施した「予備審議」案件（新規予定年度 平成 24 年～）は 2 件で了承済みである。また、「本審議」案件（新規予定年度 平成 23 年～）は 3 件で了承済みである。

(3) 平成 23 年度事前評価の状況

平成 23 年度に実施した「予備審議」案件（新規予定年度 平成 25 年～）は 1 件で了承済みである。また、「本審議」案件（新規予定年度 平成 24 年～）は 3 件で了承済みである。

3. 再評価

(1) 目的・概要

農政部、林政部、県土整備部及び都市建築部が実施する公共事業の再評価を行い、事業の実施に当たり必要に応じてその見直しや、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するなど、事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

「岐阜県公共事業再評価要綱」に基づき、再評価の対象となる事業のうち、事業採択後 5 年間を経過した時点で未着工及び事業採択後一定期間（5 年（国土交通省管轄以外の事業は 10 年））を経過し、継続中の公共事業について再評価を実施し、「継続」、「中止」を決定する。また再評価を実施した後 5 年間を経過した時点で、未着工又は継続中の事業も再度再評価を実施する。再評価は、学識経験者等第三者で構成される「事業評価監視委員会」（以下、監視委員会）で審議され、対応方針を決定し、評価結果等を公表している。

再評価の対象とする事業の範囲

事業区分	対 象 基 準		
	国庫補助事業	交付金事業	県単独事業
農業農村整備事業	事業費の基準 を定めない	全体事業費 5億円以上	全体事業費3億円以上
林道事業			全体事業費3億円以上
治山事業			全体事業費3億円以上
道路事業 (道路建設課所管)			2.0km以上の改良工事、長大橋、トンネル
道路事業 (道路維持課所管)			全体事業費3億円以上、排水機場
河川事業			全体事業費3億円以上
砂防事業			全体事業費3億円以上
街路事業			全体事業費3億円以上
公園事業			全体事業費3億円以上
下水道事業			全体事業費3億円以上
公営住宅事業			全体事業費3億円以上
水道事業			全体事業費3億円以上

上記表に掲げる事業区分以外の事業若しくは対象事業基準以下の事業であっても、事業所管部長が再評価が必要と判断した事業は、主要な県事業として取り扱うことができる。

(2) 再評価の方法

再評価は、「国や県の政策との位置付け」「費用対効果分析」「事業を巡る社会経済情勢等の変化」「事業の進捗状況」「地域の特性」「コスト縮減や代替案の可能性」を視点

として、下記表の主体及び内容によって、実施される。

主体	内容
事業所管部長	・事業継続又は中止の方針に関する再評価資料の作成
事業評価検討委員会 ^{*1}	・再評価資料を審議し、対応方針案の作成
事業評価監視委員会 ^{*2}	・再評価の実施手続の監視 ・対応方針案の審議 ・知事への意見具申
知事	・評価の結果及び対応方針等の公表

*1:農政部、林政部、県土整備部及び都市建築部で構成する。

*2:公平な立場にある有識者のうち、知事が委嘱する14名以内をもって組織する。

なお、委員の一部を公募によることができる。

(3) 平成 22 年度再評価の状況

平成 22 年度に監視委員会は、5 回開催しており、委員会で使用した資料、議事概要書及び対応方針は岐阜県ホームページで公表されている。

事業の再評価に関して、監視委員会は以下の 12 事業を審議した。その結果、再評価は適正に実施されていることを確認し、事業主体の対応方針(原案)を了承している。

平成22年度 再評価実施箇所一覧及び対応方針

番号	担当課名	県事業		市町村事業	事業主体	事業採択年度	完了予定年度	全体事業費(百万円)	再評価の実施区分		事業名	路線名(地区名)	対応方針
		補助	単単						再評価	再々評価			
1	農地整備課				岐阜県	H12	H30	5,660			県営水質保全対策事業	羽島地区	継続
2	森林整備課				岐阜県	H7	H33	4,150			森林居住環境整備事業 ふるさと林道緊急整備事業	伊自良・根尾線	継続
3	森林整備課				岐阜県	H8	H32	4,366			森林居住環境整備事業 ふるさと林道緊急整備事業	相生・落部線	継続
4	道路建設課				岐阜県	H8	H27	13,000			交通連携推進事業	一般国道256号 高富バイパス	継続
5	道路建設課				岐阜県	H13	H28	12,000			社会資本整備総合交付金事業	一般国道大垣江南線 小泉・西結工区	継続
6	河川課				岐阜県	H13	H28	6,000			社会資本整備総合交付金事業	水無瀬生活貯水池	調査段階を継続
7	森林整備課				恵那市	H7	H27	1,034			河川総合開発事業	大沢線	継続
8	森林整備課				飛騨市	H12	H24	460			森林居住環境整備事業	瀬見谷線	継続
9	下水課				恵那市	H1	H26	6,008			恵那市特定環境保全公共下水道事業	岩村処理区	継続
10	下水課				郡上市	H4	H26	4,275			郡上市特定環境保全公共下水道事業	大和中央処理区	継続
11	下水課				海津市	H2	H32	27,852			海津市公共下水道事業	海津処理区	継続
12	下水課				神戸町	H13	H37	15,332			神戸町公共下水道事業	神戸処理区	継続

4. 事後評価

(1) 目的・概要

事業の効率性及び透明性の一層の向上を図るため、完了した事業について、その効果、環境影響などの実績の確認を行い、事業主体が必要に応じて適切な改善措置を検討することや評価結果を同種の調査や計画に反映することを目的とする。

事業主体は、監視委員会の意見を聴き、その意見を尊重し対応方針を決定し公表する。

対象事業は、事業完了後(暫定供用後を含む)1年間を経過した大規模な事業とする。但し、事業効果が現れるまで期間を要する事業については5年経過後としている。また、自然災害等の事象の発生や環境への影響、社会経済情勢の変化等により、事後評価を実施することが必要となった事業も対象とする。

(2) 事後評価の方法

事後評価は、「事後評価マニュアル(案)」に基づき、「住民の参加・協働による効果」「事業の効果」「環境面への配慮」「事業を巡る社会経済情勢等の変化」「利用者・地域住民等への効果」「今後の事後評価の必要性及び改善措置の必要性」の視点として、下記表の主体及び内容によって、実施される。

主体	内容
事業所管部長	・地域住民との協働作業部会を開催し、対応方針案を作成
事業評価検討委員会 *1	・地域住民等の意見を踏まえ対応方針案の決定
事業評価監視委員会 *2	・事後評価の実施手続の監視 ・対応方針案の審議 ・知事への意見具申
知事	・評価の結果及び対応方針等の公表

*1: 農政部、林政部、県土整備部及び都市建築部で構成する。

*2: 公平な立場にある有識者のうち、知事が委嘱する14名以内をもって組織する。

(3) 平成 22 年度事後評価の状況

事業の事後評価に関して、監視委員会は 5 事業を審議した。なお、審議箇所は対象箇所 20 箇所から、県の事業課ごとに最も大きい箇所として 5 箇所を選定している。その結果、事後評価は適正に実施されていることを確認し、事業主体の対応方針(原案)を了承している。

平成22年度 事後評価実施箇所一覧及び対応方針

番号	担当課名	県事業		事業採択年度	完了予定年度	全体事業費 (百万円) 上段:当初 下段:最終	事業名	路線名(地区名)	対応方針		
		補助	県単						今後の事後評価 の必要性	改善措置の必要性	新規事業へ適用すべき留意点
1	農地整備課			S63	H20	1.802	農産農林漁業用揮発油税 財源替替農道整備事業	乙畑地区	必要なし	必要なし	事業実施にあたっては、コスト縮減を考慮しつつ施設利用者の安全性・利便性を向上するよう案内標識や警戒標識等の設置を十分検討する。
						4.744					
2	森林整備課			H6	H20	2.500	ふるさと林道緊急整備事業	宮谷～金坂線	必要なし	・利用者の拡大のため、案内看板などの整備を進める。 ・森林整備や林道等の基盤整備の必要性を理解して頂けるよう努める。	・計画段階から、作業道等の林内路線の整備計画を踏まえた林道線形を検討するなど、林道の開設効果がより発揮されるよう努める。
						2.588					
3	治山課			H6	H16	2.813	水源森林総合整備事業	琴ヶ沢地区	必要なし	必要なし	・地域住民の意見をくみ取り、きめ細やかな対応に努めていく。
						2.379					
4	道路建設課			S61	H20	12.300	公共道路改築事業	一般国道303号 川上・八草バイパス	必要なし	・警察等とも協議のうえ、速度制限等安全対策について検討する。	・早期効果発現の観点から一層の集中投資を行い、部分供用を含め早期完成を目指す。
						14.600					
5	街路公園課			H11	H20	5.700	公共街路事業 地方道路整備臨時交付金事業	都市計画道路 中瀬大橋御高線	必要なし	必要なし	・今後も地域住民の満足が高くなるよう、地域の意見を踏まえて利用者等の目線に立った事業実施を行っていくとともに、事業の重点化・効率化を図り事業効果の早期発現に努める。
						5.000					

5. 平成 23 年度事業評価計画

平成 23 年度第 1 回岐阜県事業評価監視委員会(5月20日開催)の審議によって、平成 23 年度の再評価は 40 箇所(県事業 34・市町村事業 6) 事後評価は 5 箇所(各事業課所管事業 1 箇所程度)を実施する。

平成23年度 再評価実施箇所

担当課	事業の区分				再評価の実施区分		
	県事業			市町村事業	合計	再評価	再々評価
	補助	交付金	県単				
農地整備課		4			4	1	3
森林整備課		1	2	2	5	2	3
道路建設課	2	12			14	9	5
河川課	3	10		1	14		14
下水課				3	3		3
合計	5	27	2			12	28
	34			6	40	40	

III. 外部監査の結果

(1) 建設工事契約変更事務

概要

建設工事は予知できない自然条件や地質・土質等種々異なる条件を前提に行わざるを得ないため、予測できない事態が生ずることは避けられない。したがって、やむを得ず設計変更を行う場合、設計変更及びそれに伴う契約の取扱いに関する必要な事項を定めて、事務の適正化、合理化を図るための要領として「建設工事変更事務処理要領」(平成19年6月1日施行)(以下、変更事務処理要領とする。)を定めている。

変更事務処理要領第2において、以下のとおり設計変更の考え方が示されている。

(設計変更の考え方)

第2 設計書は周到な調査や測量、適正な規格や基準及び綿密な設計積算によって作成されるものであるが、建設工事は予知できない自然条件や地質・土質等種々異なる条件を前提に行わざるを得ないため、予測できない事態が生ずることは避けられない。従って設計変更は真にやむを得ないものに限り、かつ必要最小限の範囲で行うものとする。

なお、設計変更を行う際は、分離発注の可否を検討するとともに、設計変更を必要とする経緯・理由について、明らかにしなければならない。

また、上記第2において示される「真にやむを得ないもの」に該当する適用基準について第4に示されている。

(設計変更の適用基準)

第4 設計変更が適用できる基準は次の各号に定めるところによる。なお、明らかに別工事と認められるものについては設計変更の対象にしてはならない。

(1) 発注後に発生した外的条件によるもの

- ア 自然現象、その他不可抗力による場合
- イ 他事業との関連による場合
- ウ 関係法令の改正に基づく場合
- エ 安全対策に基づく場合(交通整理員、仮設工等)
- オ 用地条件や地元との協議に基づく場合
- カ その他やむを得ない外的条件による場合

(2) 発注時に確認が困難な要因によるもの

- ア 推定岩盤線の確認に基づく場合
- イ 地盤支持力の確認に基づく場合
- ウ 土質・地質の確認に基づく場合
- エ 地下埋設物の撤去等による場合
- オ 建設廃材及び建設発生土の数量、処理方法、処理場の変更等による場合
- カ 諸経費調整に基づく場合

- キ 賃金、物価の変動に基づく場合
- ク その他確認困難な要因、語測等やむを得ない場合
- (3) 設計図書の不具合によるもの
 - ア 設計図書と現場の状態、施工条件が一致しない場合
 - イ 図面と仕様書が一致しない場合
 - ウ 設計図書に誤謬、脱漏がある場合
- (4) 本庁主務課との協議により、本要領第 2 に規定する「設計変更の考え方」に則り、設計変更することが真にやむを得ないと認められるもの

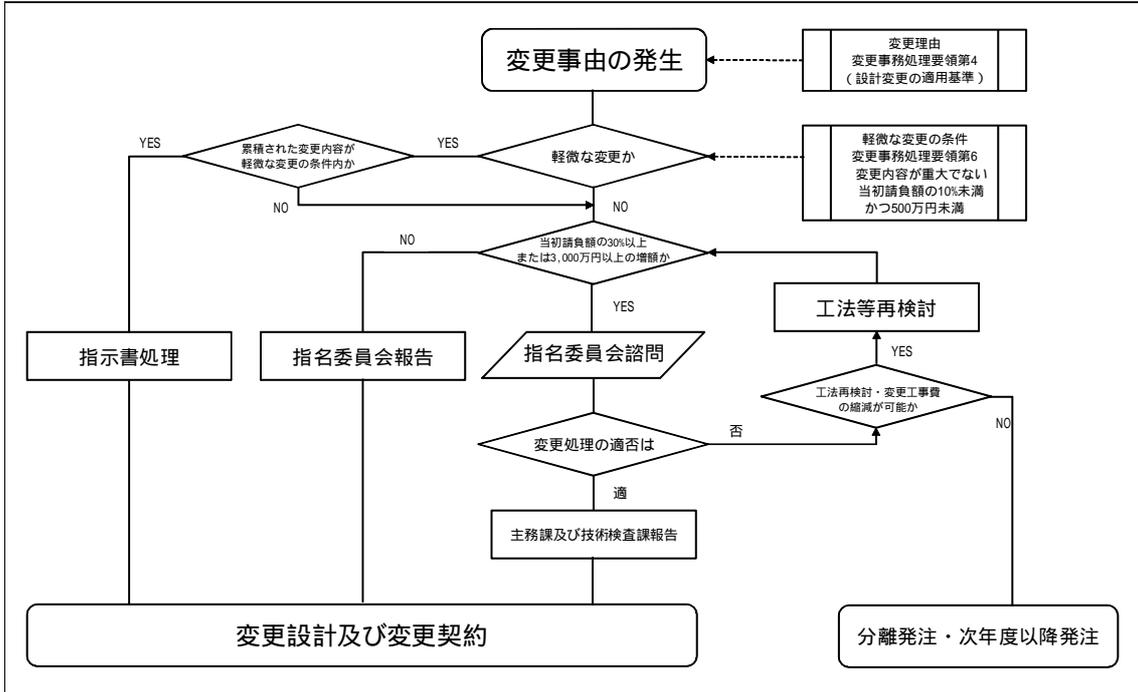
このように、変更事務処理要領によれば、契約を変更することは例外的なものとして位置付けられているところ、軽微ではない変更の際には、その重要性を鑑み、所定の手続きを経る必要がある。建設工事の当初規模及び変更金額の多寡に応じた契約変更手続きについては変更事務要領第 8 に明示されており、その内容、業務フロー及びこれらの手続きで使用する所定の様式を示すと以下のとおりである。

(契約変更の手続き)

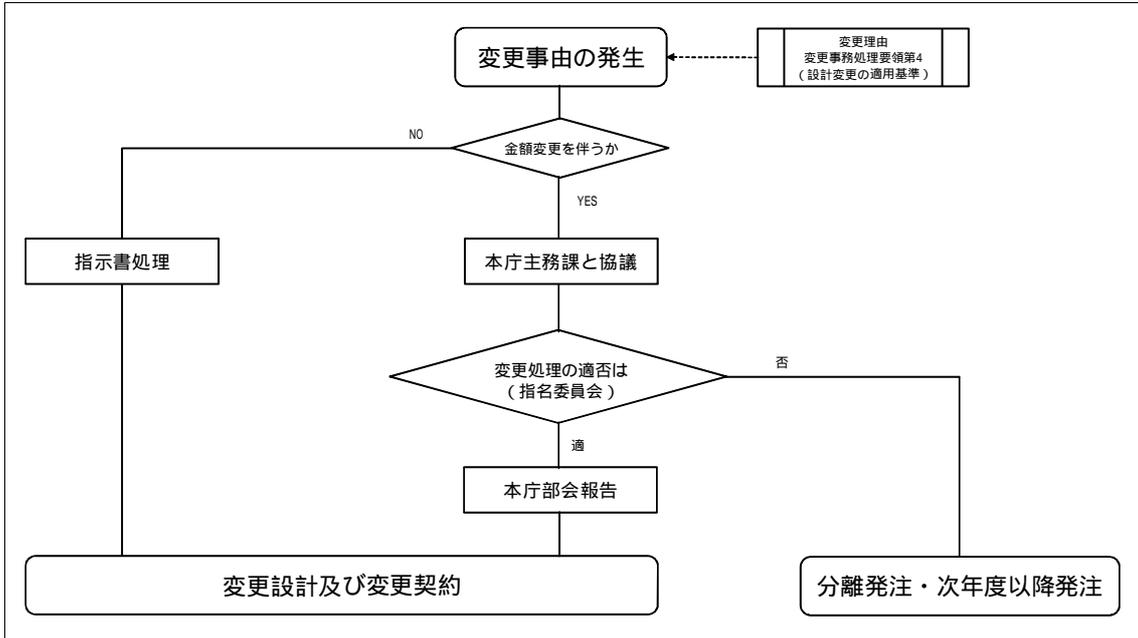
第 8 設計変更に伴う契約変更は、その必要が生じた都度行うこととし、その手続きについては下記によるものとする。ただし、軽微変更に伴うものは、工事完成(債務負担行為に基づく工事の場合は各会計年度末及び工事完成)までに行うものとすることができる。

- (1) 設計変更による増加額が当初請負額の 10%以上 30%未満、またはその金額が 500 万円以上 3,000 万円未満の契約変更を行おうとする場合は、その変更契約締結前に様式 1 により各発注機関の指名委員会に報告するものとする。
- (2) 当初請負額の 30%以上、または 3,000 万以上の増額変更を行おうとする場合は、様式 2 により各発注機関の指名委員会に諮り、指名委員会はその適否を決定するものとし、その内容を主務課及び技術検査課へ報告するものとする。
- (3) 契約変更に伴う変更理由書には、本要領第 4 に規定する「設計変更の適用基準」に該当する項目を明記し、併せてその理由を具体的に記述するものとする。
- (4) 緊急を要する変更事項については、各発注機関の長の許可を得て、指名委員会へ事後報告することとする。
- (5) 3 億円以上の工事に伴う変更は、各部の部会において担当課より報告することとする。

契約事務の流れ（当初設計金額が3億円未満の場合）



契約事務の流れ（当初設計金額が3億円以上の場合）



様式1及び様式2の記載内容(要約)

様式1「変更契約報告書」

契約内容	工事番号
	工期
	契約経緯
	請負者名
	工事概要
変更内容	変更内容
	変更契約額
	変更理由
委員会意見	

様式2「変更契約審議書」

契約内容	工事番号
	工期
	契約経緯
	請負者名
	工事概要
変更内容	変更内容
	変更契約額
	変更理由
委員会決定及び付帯条件	

監査の結果

(ア)契約変更手続の形骸化(指摘)

真にやむを得ない事情により建設工事契約変更の必要が生じた場合、変更事務処理要領第8によれば、軽微な変更を除き、指名委員会諮問または指名委員会報告の必要がある。なお、当初設計金額が3億円以上の場合は、これに加えて本庁部会報告も必要となる。

しかしながら、軽微な変更でなく、緊急を要する変更事項でないにもかかわらず施工業者への直接的な指示書ないしは協議書によって事実上の設計変更をしており、工事契約期間終了直前に一括して契約変更手続を実施している事実が散見された。

指名委員会への報告及び諮問にかけた段階では、すでに変更後の設計に基づき工事が開始されており、事実上、変更を覆すことができない状態となっている。

前述のとおり、一旦締結した契約を変更することは例外的なものと位置付けられているため、例外を認めるためには指名委員会への報告ないし諮問を実施するよう義務付けられているものであり、それが形骸化することにより、安易な契約変更を乱立するおそれがある。

従って、変更事務処理要領で報告ないし諮問の実施を定めた趣旨を踏まえ、正確な運用を徹底する必要がある。

(イ)軽微変更に伴う累積的影響の把握(意見)

当初設計金額が3億円未満の場合の契約変更事務において変更事由が発生した際、それが軽微な変更であっても、累積された変更内容が軽微と認められない場合は、指名委員会への報告ないし諮問を要することとされている。

しかしながら、その累積的影響額を専用の書式により管理していない現地機関が見受けられた。これでは、仮に累積的影響によって軽微ではない変更が生じていたとしても、累積的影響額の確認漏れにより所定の手続きを経ずに変更設計及び変更契約を締結してしまうおそれがある。

すべての現地機関において、契約金額に係る累積的増減額及び累積的増減率を計算する「変更額増減見込表」等の専用の管理資料を作成し、意識的に変更の程度を管理

することが望ましい。なお、参考資料として、実際に使用されていた「変更額増減見込表」を示す。

変更増減見込表（実例）

変更額増減見込表							
				工事番号	××		
				事業名	××事業		
				箇所名	市		
				設計額		円	
				請負額		円	
				累計増減率		%	
番号	区分	変更概要	数量等	増減見込額			増減
				直接工事費	諸経費込み額	請負額	
1	仮設工	××の作設	××				増
2
3
				累計			

(ウ)様式1「変更契約報告書」の記載不備（指摘）

建設工事契約において、当初請負額の10%以上30%未満、または500万円以上3,000万円未満の増額変更を行う場合は、様式1「変更契約報告書」により各発注機関の指名委員会への報告が必須とされている。当該「変更契約報告書」には、「委員会意見」欄が設けられているものの、問題がない場合は何の記載もしていないケースが見受けられた。「変更契約報告書」の別紙に決裁印は押印されているが、当該別紙と「変更契約報告書」は一括して保管されておらず、一見すると指名委員会への報告が適切になされているか否かを判断することができない状態にあった。

指名委員会への報告は、「建設工事変更事務処理要領」第8(1)により定められているものであり、それが適切になされているか否かを文書として残すことは建設工事変更事務処理上、重要である。「変更契約報告書」を見れば、報告の手続きが完了していることが明瞭になるよう、所定項目についてはすべて漏れなく必要事項を記載するよう徹底すべきである。

(エ)指名委員会への報告漏れ（指摘）

変更事務処理要領第8(1)において、設計変更による増加額が当初請負額の10%以上30%未満、またはその金額が500万円以上3,000万円未満の変更契約を行おうとする場合は、その変更契約締結前に決められた様式により各発注機関の指名委員会に報告するものとされている。しかし、設計変更による増加額が当初請負額の500万以上の変更であるにもかかわらず、指名委員会への報告がなされていないケースが存在した。

変更事務処理要領に基づいた指名委員会への報告を失念することは、500万円以上と

いう高額な増額変更について分離発注の可否の検討や、設計変更の経緯や理由を明らかにする重要な機会を失うことになる。

変更事務処理要領の正確な運用を徹底する必要がある。

(オ)設計変更の考え方（意見）

道路建設工事において、増工額 5,825 千円（当初契約額から 10.4%）の変更を行っているため、変更契約報告書を作成し、指名委員会に報告しているケースがあった。

当該変更契約報告書における変更理由は、変更事務処理要領第 4(1)発注後に発生した外的要件によるものア自然現象、その他不可抗力による場合に該当するとし、「雨水の侵入を防止し、地山の早期安定を図るため、土工と同時に舗装工を施工したい」とする旨の変更理由であった。

工事の概要としては、盛土工事を行った部分に対して変更契約により車道舗装工事を施工するものであったが、上記契約変更理由は、設計当初から予見できるものであったとも考えられる。

結果的に変更契約によって、盛土工事と舗装工事が同一の時期に施工されたが、仮に両工事を同一の時期に施工しなかった場合には、盛土工事を行った部分が崩壊し、補修工事が必要となる結果、追加的な投資を要したり、事業計画に遅れが生じるリスクが考えられる。

岐阜県では、舗装や法面工事等の専門工事については、専門工事業者への分離発注に努めている。しかし、分離発注することが必ずしも岐阜県の利益とならない場合には、一括発注がより適切である理由を明確にしたうえで、一括発注を検討することが望まれる。そのためには、想定される地域性や季節性（発注時期）による自然環境の変化などを最大限に考慮した設計とすべきであり、当初から一体となって設計されるべき工事については、一括発注するなど適切な発注に努められたい。

(カ)委託業務契約に係る変更事務処理要領の不存在（指摘）

建設工事契約に係る変更事務処理については「建設工事変更事務処理要領」（平成 19 年 6 月 1 日施行）が存在するが、委託業務契約に係る変更事務処理については、何ら規程や要領が存在しない。

このため、建設工事契約においては、軽微な変更（下記参照）以外の契約変更が発生した場合には、指名委員会への報告もしくは審議や変更契約の締結等が必要となるが、委託業務契約については、これらの手続は不要となっており、実際に、当該手続を経ずして軽微変更以外の変更契約を締結しているケースが見受けられた。

変更例

工 事 名	治山事業調査測量設計業務
工 事 場 所	関市上之保字下貝津地内
当初契約金額	2,362,500 円
最終契約金額	2,927,400 円
変更増額率	23.9%

なお、所内規程として指名委員会への報告を義務付けている事務所も存在する。

<p>「建設工事変更事務処理要領」(平成19年6月1日施行) (軽微な変更)</p> <p>第6 設計変更のうち次の各号に該当するものは軽微な設計変更(以下「軽微変更」という)として取扱うことができる。</p> <p>(1) 設計変更の内容が、当該工事の基本的内容に重大な影響を及ぼさないもので、別表1,2の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(2) 設計変更による変更見込金額が当初請負額の10%未満で、かつその金額が500万円未満のもの</p>
--

県の予算を用いて、一定の業務を遂行しているという意味では、建設工事契約も委託業務契約も同種であるにもかかわらず、必要な事務処理手続が異なるのは公平な取扱いではない。委託業務契約についても早急に変更事務処理要領を整備すべきである。

なお、所内規程としての整備は事務所ごとに手続きに格差が生じるため、採用すべきではなく、県として統一した方法を整備する必要がある。

(キ)設計変更、工事業者指示書・協議書の決裁基準の事務所設定(意見)

土木事務所及び農林事務所の現地機関は、必要性がある場合、工事等の設計を変更し、場合によっては、変更契約締結前に指示書及び協議書に基づいて、工事業者に工事等を依頼することがある。

「建設工事変更事務処理要領」第8(契約変更の手続き)では、一定金額及び割合以上の工事費増加がある場合、所長を委員長とする指名委員会への報告又は協議を要求しており、業務上の統制を図っている。

工事業者への作業依頼は、実質的に工事費支払負担が県に課されるため、各現地機関は事務管理上の統制を図るという必要性から独自の決裁基準による規程を作成し運用している。独自の決裁基準に従い、実務上設計変更に係る変更設計書及び指示書・協議書には、現地機関の所長等権限者の決裁が必要となっている。

監査の結果、全ての現地機関で、独自の決裁基準を作成し、運用していることが確認できた。これは、当該事務管理の必要性を各現地機関が認識していることを示すも

のであり、一定の評価できる。

しかし、下記表「設計変更及び指示書・協議書に係る各事務所決裁規程」のとおり、各現地機関の決裁基準は統一されていない。不統一の事例として、指示書・協議書の決裁基準では、「工事費が100万円又は10%以上の増減がある場合、所長決裁を必要とする」している一方、「全て所長決裁を必要とする」としている事務所もあった。

	変更設計書	指示書・協議書
岐阜	全て所長決裁	3億以上の工事は、所長決裁 3億未満の工事は、課長決裁 なお、課長判断で所長決裁
大垣	同上	同上
揖斐	同上	同上
美濃	同上	同上
郡上	同上	同上
可茂	同上	同上
多治見	同上	3億以上の工事は、所長決裁 3億未満の工事は、課長決裁 なお、課長判断で所長決裁 (但し、契約履行期間の延長申請の場合は、所長決裁は必須)
恵那	同上	同上
下呂	同上	課長決裁、なお、重要性のある場合及び100万円を超える変更がある場合は所長決裁
高山	同上	同上
古川	同上	課長決裁、なお、重要性のある場合及び200万円を超える変更がある場合は所長決裁

	変更設計書	指示書・協議書
岐阜	全て所長決裁	一部所長決裁、重要性に応じ課長決裁
西濃	一部所長決裁、重要性に応じ課長決裁	同上
揖斐	全て所長決裁	同上
中濃	一部所長決裁、重要性に応じ課長決裁	同上
郡上	同上	同上
可茂	同上	同上
東濃	全て所長決裁	同上
恵那	一部所長決裁、重要性に応じ課長決裁	同上
下呂	全て所長決裁	全て所長決裁
飛騨	同上	同上

契約変更をはじめとする工事施行事務は、岐阜県事務委任規則で現地機関の長に委任された事務であり、現地機関ごとに決裁基準が異なることは規則で許容されている。

もし、統一的な決裁基準の下、各現地機関が業務を実施するならば、県民からの業務の信頼性はさらに向上するものと思われる。

以上から、本庁主務課は現地機関の決裁基準を把握して、統一的な決裁基準の目安を示し、各現地機関に連絡することが望ましい。

(ク)様式1「変更契約報告書」及び様式2「変更契約審議書」の形式不備(指摘)

契約の発注機関である土木及び農林事務所での事務処理の統一化及び正確性を担保するため、変更事務処理要領第8(1)に示される様式1「変更契約報告書」と(2)で示される様式2「変更契約審議書」は、重要な様式であると考えられる。

事務の適正化及び合理化を図るといふ当該要領の目的を達成するためには、事務で使用する様式が適切なものでなければ困難である。したがって、改善すべき事項を以

下に記載する。

i. 指名委員会の押印欄不備

様式1「変更契約報告書」及び様式2「変更契約審議書」には、指名委員会委員の押印欄は設けられていない。そのため、各事務所では、様式枠外に押印欄を独自に記載するか、別紙にて押印欄を記載するなどして対応している。このような各事務所独自の運用を看過しては、事務所間で統一した事務は困難である。

また、ある事務所では押印欄を作成して各委員が押印しているものの、総委員数が不明、欠席者が不明、出席者の職階が不明といった事実を発見した。

したがって、様式に押印欄を設ける等、適切な様式への改善が不可欠である。

ii. 指名委員会の開催日欄不備

様式1「変更契約報告書」及び様式2「変更契約審議書」には、指名委員会の開催日欄がないため、各事務所独自の記載をしている。このような各事務所独自の運用を看過しては、事務所間で統一した事務は困難である。特に開催日は、指名委員会の権限を行使した時点を明確にするため、必要不可欠な記入と考える。特に様式2「変更契約審議書」は、指名委員会の審議及び決裁日を経て、変更契約が締結されていることを示すうえで、開催日は重要なポイントとなる。例えば、ある事務所では指名委員会の開催日欄を独自に作成することもしておらず、記入忘れを起こしやすい状態にあることを発見した。

したがって、様式に委員会の開催日欄を設ける等、適切な様式の改善が不可欠である。

iii. 審議欄及び審議内容の不十分

変更事務処理要領第8(2)のとおり、当初請負額の30%以上、または3,000万円以上の増額変更を行おうとする場合に、変更契約を締結する以前に指名委員会の審議が必要となる。そのため、審議内容を詳細に明記することが要求される。しかし、様式1「変更契約報告書」及び様式2「変更契約審議書」は、ほぼ同一様式であるため、様式2には審議内容を記載する十分な欄が用意されていない。

また、ある事務所では別紙で審議記録を記載するようにしているが、「上記工事の変更契約(30%超増額)の適否について審議し、やむを得ないものとして承認した。」と記載があるのみで、審議内容を全く記載していない。

このような運用では、指名委員会で適切な審議が行われたことを関係者に示すことは困難であり、それ以降に締結する変更契約の妥当性に疑念を生じさせる。したがって、適切な様式へ改善するとともに、指名委員会は審議内容を十分記載するよう徹底する必要がある。

以上の不備を改善するため、ある事務所で採用している様式を参照にして、改善のための追加事項を列挙する。また、審議内容については列挙したような要点を明確にして、審議内容を十分に記載することが必要である。

【様式改善のため追加事項】

- ・指名委員会開催場所、日時
- ・委員数、出席者数、欠席者数
- ・委員職階と押印欄
- ・報告内容又は審議内容
 - 審議内容の要点
 - ・設計変更が予測できない事態の発生に伴うか。
 - ・設計変更が分離発注不可能か。
 - ・設計変更が当初契約の目的内か。
 - ・設計変更が最小限であるか。
- ・結論

(2) 紐付契約による継続的随意契約の通知（意見）

概要

平成20年度に一般競争入札によって、一定の業者に治山事業測量設計業務を委託した。翌年度以降も継続的な測定が必要との判断から、同一業者へ随意契約により同等の業務を委託している。事業の詳細は以下のとおりである。

工 事 名	治山事業測量設計業務委託
工 事 場 所	揖斐郡揖斐川町春日六合字向山地内
工 事 概 要	平成20年9月18日揖斐川町春日地内で発見された山腹の亀裂について、調査の結果「地すべり」の可能性が高いため緊急に詳細な調査及びセンサー等観測機器の設置を行い測定を行った。 その後、危惧された大きな崩壊は発生していないが、若干の動きが認められる。崩壊が発生した場合、下方の粕川の閉塞及び県道バイパスへの直接的な影響が考えられ、間接的に民家への被害も想定されるため、平成23年度現在、同一条件、同一地、同一方法で継続して測定している。

なお、初年度契約締結段階では、当該業務が向こう何年継続するかは不透明であったものの、契約が複数年度に渡る可能性が高い事実については、予想できていた。

監査の結果

一般競争入札は、公正、機会均等かつ適正な競争が確保され、更には経済性も確保されるとの利点（以下、適正性等とする。）により、工事契約ないし委託契約等を締結する際に須らく実施されるべきものである（地方自治法第234条第1項）。

一方、随意契約は手続の簡便性や適正な相手方が選定できる等の利点がある反面、機会不均等や恣意性が介入するおそれがあり、かつ一般的に経済性が確保されにくいとの欠点が存在するため、安易に採用されるべきではなく、一定の要件下でのみ認められうる例外的な契約形態である（同法同条第2項）。これらの利点・欠点を簡潔にまとめると以下のとおりである。

契約方法	利 点	欠 点
一般競争入札	<ul style="list-style-type: none"> ● 公正・機会均等・適正な競争が確保される。 ● 経済性が確保される。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 不誠実・不信用の者の参加を排除できない。 ● 手続が煩雑であり、手間と経費がかかる。 ● 品質・出来形の粗悪を招きかねない。
随 意 契 約	<ul style="list-style-type: none"> ● 手続が簡便であり、経費が少ない。 ● 適正な相手方を選定できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 機会不均等になるおそれがある。 ● 恣意的になるおそれがある。 ● 情実に左右されるおそれがある。 ● 一般的に経済性が確保されにくい。

説明の便宜上、「指名競争入札」については割愛している。

したがって、上記のケースにおいて、適正性等が確保されている契約は平成20年度の当初契約のみであり、それ以降の年度については、画一的な簡便性しか享受できていない。同一業務を同一水準で継続的に実施する必要があるとの観点から、当業務について翌年度以降同一業者と随意契約を結ぶこと自体に問題はないが、当初契約時点で、翌年度以降の契約の存在が予想できていたのであれば、その旨を一般競争入札公告に記載し、競争性を高める等の措置をとることが望まれる。

(3) 換地業務に関する随意契約締結の適否（意見）

概要

昭和50年代から、継続的に各地区の経営体育成基盤整備事業に係る換地業務を岐阜県の外郭団体である岐阜県土地改良事業団体連合会へ委託している。

換地業務は従前図調整、従前地再調査、換地設計基準の確定、土地評価基準の作成、換地計画原案の作成及び換地計画書の作成等を行う業務であり、「農林水産省構造改善局通達（昭和59年3月7日59構改B第280号）により土地改良換地士が自ら行い、業務に従事する者を指導し統括することとなっている。

土地改良換地士資格取得者が所属するコンサルタントや個人事業者等は存在するものの、現状、換地業務を事業として行う業者は、換地業務に精通した岐阜県土地改良

事業団体連合会のみであるため、岐阜県土地改良事業団体連合会と随意契約を締結することが慣行となっている。

監査の結果

随意契約は手続の簡便性や適正な相手方が選定できる等の利点がある反面、機会不均等や恣意性が介入するおそれがあり、かつ一般的に経済性が確保されにくいとの欠点が存在するため、安易に採用されるべきではなく、一定の要件下でのみ認められうる例外的な契約形態である（地方自治法第 234 条第 2 項）。

一方、一般競争入札は、公正、機会均等かつ適正な競争が確保され、更には経済性も確保されるとの利点により、工事契約ないし委託契約等を締結する際に須らく実施されるべきものである（同法同条第 1 項）。

すなわち、原則的には一般競争入札に付すことが、経済性、公正性、公平性の観点で優位に立つと考えられる。

土地改良換地土資格取得者自体は県下に複数存在するところ、慣行として長期に渡り岐阜県土地改良事業団体連合会と随意契約を締結することは、一般競争入札を原則とする契約事務の趣旨に反するものと考えられる。

県は契約事務の趣旨を踏まえ、対応を検討することが望まれる。

(4) 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の検証

概要

岐阜県の低入札価格調査制度及び最低制限価格制度について、その概要を示すと下記のとおりである。

(ア) 制度の趣旨

低入札価格調査制度とは、入札額が基準価格を下回った場合、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかを調査する制度である。また、最低制限価格制度とは、入札額が制限価格を下回った場合、入札を無効とする制度である。

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の趣旨とは、予定価格よりも著しく低い金額で事業者が落札した場合、当該金額では発注者である岐阜県が要求する品質水準の工事及びサービスを事業者が提供できないおそれがあるため、岐阜県は当該制度に基づき低入札調査基準価格、失格判断基準、又は最低制限価格を設定し、これらの価格を下回る入札を行った事業者の調査の実施又は入札を無効とすることで、工事及びサービスの品質水準を担保するものである。

県民の安全・安心に資する基盤整備に係る工事が経済性を保ちつつ、一定の品質水準で行われるためには、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適切な運用は重要なものとする。

(イ) 制度の概要

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度は、「岐阜県建設工事低入札価格調査等に関する要領」に基づき運用されている。

【低入札価格調査制度】

対象案件：予定価格1億以上又は総合評価落札方式の案件

- 1 低入札価格の確認
入札額が基準価格を下回った場合：低入札価格調査の実施
基準価格（基準価格の7/10～9/10の範囲内）
- 2 低入札価格調査の実施
失格判断基準の確認
失格判断基準に該当する場合：入札無効
失格判断基準に該当しない場合：詳細調査

詳細調査
専任の追加配置技術者の確認
その他契約の内容に適合した履行可否の確認
- 3 落札者の決定・契約

【最低制限価格制度】

対象案件：予定価格1億未満の工事かつ総合評価落札方式以外の案件

- 1 制限価格の確認
入札額が制限価格を下回った場合：入札無効
制限価格：基準価格の算出方法と同じ

(ウ) 低入札価格調査方法の概要

入札者で低入札価格調査対象事業者は、発注機関へ入札価格調査票を提出する。入札価格調査票は要領に基づいて、下記の内容の記載が必要とされている。発注機関は入札者からの事情聴取、関係機関の照会等を通じ、入札価格調査票の確認、公共工事の成績状況、経営状況、信用状況等について調査し、調査調書を作成し、岐阜県建設工事入札参加資格委員会の審査を受け、契約内容に適合した工事が履行されないおそれはない意見を書面で残さなければならない。なお、低入札価格調査結果及び、最低制限価格制度の適用によって無効となった事例は、岐阜県ホームページで公表している。

【入札価格調査票】

- ・入札価格の理由、必要に応じ、入札価格の内訳書
- ・契約対象工事付近における手持ち工事の状況
- ・契約対象工事に関連する手持ち工事の状況
- ・契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との地理的条件
- ・手持ち資材状況
- ・資材購入先及び購入先と入札者の関係
- ・手持ち機械数の状況
- ・労務者の具体的供給見通し
- ・過去に施行した公共工事名及び発注者
- ・経営内容

(工) 平成 22 年度における低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適用状況

平成 22 年度において、予定価格 250 万以上で、建設コンサルタント業務等を除く建設 4 部（農政部、林政部、県土整備部、都市建築部）発注案件のうち、低入札価格調査対象となった案件は 38 件であった。そのうち、失格判断基準によって入札無効が発生した案件は 8 件であり、入札無効となった事業者数は延べ 23 社であった。

また、最低制限価格制度の対象となった案件は 37 件であり、事業者数は延べ 64 社であった。

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の推移

	H20年度	H21年度	H22年度
年度毎の案件総数	1,589	1,553	1,596
低入札価格調査制度対象となった案件数	42	16	38
低入札価格調査基準価格を下回る価格で入札した事業者数	96	44	119
低入札価格調査後に無効者をだした案件数	不明	不明	0
低入札価格調査後に無効者となった事業者数	不明	不明	0
失格判断基準による失格事業者を出した案件数	15	3	8
失格判断基準による失格事業者数	21	3	23
最低制限価格制度を下回った事業者を出した案件数	31	54	37
最低制限価格制度を下回った事業者数	53	91	64

予定価格250万円以上で、建設4部（農政部、林政部、県土整備部、都市建築部）のうち建築関係を除いたもの。

(オ) 制度の改正

岐阜県は、「岐阜県建設工事低入札価格調査等に関する要領」を改訂し、平成 23 年 6 月 1 日以降に入札公告又は入札執行通知する建設工事について、改正後の低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を適用している。

当該改正は、国土交通省において、平成 23 年 4 月 1 日から「低入札価格調査基準」が改正され、これを受けて、「中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」の改正を踏まえて見直したものである。

改正の目的は、基盤整備に必要な体制を確保することができるよう実効性のあるダンピング対策の実施である。具体的には、低入札調査基準価格、失格判断基準、最低制限価格を引き上げるよう算出方法が変更された。

監査の結果

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適切な運用は、基盤整備の一定の品質を維持するために重要である。

平成 22 年度契約リストに基づき、発注機関である土木事務所及び農林事務所で帳票通査及び担当者ヒアリングを実施し、加えて技術検査課での帳票通査及び担当者ヒアリングを実施した結果、検出した事項は以下のとおりである。

(ア) 低入札調査基準価格及び最低制限価格（以下、基準価格等）の推定可能性（意見）

発注機関が土木事務所及び農林事務所の平成 22 年度契約リストを入手し検証したところ、基準価格等と入札金額が一致する契約案件が 59 件あった。

基準価格等は、その制度趣旨から入札の事前に公表されるものではない。そのため、基準価格等と入札金額が相当数一致するという事実は、実質的に事業者による基準価格等の推定が十分可能であることを示していると考えられる。

基準価格等は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の各 4 項目から算出される。

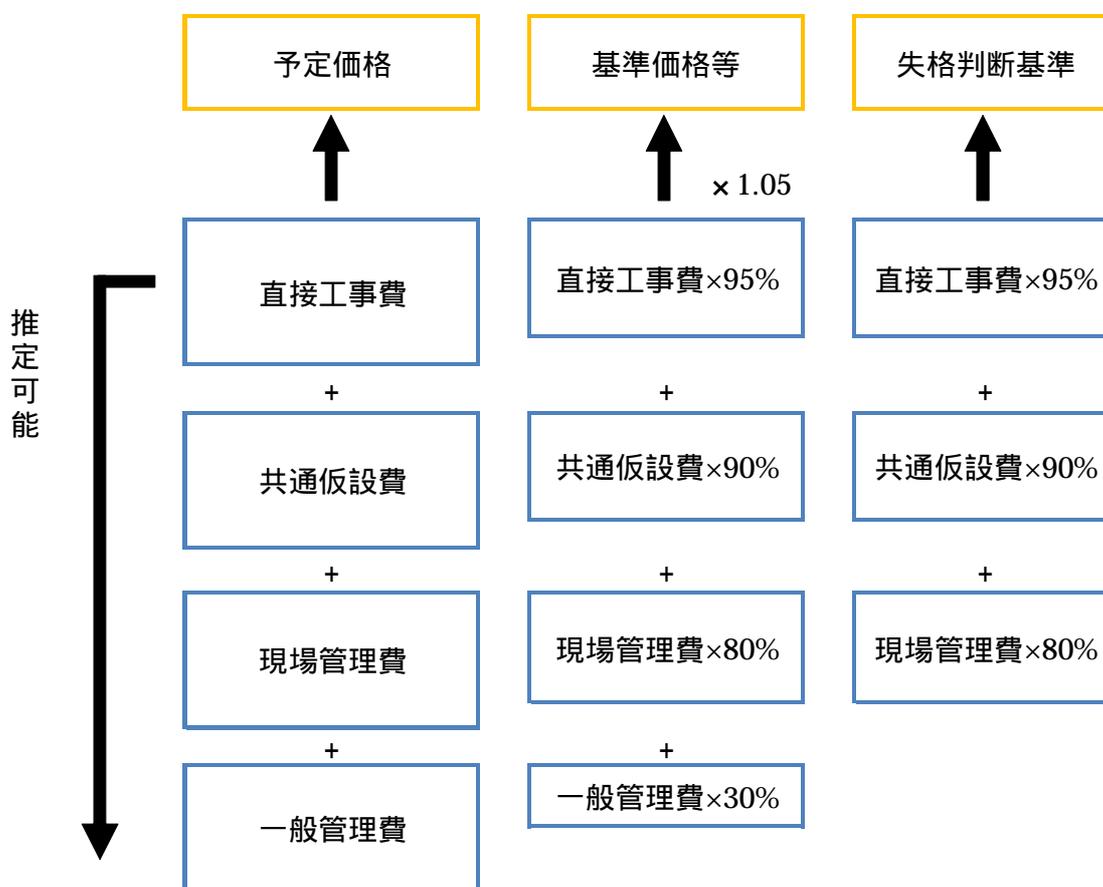
なお、予定価格は積算基準等による積算額であり、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の各 4 項目の合計金額である。また、予定価格を入札の事前に公表している場合が多数である。

したがって、事業者は予定価格の内訳 4 項目の金額を推定することができれば、基準価格等も推定することは可能である。事業者への情報開示は、建設工事発注における設計価格算出の透明性を確保し、より一層の競争性・公正性を期するとともに、積算業務の適正化・効率化を図る意味では、重要である。

そのため、岐阜県で建設工事の工事費の積算に使用する積算基準等及び設計単価は公表又は市販しており、仕様書も事前に公表される。つまり、事業者は岐阜県と同じ条件で積算を行うことが可能である。また、積算ソフトも充実してきており、予定価格と同じになるような積算も十分可能と考えられる。そのため、予定価格の内訳 4 項目まで推定可能となる状況となっている。

監査手続として、市販図書である「治山林道必携」(積算・施行編)に記載のどおり予定価格の内訳を再計算したところ、直接工事費が高い精度で推定できれば、残りの共通仮設費、現場管理費及び一般管理費も記載の計算方法で算出可能なことが判明した。なお、一般に直接工事費は仕様書や公表資料で高い精度で推定できると考える。

予定価格・基準価格等・失格判断基準



入札額が基準価格等と一致するような場合、低入札価格調査制度の調査対象とならず、最低制限価格制度の入札無効とならない。しかし、そもそも基準価格等は事業者に入札金額の目安を与えるものではないものの、基準価格等が推定できる状況では、複数の事業者の入札金額が基準価格等付近で集中しやすい。そのため、事業者は僅かな入札金額差で落札するか否かが決まることになる。その結果、本来、より高い品質水準の工事及びサービスを提供できる優良な事業者が僅かな入札金額差で受注できなくなる場合があり、県民の利益を害するおそれがある。したがって、基準価格等を容易に推定できる状況の是正を検討することが望ましい。

(イ) 低入札価格調査の結果報告分析（意見）

岐阜県で公表している「岐阜県建設工事低入札価格調査の結果報告書」を分析した結果は下記のとおりである。

a. 調査後入札無効となった事業者

平成 22 年度低入札価格調査数 38 件のうち調査対象となった事業者は、調査によって契約履行可能な事業者として全て契約者となっている。

つまり、平成 22 年度は、調査によって、契約履行不能な事業者と判断されたケースはなく、また、過年度も調査により入札無効となったケースはない。

b. 極端な短期調査

38 件のうち 21 件が、入札日から 1 週間以内に調査を実施した案件であった。当該案件のうち、発注機関が土木及び農林事務所で落札金額が 1 億円超の案件は 6 件であった。かかる短期間で実効性のある調査を行うことは困難であると考えられる。

c. 低入札価格調査調書の検証

低入札価格調査対象となった事業者の入札価格調査票を発注機関が調査した調書を閲覧した結果、下記のような極端なケースがあった。

低入札価格調査調書 事例 (単位:円)

項目	予定価格 A	低入札調査基準 価格 B	入札価格 C
直接工事費	44,016,000	41,815,200	41,815,200
共通仮設費	4,159,000	3,743,100	3,743,100
現場管理費	12,992,000	9,094,400	9,094,400
一般管理費	7,101,000	2,130,300	347,300
合計	68,268,000	56,783,000	55,000,000

当該事業者の入札価格を構成する直接工事費、共通仮設費、現場管理費の 3 項目の金額は、低入札調査基準価格を算出するための各項目の金額と同額となっている。

低入札価格調査調書には入札価格の理由を記載する必要があるが、当該事業者は、その理由を、材料価格では過去の取引実績や安価で調達できる旨を理由として記載している。しかし、当該金額が低入札調査基準価格の直接工事費と偶然同一になることは考えにくい。

また、当該事業者は、一般管理費を予定価格と比べて著しく低い金額で入札している。調書の理由には、会社業績が悪化し人余りのため、低価格で入札した旨が記載されているが、これは調査を円滑に通すために、一般管理費を調整項目に利用したとも考えられる。

一般的に直接工事費は工物品質に直接影響があるため、他の調査事例でも、直接工事費は高くし、反対に工物品質に直接影響がない一般管理費を低くし入札しているケースが散見された。これは、直接工事費の理由説明をしやすくしている証左と考えられる。

一般管理費を低くすることが工物品質に影響しないのか、また実際の工事では入札した直接工事費よりも低い金額で材料調達を行い利益捻出していないか等の観点から調査を実施することが望ましい。少なくとも当該事例に

は、十分な懐疑心をもって調査をすることが必要である。

当該事実は、調査による牽制が機能していないのではという疑念を生じさせるおそれがある。県民からの入札制度の信頼性向上のため、このような疑念を払拭することが重要である。

(ウ) 最低制限価格の適用により無効となった事例分析（意見）

岐阜県が公表している「岐阜県建設工事最低制限価格の適用により無効となった事例の結果報告書」を分析した結果は下記のとおりである。

工事規模の大小如何にかかわらず、最低入札者金額は、最低制限価格を僅かに下回る場合が多く、かつ、落札者入札金額は、最低制限価格を僅かに上回る場合が多い。つまり、最低制限価格付近で入札金額が集中している。

平成22年度無効事例数37件のうち28件が最低制限価格と落札者入札金額の乖離が100千円以内であり、一致している案件は7件存在した。事業者は極めて精度の高い積算を行い、入札していると考えられる。

平成22年度 工事最低制限価格 無効事例 (単位:円)

工事案件	予定価格	落札者入札価格	最低制限価格	最低入札価格
1	28,527,450	23,614,080	23,614,080	23,551,710
2	23,291,100	19,450,147	19,444,950	19,443,900
3	41,372,100	34,090,560	34,090,560	34,090,035
4	43,031,100	35,331,450	35,273,805	33,897,150
5	13,265,700	10,698,030	10,685,797	10,654,350
6	44,964,150	37,281,300	37,263,450	3,759,250

当該事実は、制限価格による牽制が機能していないのではという疑念を生じさせるおそれがある。県民からの入札制度の信頼性向上のため、このような疑念を払拭することが重要である。